



* 0025074000 *

0025074-000

DC721-53

人口政策の栞

厚生省人口問題研究所

1941. 8

ADE

人口政策の栞

昭和16年8月

厚生省人口問題研究所

国立国会図書館

シム21

人口政策の葉

昭和16年8月

厚生省

人口問題研究所

DC721
53



82W04887

序

本輯は人口政策の立案計畫並に實施上、必要とせらるべき人口問題に関する主要統計資料に解説を附して、之を簡約に取り纏めたるものである。人口政策の参考資料としては右の外、外國に於ける人口政策の事例其の他を必要とすべきも、之に關しては別に輯録することとしたのである。

昭和16年8月

人口問題研究所

目 次

1 我が國全版圖の人口	1
2 内地人口	2
3 内地人口の變遷	2
4 道府縣別人口	4
5 都市人口	8
6 人口3萬以上の町村人口	9
7 人口階級別市町村人口	10
8 都鄙別人口	11
9 年齢構成	12
10 配偶關係別人口	24
11 出生地別人口	27
12 職業別人口	29
13 職業別人口の年齢構成	35
14 産業別人口	45
15 世帯	46
16 住居の室數	49
17 民籍及國籍別人口	51
18 在外本邦人	52
19 内地在留外國人	52
20 將來人口	53
21 婚姻件數	60
22 婚姻率	61
23 婚姻の季節	63
24 婚姻の種類	64

25	婚姻年齢	65
26	平均婚姻年齢	66
27	職業別平均婚姻年齢	68
28	夫妻婚姻年齢差	69
29	早婚	70
30	夫妻年齢組合せより見たる婚姻	72
31	婚姻前の配偶関係	74
32	初婚者の結婚費用	75
33	離婚件数及離婚率	77
34	離婚の種類とその理由	79
35	夫婦関係継続期間別より見たる離婚	80
36	出生数	81
37	出生率	83
38	女子の年齢別特殊出生率	87
39	有配偶女子の年齢別特殊出生率	88
40	都鄙別出生率	90
41	出生の季節	92
42	出生児の男女割合	93
43	出生児の身分	96
44	一夫婦當り出生児数	96
45	婚姻と出生	100
46	複産	101
47	死産件数及死産率	103
48	母の年齢別特殊死産率	105
49	胎児の月数に依り分ちたる死産	106
50	死亡数	107
51	死亡率	108

52	死因別死亡数	110
53	年齢別死亡数及年齢別死亡率	111
54	所得階級別死亡率	113
55	死亡の季節	115
56	乳児死亡率	119
57	都鄙別乳児死亡率	121
58	乳児死因別死亡	123
59	乳児日齢別、月齢別死亡	125
60	結核死亡	126
61	結核死亡率	127
62	結核死亡の内容	129
63	癌、其の他の悪性腫瘍による死亡	130
64	脳出血、脳栓塞及脳血栓による死亡	131
65	流行性感胃による死亡	132
66	傳染病患者及死亡者	133
67	外因死	135
68	不慮の傷害による死亡	136
69	自殺による死亡	137
70	人口自然増加数	138
71	人口自然増加率	139
72	人口増加率	141
73	人口の再生産	142
74	總再生産率	143
75	純再生産率	143
76	生命表	145
77	生命表より見たる日本人の壽命	148

附 録

1 明治前の人口..... 151
 2 世界の面積及人口..... 156
 3 植民地及委任統治區域に於ける白人の分布..... 169
 4 道府縣別人口動態摘要..... 171
 5 人口政策確立要綱..... 183

1. 我が國全版圖の人口

昭和15年10月1日午前零時現在、國勢調査結果に依る我が國全版圖の人口は次の如くである。

第1表 我が國全版圖の人口 (昭和15年10月1日國勢調査)

	總 數	男	女	女100に付男	人口密度 (1方軒に付)
總 數	105,226,101	52,896,862	52,329,239	101.1	155
内 地	73,114,308	36,566,010	36,548,298	100.0	191
朝 鮮	24,326,327	12,266,230	12,060,097	101.7	110
臺 灣	5,872,084	2,970,655	2,901,429	102.4	163
樺 太	414,891	239,835	175,056	137.0	11
關 東 州	1,367,334	781,592	585,742	133.4	395
南 洋 群 島	131,157	72,540	58,617	123.8	61

この結果に依れば、内地、朝鮮、臺灣、樺太、更に關東州、南洋群島をも包含した我が國全版圖の人口は1億を突破すること522萬餘に及んで居る。

我が國に於ては大正9年第1回國勢調査が實施せられて以來、昭和15年の調査を以て既に5回の國勢調査が施行されたのである。今大正9年第1回國勢調査以降各回の調査にあらはれた人口増加の趨勢を見ると次の如くである。

第2表 我が國全版圖の人口増加の趨勢 (國勢調査)

年 次	總 人 口	前回に對する 増 加 數	前回に對する 増 加 割 合
大 正 9	77,728,731
14	84,278,999	6,550,268	8.4
昭 和 5	91,421,410	7,142,411	8.5
10	98,934,173	7,512,763	8.2
15	105,226,101	6,291,928	6.4

即ち昭和15年我が國全版圖の總人口は前回の昭和10年に比し約630萬人増加し、その増加割合は6分4厘である。この増加は従前のそれに比すれば人數に於ても割合に於ても少々減少を示して居る。

2. 内地人口

大正9年以降各回國勢調査結果に依る内地人口は次の如くである。

第3表 内地人口 (國勢調査)

年次	總數	男	女	前回調査に對する増加率	前回に對する増加割合	女100に付男	人口密度 (1方科に付)
大正 9	55,963,053	28,044,185	27,918,868	...	%	100.4	147
14	59,736,822	30,013,109	29,723,713	3,773,769	6.7	101.0	156
昭和 5	64,450,005	32,390,155	32,059,850	4,713,183	7.9	101.0	169
10	69,254,148	34,734,133	34,520,015	4,804,143	7.3	100.6	181
15	73,114,308	36,566,010	36,548,298	3,860,160	5.6	100.0	191

之に依れば、昭和15年10月1日現在内地總人口は7,311萬人餘であつて、昭和10年の6,925萬人餘に比し約386萬人を増加したのである。この増加は大正9年と大正14年との間に於ける増加に略々等しく、其の後のものに較べると約100萬人を減少して居るのである。これは支那事變等の影響に依つて人口の自然増加が減少したこと、大陸其の他内地外に往住するものが増加したこと等に原因して居るやうに考へられるのである。

3. 内地人口の變遷

明治5年以降我が國內地人口の變遷を示せば次の如くである。

第4表 内地人口の變遷

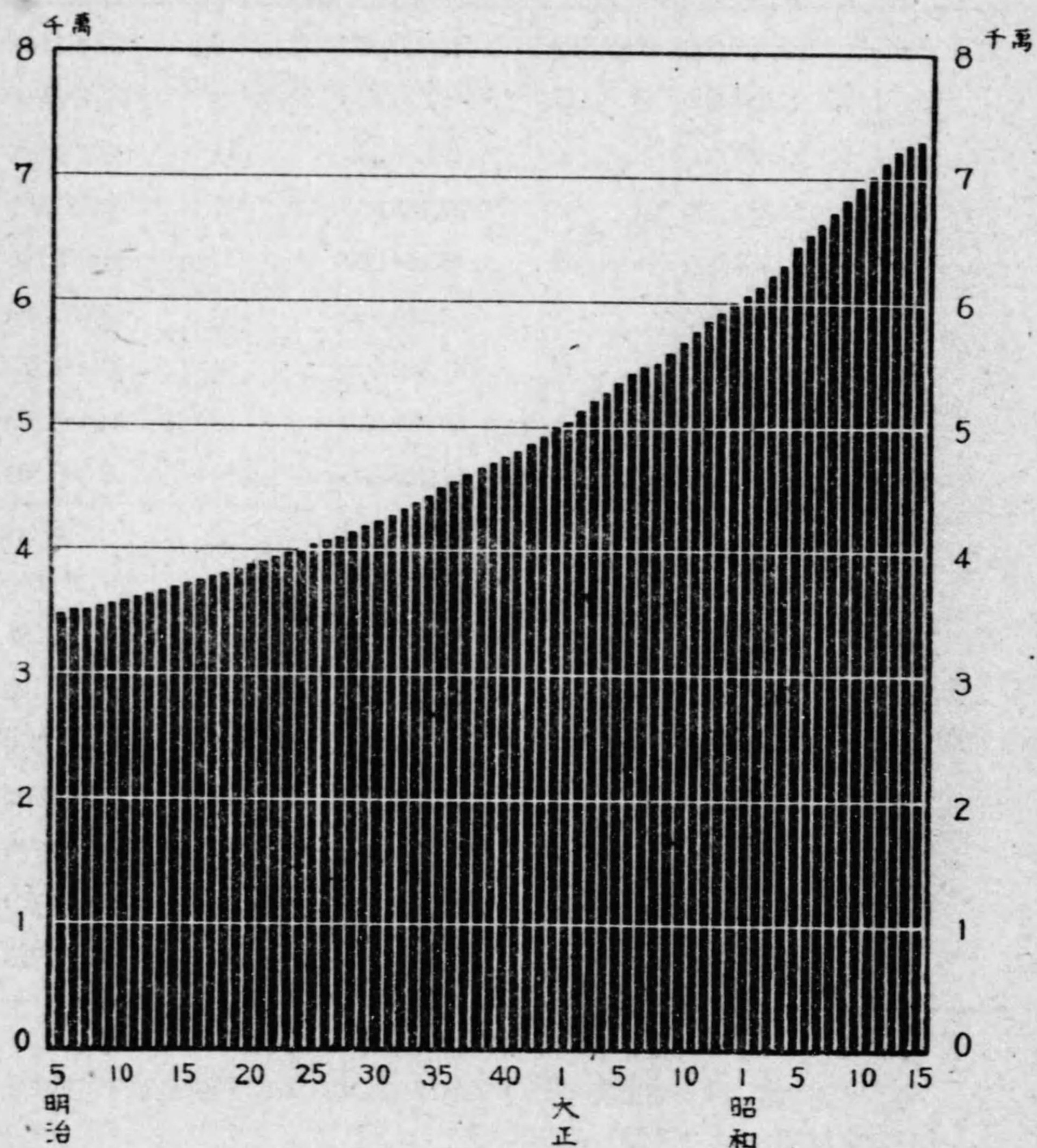
年次	人口	年次	人口	年次	人口
明治 5	34,806,000	明治 10	35,870,000	明治 15	37,259,000
6	34,985,000	11	36,166,000	16	37,569,000
7	35,154,000	12	36,464,000	17	37,962,000
8	35,316,000	13	36,649,000	18	38,313,000
9	35,555,000	14	36,965,000	19	38,541,000

年次	人口	年次	人口	年次	人口
明治 20	38,703,000	明治 38	46,620,000	大正 12	58,481,500
21	39,029,000	39	47,038,000	13	59,138,900
22	39,473,000	40	47,416,000	14	59,736,822
23	39,902,000	41	47,965,000	昭和 1	60,521,600
24	40,251,000	42	48,554,000	2	61,316,600
25	40,508,000	43	49,184,000	3	62,122,200
26	40,860,000	44	49,852,000	4	62,938,200
27	41,142,000	大正 1	50,577,000	5	64,450,005
28	41,557,000	2	51,305,000	6	65,366,500
29	41,992,000	3	52,039,000	7	66,296,000
30	42,400,000	4	52,752,000	8	67,238,600
31	42,886,000	5	53,496,000	9	68,194,900
32	43,404,000	6	54,134,000	10	69,254,148
33	43,847,000	7	54,739,000	11	70,258,200
34	44,359,000	8	55,033,000	12	71,252,800
35	44,964,000	9	55,963,053	13	72,222,700
36	45,546,000	10	56,787,300	14	72,875,800
37	46,135,000	11	57,655,800	15	73,114,308

- 備考 1) 明治5年—大正8年 内地に現在したる内地人口(年首現在)
 2) 大正9年以降 國勢調査に依る現在人口(10月1日現在)但しゴジックを以て示したもの以外は推計人口
 3) 大正9年國勢調査結果に依る外國人及外地人は78,061人にして總人口55,963,053人の0.1%にすぎざるを以て、國勢調査施行以前に關しては内地に現在したる内地人を以て内地總人口と看做しても大過なきものと考へられる。

之に依れば、我が國內地人口は明治5年以降昭和15年の約70年間に於て2.1倍餘に増加したのである。70年間に於て2.1倍する年平均幾何的人口増加率は人口1,000に付11弱である。

第1圖 内地人口ノ變遷



4. 道府縣別人口

昭和15年10月1日午前零時現在國勢調査結果に依る内地總人口 73,114,308 人の道府縣別分布状態を示せば次の如くである。

第5表 道府縣別人口 (昭和15年國勢調査)

道府縣	總數	男	女	人口密度 (1方軒に軒)
總數	73,114,308	36,566,010	36,548,298	191
北海道	3,272,718	1,695,600	1,577,118	37
青森	1,000,509	496,614	503,895	104
岩手	1,095,793	544,276	551,517	72
宮城	1,271,238	637,888	633,350	175
秋田	1,052,275	524,018	528,257	90
山形	1,119,338	548,404	570,934	120
福島	1,625,521	799,788	825,733	118
茨城	1,620,000	801,914	818,086	266
栃木	1,206,657	591,599	615,058	187
群馬	1,299,027	637,708	661,319	205
埼玉	1,608,039	798,321	809,718	423
千葉	1,588,425	776,541	811,884	314
東京	7,354,971	3,795,875	3,559,096	3,429
神奈川	2,188,974	1,137,936	1,051,038	927
新潟	2,064,402	1,017,080	1,047,322	164
富山	822,569	401,261	421,308	193
石川	757,676	363,922	393,754	181
福井	643,904	312,075	331,829	151
山梨	663,026	328,056	334,970	148
長野	1,710,729	833,987	876,742	126
岐阜	1,265,024	632,820	632,204	121
静岡	2,017,860	996,813	1,021,047	260
愛知	3,166,592	1,582,580	1,584,012	623
三重	1,198,783	585,427	613,356	208
滋賀	703,679	341,631	362,048	174
京都	1,729,993	863,494	866,499	374
大阪	4,792,966	2,460,574	2,332,392	2,643
兵庫	3,221,232	1,622,778	1,598,454	387
奈良	620,509	305,681	314,828	168
和歌山	865,074	427,217	437,857	183
鳥取	484,390	233,964	250,426	139
島根	740,940	367,855	373,085	112

道府縣	總數	男	女	人口密度 (1方軒に付)
岡山	1,329,358	651,197	678,161	189
広島	1,869,504	936,936	932,568	222
山口	1,294,242	658,265	635,977	213
徳島	718,717	354,423	364,294	173
香川	730,394	359,139	371,255	393
愛媛	1,178,705	580,839	597,866	208
高知	709,286	348,907	360,379	100
福岡	3,094,132	1,577,063	1,517,069	626
佐賀	701,517	343,047	358,470	286
長野	1,370,063	698,627	671,436	336
熊本	1,368,179	666,886	701,293	184
大分	972,975	473,521	499,454	154
宮崎	840,357	417,180	423,177	109
鹿児島	1,589,467	765,603	823,864	175
沖縄	574,579	270,680	303,899	241

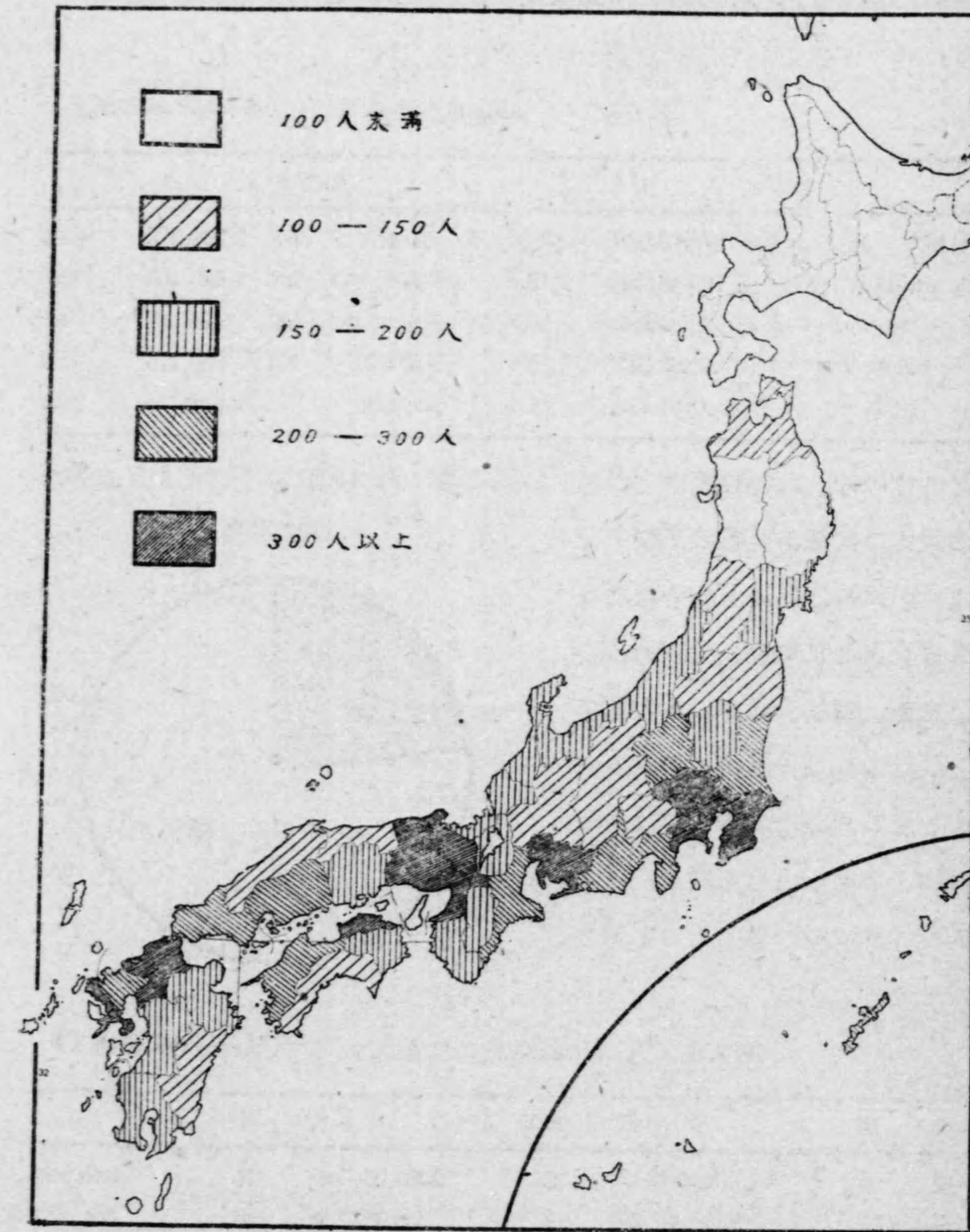
之に依れば、人口300萬以上の道府縣は6あつて、東京府の735萬人餘最も多く、内地總人口の1割を占め之に亞いで大阪府の479萬人餘、北海道の327萬人餘、兵庫縣の322萬人餘、愛知縣の316萬人餘、福岡縣の309萬人餘の順位である。最も人口の少ないのは沖縄縣の57萬人餘である。

前回昭和10年に比して、人口の減少した縣は、滋賀、長野、福井、石川、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、高知、大分、熊本、鹿児島及沖縄の14縣であり、他の33道府縣は何れも人口を増加し、その中人口増加の著しいものは、東京の98萬人餘を筆頭とし、大阪の49萬人餘、神奈川の34萬人餘、福岡の33萬人餘、愛知の30萬人餘、兵庫の29萬人餘である。

尙從來道府縣人口の減少する例は少く、昭和5年に比し昭和10年に於て人口減少を見たのは長野、高知、佐賀の3縣に過ぎなかつたが、昭和15年には前に述べた如く14縣にも及んで居る。これは近年人口の地域的移動が激しくなつたことを物語つて居ると解して宜からうと思はれる。

1方軒當りの人口密度で見ると、東京府の3,429人、大阪府の2,643人が壓倒的に高く、最も低いのは北海道の37人である。

第2圖 人口密度 (1方軒に付)



5. 都市人口

昭和15年10月1日現在國勢調査結果に依れば、我が内地に於ける168都市の人口總數は2,757萬人餘で内地總人口の3割8分を占めて居る。之を人口の多少に依つて區分して示せば次の如くである。

第6表 人口階級別都市人口 (昭和15年國勢調査)

都市數	人口	都市總人口 100に付	都市數	人口	都市總人口 100に付
總數	168 27,577,539	100.0	5萬以上	54 3,739,018	13.6
100萬以上	4 12,448,954	45.1	4萬 "	23 1,050,402	3.8
30萬 "	5 2,886,833	10.5	3萬 "	34 1,166,362	4.2
20萬 "	8 1,803,916	6.5	3萬未滿	12 330,270	1.2
10萬 "	28 4,151,784	15.1	6大都市	6 14,384,279	52.2

之に依れば、人口10萬以上の都市の總人口は都市全體の7割7分を占め、人口20萬以上のそれは6割2分を占め、東京、大阪、名古屋、京都、横濱及神戸の6大都市のそれは5割2分を占めて居る。

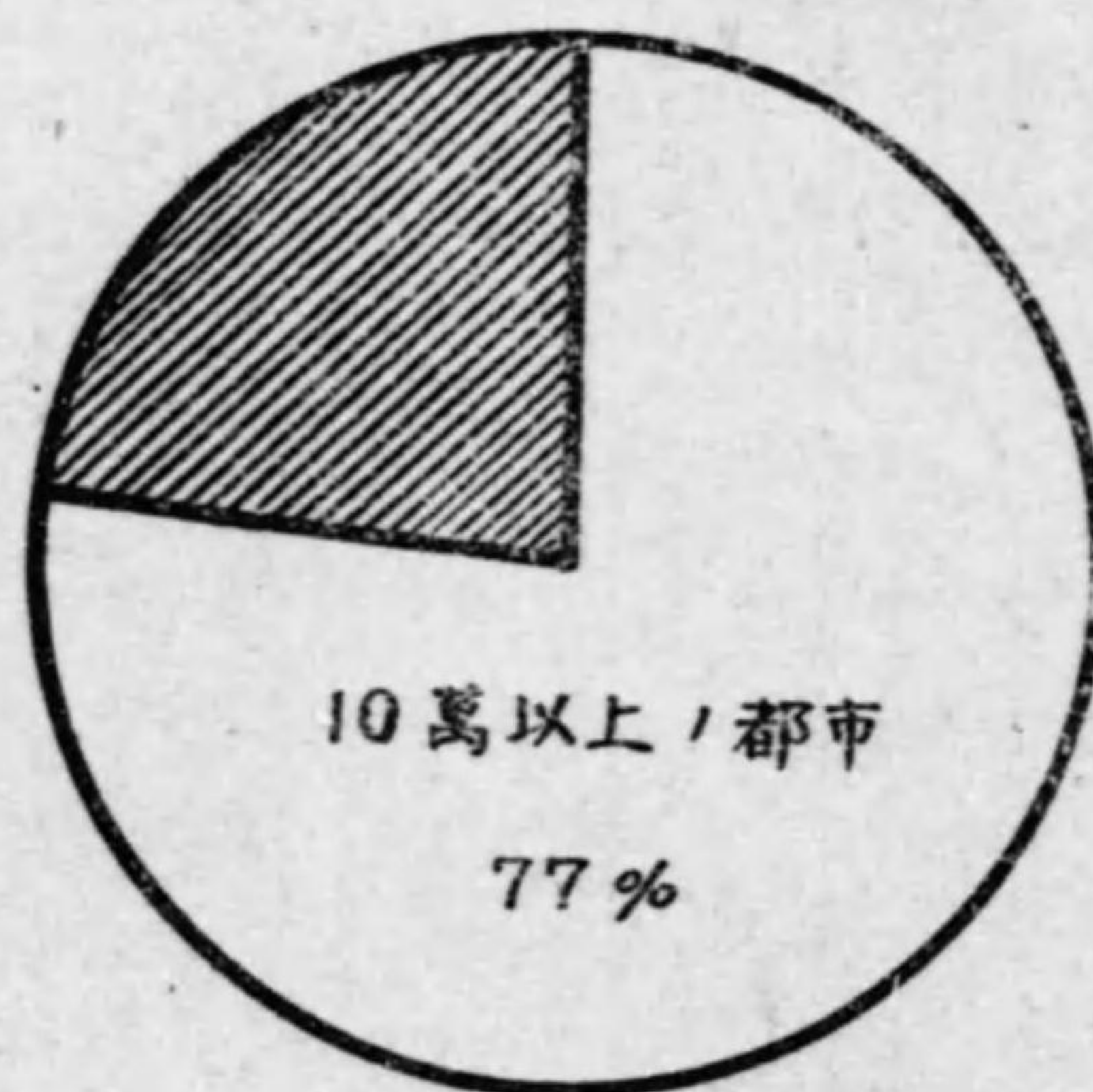
而して6大都市の總人口は内地總人口の2割を占めて居る。

人口10萬以上の都市人口を示せば次の如くである。

第7表 人口10萬以上の大都市人口 (昭和15年國勢調査)

都市	人口	都市	人口	都市	人口
東京	6,778,804	京都	1,089,726	廣島	343,968
大阪	3,252,340	横濱	968,091	福岡	306,763
名古屋	1,328,084	神戸	967,234	川崎	300,777

第3圖 人口10萬以上ノ都市人口割合 (昭和15年)



都市	人口	都市	人口	都市	人口
八幡	261,309	鹿兒島	190,257	布施	134,724
長崎	252,630	金澤	186,297	富山	127,859
吳	238,195	堺	182,147	大牟田	124,266
仙臺	223,630	尼崎	181,011	徳島	119,581
静岡	212,198	小倉	173,639	松山	117,534
札幌	206,103	岐阜	172,340	高松	111,207
佐世保	205,989	濱松	166,346	室蘭	107,628
函館	203,862	小樽	164,282	高知	106,644
下關	196,022	岡山	163,552	姫路	104,259
和歌山	195,203	新潟	150,903	西宮	103,774
熊本	194,139	豊橋	142,716	甲府	102,419
横須賀	193,358	門司	138,997	宇部	100,680

6. 人口3萬以上の町村人口

昭和15年10月1日現在國勢調査結果に依る人口3萬以上の町村は内地町村總數11,007中(1,763町、9,244村)次の32町村であつた。

第8表 人口3萬以上の町村人口 (昭和15年國勢調査)

町村 (道府縣)	人口	町村 (道府縣)	人口
岩見澤町 (北海道)	33,519	大宮町 (埼玉)	39,291
三笠山村 (")	38,579	立川町 (東京)	33,849
美唄町 (")	54,122	武蔵野町 (")	41,767
砂川町 (")	31,768	高槻町 (大阪)	31,011
歌志内町 (")	33,254	貝塚町 (")	42,797
夕張町 (")	64,998	枚方町 (")	32,619
網走町 (")	32,732	鳴尾村 (兵庫)	34,261
野付牛町 (")	32,849	大庄村 (")	43,971
鹽釜町 (宮城)	35,890	精道村 (")	39,137
内郷村 (福島)	32,270	廣村 (廣島)	30,683
土浦町 (茨城)	31,000	小野田町 (山口)	31,383
太田町 (群馬)	42,206	中間町 (福岡)	31,578

町 村 (道府縣)	人 口	町 村 (道府縣)	人 口
宮 田 町 (福 岡)	36,989	伊 田 町 (福 岡)	39,585
山 田 町 (")	31,986	後 藤 寺 町 (")	30,640
稻 築 村 (")	38,134	小 林 町 (宮 崎)	30,041
穂 波 村 (")	36,721	顯 娃 村 (鹿 兒 島)	32,053

7. 人口階級別市町村人口

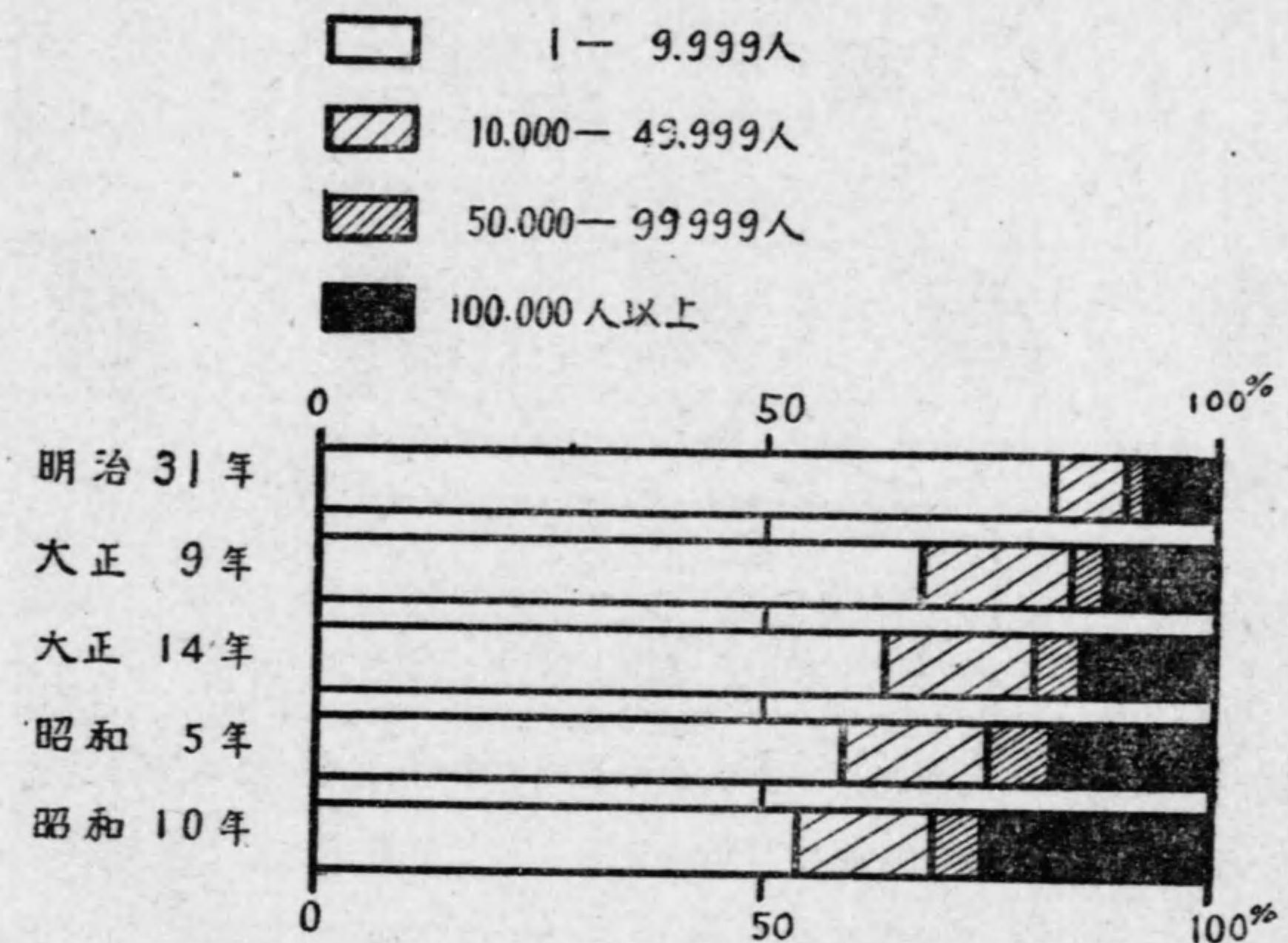
人口の多少に依る区分即ち人口階級別に見た市町村数及其の各階級に屬する市町村の包容せる人口の變遷を示せば次の如くである。

第9表 人口階級別市町村人口 (内地)

市 町 村 人 口 階 級	昭 和 10 年 10 月 1 日	昭 和 5 年 10 月 1 日	大 正 14 年 10 月 1 日	大 正 9 年 10 月 1 日	**明 治 37 年 末
市 町 村 數					
總 數	11,546	11,865	12,019	12,244	14,027
1- 9,999	10,846	11,184	11,410	11,687	13,794
10,000-49,999	612	584	537	510	273
50,000-99,999	54	65	51	31	72
100,000 以 上	34	32	21	16	8
人 口					
總 數	69,254,148	64,450,005	59,736,822	55,963,053	45,403,041
1- 9,999	37,502,422	38,157,544	37,883,516	37,926,931	37,359,807
10,000-49,999	10,548,637	10,408,758	9,667,153	9,177,206	3,772,843
50,000-99,999	3,685,020	4,402,415	3,444,916	2,105,318	772,481
100,000 以 上	17,518,069	11,431,288	8,741,237	6,753,598	3,497,910
割 合 (總人口1,000に付)					
總 數	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
1- 9,999	541.5	592.0	634.2	677.7	822.9
10,000-49,999	152.3	161.5	161.8	164.0	83.7
50,000-99,999	53.2	68.3	57.7	37.6	17.0
100,000 以 上	253.0	178.2	146.3	120.7	77.0

地域は各調査年次に於ける境域に據る。* 甲種現住人口に據る。

第4圖 人口階級別市町村人口



8. 都 鄙 別 人 口

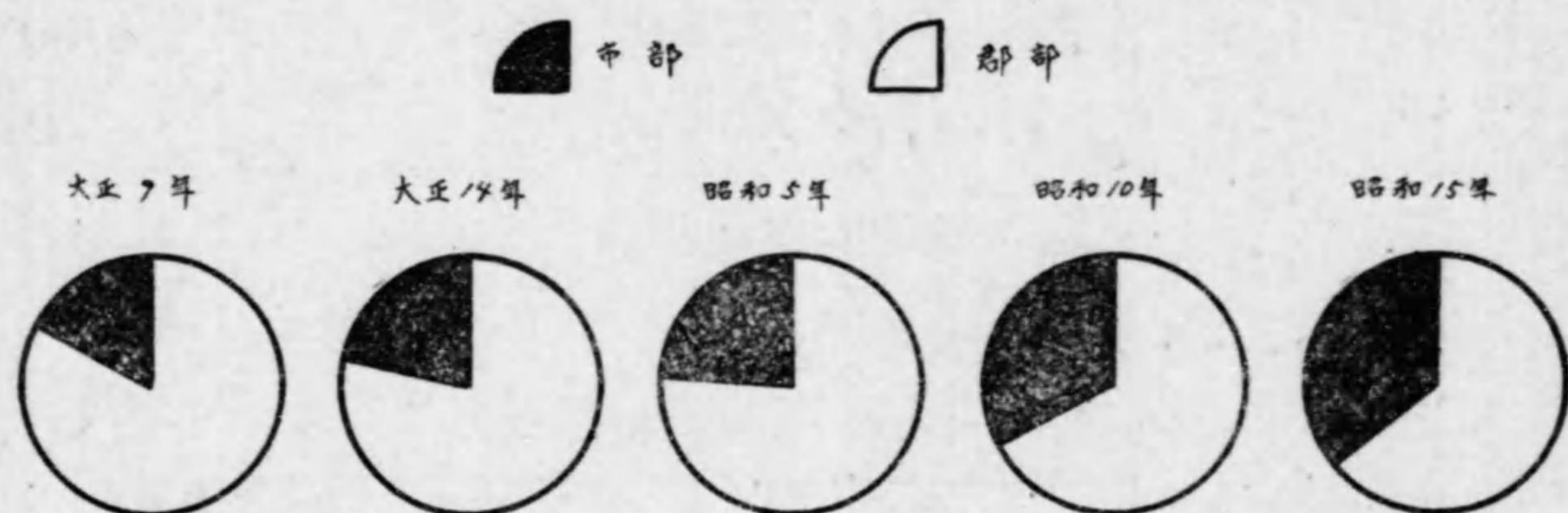
大正9年以降各回國勢調査結果に依る都鄙別人口は次の如くである。

第10表 都鄙別人口 (國勢調査) (内地)

年 次	全 國	市 部	郡 部	全國人口に對する 市部人口の割合 (%)
大 正 9	55,963,053	10,096,758	45,866,295	18.0
14	59,736,822	12,896,850	46,839,972	21.6
昭 和 5	64,450,005	15,444,300	49,005,705	24.0
10	69,254,148	22,666,307	46,587,841	32.7
15	73,114,308	27,577,539	45,536,769	37.7

之に依れば、全國人口に對する市部人口の割合は昭和15年は3割8分で、大正9年の1割8分に比し2倍強に増加して居る。

第5圖 都鄙別人口ノ變遷



9. 年 齡 構 成

年齢別出生率及年齢別死亡率が一定する場合には、人口の年齢構成状態も亦一定するに至る。此の如く一定状態に達せる人口を安定人口と名付ける。蓋し自然増加率及年齢構成状態が変化することなく、安定せる人口の意である。

安定人口の自然増加率が零なる特定の場合を考へた場合其の各歳人口割合は生命表に於ける各歳生存数割合と同一のものとなる。此の状態に於ける安定人口を特に静止人口と名付ける。蓋し此の人口に於ては自然増加率が零で、人口の増減無く、静止せる所をうたつたものである。

併し同じ國民であつても時の變遷に拘はらず常に各年齢階級の死亡率が正確に一定するといふことはなく、又之は出生率に於ても同様であるから、此の變動する出生率及死亡率の動きに伴つて一般に年齢構成状態も變化を現はすに至るのである。

又出生率及死亡率の變動に依り自然的に生じ來たる年齢構成状態の變化の外に、人口の移動即ち來往、往住に依る所謂社會的人口移動に依つても年齢構成状態に變化をあたへるものである。

同じ國民であつても此の如くであるからまして異なる國の年齢構成状態となれば其の間には相當大きな差異が示されるのである。

年齢構成状態の如何を知るは一國の經濟状態、社會事情、其の他萬般の觀察

に當つて極めて必要なことであり、一國の生産力、消費力など總て人口の年齢構成状態如何によつて影響を受ける。

昭和10年10月1日現在國勢調査結果に依る我が國內地人口の年齢構成状態と主要各國人口のそれとを比較すれば次の如くである。

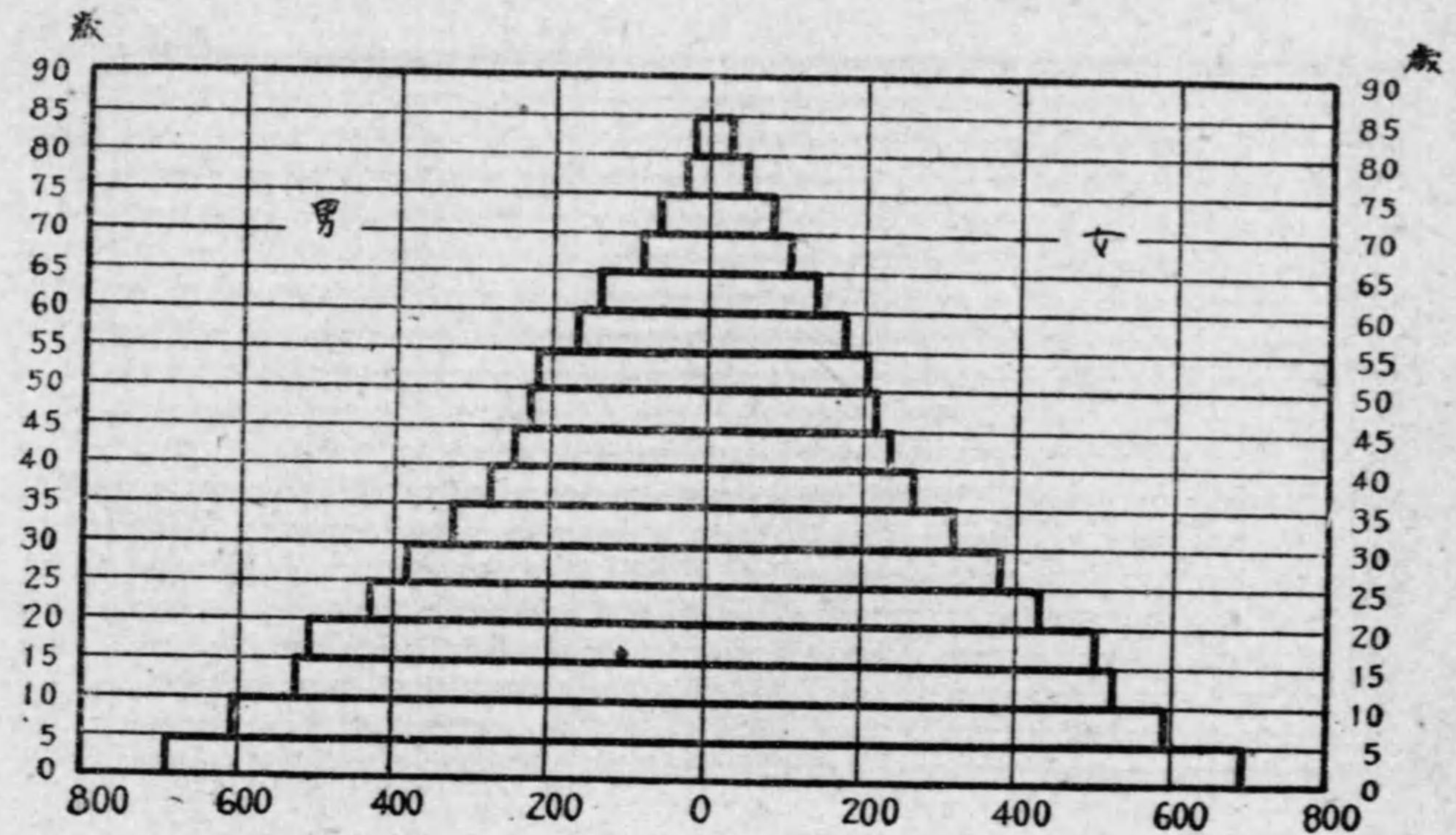
第11表 年齢5歳階級別人口 (單位 1,000人)

年 齡 階 級	日 本 (昭和10年)			英 吉 利 (昭和6年)			米 國 (昭和5年)		
	總 數	男	女	總 數	男	女	總 數	男	女
總 數	69,254	34,734	34,520	39,952	19,133	20,819	122,775	62,137	60,638
0—4	9,329	4,714	4,615	2,991	1,510	1,480	11,445	5,806	5,639
5—9	8,531	4,303	4,228	3,323	1,678	1,645	12,608	6,381	6,227
10—14	7,685	3,877	3,808	3,207	1,620	1,587	12,005	6,069	5,936
15—19	6,641	3,351	3,290	3,435	1,710	1,725	11,552	5,758	5,794
20—24	6,071	3,037	3,034	3,494	1,699	1,795	10,870	5,337	5,534
25—29	5,240	2,670	2,570	3,357	1,629	1,728	9,834	4,860	4,973
30—34	4,633	2,379	2,253	3,055	1,433	1,622	9,120	4,562	4,559
35—39	4,046	2,093	1,952	2,803	1,283	1,520	9,209	4,680	4,529
40—44	3,406	1,768	1,638	2,664	1,229	1,434	7,990	4,136	3,854
45—49	3,113	1,591	1,522	2,554	1,187	1,367	7,042	3,672	3,370
50—54	2,833	1,404	1,428	2,382	1,116	1,265	5,976	3,132	2,844
55—59	2,571	1,255	1,316	2,068	987	1,081	4,646	2,426	2,220
60—64	1,931	917	1,014	1,657	778	879	3,751	1,942	1,810
65以上	3,225	1,374	1,851	2,963	1,273	1,690	6,634	3,325	3,309
總 數	10,000	5,015	4,985	10,000	4,789	5,211	10,000	5,061	4,939
0—4	1,347	681	666	749	378	370	932	473	459
5—9	1,232	621	611	832	420	412	1,026	520	507
10—14	1,110	560	550	803	405	397	978	494	483
15—19	959	484	475	860	428	432	941	469	472
20—24	877	438	438	875	425	449	885	435	451
25—29	757	386	371	840	408	433	801	396	405
30—34	669	344	325	765	359	406	743	372	371
35—39	584	302	282	702	321	380	750	381	369
40—44	492	255	237	667	308	359	651	337	314
45—49	450	230	220	639	297	342	574	299	274
50—54	409	203	206	596	279	317	487	255	232
55—59	371	181	190	518	247	271	378	198	181
60—64	278	132	146	415	195	220	306	158	147
65以上	466	199	267	742	319	423	540	271	270

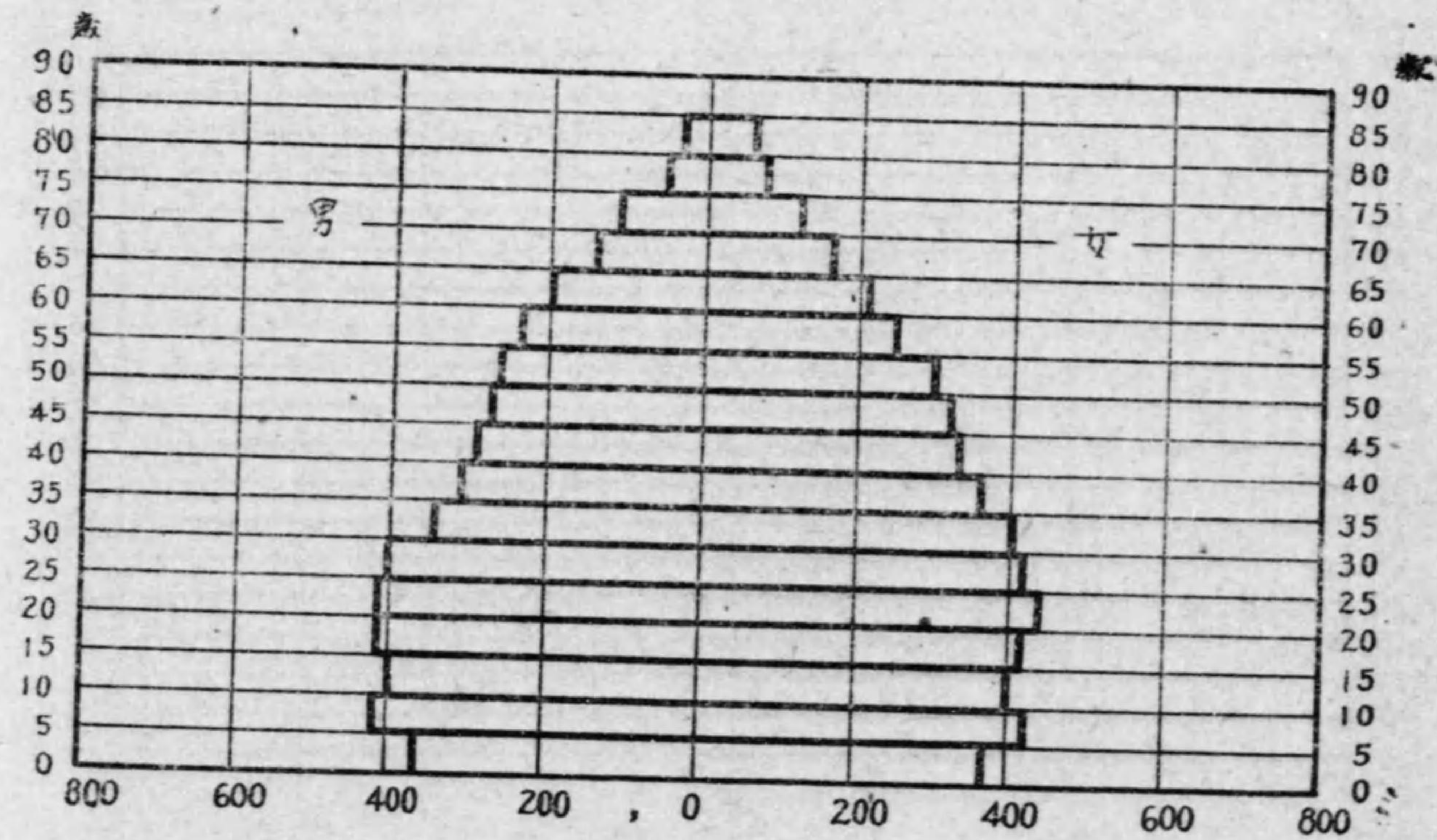
年 齡 階 級	獨 逸 (昭和8年)			佛 蘭 西 (昭和6年)			伊 太 利 (昭和11年)		
	總 數	男	女	總 數	男	女	總 數	男	女
人 口									
總 數	65,362	31,764	33,598	41,228	19,912	21,317	42,918	21,067	21,849
0—4	4,749	2,418	2,331	3,590	1,816	1,774	4,358	2,218	2,140
5—9	5,332	2,705	2,627	3,530	1,787	1,744	4,358	2,210	2,148
10—14	5,712	2,904	2,808	2,329	1,183	1,145	4,412	2,233	2,179
15—19	4,086	2,067	2,019	3,051	1,536	1,515	3,091	1,561	1,529
20—24	6,140	3,077	3,064	3,378	1,716	1,661	3,933	1,979	1,955
25—29	6,166	3,077	3,089	3,488	1,793	1,694	3,674	1,833	1,841
30—34	5,771	2,856	2,915	3,262	1,619	1,643	3,120	1,535	1,584
35—39	4,878	2,197	2,681	2,785	1,255	1,530	2,793	1,323	1,470
40—44	4,294	1,915	2,380	2,678	1,222	1,455	2,434	1,113	1,321
45—49	3,977	1,836	2,141	2,577	1,179	1,399	2,249	1,031	1,217
50—54	3,596	1,704	1,892	2,486	1,169	1,318	2,027	948	1,079
55—59	3,383	1,630	1,753	2,251	1,071	1,180	1,757	842	915
60—64	2,640	1,274	1,366	1,909	886	1,023	1,513	730	783
65以上	4,637	2,104	2,533	3,847	1,649	2,198	3,195	1,509	1,686
割 合 (總人口10,000に付)									
總 數	10,000	4,860	5,140	10,000	4,830	5,171	10,000	4,909	5,091
0—4	727	370	357	871	440	430	1,015	517	499
5—9	816	414	402	856	433	423	1,015	515	500
10—14	874	444	430	565	287	278	1,028	520	508
15—19	625	316	309	740	373	367	720	364	356
20—24	940	471	469	819	416	403	916	461	456
25—29	943	471	473	846	435	411	856	427	429
30—34	883	437	446	791	393	399	727	358	369
35—39	746	336	410	676	304	371	651	308	343
40—44	657	293	364	650	296	353	567	259	308
45—49	608	281	328	625	286	339	524	240	284
50—54	550	261	289	603	284	320	472	221	251
55—59	518	249	268	546	260	286	409	196	213
60—64	404	195	209	463	215	248	353	170	182
65以上	709	322	388	933	400	533	744	352	393

- 備考 1) 各國共國勢調査に依るものにして年齢不詳は總數中にのみ含む
 2) 英吉利——北部アイルランドを含まず
 3) 獨逸——ザール地方を含まず
 4) 伊太利——エテイオピア戦争の爲國外にあるものを含む

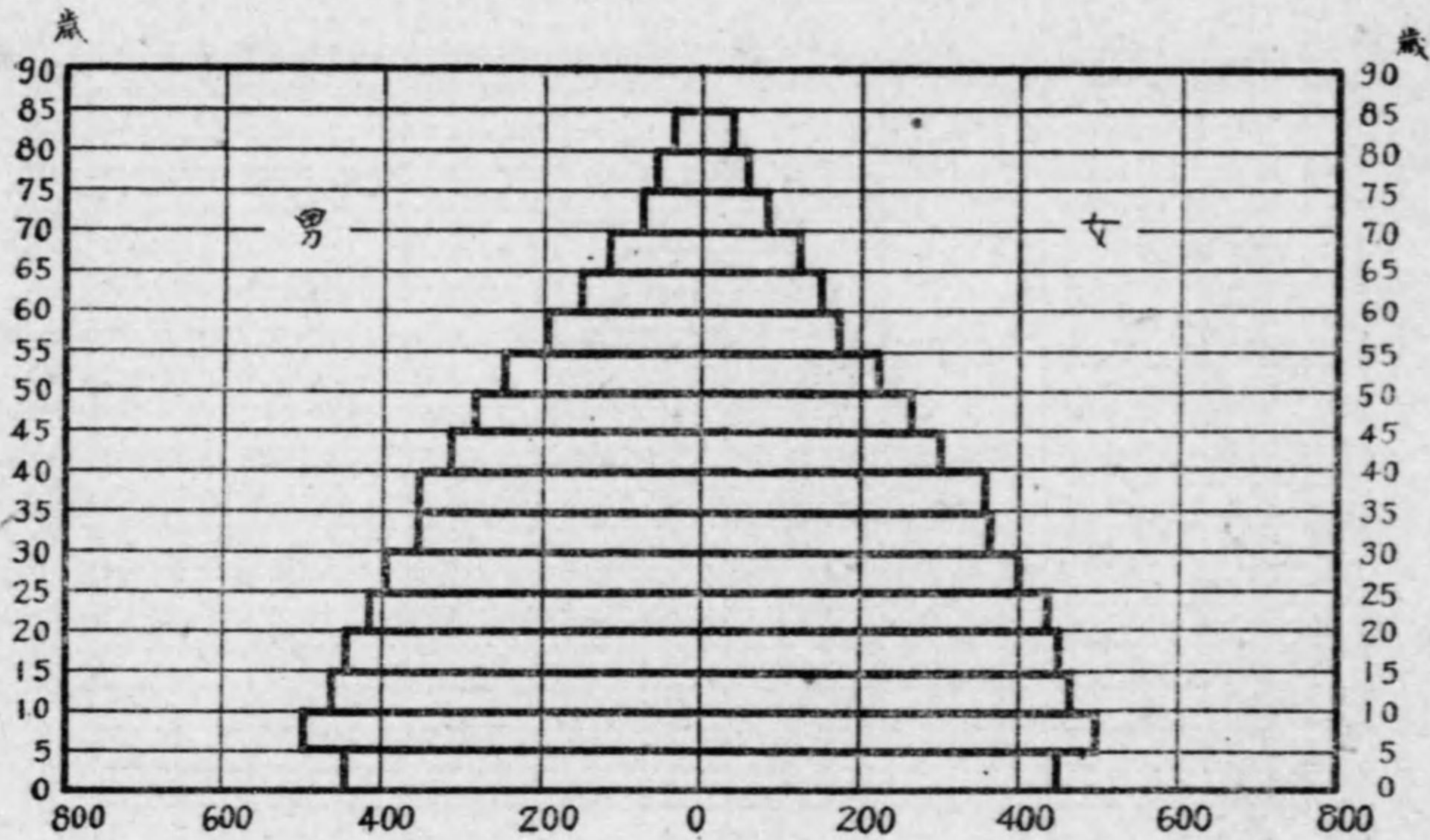
第6圖 我國內地人口ノ年齢構成 (總人口10,000=付)(昭和10年)



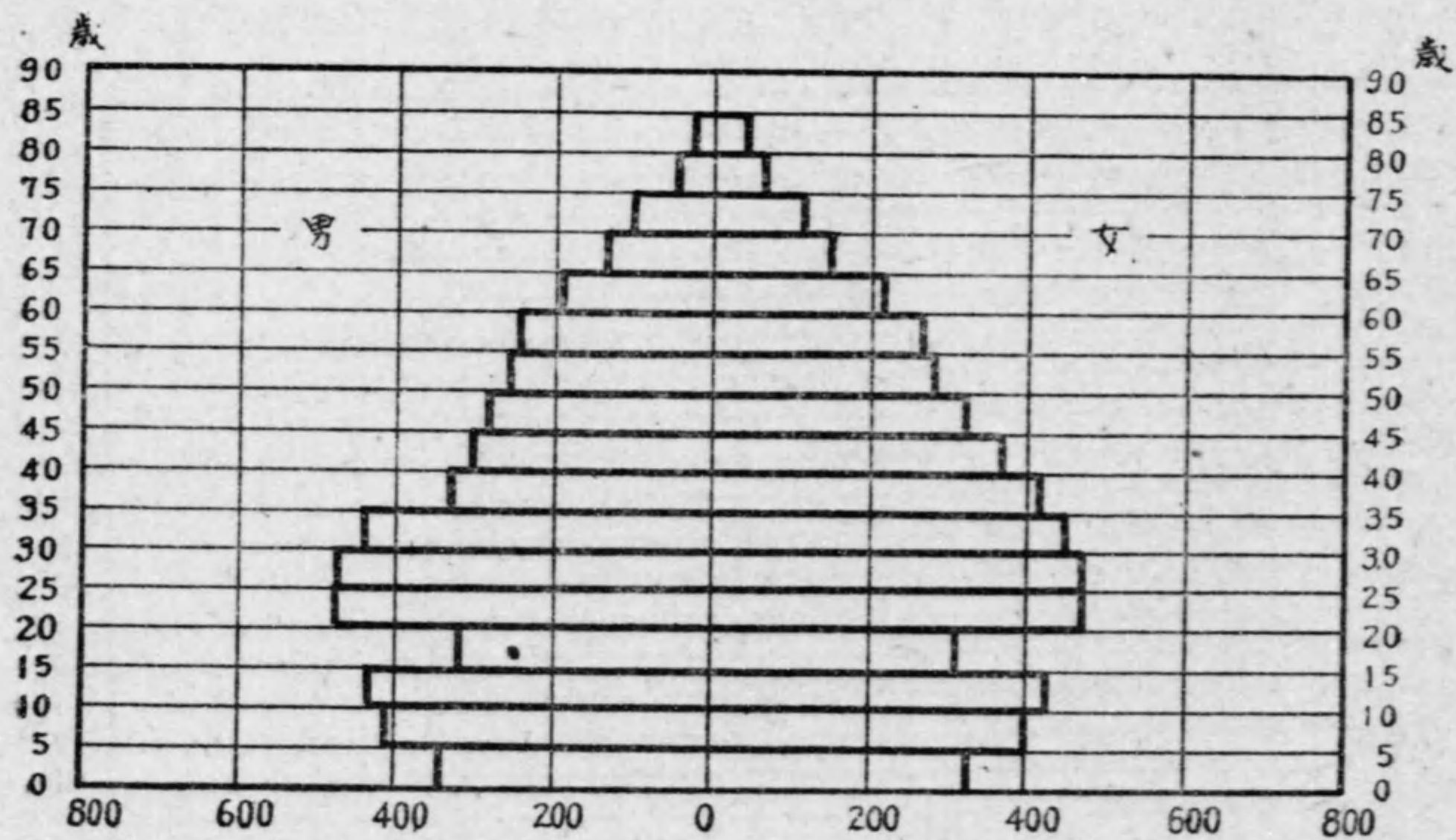
第7圖 英吉利人口ノ年齢構成 (總人口10,000=付)(昭和6年)



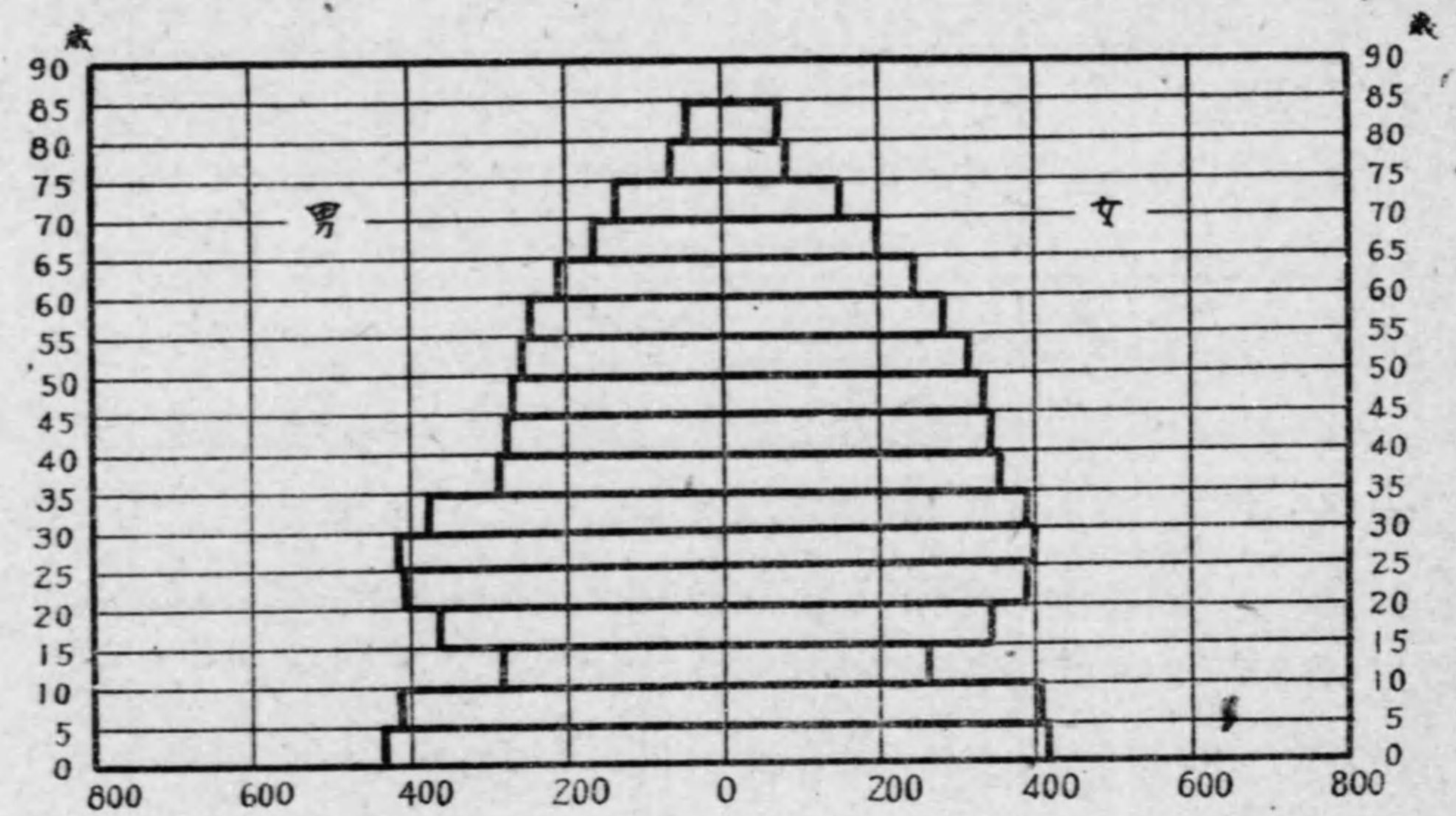
第8圖 北米合衆國人口ノ年齢構成 (總人口10,000=付)(昭和5年)



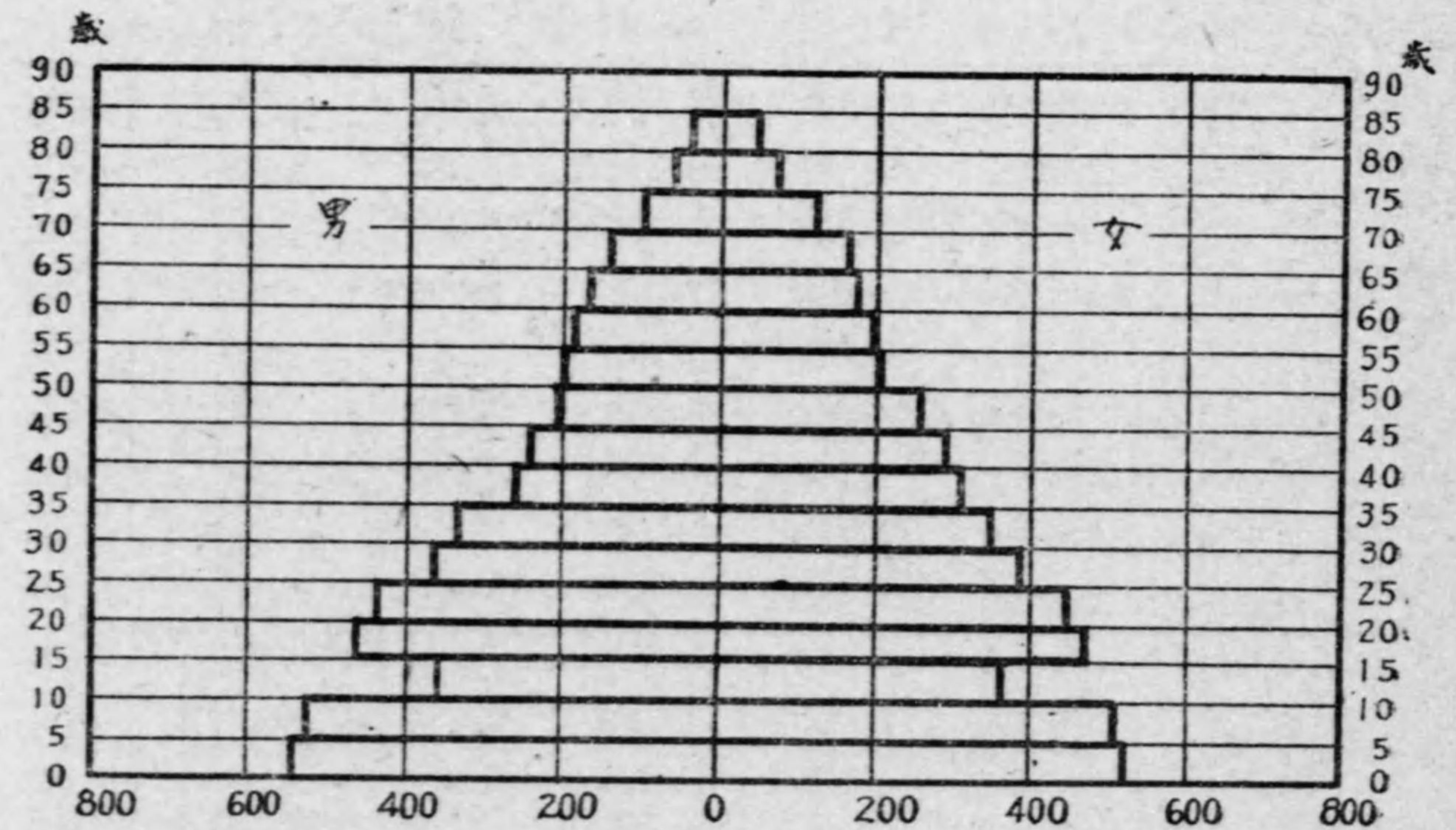
第9圖 獨逸人口ノ年齢構成 (總人口10,000=付)(昭和8年)



第10圖 佛蘭西人口ノ年齢構成 (總人口10,000=付)(昭和6年)



第11圖 伊太利人口ノ年齢構成 (總人口10,000=付)(昭和6年)



上掲せる圖より明らかなるが如く我が國は伊太利と比較的相似たる稍々中窪みのピラミッド型の年齢構成状態を、米國は人口の來住による中膨みのピラミ

ツド型の年齢構成状態を示し、英吉利、獨逸及佛蘭西は共に青壯年齢級の比較的膨みたる釣鐘型の年齢構成状態を呈して居るのである。尙獨逸、佛蘭西及伊太利等に就ては、其の第一次世界大戰に参加したる年齢級に於ける男子數の甚だしき削減と大戰中に於ける出生激減の跡の歴然たるものがあることが認められるのである。

以上は内地總人口を主要國と比較しつゝその年齢構成状態を觀たのであるが、之を更に府縣別、都鄙別に觀た場合にも決して同じ年齢構成状態を示すものではない。それは府縣又は都鄙間の出生率、死亡率の相違が然らしむるのみではなく、人口の社會的移動、特に生産年齢者、就中青壯年齢者の農村より大都市への移動によつて強く影響せらるゝが爲である。

昭和10年國勢調査結果に依る府縣別人口の年齢構成中特に異つた形態を示す東京府及新潟縣の年齢構成状態を示せば次の如くである。

第12表 東京府の年齢5歳階級別人口 (昭和10年國勢調査)

年 齡 階 級	人 口			總 人 口 10,000 に 付		
	總 數	男	女	總 數	男	女
總 數	6,359,919	3,325,696	3,044,223	10,000	5,221	4,779
0—4	781,352	396,651	384,701	1,227	623	604
5—9	661,833	334,874	326,959	1,039	526	513
10—14	608,648	314,515	294,133	956	494	462
15—19	777,682	424,876	352,806	1,221	667	554
20—24	776,644	412,556	364,088	1,220	648	572
25—29	613,712	324,052	289,660	964	509	455
30—34	506,016	270,869	235,147	794	425	369
35—39	401,735	218,458	183,277	631	343	288
40—44	311,790	170,073	141,717	489	267	222
45—49	265,056	142,150	122,906	416	223	193
50—54	212,556	109,320	103,236	334	172	162
55—59	174,581	86,639	87,942	274	136	138
60—64	114,716	54,375	60,341	180	85	95
65—69	78,050	33,925	44,125	122	53	69

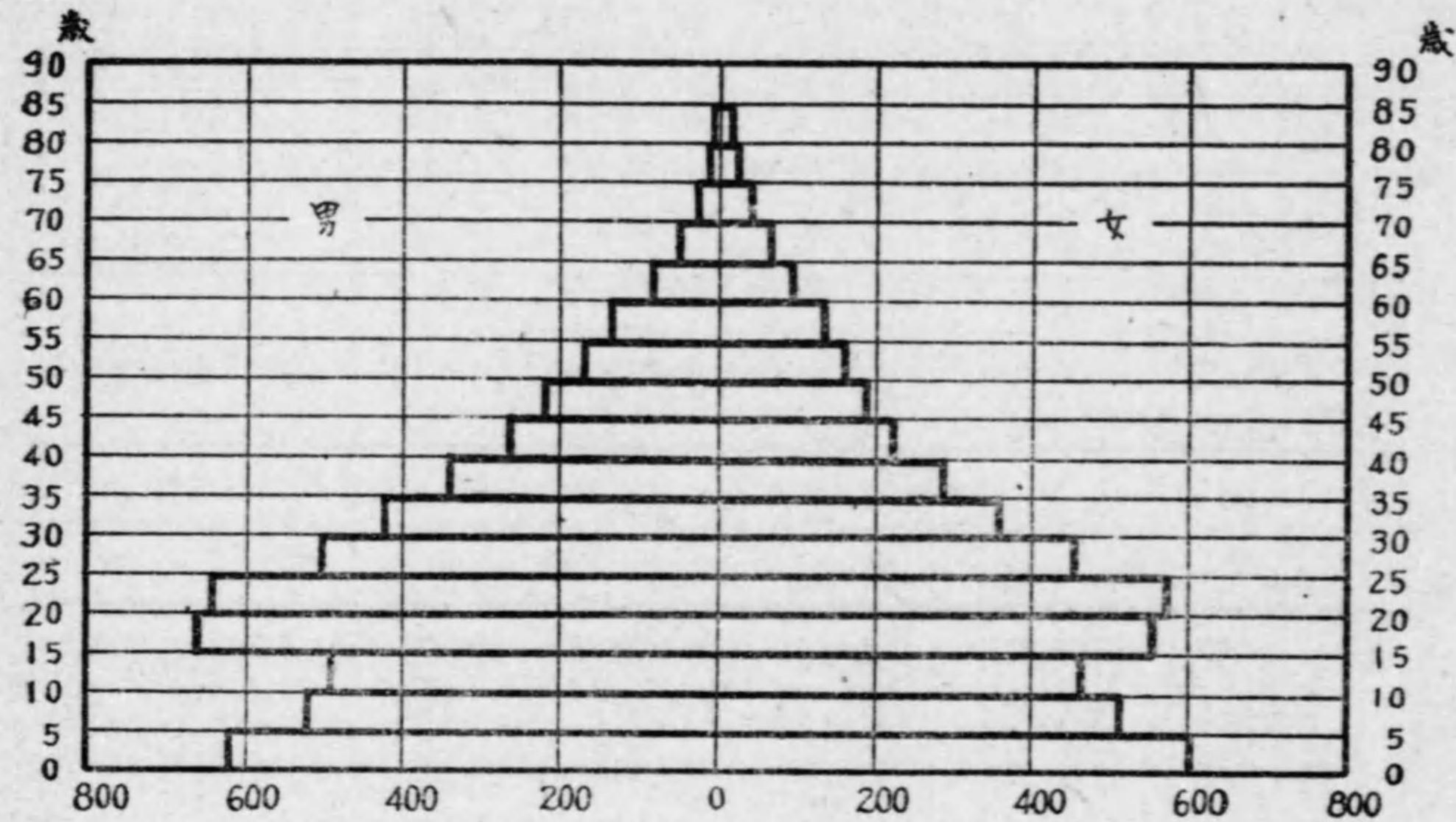
年 齡 階 級	人 口			總 人 口 10,000 に 付		
	總 數	男	女	總 數	男	女
70—74	46,792	19,061	27,731	74	30	44
75—79	24,674	8,972	15,702	39	14	25
80以上	14,082	4,330	9,752	22	7	15

第13表 新潟縣の年齢5歳階級別人口 (昭和10年國勢調査)

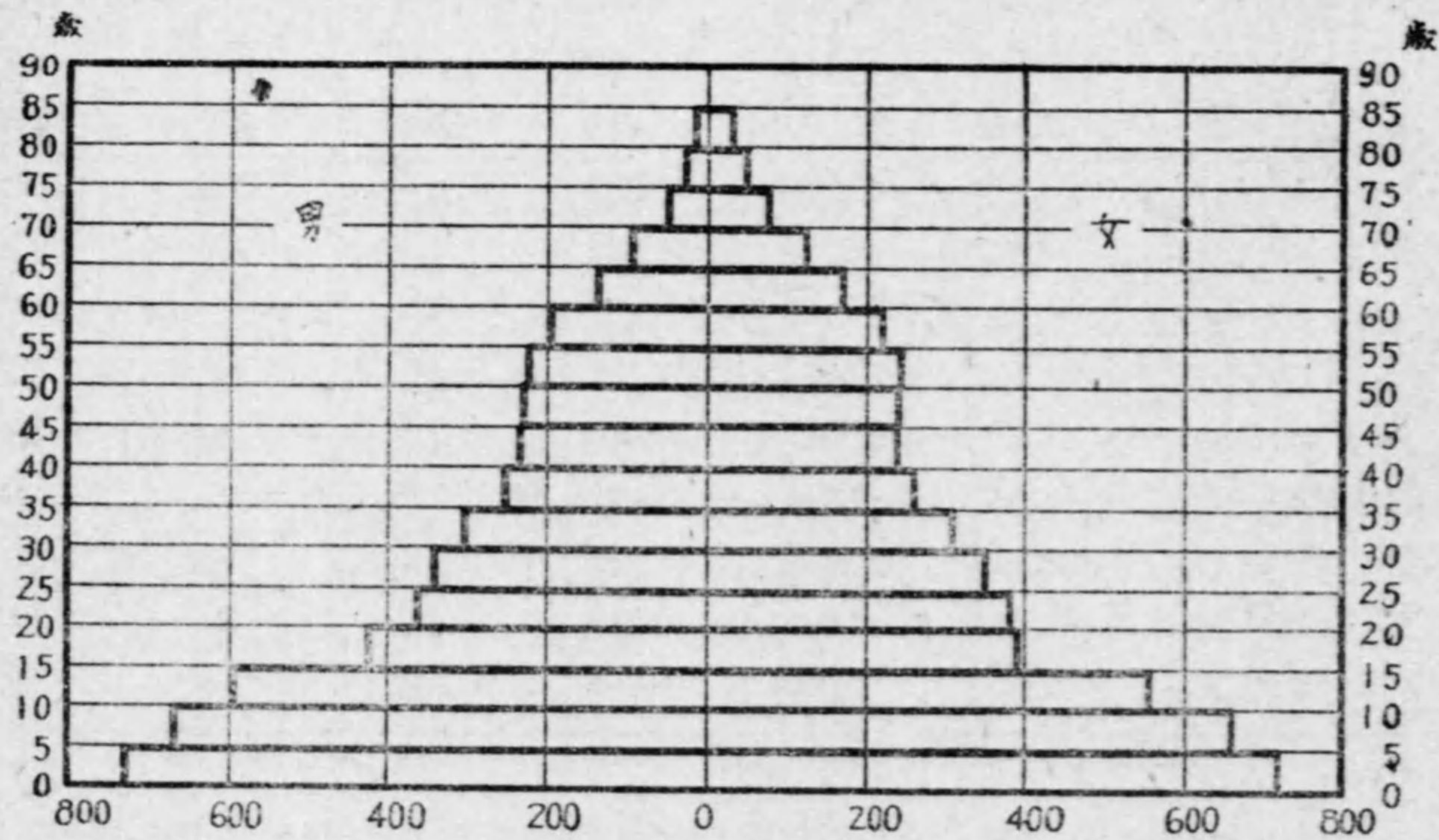
年 齡 階 級	人 口			總 人 口 10,000 に 付		
	總 數	男	女	總 數	男	女
總 數	1,995,777	982,497	1,013,280	10,000	4,923	5,077
0—4	289,253	146,248	143,005	1,450	733	717
5—9	265,754	133,887	131,867	1,332	671	661
10—14	230,785	118,732	112,053	1,156	595	561
15—19	164,467	85,452	79,015	824	428	396
20—24	149,311	72,702	76,609	748	364	384
25—29	140,648	68,122	72,526	704	341	363
30—34	123,410	61,148	62,262	618	306	312
35—39	103,519	51,073	52,446	519	256	263
40—44	95,518	47,186	48,332	478	236	242
45—49	94,840	46,395	48,445	475	232	243
50—54	94,661	45,408	49,253	475	228	247
55—59	84,145	39,535	44,610	422	198	224
60—64	62,327	27,957	34,370	312	140	172
65—69	44,909	19,276	25,633	225	97	128
70—74	26,347	10,382	15,965	132	52	80
75—79	16,232	6,007	10,225	81	30	51
80以上	9,651	2,987	6,664	48	15	33

次に掲げた圖に見らるゝが如き東京府の少年層の窪み、青壯年層の異狀に膨みのある年齢構成状態は都市型の代表的なものであり、新潟縣の示す青壯年層の窪み、幼年層の大なる年齢構成状態は鄙部型の代表的なものである。東北、北陸、四國等の諸縣は此の鄙部型の年齢構成状態を持つて居る。

第12圖 東京府人口ノ年齢構成 (總人口10,000=付)(昭和10年)



第13圖 新潟縣人口ノ年齢構成 (總人口10,000=付)(昭和10年)



我が國に於て都市型を代表する年齢構成即ち青壯年層が異常に膨み、少年層が窪みたる年齢構成状態を示す東京市人口を、昭和10年國勢調査結果に依つて來住者及原住者別に見れば次の如くであつて、青少年者の來住が年齢構成状態

に大きな影響を及ぼして居ることが明示せられるのである。

第14表 東京市來住者の年齢構成 (昭和10年國勢調査)

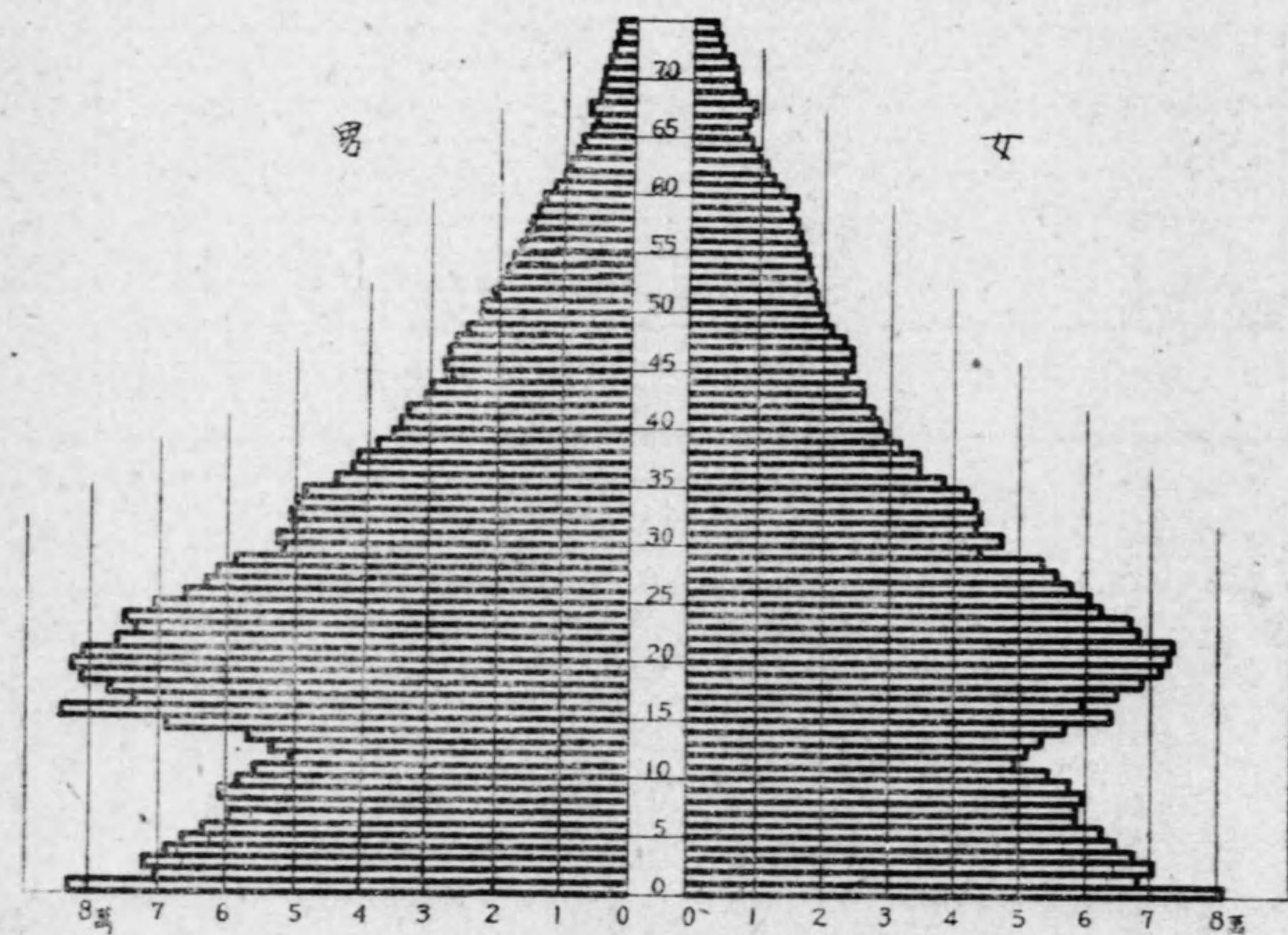
年齢階級	人口			總人口10,000に付		
	總數	男	女	總數	男	女
總數	3,239,972	1,735,963	1,504,009	10,000	5,358	4,642
0—4	56,594	28,789	27,805	175	89	86
5—9	100,669	50,983	49,686	310	157	153
10—14	192,018	104,760	87,258	592	323	269
15—19	471,668	270,132	201,536	1,456	834	622
20—24	515,830	275,688	240,142	1,592	851	741
25—29	426,716	225,699	201,011	1,317	697	620
30—34	364,379	195,718	168,661	1,125	604	521
35—39	289,178	158,616	130,562	893	490	403
40—44	220,835	121,959	98,876	681	376	305
45—49	183,178	99,978	83,200	566	309	257
50—54	141,797	74,499	67,298	438	230	208
55—59	110,491	55,734	54,757	341	172	169
60—64	72,378	34,808	37,570	223	107	116
65—69	47,575	20,985	26,590	147	65	82
70—74	26,552	10,920	15,632	82	34	48
75—79	13,100	4,723	8,377	41	15	26
80以上	7,020	1,972	5,048	22	6	16

* 第15表 東京市原住者の年齢構成 (昭和10年國勢調査)

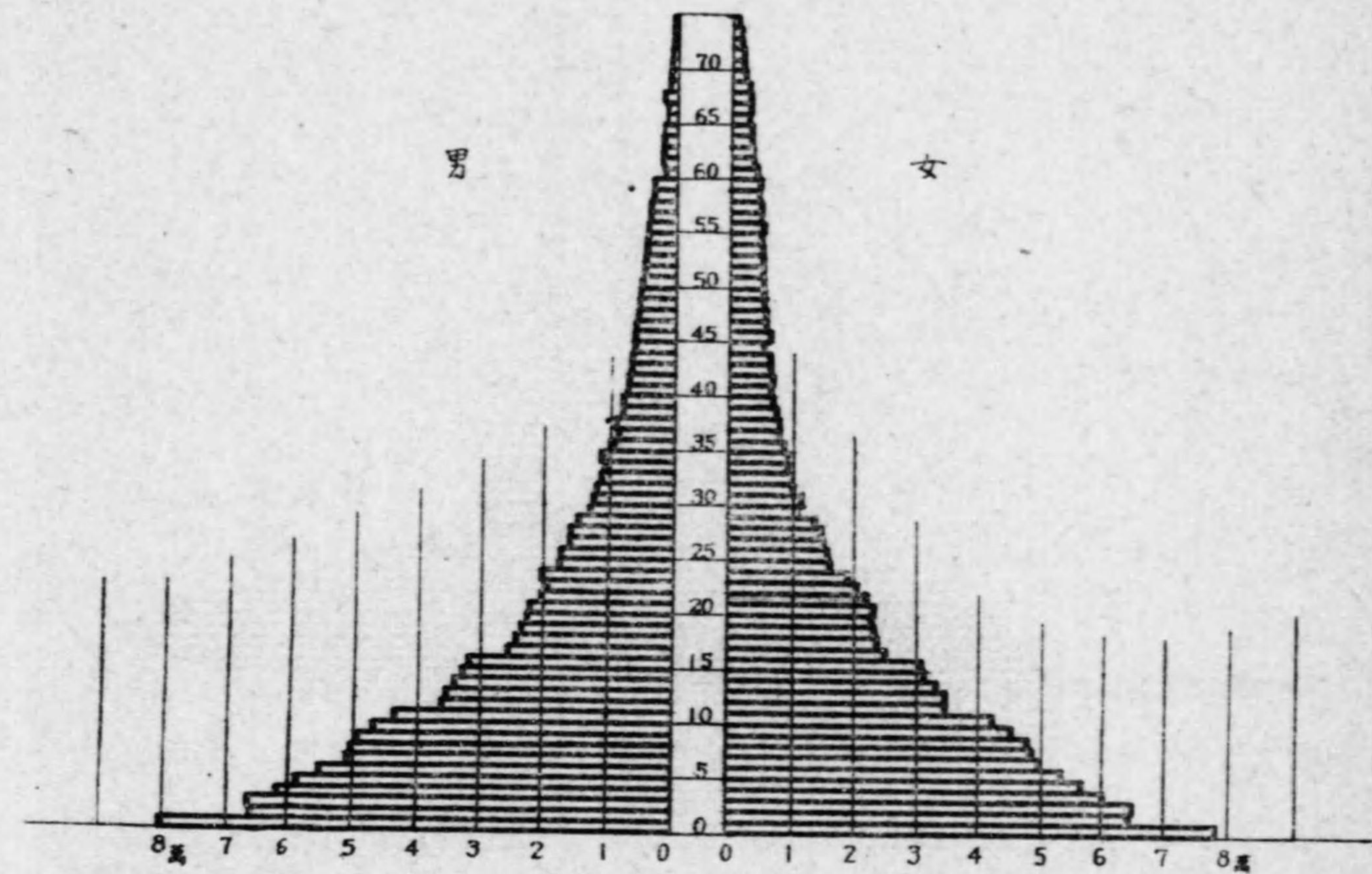
年齢階級	人口			總人口10,000に付		
	總數	男	女	總數	男	女
總數	2,564,493	1,294,018	1,270,475	10,000	5,046	4,954
0—4	655,050	332,542	322,508	2,555	1,297	1,258
5—9	498,117	251,996	246,121	1,943	983	960
10—14	358,393	180,864	177,529	1,397	705	692
15—19	248,617	126,096	122,521	970	492	478
20—24	193,642	95,761	97,881	755	373	382
25—29	142,969	73,864	69,105	557	288	269

年 齡 階 級	人 口			總 人 口 10,000 に 付		
	總 數	男	女	總 數	男	女
30—34	103,934	54,083	49,851	405	211	194
35—39	80,725	42,177	38,548	314	164	150
40—44	64,389	33,510	30,879	251	131	120
45—49	57,015	28,950	28,065	222	113	109
50—54	48,775	23,942	24,833	190	93	97
55—59	43,129	20,881	22,248	168	81	87
60—64	27,391	12,769	14,622	107	50	57
65—69	19,387	8,145	11,242	76	32	44
70—74	12,444	4,895	7,549	48	19	29
75—79	6,826	2,426	4,400	26	9	17
80以上	3,690	1,117	2,573	15	5	10

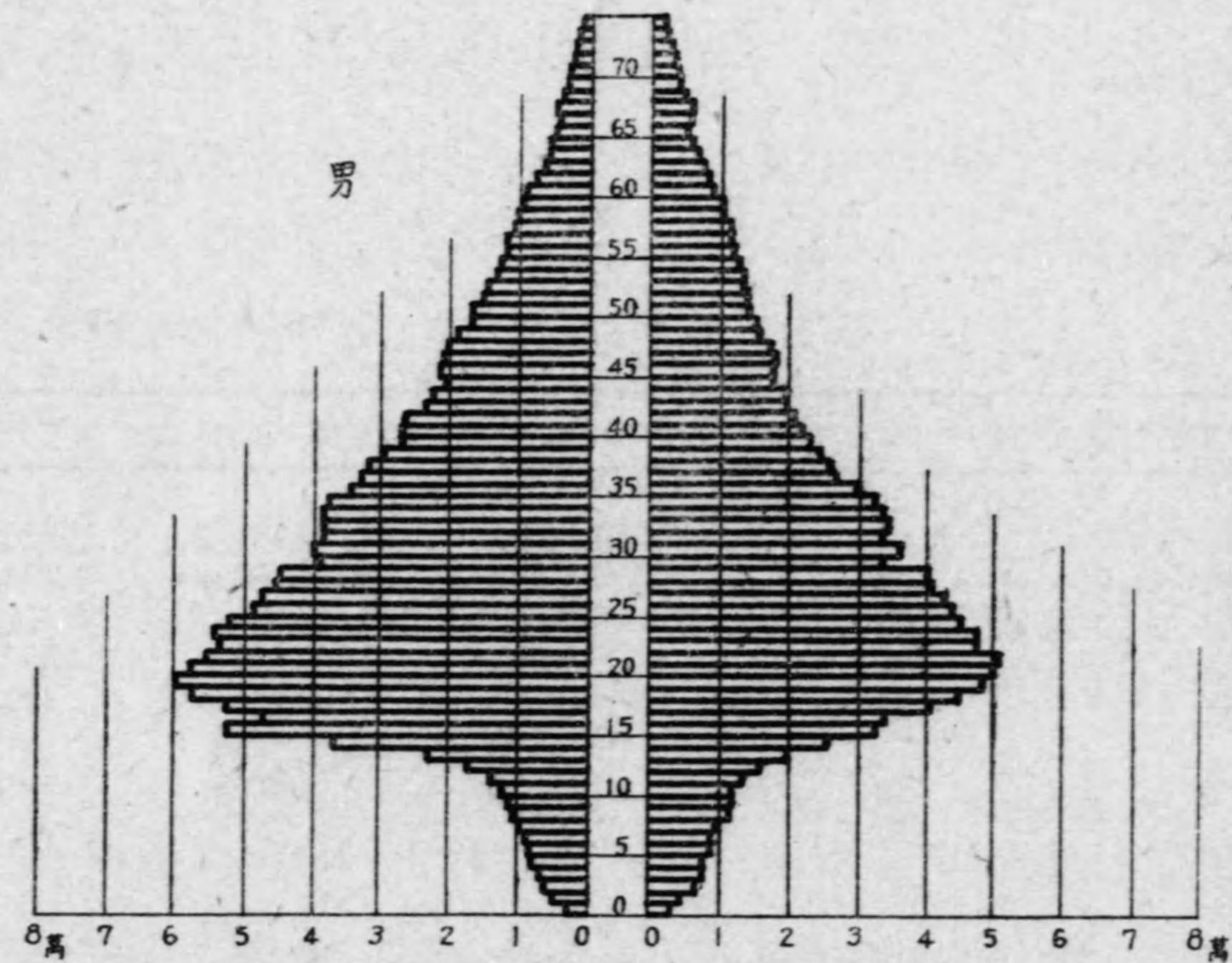
第14圖 東京市人口ノ年齡構成 (昭和10年)



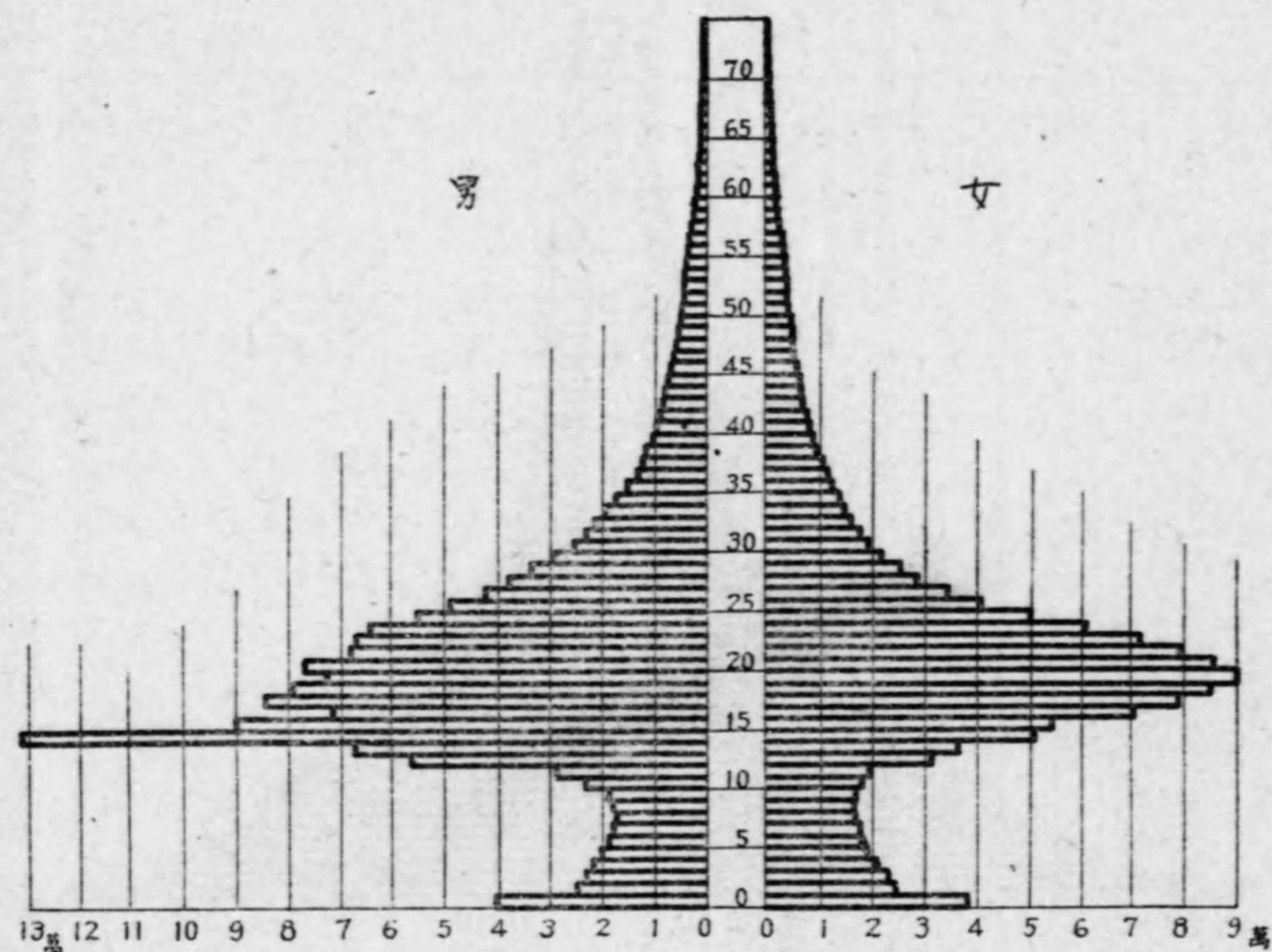
第15圖 東京市原住人口ノ年齡構成 (昭和10年)



第16圖 東京市來住人口ノ年齡構成 (昭和10年)



第17圖 東京市來住當時ノ年齢別來住人口 (昭和10年)



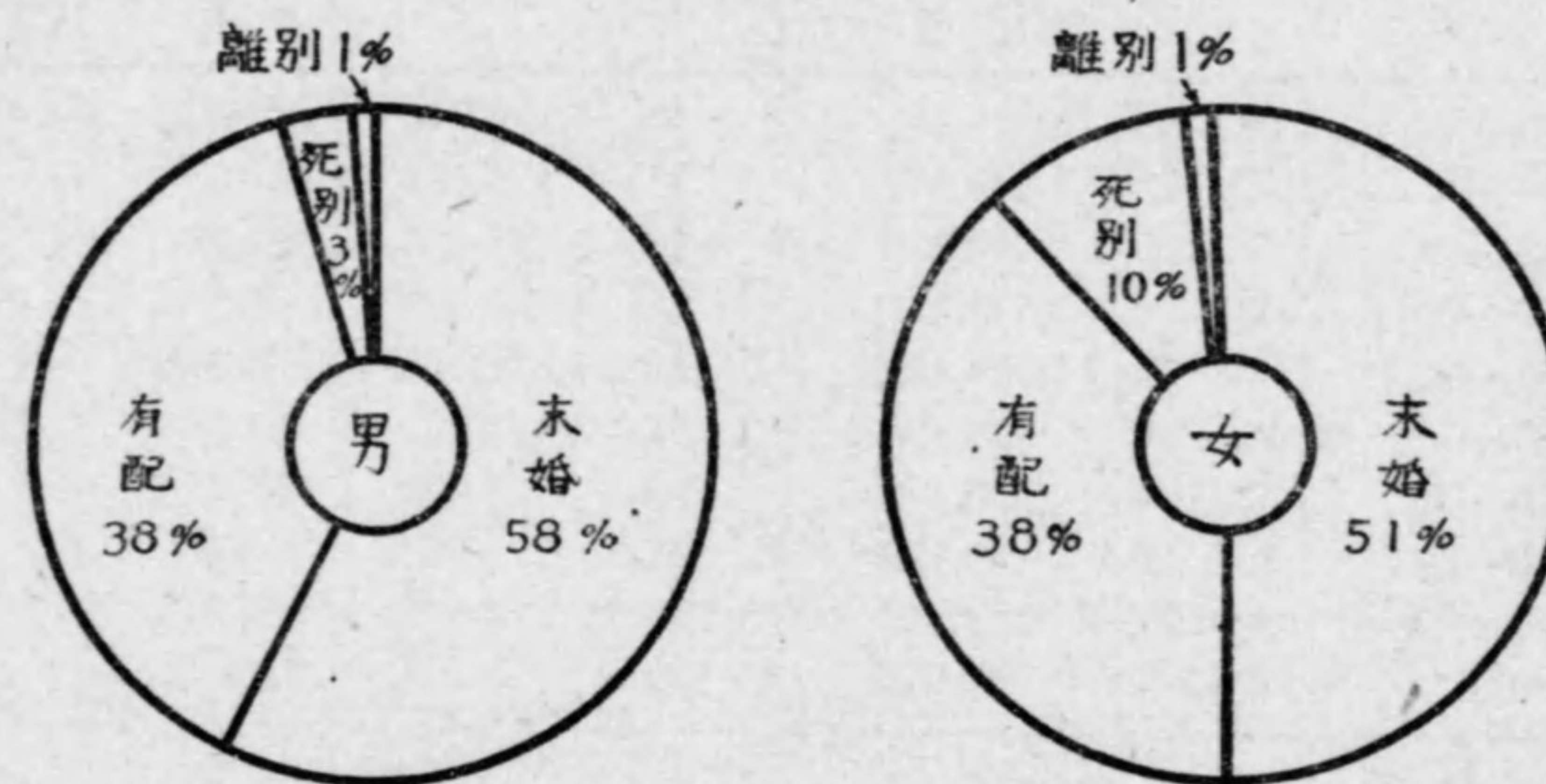
10. 配偶關係別人口

昭和10年10月1日現在國勢調査結果に依る内地總人口 69,254,148 人を配偶關係別に見れば次の如くである。

第16表 配偶關係別人口 (昭和10年 國勢調査)

配偶關係		總數	男	女
總數		69,254,148	34,734,133	34,520,015
未配	數	37,730,467	20,136,155	17,594,312
有配	數	26,308,056	13,133,831	13,174,225
死別	數	4,526,889	1,169,286	3,357,603
離別	數	688,736	294,861	393,875
		割合		
總數	數	100.0	100.0	100.0
未配	割合	54.5	58.0	51.0
有配	割合	38.0	37.8	38.2
死別	割合	6.5	3.4	9.7
離別	割合	0.9	0.8	1.1

第18圖 配偶關係別人口 (男女人口100=付) (昭和10年)



之に依れば、男の未婚者の割合が女より高く、又女の死別者の割合が男より著しく高いことが注目される。男に未婚者の割合が高いのは男が女よりも婚姻年齢が高いこと、女に死別者の割合が高いのは女が男よりも長命なこと及女の再婚が男に比して困難なこと等が其の主たる原因として考へられる。尙有配偶者數に於ては女が男よりも4萬人餘多數となつて居るが、之には内地外への旅行不在者(之は國勢調査に於ては調査されない)が男に多いこと及女子側一方的な有配偶關係の存在すること等がその主たる原因として考へられる。

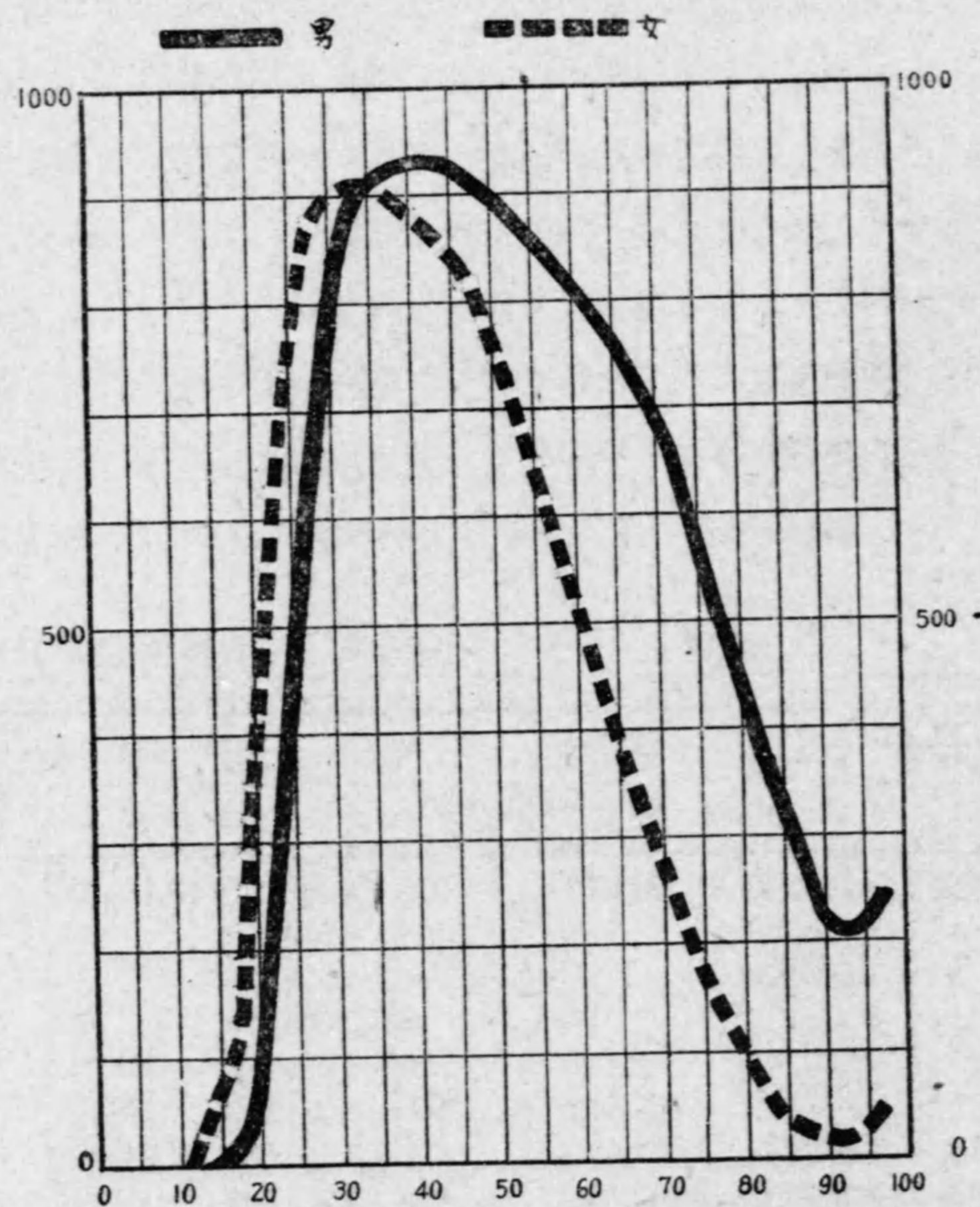
年齢別男女人口1,000に付有配偶者割合を示せば次の如くである。

第17表 年齢別有配偶率 (昭和10年國勢調査)

年齢階級	男			女		
	人口	有配偶	有配偶割合 (人口1,000中)	人口	有配偶	有配偶割合 (人口1,000中)
總數	34,734,133	13,133,831	378	34,520,015	13,174,225	382
0—4	4,714,001	—	—	4,614,500	—	—
5—9	4,303,263	—	—	4,228,156	—	—
10—14	3,876,774	13	0	3,808,473	734	0
15—19	3,350,713	18,172	5	3,290,204	238,832	73
20—24	3,036,783	467,842	154	3,034,288	1,618,179	533
25—29	2,670,248	1,682,603	630	2,569,835	2,184,395	850
30—34	2,379,492	2,088,167	878	2,253,145	2,031,040	901

年 齡 階 級	男			女		
	人 口	有 配 偶	有配偶割合 (人口1,000中)	人 口	有 配 偶	有配偶割合 (人口1,000中)
35—39	2,093,446	1,921,941	918	1,952,400	1,741,422	892
40—44	1,767,627	1,628,488	921	1,638,384	1,401,536	855
45—49	1,591,179	1,442,357	906	1,521,655	1,212,227	797
50—54	1,404,376	1,232,611	878	1,428,499	1,018,884	713
55—59	1,255,092	1,053,401	839	1,316,045	802,576	610
60—64	916,820	724,610	790	1,013,791	491,354	485
65—69	630,008	456,404	724	757,084	259,658	343
70—74	394,223	252,318	640	519,200	118,130	228
75—79	224,829	118,342	526	336,975	42,571	126
80以上	125,259	46,562	372	237,381	12,687	53

第19圖 年齢別男女人口1,000中有配偶者割合 (昭和10年)



11. 出生地別人口

昭和5年10月1日現在國勢調査結果に依れば、出生地別内地人口は次の如くである。即ち内地生れは内地總人口の9割9分1厘を占めて居り、内地以外及外國生れは僅かに9厘に過ぎない。

第18表 出生地別人口 (昭和5年 國勢調査)

出生地	人 口	總 數 1,000に付	出生地	人 口	總 數 1,000に付
總 數	64,450,005	1,000	外 國	114,862	2
内 地	63,848,781	991	亞 細 亞	59,536	1
内地以外	485,797	7	歐 羅 巴	6,774	0
外 地	472,617	7	北 米	31,884	0
朝 鮮	434,934	7	南 米	2,765	0
臺 灣	30,264	0	阿 弗 利 加	53	0
樺 太	7,419	0	太 洋 州	13,809	0
關 東 州	12,445	0	不 詳	41	0
南洋群島	735	0	水 上	565	0

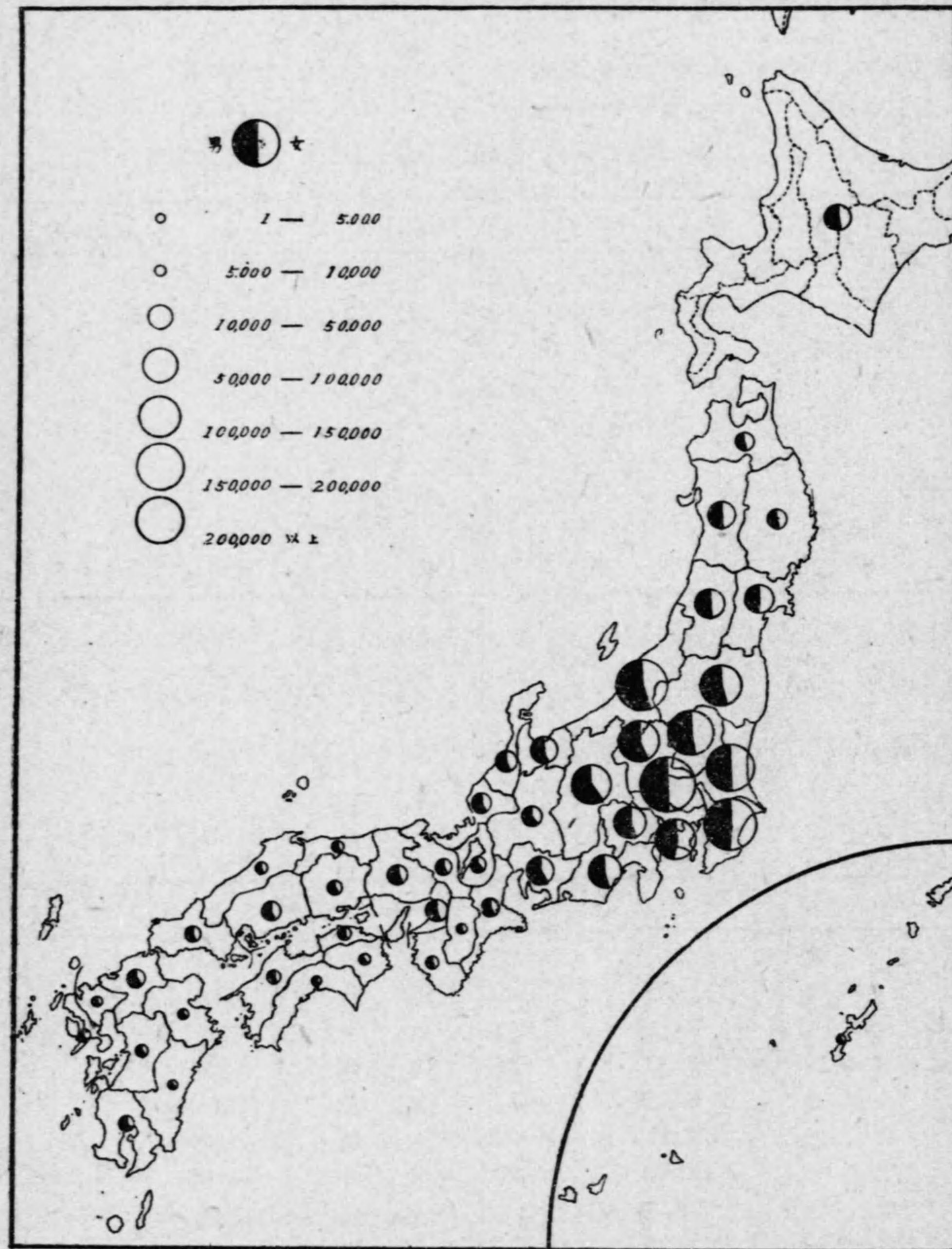
尙出生地別人口を府縣相互間に就て見る場合には、人口移動一斑を窺ひ得るのであるが、こゝでは單にその一例として昭和10年國勢調査に附帶して調査された東京市現在者の出生地別統計を掲ぐれば次の如くである。

第19表 東京市の出生地別人口 (昭和10年 國勢調査)

出生地	人 口	總數1,000に 對する割合	出生地	人 口	總數1,000に 對する割合
總 數	5,848,917	1,000	東 海	221,813	38
市 内 生	2,733,420	467	近 畿	144,371	25
市 外 生	58,636	10	中 部	97,555	17
他府縣生	2,972,543	508	四 國	53,270	9
北 海 道	66,120	11	九 州	137,641	24
東 北	412,225	70	沖 繩	4,205	1
關 東	1,181,622	202	内地以外	64,855	11
北 陸	378,335	65	外 國	19,418	3
東 山	275,386	47	航 海 中	45	0

- 備考 1) 第19表には特別調査区域の人口を含まず。
 2) 昭和10年國勢調査に依る東京市總人口は5,875,667である。

第20圖 東京市來住人口ノ出生地分布 (昭和10年)



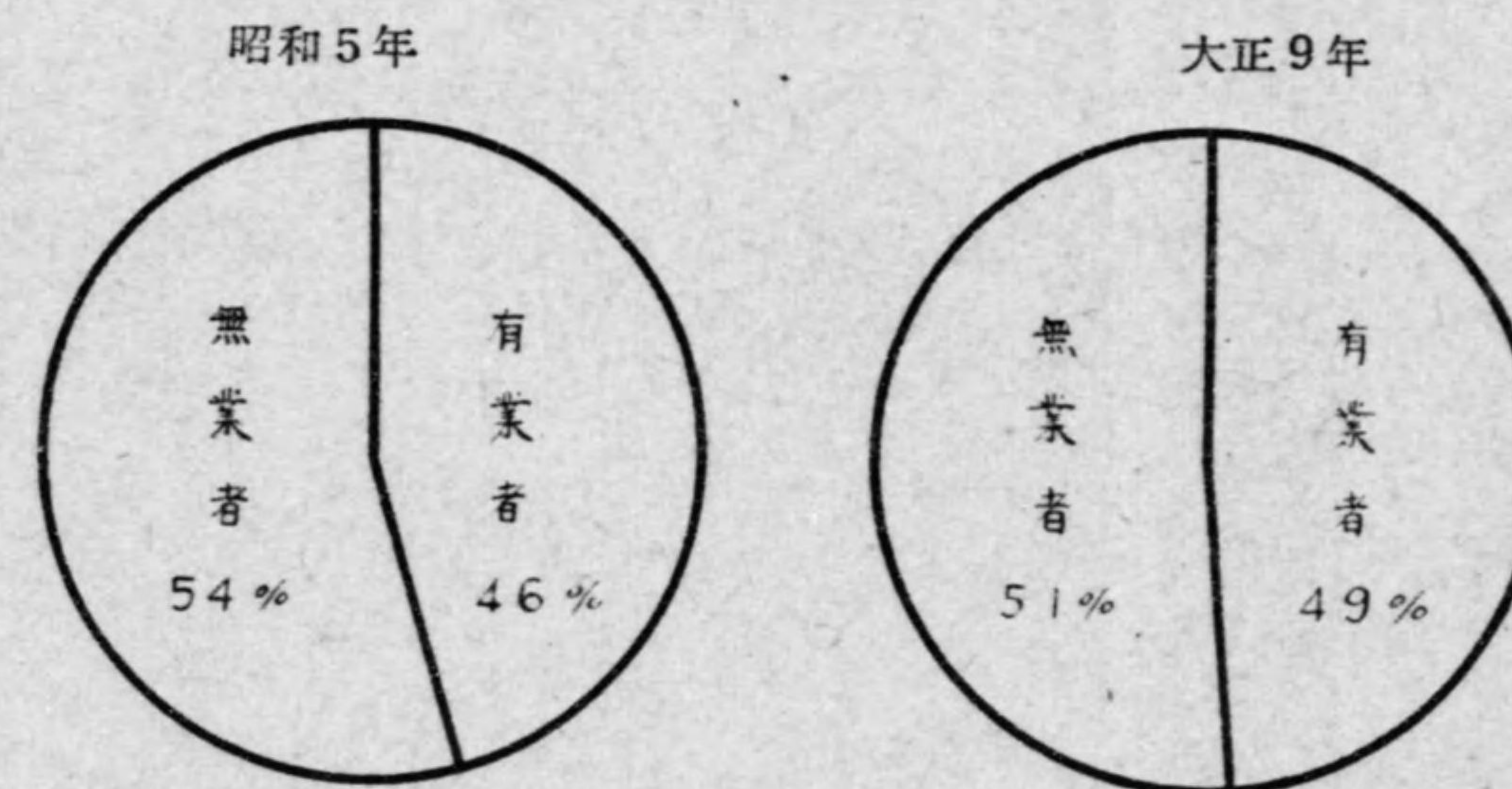
12. 職業別人口

大正9年及昭和5年の兩回國勢調査結果に依れば、我が國內地に於ける有業者及無業者別人口は次の如くである。

第20表 有業及無業別人口 (國勢調査)

			昭和5年	大正9年
			實 數	
總	業	數	64,450,005	55,963,053
有	者	者	29,619,640	27,261,106
無	業	者	34,830,365	28,701,947
			割 合 (總數100に付)	
總	業	數	100.0	100.0
有	者	者	46.0	48.7
無	業	者	54.0	51.3
			指 數 (大正9年100に付)	
總	業	數	115.2	100.0
有	者	者	108.7	100.0
無	業	者	121.4	100.0

第21圖 有業者割合 (總人口100=付)



之に依れば、昭和5年の有業人口は大正9年よりも235萬人餘増加したのであるが、此の増加は總人口の増加に及ばぬ爲、昭和5年の有業率は4割6分で、

大正9年の有業率4割9分より3分低くなつて現はれて居る。

我が國の有業率を主要國と比較すれば次の如くであつて、我が國(昭和5年)は4割6分で略々中位にあり、最も高いのは佛蘭西の5割2分で、南阿聯邦は僅かに3割1分に止り、米國の4割は低い部類に屬して居る。

第21表 主要各國有業及無業別人口

國名	調査年次	總人口	有業者	無業者
實 數				
帝 國(内地)	大正 9年	55,963	27,261	28,702
"	昭和 5年	64,450	29,620	34,830
英 領 印 度	" 6年	352,838	166,800	186,037
北 米 合 衆 國	" 5年	122,775	48,830	73,945
獨 逸	" 8年	65,218	32,296	32,922
英 吉 利	" 6年	44,795	21,055	23,741
佛 蘭 西	" 6年	41,228	21,613	19,615
伊 太 利	" 6年	41,177	17,263	23,914
カ ナ ダ	" 6年	10,377	3,928	6,449
和 蘭	" 5年	7,936	3,186	4,750
白 耳 義	" 5年	8,092	3,750	4,342
オーストリア	" 9年	6,760	3,170	3,590
瑞 典	" 5年	6,142	2,872	3,270
オーストラリア聯邦	" 8年	6,630	2,697	3,933
瑞 西	" 5年	4,066	1,943	2,124
フイノランド	" 5年	3,667	1,676	1,991
丁 抹	" 5年	3,551	1,582	1,969
ノルウェー	" 5年	2,814	1,066	1,748
南アフリカ聯邦	" 1年	1,677	522	1,155
割 合 (總人口100に付)				
帝 國(内地)	大正 9年	100.0	48.7	51.3
"	昭和 5年	100.0	46.0	54.0
英 領 印 度	" 6年	100.0	47.3	52.7
北 米 合 衆 國	" 5年	100.0	39.8	60.2
獨 逸	" 8年	100.0	49.5	50.5
英 吉 利	" 6年	100.0	47.0	53.0

國名	調査年次	總人口	有業者	無業者
佛 蘭 西	昭和 6年	100.0	52.4	47.6
伊 太 利	" 6年	100.0	41.9	58.1
カ ナ ダ	" 6年	100.0	37.8	62.2
和 蘭	" 5年	100.0	40.1	59.9
白 耳 義	" 5年	100.0	46.3	53.7
オーストリア	" 9年	100.0	46.9	53.1
瑞 典	" 5年	100.0	46.8	53.2
オーストラリア聯邦	" 8年	100.0	40.7	59.3
瑞 西	" 5年	100.0	47.8	52.2
フイノランド	" 5年	100.0	45.7	54.3
丁 抹	" 5年	100.0	44.6	55.4
ノルウェー	" 5年	100.0	37.9	62.1
南アフリカ聯邦	" 1年	100.0	31.1	68.9

以上述べた如く、我が國內地(昭和5年)に於ける人口中に占むる有業者の割合、即ち有業率は4割6分であるが之を男女別に見れば、男5割9分、女3割3分である。

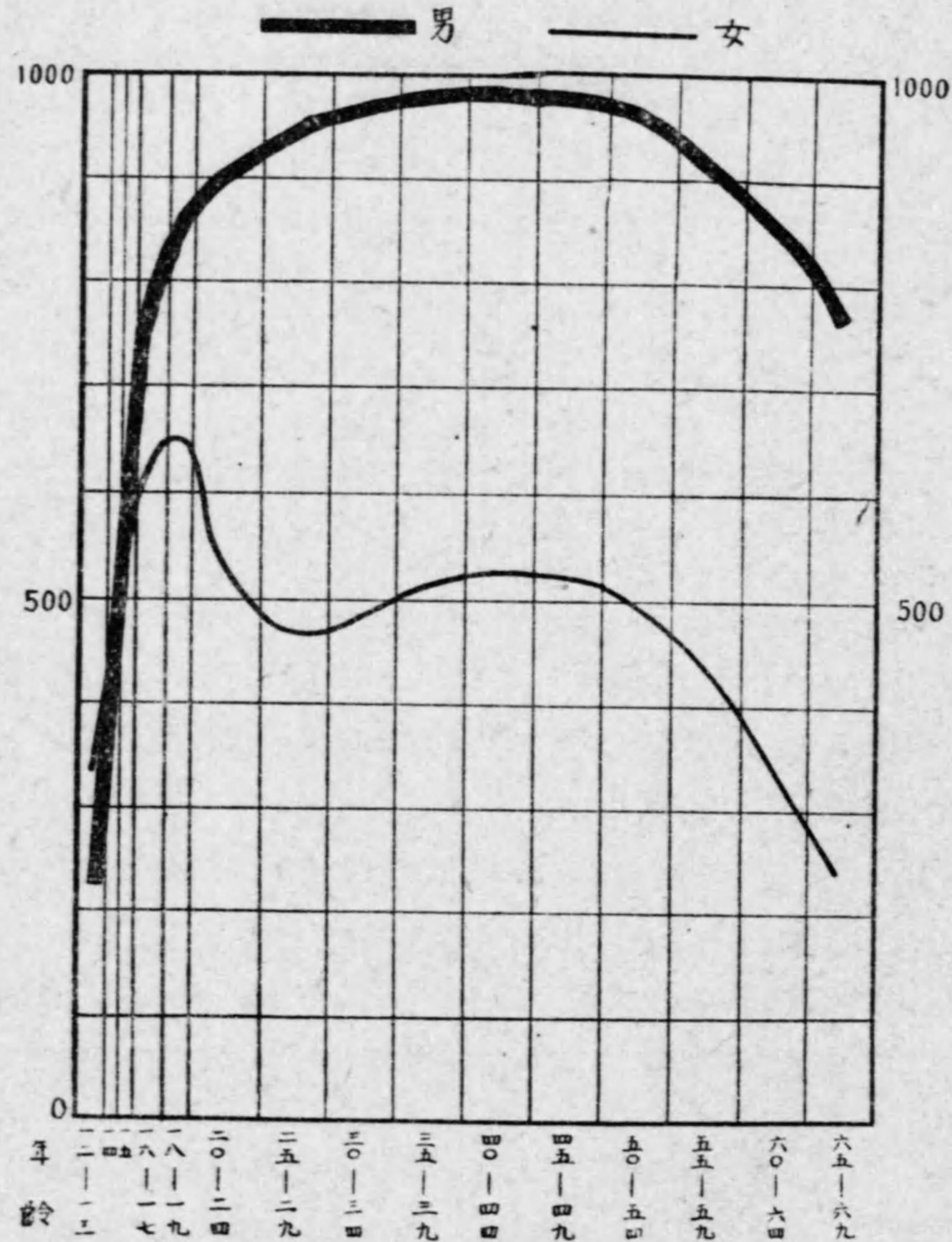
之を更に年齢別に男女別有業率を示せば次の如くであつて13歳以下に於ては女の有業率は男より高いが、それ以上の年齢に於ては常に男よりも低率である。

第22表 年齢別有業率 (年齢別男女人口1,000に付)(昭和5年國勢調査)

年 齡	總 數	男	女	年 齡	總 數	男	女
總 數	460	588	330	30—34	742	980	489
0—11	2	2	3	35—39	759	982	520
12—13	162	121	205	40—44	765	979	539
14	443	448	438	45—49	753	970	536
15	616	681	550	50—54	729	953	508
16—17	700	771	626	55—59	680	919	451
18—19	751	854	645	60—64	592	853	354
20—24	732	918	539	65—69	495	763	267
25—29	724	967	467	70以上	295	526	134

第22圖 年齢別有業率 (昭和5年)

(年齢別 男女人口1,000=付)



有業者を更に業態別に見て主要國と比較すれば第23表の如くであつて、我が國內地(昭和5年)は農林業及水産業に於て總有業者の4割8分を占め、英領印度及フィンランドの各6割6分に亞ぐ高い割合を示して居る。之に亞いで工業は總有業者の1割9分を占め、瑞西の4割5分、白耳義の4割2分、獨逸の3割8分等に比して其の半ばにも満たない状態である。併しながら我が國工業の目覺しい發展を示して居る現状よりみて、最近に於ける我が國工業従事者數の

割合が大に増加して居ることは疑ふ餘地のない處である。試みに商工省調査に係る工場統計表に依れば、昭和5年工場従事者189萬人餘が昭和13年には360萬人餘で約2倍の増加を示して居る。以上に亞いで第三位に高い割合を示すのは、商業の1割5分で濠洲の1割7分、英吉利の1割6分に亞ぎカナダ、白耳義等と略々等しい割合を示して居る。他の職業は何れも1割以下であつて公務自由業は7分で第4位にあり、最も低いのは鑛業の8厘である。

第23表 職業別人口 (國勢調査)

實 數

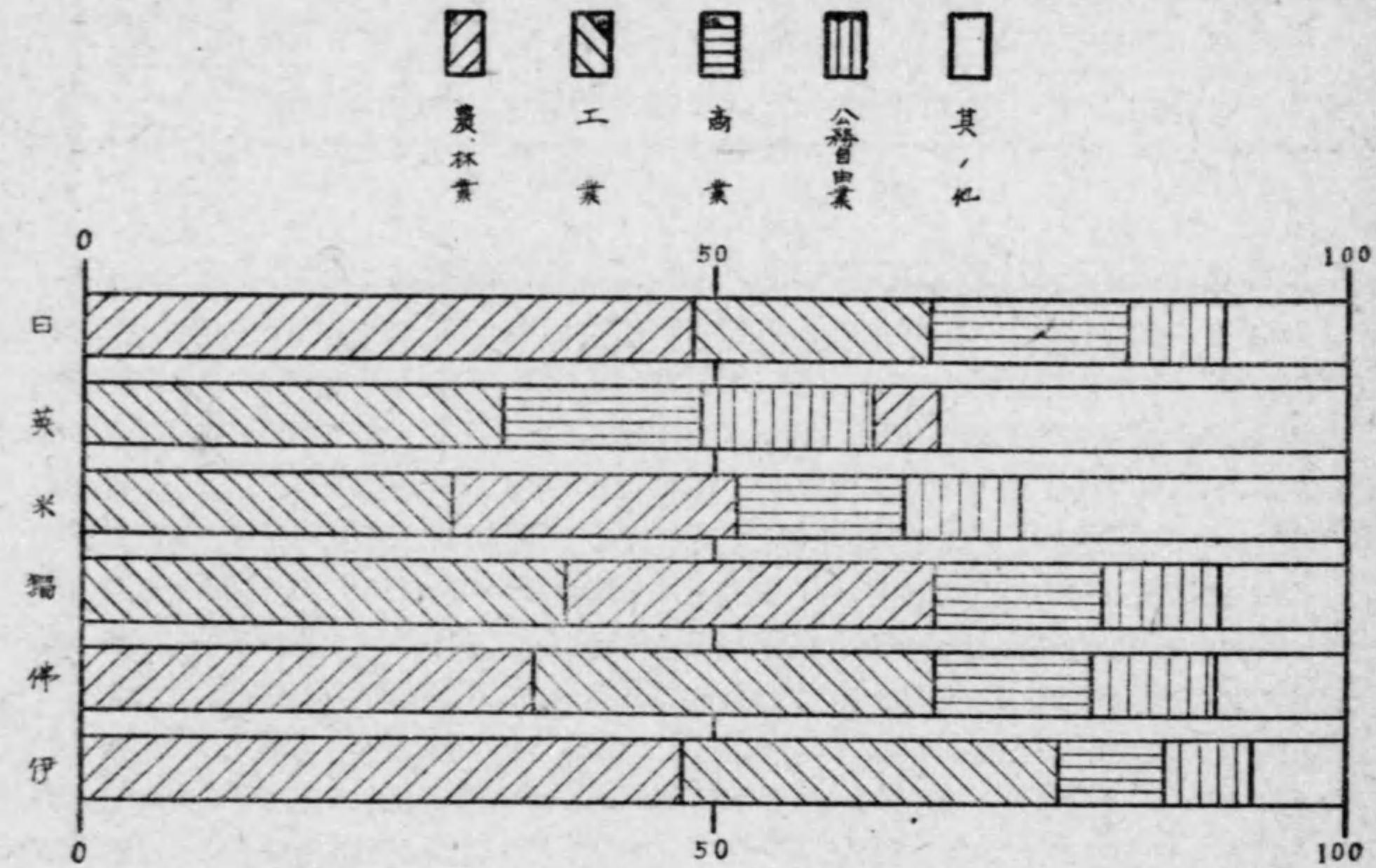
國 名	調査年次	農林業及 水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務 自由業	家事 使用人	其他 有業者	
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
帝國(内地)	昭和5年	14,140	547	251	5,700	4,478	1,108	2,044	781	571
1) 英領印度	" 6年	109,731	2) 1,030	404	17,524	9,337	2,779	4,819	12,674	8,500
北米合衆國	" 5年	10,649	73	984	14,111	6,081	3,843	4,110		8,978
3) 獨逸	" 8年	9,313	30	702	12,351	4,380	1,552	2,699	1,270	—
4) 英吉利	" 6年	1,353	45	1,094	6,848	3,393	1,830	2,800	1,554	2,136
佛蘭西	" 6年	7,637	67	442	6,838	2,695	1,069	1,971	893	—
伊太利	" 6年	8,083	86	61	5,164	1,423	795	1,112	540	—
カナダ	" 6年	1,176	2) 48	59	678	601	266	519	143	439
和蘭	" 5年	639	2) 16	51	1,184	447	297	274	244	33
白耳義	" 5年	635	3	222	1,570	544	256	309	184	28
オーストリア	" 9年	1,004		23	1,037	422	145	266	179	95
瑞典	" 5年	1,025	15		927	319	192	184	209	—
5) オーストラリア聯邦	" 8年	574	2) 15	69	866	451	224	256	242	—
瑞西	" 5年	413		7	867	285	85	102	140	42
フィンランド	" 5年	1,101	2) 7	1	251	77	52	62		126
6) 丁抹	" 5年	545	14		431	196	92	111	192	—
ノルウエー	" 5年	336	76	7	303	146	108	66	19	5
7) 南アフリカ聯邦	" 1年	174		23	105	87	47	44	10	33

割 合 (有業者100に付)

國 名	調査年次	農業及 林業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務 自由業	家事 使用人	その他 有業者
帝國(内地)	昭和5年	47.7	1.8	0.8	19.2	15.1	3.7	6.9	2.6	1.9
1) 英領印度	" 6年	65.8	2) 0.6	0.2	10.5	5.6	1.7	2.9	7.6	5.1
北米合衆國	" 5年	21.8	0.2	2.0	28.9	12.5	7.9	8.4	18.4	
3) 獨逸	" 8年	28.8	0.1	2.2	38.2	13.6	4.8	8.4	3.9	—
4) 英吉利	" 6年	6.4	0.2	5.2	32.5	16.1	8.7	13.3	7.4	10.1
佛蘭西	" 6年	35.3	0.3	2.0	31.6	12.5	4.9	9.1	4.1	—
伊太利	" 6年	46.8	0.5	0.4	29.9	8.2	4.6	6.4	3.1	—
カナダ	" 6年	29.9	2) 1.0	1.5	17.3	15.3	6.8	13.2	3.6	11.2
和蘭	" 5年	20.0	2) 0.5	1.6	37.2	14.0	9.3	8.6	7.6	1.0
白耳義	" 5年	16.9	0.1	5.9	41.9	14.5	6.8	8.2	4.9	0.8
オーストリア	" 9年	31.7		0.7	32.7	13.3	4.6	8.4	5.6	3.0
瑞典	" 5年	35.7	0.5	32.3		11.1	6.7	6.4	7.3	—
5) オーストラリア聯邦	" 8年	21.3	2) 0.6	2.6	32.1	16.7	8.3	9.5	9.0	—
瑞西	" 5年	21.3		0.4	44.6	14.6	4.4	5.3	7.2	2.2
フィンランド	" 5年	65.7	2) 0.4	0.0	15.0	4.6	3.1	3.7	7.5	
6) 丁抹	" 5年	34.5	0.9	27.3		12.4	5.8	7.0	12.2	—
ノルウェー	" 5年	31.5	7.1	0.7	28.4	13.7	10.2	6.2	1.8	0.4
7) 南アフリカ聯邦	" 1年	33.3		4.4	20.1	16.6	9.0	8.5	1.9	6.3

- 備考 1) 職業不明の人口 2,308 千人を除く
 2) 狩獵業を含む
 3) ザール地方を除く
 4) 北部アイルランドを除く
 5) 土人を除く
 6) フェーウアネ島を除く
 7) 歐羅巴人のみ

第23圖 職業別人口割合 (有業人口100=付)



13. 職業別人口の年齢構成

昭和5年10月1日現在國勢調査結果に依れば、我が國內地に於ける有業者の職業別年齢構成状態は第24表の如くである。

之に依れば、男に在つては家事使用人は14歳以下、農業、水産業、工業及商業は15—19歳、交通業及公務自由業は20—24歳、鑛業は25—29歳の者最も多く、之より低年齢又は高年齢に至るに従つて次第に其の人員を減するのであるが、唯農業は45—49歳より、家事使用人は25—29歳より再び其の人員を増加して50—54歳に至り共に第二の頂點に達し、爾後年齢の高まるに伴ひ其の人員を減じて居る。女に在つては農業、工業、商業、交通業及家事使用人は共に15—19歳、水産業、鑛業及公務自由業は20—24歳の者が最も多く、之を中心として前後の年齢に向ひ逐次其の數を減するのであるが、唯家事使用人のみ40—44歳より再び其の數を増加して50—54歳に於て第二の頂點に達し、以後其の數を遞減するといふ例外を示して居る。

第24表 職業別人口の年齢構成 (昭和5年國勢調査)

年 齡 階 級	總 數		農 業		水		
	總 數	男	女	總 數	男	女	總 數
	實 數						
總 數	29,619,640	19,030,237	10,589,403	14,140,107	7,743,065	6,397,042	546,624
14以下	1,071,693	482,727	588,966	370,677	185,213	185,464	16,846
15—19	4,595,140	2,604,721	1,990,419	1,784,349	984,155	800,194	77,324
20—24	4,048,717	2,585,236	1,463,481	1,529,523	767,929	761,594	68,080
25—29	3,499,272	2,399,531	1,099,741	1,485,387	757,604	727,783	65,336
30—34	3,128,553	2,131,049	997,504	1,410,354	716,931	693,423	59,720
35—39	2,721,501	1,822,587	898,914	1,309,082	675,136	633,946	52,246
40—44	2,513,373	1,652,352	861,021	1,288,267	673,144	615,123	49,562
45—49	2,295,348	1,479,421	815,927	1,272,213	678,592	593,621	46,979
50—54	2,064,754	1,344,007	720,747	1,233,313	698,954	534,359	42,948
55—59	1,507,533	997,894	509,639	954,694	573,982	380,712	30,657
60—64	1,019,052	699,895	319,157	677,962	442,107	235,855	19,025
65—69	621,445	440,526	180,919	433,866	300,816	133,050	10,731
70以上	533,259	390,291	142,968	390,420	288,502	101,918	7,170
	割 合						
總 數	10,000	6,425	3,575	10,000	5,476	4,524	10,000
14以下	362	163	199	262	131	131	308
15—19	1,551	879	672	1,262	696	566	1,415
20—24	1,367	873	494	1,082	543	539	1,246
25—29	1,181	810	371	1,051	536	515	1,195
30—34	1,056	719	337	997	507	490	1,093
35—39	919	615	303	926	477	448	956
40—44	849	558	291	911	476	435	907
45—49	775	499	275	900	480	420	859
50—54	697	454	243	872	494	378	786
55—59	509	337	172	675	406	269	561
60—64	344	236	108	480	313	167	348
65—69	210	149	61	307	213	94	196
70以上	180	132	48	276	204	72	131

(續)

產 業 階 級	礦 業		工 業					
	男	女	總 數	男	女	總 數	男	女
	實 數							
總 數	501,078	45,546	251,220	210,174	41,046	5,699,581	4,269,151	1,430,430
15,423	1,423	2,235	1,649	586	301,452	131,913	169,539	
71,724	5,600	28,356	21,635	6,721	1,261,535	752,503	509,032	
61,651	6,429	37,914	31,176	6,738	959,432	708,490	250,942	
59,251	6,085	42,158	35,823	6,335	757,210	639,072	118,138	
53,970	5,750	41,186	34,511	6,675	644,296	554,777	89,519	
47,324	4,922	34,925	29,540	5,385	503,121	430,070	73,051	
45,334	4,228	27,535	23,525	4,010	409,363	344,298	65,065	
42,992	3,987	18,961	16,178	2,783	319,962	264,534	55,428	
39,780	3,168	11,023	9,737	1,286	242,671	200,852	41,819	
28,614	2,043	4,652	4,259	393	142,965	116,972	25,993	
17,933	1,092	1,560	1,451	109	81,182	66,021	15,161	
10,244	487	506	486	20	43,844	35,156	8,688	
6,838	332	209	204	5	32,548	24,493	8,055	
	割 合							
總 數	9,167	833	10,000	8,366	1,634	10,000	7,490	2,510
282	026	89	66	023	529	231	297	
1,312	102	1,129	861	268	2,213	1,320	893	
1,128	118	1,509	1,241	268	1,683	1,243	440	
1,084	111	1,678	1,426	252	1,329	1,121	207	
987	105	1,639	1,374	266	1,130	973	157	
866	90	1,390	1,176	214	883	755	128	
829	77	1,096	936	160	718	604	114	
787	73	755	644	111	561	464	97	
728	58	439	388	51	426	352	73	
523	37	185	170	16	251	205	46	
328	20	62	58	4	142	116	27	
187	9	20	19	1	77	62	15	
125	6	8	8	0	57	43	14	

(續)

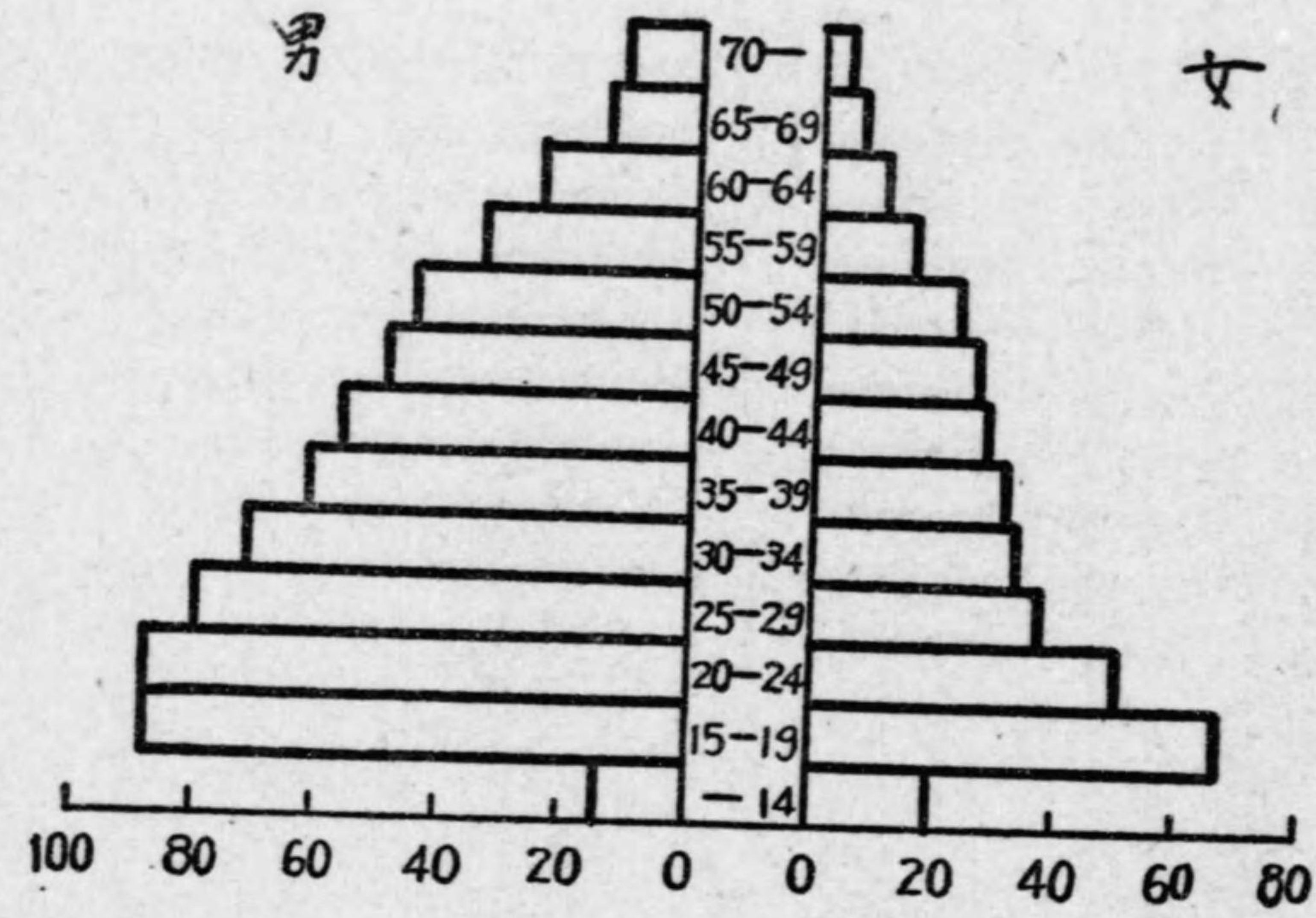
年 齡 階 級	商 業		交 通 業			公	
	總 數	男	女	總 數	男		女
	實 數						
數 總	4,478,098	3,013,903	1,464,195	1,107,574	1,028,595	78,979	2,044,151
14以下	153,521	105,815	47,706	13,038	9,555	3,483	11,235
15—19	694,801	464,531	230,270	169,699	134,420	35,279	181,586
20—24	581,631	369,873	211,758	207,904	191,834	16,070	506,454
25—29	530,555	365,900	164,655	196,849	190,507	6,342	334,986
30—34	480,468	330,492	149,976	148,849	143,963	4,886	263,938
35—39	429,878	292,564	137,314	112,172	108,196	3,976	206,529
40—44	403,855	271,841	132,014	91,903	88,572	3,331	169,500
45—49	365,447	243,810	121,637	69,165	66,544	2,621	127,746
50—54	317,801	213,674	104,127	50,583	48,900	1,683	93,291
55—59	224,123	152,416	71,707	27,820	27,049	771	66,506
60—64	146,806	100,613	46,193	12,463	12,160	303	42,284
65—69	83,637	57,773	25,864	4,890	4,736	154	21,912
70以上	65,575	44,601	20,974	2,239	2,159	80	18,184
	割 合						
總 數	10,000	6,730	3,270	10,000	9,287	713	10,000
14以下	343	236	107	118	86	31	55
15—19	1,552	1,037	514	1,532	1,214	319	888
20—24	1,299	826	473	1,877	1,732	145	2,478
25—29	1,185	817	368	1,777	1,720	57	1,639
30—34	1,073	738	335	1,344	1,300	44	1,291
35—39	960	653	307	1,013	977	36	1,010
40—44	902	607	295	830	800	30	829
45—49	816	544	272	625	601	24	625
50—54	710	477	233	457	442	15	456
55—59	501	340	160	251	244	7	325
60—64	328	225	103	113	110	3	207
65—69	187	129	58	44	43	1	107
70以上	146	100	47	20	19	1	89

(續)

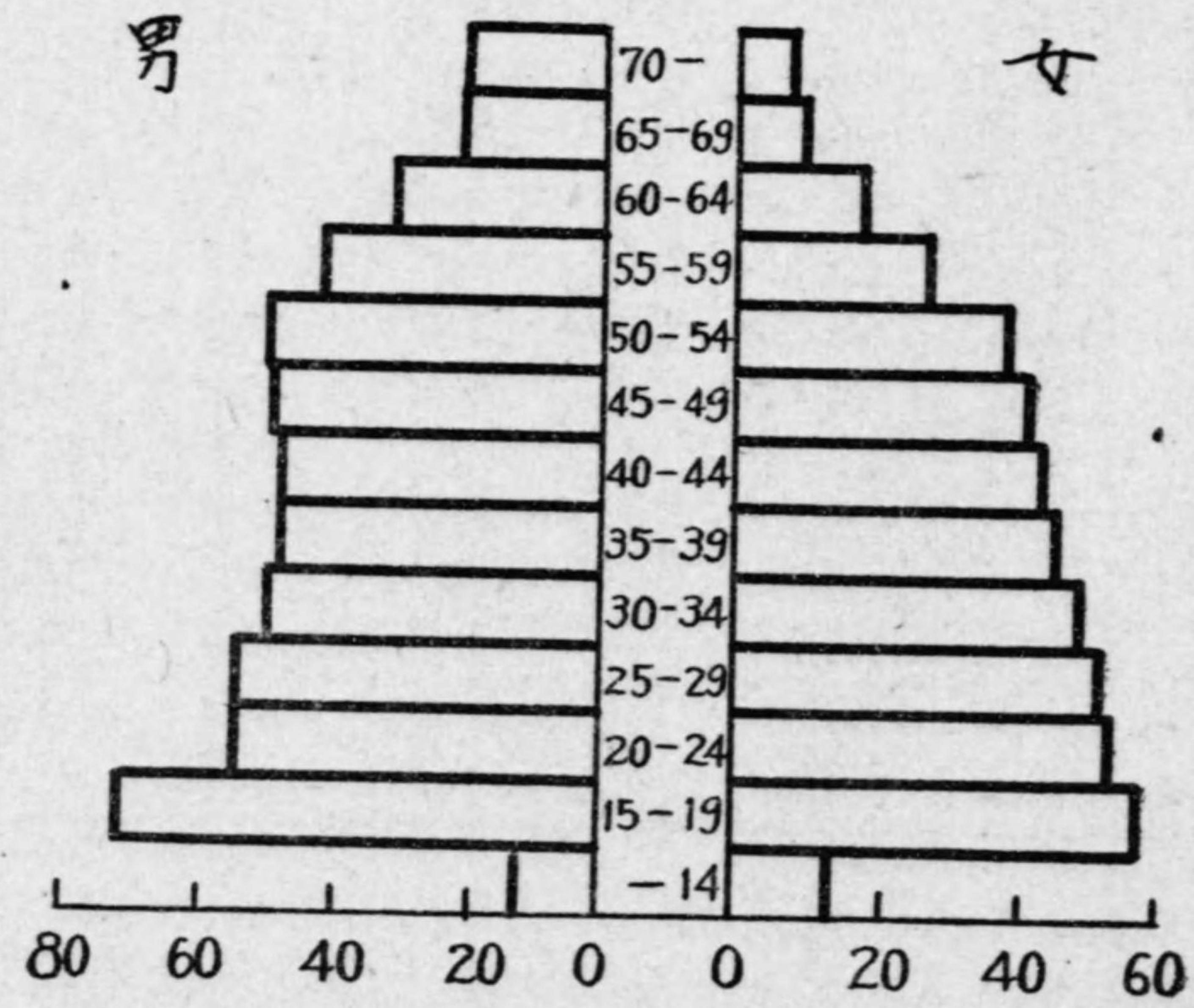
務 自 由 業		家 事 使 用 人			其 の 他 の 有 業 者		
男	女	總 數	男	女	總 數	男	女
實 數							
1,691,803	352,348	781,319	84,203	697,116	570,966	488,265	82,701
5,777	5,458	186,588	14,853	171,735	16,101	12,529	3,572
102,729	78,857	319,933	8,486	311,447	77,557	64,538	13,019
402,894	103,560	105,280	5,398	99,882	52,499	45,991	6,508
289,857	45,129	25,600	5,635	19,965	61,191	55,882	5,309
234,459	29,479	17,380	5,906	11,474	62,362	56,040	6,322
183,386	23,143	15,868	5,977	9,891	57,680	50,394	7,286
150,965	18,535	16,970	6,531	10,439	56,418	48,142	8,276
113,537	14,209	19,949	7,475	12,474	54,926	45,759	9,167
81,850	11,441	22,050	7,916	14,134	51,074	42,344	8,730
57,611	8,895	19,256	6,456	12,800	36,860	30,535	6,325
36,074	6,210	14,954	4,659	10,295	22,816	18,877	3,939
18,287	3,625	9,342	2,721	6,621	12,717	10,307	2,410
14,377	3,807	8,149	2,190	5,959	8,765	6,927	1,838
割 合							
8,276	1,724	10,000	1,078	8,922	10,000	8,552	1,448
28	27	2,388	190	2,198	282	219	63
503	386	4,095	109	3,986	1,358	1,130	228
1,971	507	1,348	69	1,278	920	805	114
1,418	221	328	72	256	1,072	979	93
1,147	144	222	76	147	1,092	981	111
897	113	203	76	127	1,010	883	128
739	91	217	84	134	988	843	145
555	70	255	96	160	962	801	161
400	56	282	101	181	895	742	153
282	44	247	83	164	646	535	111
176	30	191	60	132	400	331	69
89	18	120	35	85	223	181	42
70	19	104	28	76	154	121	32

第24圖 職業別人口ノ年齢構成
(職業人口10,000=付)(昭和5年)

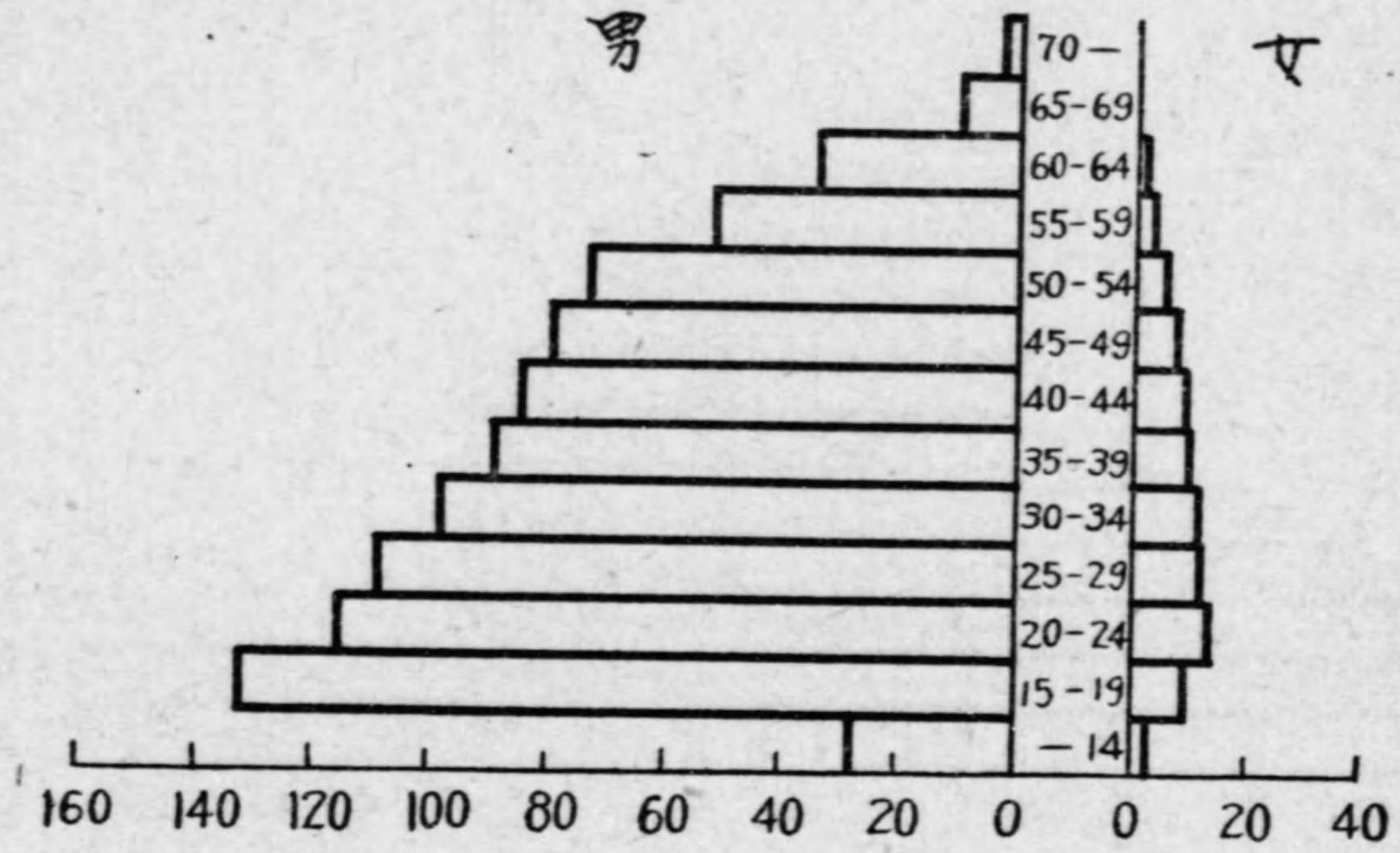
1. 總 數



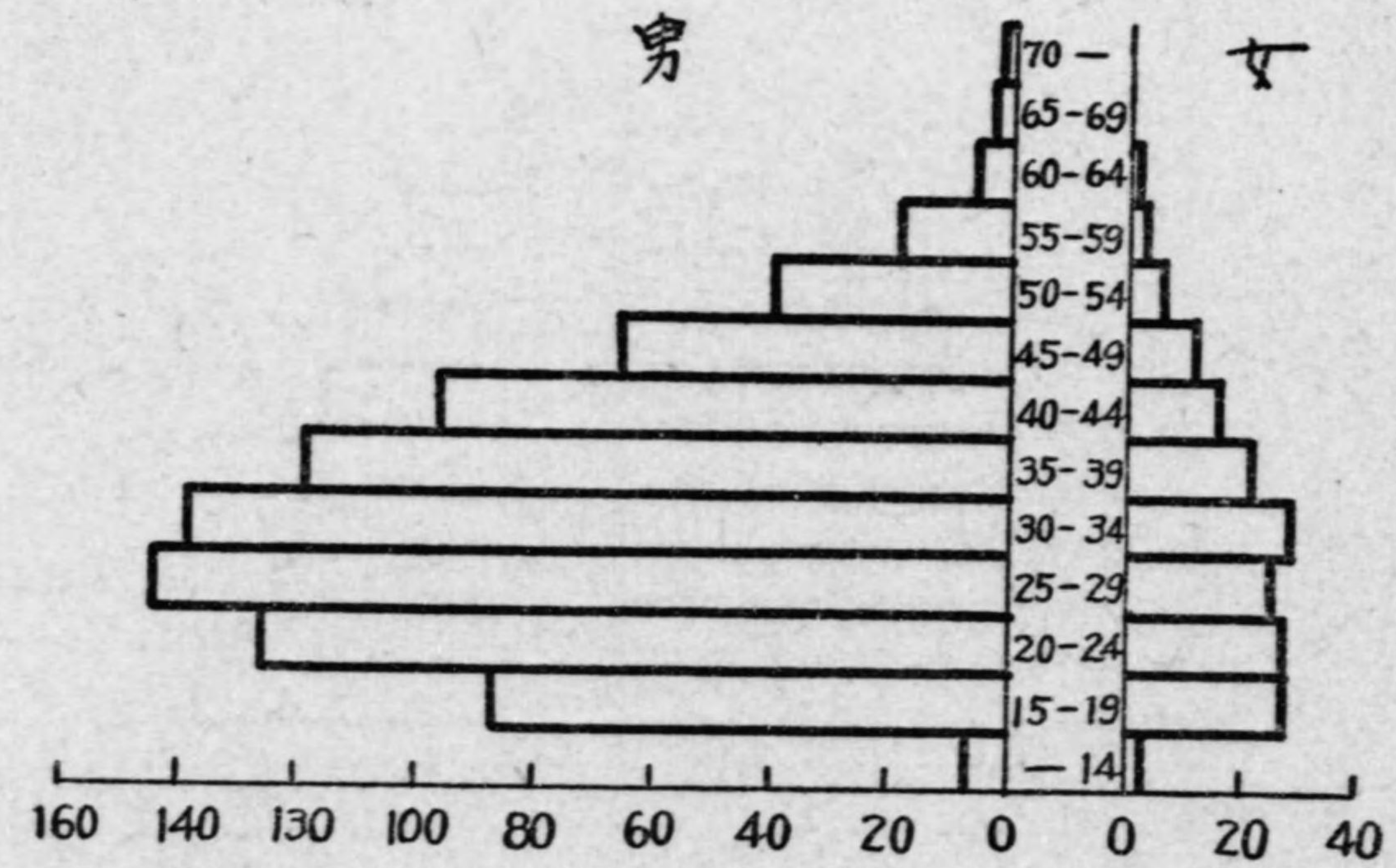
2. 農 業



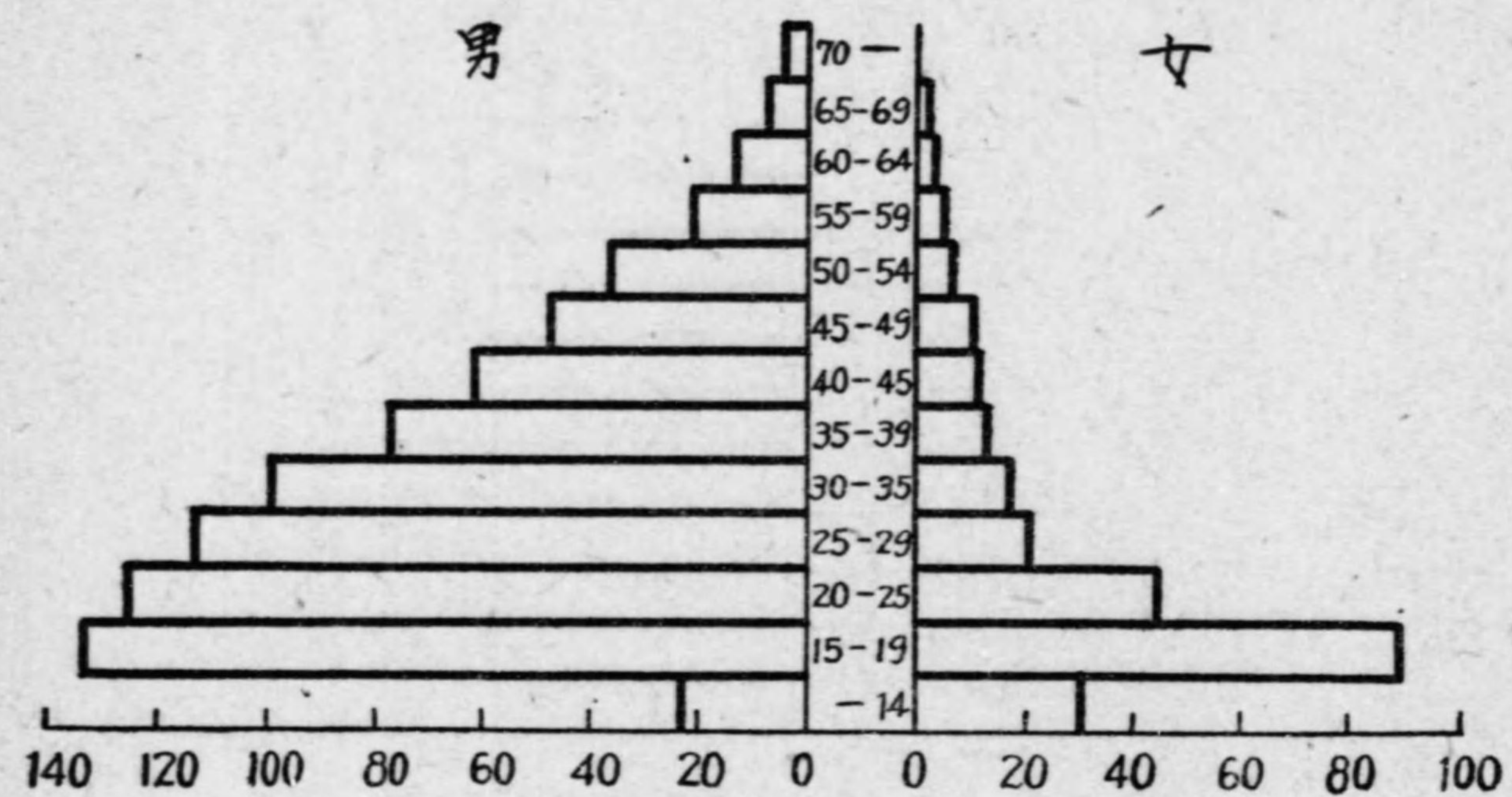
3. 水 産 業



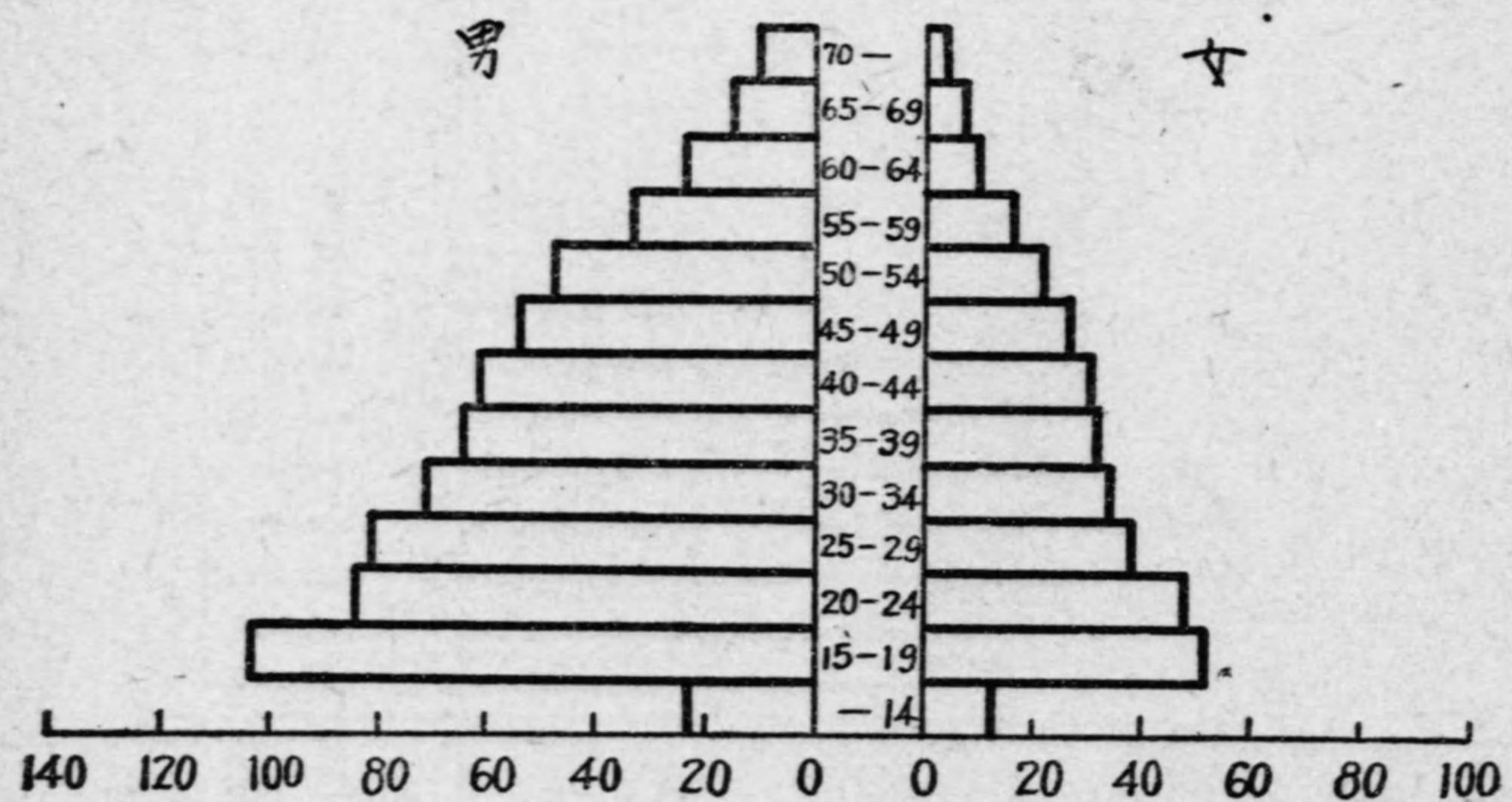
4. 鑛 業



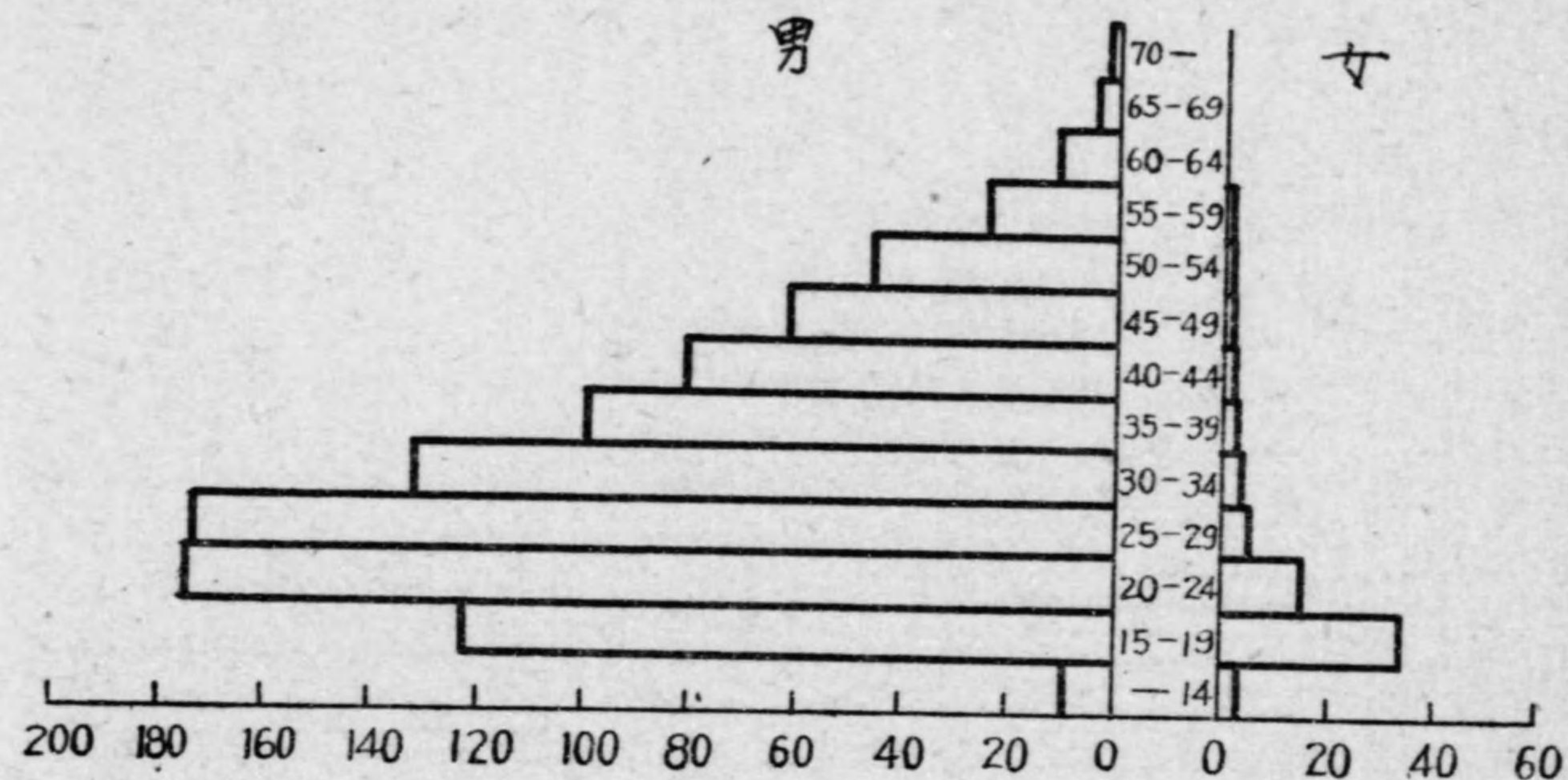
5. 工業



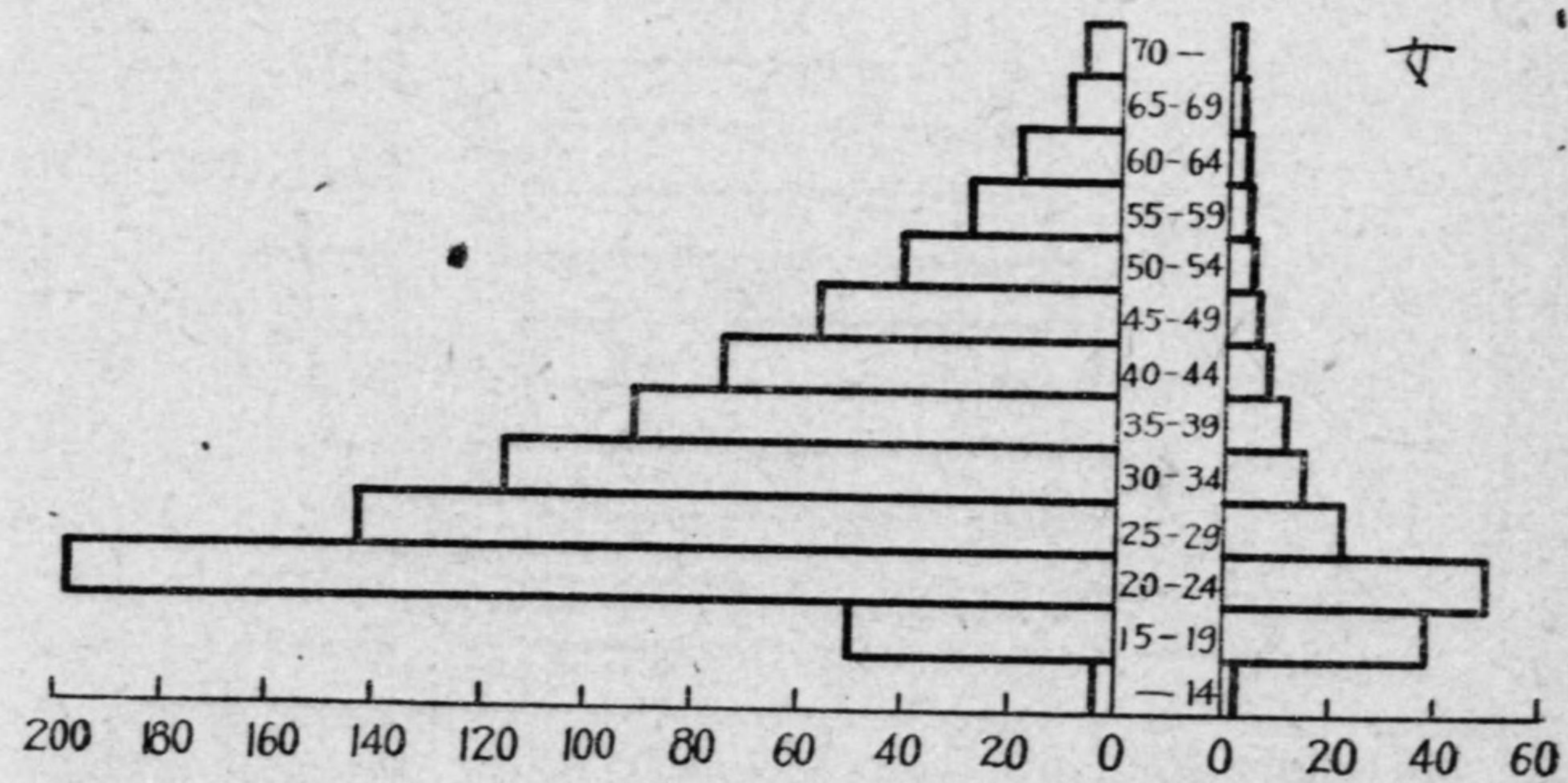
6. 商業



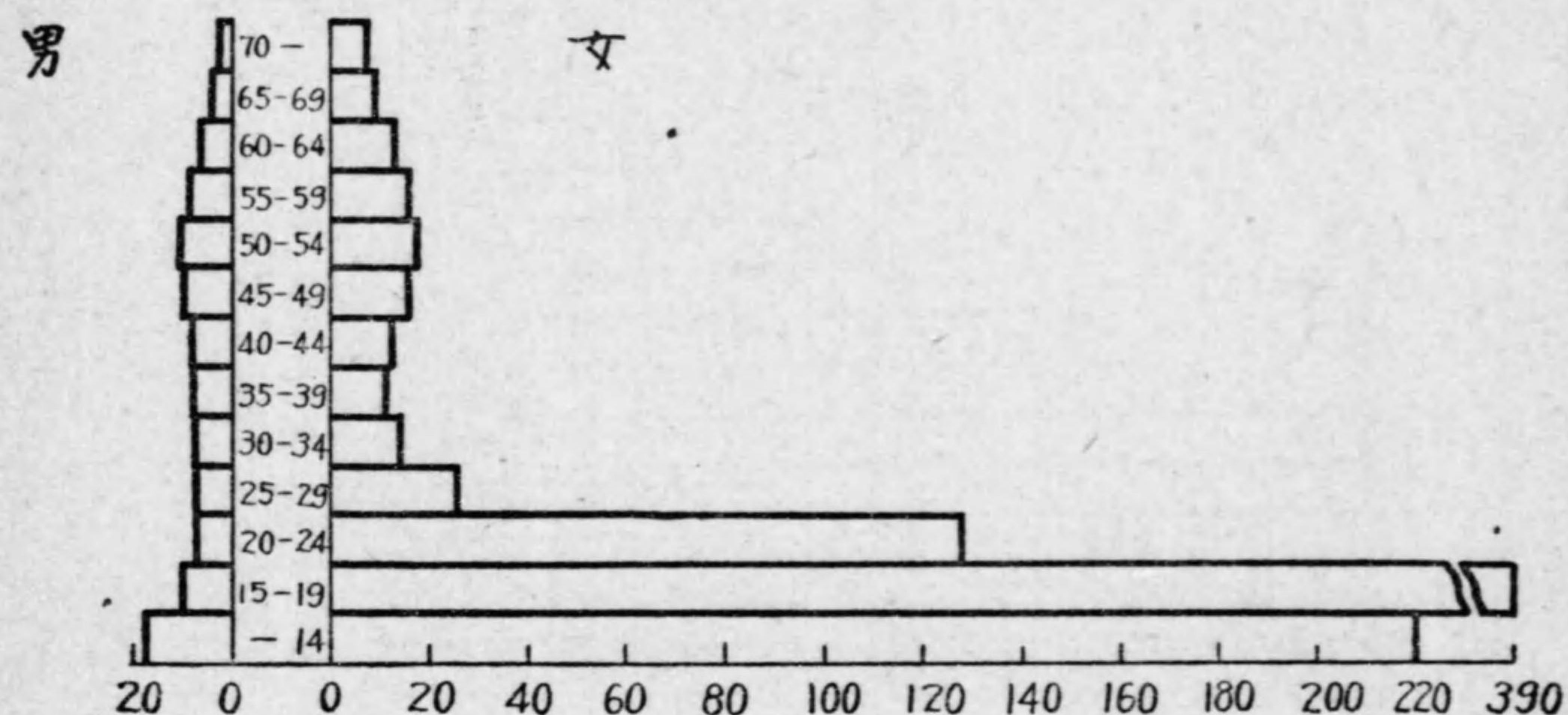
7. 交通業



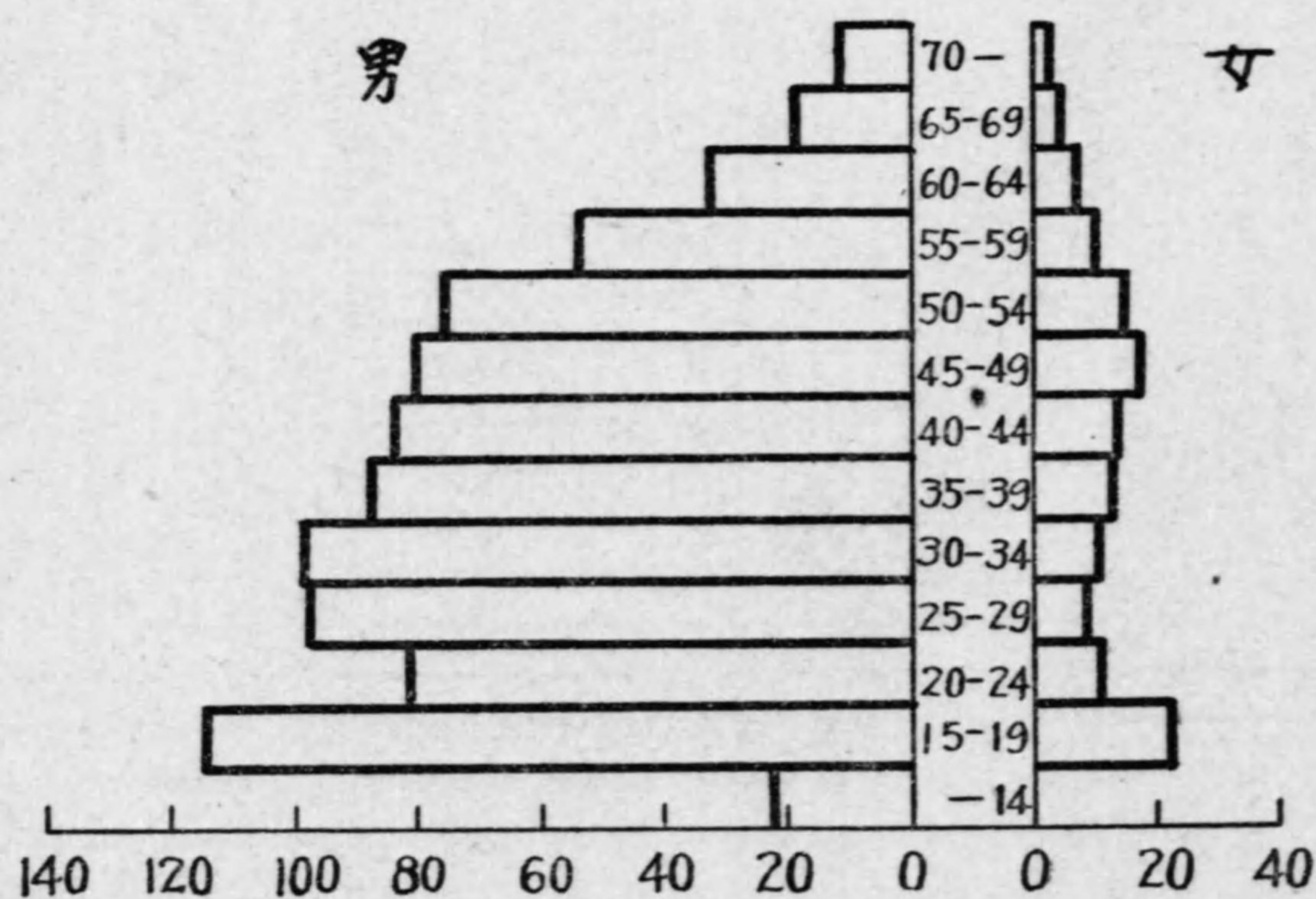
8. 公務自由業



9. 家事使用人



10. 其ノ他ノ有業者



上掲せる圖に依つて、前に述べたる所を更に仔細に見るときは、職業の相違に依つて、比較的青少年者の多きもの、壯中年者の多きもの、老年者の多きもの等若干の差異あるを見る。即ち農業は男に於ては他の職業に見られない高年者の多い状態を示し、女に於ては比較的各年齢に均分し、他の職業に比し男ほどではないが高年者多く、水産業は男女共比較的各年齢に均分して居る。鑛業は15—19歳乃至40—44歳の青壯中年者多く、工業は25—29歳以下の低年者多く、特に女に於ては20—24歳以下の者全體の6割5分の多きを占めて居る。商業亦水産業に於けるが如く各年齢に均分し、交通業は男に於ては15—19歳乃至35—39歳、女に於ては15—19歳及20—24歳の者大多數を占めて居る。公務自由業は男に於ては20—24歳乃至35—39歳、女に於ては15—19歳乃至25—29歳の者大部分を占め、家事使用人は男に於ては14歳以下の者特に多きと共に50—54歳以上の高年者亦多く、女に於ては殆んど全部20—24歳以下の者である。

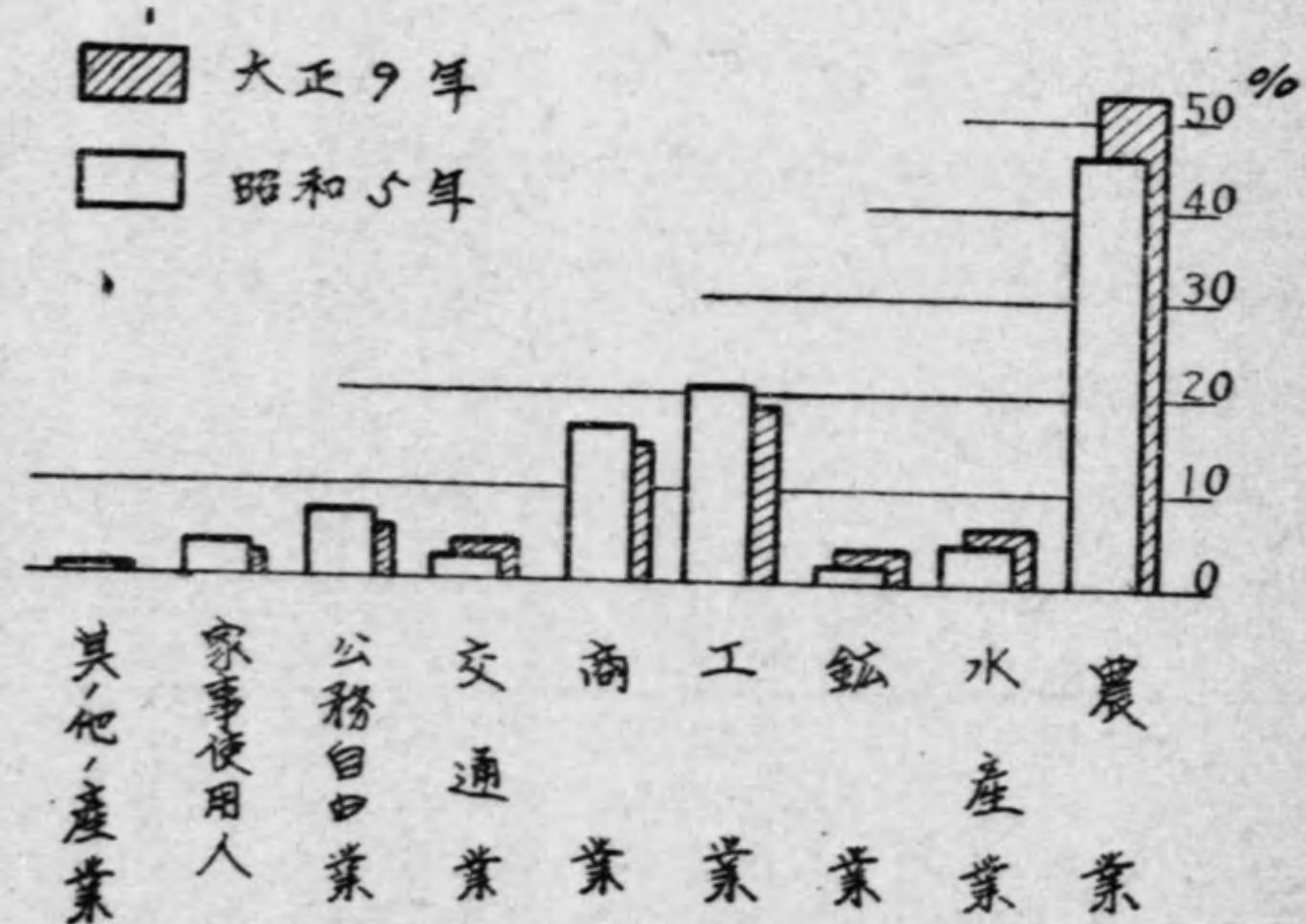
14. 産業別人口

各職業者は何れかの産業部門に所屬して活動する。例へば等しく自動車の運轉手であつても、鑛山用の自動車の運轉に従事するもの、乗合自動車の運轉に従事するもの等がある。

第25圖 産業別人口 (有業者100=付)

國民の經濟活動はその職業のみを見たのでは充分ではなく、その活動部門たる産業をも明らかになさねばならない。

大正9年及昭和5年兩回國勢調査結果に依る産業別人口を比較すれば次の如くである。



第25表 産業別人口 (國勢調査)

産業別	昭和5年	大正9年	有業者1,000に付	
			昭和5年	大正9年
總數	64,450,005	55,963,053		
有業	29,619,640	27,260,784	1,000.0	1,000.0
農業	14,131,025	14,286,592	477.1	524.1
水産業	568,436	536,604	19.2	19.7
鑛業	315,476	447,717	10.7	16.4
工業	5,875,991	5,138,758	198.4	188.5
商業	4,905,655	3,661,649	165.6	134.3
交通業	945,116	951,863	31.9	34.9
公務自由業	2,005,192	1,516,765	67.7	55.6
家事	802,167	662,072	27.1	24.3
其の他の産業	70,582	58,764	2.4	2.2
無業	34,830,365	28,702,269		

15. 世帯

世帯といふ言葉は普通廣く世間で用ひられて居るところではあるが、茲に謂ふ所の世帯とは、固より家族とは同じ意義ではない。社會の單位的共同生活態である。之を普通世帯即ち家族のみの場合或は家族を主體としそれに同居者を含む場合例へば女中、下男、店員、書生等を同居させて居る世帯と、準世帯即ち軍隊、下宿屋、船舶等の世帯の二種に分け得るのである。

各回國勢調査結果に依る我が國內地の普通世帯及準世帯別人口を示せば第26表及第27表の如くである。

第26表 普通世帯の世帯數及人口 (國勢調査)

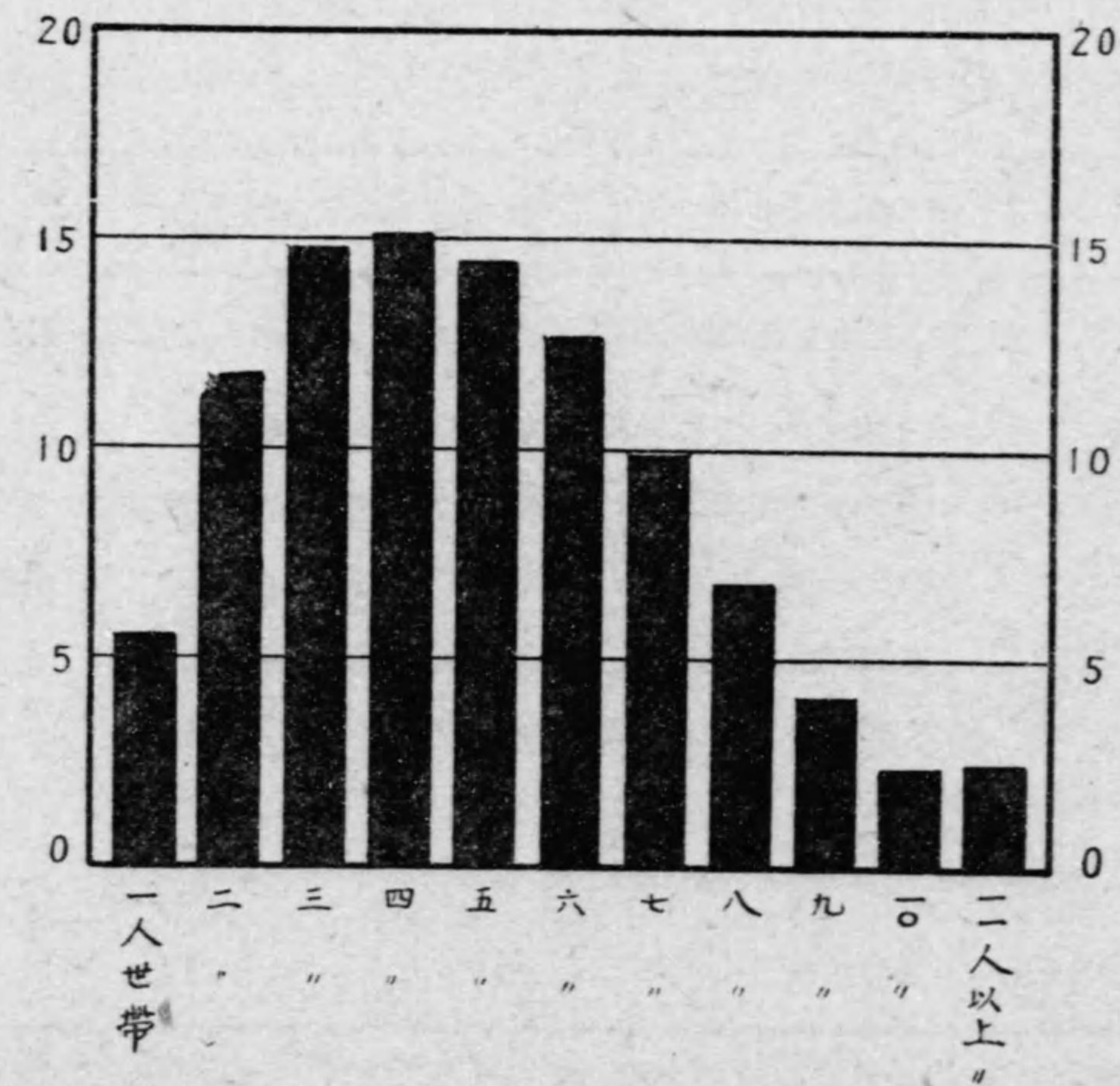
年次	世帯數	所屬人員			一世帯當人員
		總數	男	女	
大正9	11,122,120	54,336,356	27,016,145	27,320,211	4.89
14	11,902,593	58,015,326	29,005,790	29,009,536	4.87
昭和5	12,600,276	62,760,821	31,364,679	31,396,142	4.98
10	13,383,349	67,249,793	33,508,102	33,741,691	5.02

第27表 普通世帯以外に在りたる人口 (昭和5年國勢調査)

準世帯の種類	人口	總數1,000中	準世帯の種類	人口	總數1,000中
總數	1,683,184	1,000	合宿所	237,945	141
陸軍の部隊	140,648	83	旅館、下宿屋等	229,198	136
海軍の部隊艦船	82,669	49	病院	148,285	88
刑務所及留置場	51,635	31	養育院、感化院、其の他慈善的場舎	12,639	7
學校寄宿舎	114,173	68	船	85,477	51
工場寄宿舎	498,915	295	其の他	8,844	5
其の他の寄宿舎	78,756	47			

普通世帯を更に昭和5年10月1日現在國勢調査の結果に就て、世帯人員別に示せば次の如くであつて、4人世帯が最も多く全體の1割5分1厘を占め、3人世帯は1割4分8厘、5人世帯は1割4分5厘で之に亞いで多數となつて居る。

第26圖 人員別普通世帯數 (總世帯 1,000 = 付)



第28表 普通世帯の世帯人員別世帯数及人口 (昭和5年國勢調査)

世帯人員	世帯数	所屬人員	世帯總数 1,000に付
總 數	12,600,276	62,760,821	1,000
1 人 世 帯	694,063	694,063	55
2 人 "	1,480,773	2,961,546	118
3 人 "	1,870,115	5,610,345	148
4 人 "	1,905,489	7,621,956	151
5 人 "	1,826,367	9,131,835	145
6 人 "	1,596,536	9,579,216	127
7 人 "	1,243,343	8,703,401	99
8 人 "	851,617	6,812,936	68
9 人 "	516,311	4,646,799	41
10 人 "	297,722	2,977,220	24
11 人 以上 の 世 帯	317,940	4,021,504	25

更に普通世帯を大正9年10月1日現在國勢調査結果に就て、世帯構成員別にその割合を示せば次の如くであつて、單獨世帯を含めた親族世帯は全體の8割9分を占めて居る。

第29表 普通世帯の世帯構成員別世帯数及人口 (大正9年 國勢調査)

	世帯数	人口總数	世帯主	家 族	職 業 使用人	家 事 使用人	總世帯 千 中
總 數	11,121,608	53,480,693	10,802,083	40,214,758	1,828,970	634,882	1,000
親 族 世 帯	9,267,825	44,206,682	8,988,405	35,218,277	—	—	833
親族及職業使用人の世帯	682,222	4,779,261	669,033	2,871,445	1,238,783	—	61
親族及家事使用人の世帯	327,023	2,053,368	313,477	1,350,086	—	389,805	30
親族、職業使用人及家事使用人の世帯	164,232	1,630,421	159,271	774,950	476,697	219,503	15
世帯主及職業使用人の世帯	35,146	117,749	29,795	—	87,954	—	3
世帯主及家事使用人の世帯	14,851	31,509	13,538	—	—	17,971	1
世帯主、職業使用人及家事使用人の世帯	5,943	37,337	4,198	—	25,536	7,603	1
單 獨 世 帯	624,366	624,366	624,366	—	—	—	56

備考 來客、一時宿泊者及平常の世帯員1人も現在せざりし世帯を含まず

16. 住居の室數

昭和5年10月1日現在國勢調査に於ては、建物内に在る普通世帯に限つて住居の室數が調査されたのである。其の世帯數は12,557,931世帯、所屬人員は62,630,774人、住居の總室數は42,910,602室であつた。之に依れば、1世帯當り住居の室數は平均3.4室、1室當り人員は平均1.5人である。之を室數別に世帯數及人員と世帯人員別に住居の室數を示せば次の如くである。

第30表 普通世帯の住居の室數別世帯及人口 (昭和5年 國勢調査)

室	數	世 帯 數	人 口	1世帯當り人員
總 數		12,557,931	62,630,774	5.0
1 室 未 滿		6,147	11,357	1.8
1 室		1,398,960	4,442,016	3.2
2 室		3,114,387	12,924,735	4.2
3 室		2,576,473	12,680,718	4.9
4 室		2,721,291	14,931,173	5.5
5 室		1,382,189	8,395,507	6.1
6 室		686,361	4,416,294	6.4
7 室		310,060	2,114,638	6.8
8 室		159,105	1,124,188	7.1
9 室		77,729	567,068	7.3
10 室		49,667	379,706	7.6
11 室 以 上		75,562	643,374	8.5

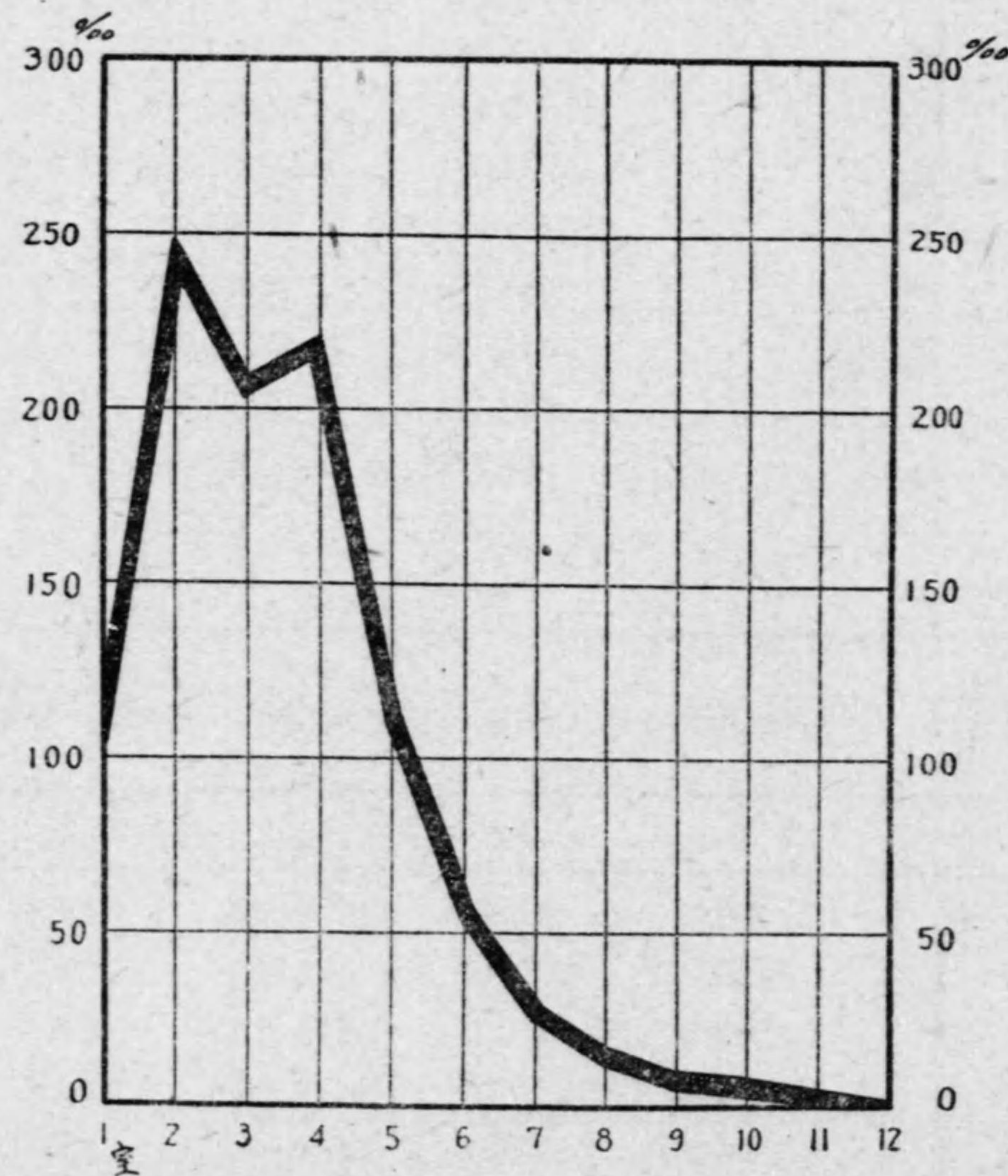
第31表 普通世帯の世帯人員別住居の室數 (昭和5年 國勢調査)

世帯人員	世帯數	人 口	住居の 室 數	1世帯當 室 數	1室當 人 員
總 數	12,557,931	62,630,774	42,910,602	3.42	1.46
1 人 世 帯	685,369	685,369	1,397,979	2.04	0.49
2 人 世 帯	1,469,596	2,939,192	3,802,676	2.59	0.77
3 人 世 帯	1,861,240	5,583,720	5,427,924	2.92	1.03
4 人 世 帯	1,899,419	7,597,676	6,083,301	3.20	1.25

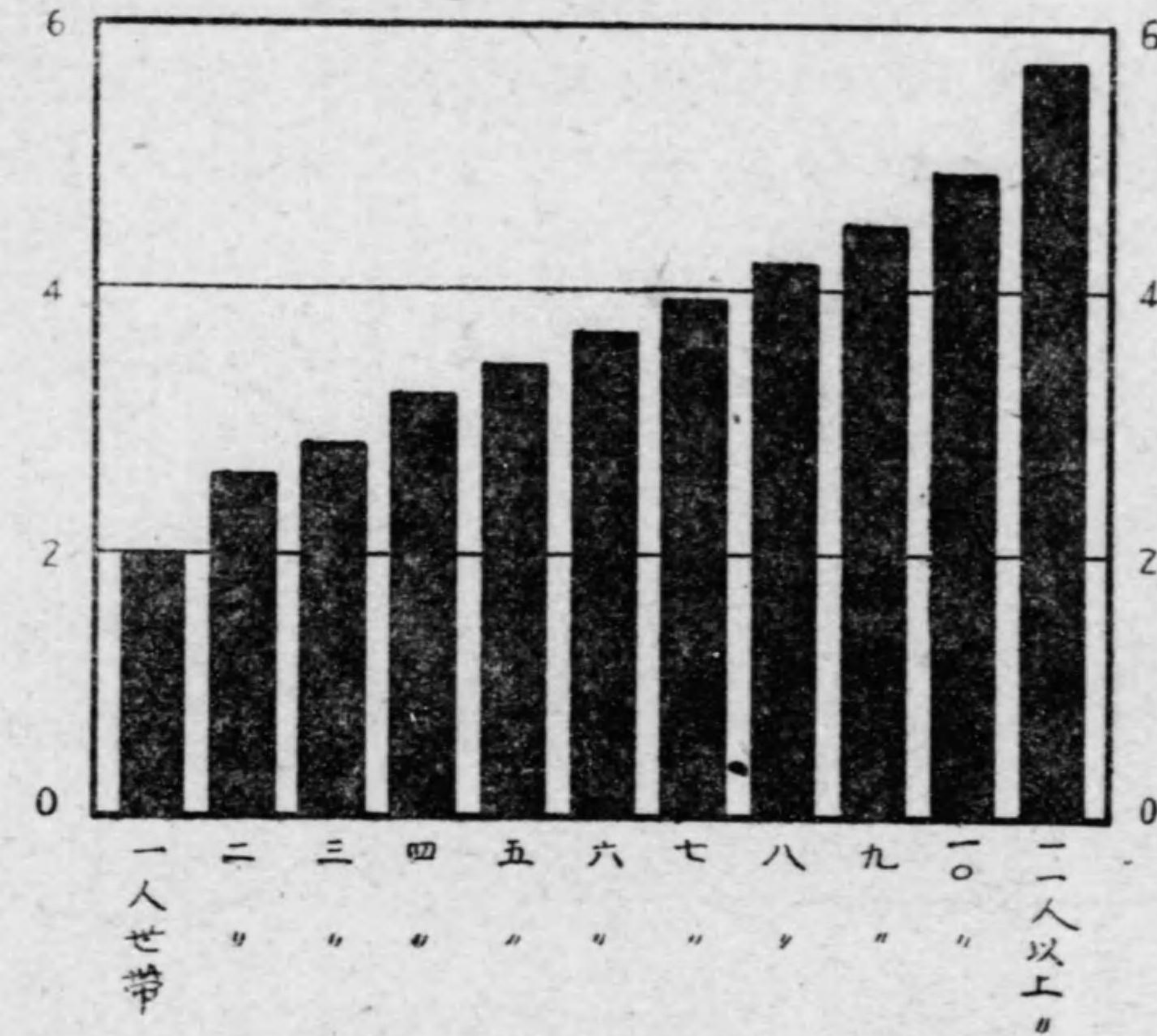
世帯人員	世帯数	人口	住居の 室数	1世帯當 室数	1室當 人員
5人世帯	1,822,821	9,114,105	6,278,289	3.44	1.45
6人世帯	1,594,726	9,568,356	5,874,069	3.68	1.63
7人世帯	1,242,393	8,696,751	4,897,594	3.94	1.78
8人世帯	851,156	6,809,248	3,588,541	4.22	1.90
9人世帯	516,068	4,644,612	2,324,157	4.50	2.00
10人世帯	297,548	2,975,480	1,426,661	4.79	2.09
11人以上の世帯	317,595	4,016,265	1,809,412	5.70	2.22

以上の2表に依れば、世帯人員の増加に伴つて、1世帯當り住居の室数も多くはなつて居るが、世帯人員の増加に對し室数の増加が伴はない爲に、1室當り人員は世帯人員が多くなるほど高くなつて居る。

第27圖 住居ノ室數別普通世帯ノ分布 (昭和5年)



第28圖 人員別普通世帯ノ一世帯當り室數



17. 民籍及國籍別人口

大正9年及昭和5年の兩回國勢調査結果に依れば、我が國內地の民籍及國籍別人口は次の如くである。

第32表 民籍及國籍別人口 (國勢調査)

	昭和5年	大正9年		昭和5年	大正9年
總數	64,450,005	55,963,053	總數(國籍別)	54,320	35,569
總數(民籍別)	64,395,685	55,927,484	中國人	39,440	22,427
内地人	63,972,025	55,884,992	米國人	3,640	3,966
朝鮮人	419,009	40,755	ロシア人	3,587	1,714
臺灣人	4,611	1,703	英國人	3,144	4,188
樺太人	22	31	獨逸人	1,228	630
南洋人	18	3	佛蘭西人	694	674
			其の他	2,587	1,970

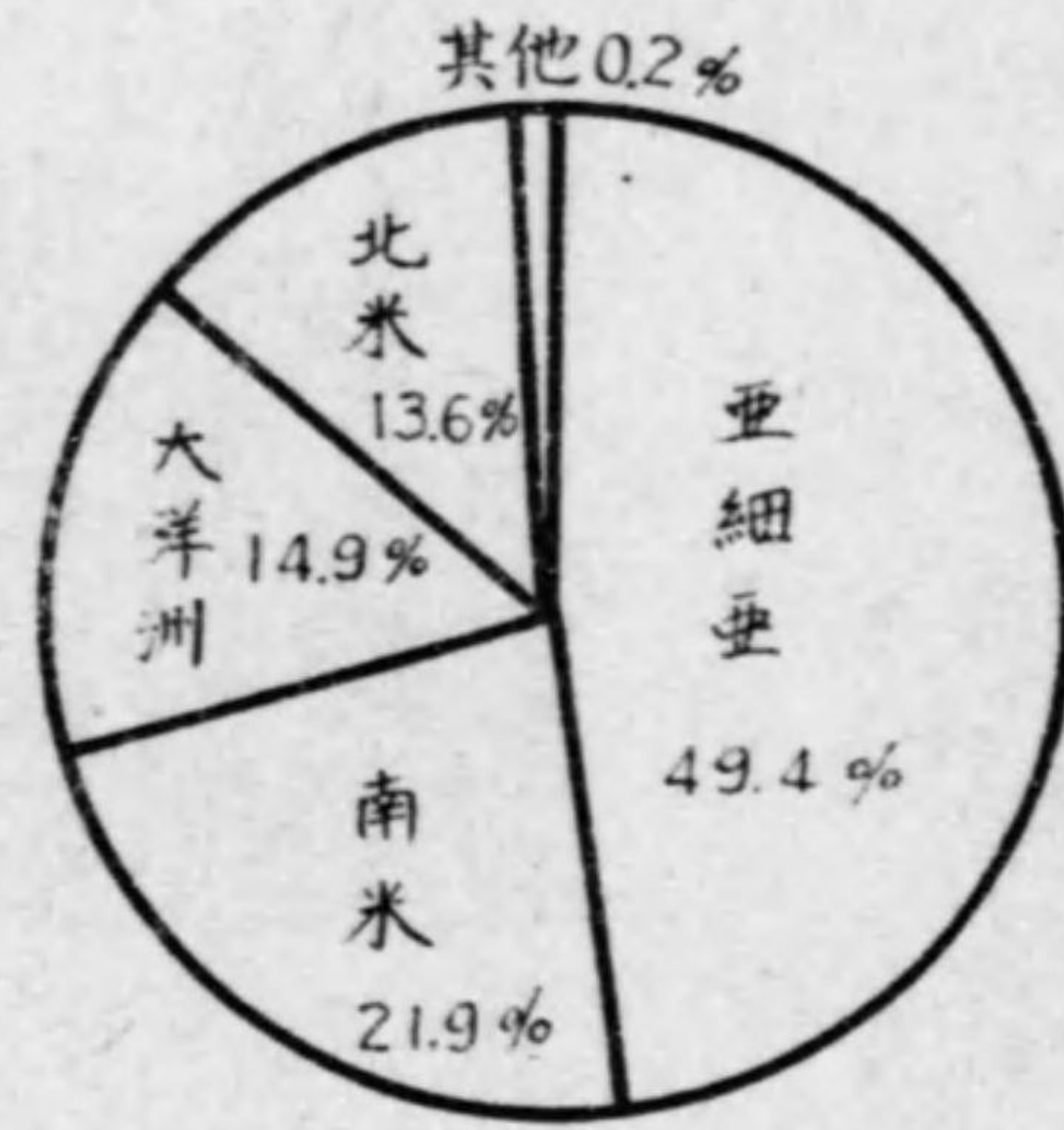
18. 在外本邦人

昭和12年10月1日現在に於ける在外本邦人は次の如くである。

第33表 在外本邦人
(昭和12年10月1日現在)

洲	人 口	總 數 1,000に付
總 數	1,042,974	1,000
亞 細 亞	514,938	494
歐 羅 巴	2,894	3
北 亞 米 利 加	141,583	136
南 亞 米 利 加	228,385	219
阿 弗 利 加	198	0
太 洋 洲	154,976	149

第29圖 在外本邦人
(昭和12年)



19. 内地在留外國人

昭和13年12月31日現在に於ける内地在留外國人は次の如くである。

第34表 内地在留外國人 (昭和13年12月31日現在)

外 國 人	人 口	總 數 1,000に付	外 國 人	人 口	總 數 1,000に付
總 數	28,857	1,000	佛 蘭 西	512	18
中 國	14,807	513	カ ナ ダ	299	10
滿 洲 國	2,236	77	伊 太 利	260	9
米 國	2,215	77	和 蘭	260	9
英 吉 利	2,152	75	瑞 西	239	8
獨 逸	1,842	64	ポルトガル	219	8
英 領 印 度	974	34	其 の 他	2,842	98

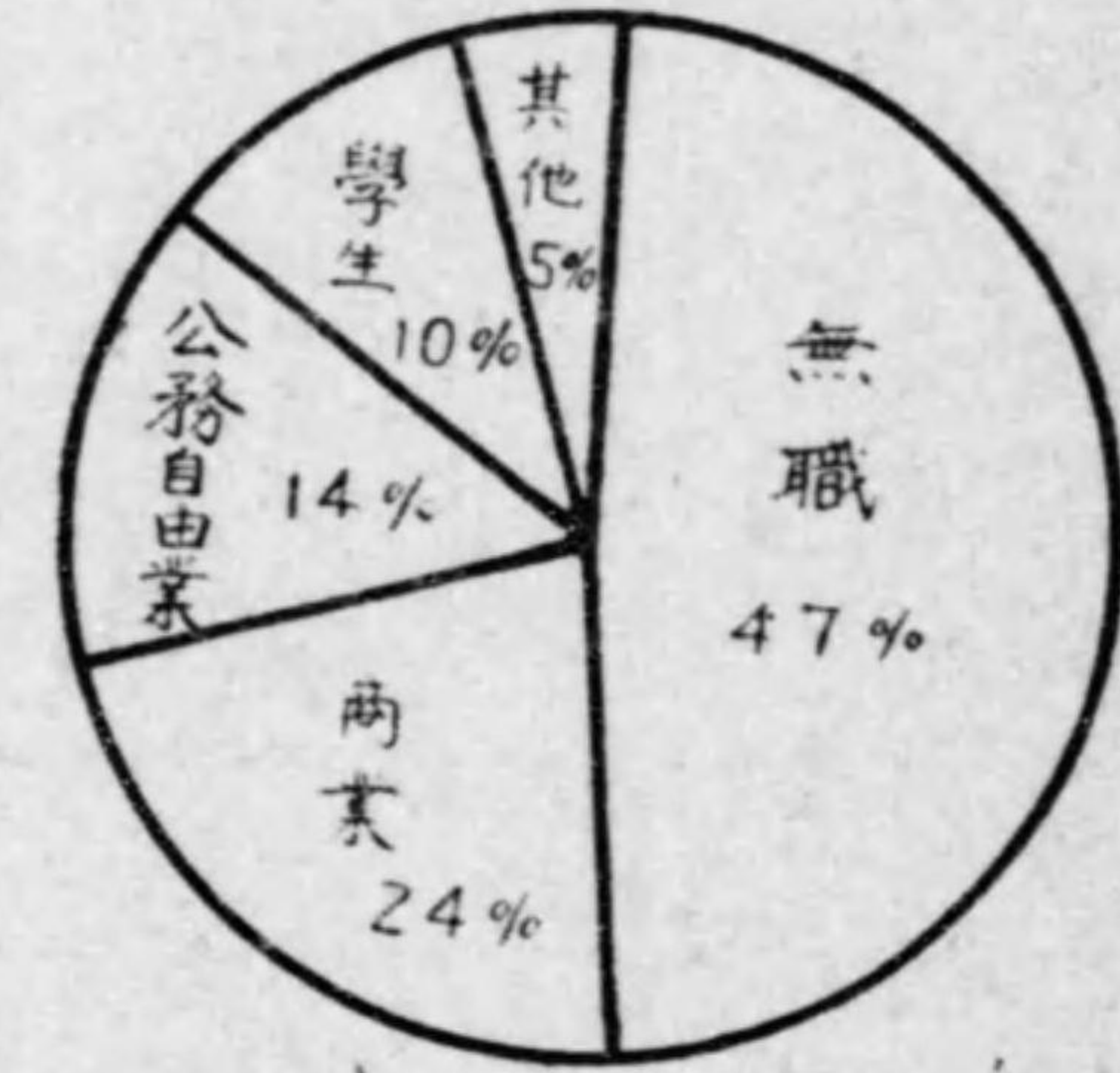
之に依れば、中國人の14,807人最も多く、全體の5割1分を占め、之に亞ぐのは滿洲國、米國及英吉利人の2千人餘、獨逸人の2千人弱である。

内地在留外國人を更に職業別に示せば次の如くである。

第35表 内地在留外國人職業別
(昭和13年12月31日現在)

職 業	人 口	總 數 1,000に付
總 數	28,857	1,000
無 職	13,618	472
商 業	6,825	237
公 務 自 由 業	4,011	139
學 生	2,834	98
鐵 工 業	1,190	41
交 通 業	52	2
農 林 業	15	1
其 の 他	312	11

第30圖 在留外國人職業別
(昭和13年)



20. 將 來 人 口

將來に於ける人口の發展を計算するものに

- (1) 其の計算値をして將來に於ける實際人口に可及的近からしめんことを目的として計算するもの
- (2) 將來に於ける人口の最高値及最低値を與へ將來の實際人口は此の間の値となることを目的として計算するもの
- (3) 其の計算値と將來に於ける實際値との間に一定の關係を保たしむることを少しも目的とせず計算するもの

の三つの場合がある。從來に於ける將來人口計算の多くは、此の三つの中最初の二つの何れかに關するものとなつて居る。最後の場合即ち(3)は、一見其の實用性を疑はしむるが如きものであるが、之は人口の動きを決定すべき根本要因の動向に一定の假定を置き、此の假定の下に於ては、將來人口は如何に發展するかを與へるものであつて、之に依り我々は人口對策に關し重要な示唆を受くることとなるのである。

從來上記(1)又は(2)の立場から人口の豫測即ち將來人口の推計をなす爲に最も多く用ひられた方法は、推計時に至る過去何年間かに於ける人口の動きに依り人口の年平均増加數又は年平均増加率を求め、之を所要年數丈け、最近の實際人口數に加ふるか又は乗ずるかして將來人口を計算するのである。この方法に依る將來人口の推計値が實

現する爲には人口の變動を決定するすべての基礎條件と人口との關係が將來に於ても過去の通りであることが必要である。併し此の如きことは極く短期の將來に於て存在可能であるが、少しく長期に及べば存在し難いことは事實の證する所である。

以上の如く從來の將來人口の推計として行はれて居るものは、過去と同一事情の繼續ありと假定すれば斯くあるべしの計算を行へるものである。従つて之より其の計算結果通りのことが將來實現すとの信念を取り去れば、之は前述將來人口計算の場合の(3)に歸着することになる。併し今日(3)の計算として通例行はれて居るものゝ用ふる方法は、女子の年齢別出生率、年齢別死亡率及社會移動(社會移動は省略されることが多い)の將來に於ける状態に假定を置き、之より此の假定下に於ける將來人口を算出するのである。即ち過去と同一の事情といふ如き漠たる假定を置かず、之を出生、死亡及社會移動に迄分解したものである。

昭和10年10月1日現在國勢調査人口を基準とし次の2様の假定を置きたる我が國內地の將來人口は次の如くである。

第1假定

出生率及死亡率は、夫々昭和12年の年齢別女子出生率及第6回生命表に依り計算したる男女各年齢死亡頻度に同じ、即ち出生率及死亡率を一定とす。

第36表 第1假定に依る將來人口
(出生率、死亡率共一定)

年次	總數	男	女
昭和 10	69,254,148	34,734,133	34,520,015
15	74,035,274	37,138,686	36,896,588
20	79,290,947	39,781,419	39,509,528
25	85,170,213	42,735,620	42,434,593
30	91,588,810	45,975,571	45,613,239
35	98,311,898	49,357,104	48,954,794
40	105,230,948	52,837,539	52,393,409
45	112,407,917	56,434,890	55,973,027
50	120,005,319	60,226,758	59,778,561
55	128,190,495	64,299,830	63,890,665
60	137,017,615	68,724,189	68,293,426

第2假定

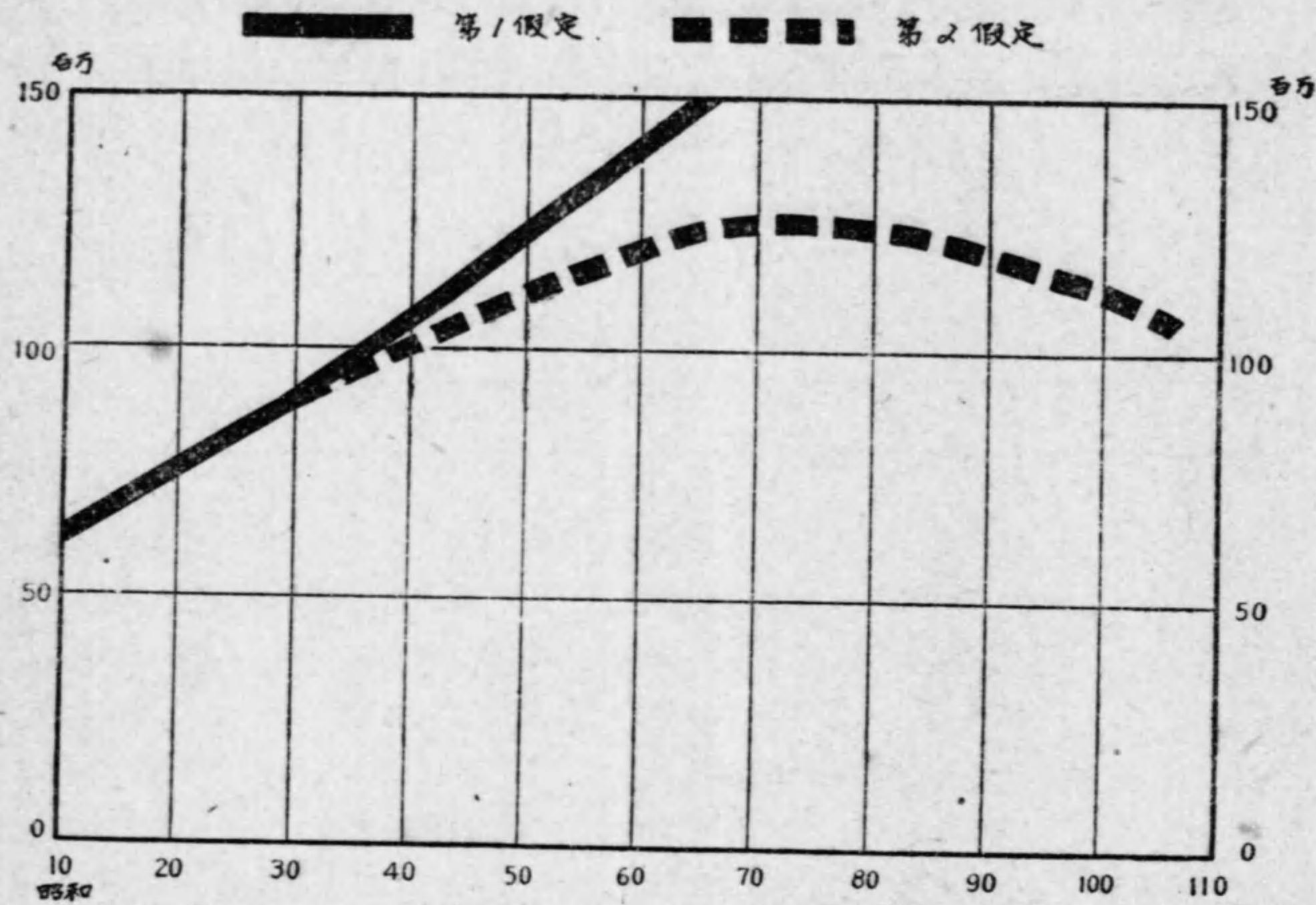
昭和12年の年齢別女子出生率及第6回生命表に依る年齢別死亡率が共に昭和10年に至る最近の低下趨勢を以て將來も引續き低下するものとす。但し死亡率の低下は30年間に互つて生じた後止み、爾後一定とす。

第37表 第2假定に依る將來人口
(出生率、死亡率共昭和10年に至る最近の低下傾向を以て將來も低下す)

年次	總數	男	女
昭和 10	69,254,148	34,734,133	34,520,015
15	73,939,278	37,093,597	36,845,681
20	78,985,589	39,635,521	39,350,068
25	84,336,487	42,329,807	42,006,680
30	90,107,431	45,255,177	44,852,254
35	95,955,701	48,209,923	47,745,778
40	101,608,567	51,076,848	50,531,719
45	106,857,962	53,735,972	53,121,990
50	111,453,360	56,033,735	55,419,625
55	115,379,596	57,979,567	57,400,029
60	118,554,200	59,508,268	59,045,932
65	120,914,010	60,631,106	60,282,904
70	122,328,494	61,275,053	61,053,441
75	122,741,777	61,414,692	61,327,085
80	122,186,682	61,063,099	61,123,583
85	120,737,750	60,265,788	60,471,962
90	118,492,685	59,073,639	59,419,046
95	115,465,386	57,461,006	58,004,380
100	111,776,766	55,539,418	56,237,348

以上2様の假定(何れの場合に於ても支那事變の影響を考慮に入れて居らぬ)に基く將來人口に依れば、第1假定に於ては人口は増加し續け、昭和35年と同40年との間に於て1億に達する。而して昭和60年即ち昭和10年から50年後に於て、人口は殆ど倍加するのである。

第31圖 將來人口ノ趨勢



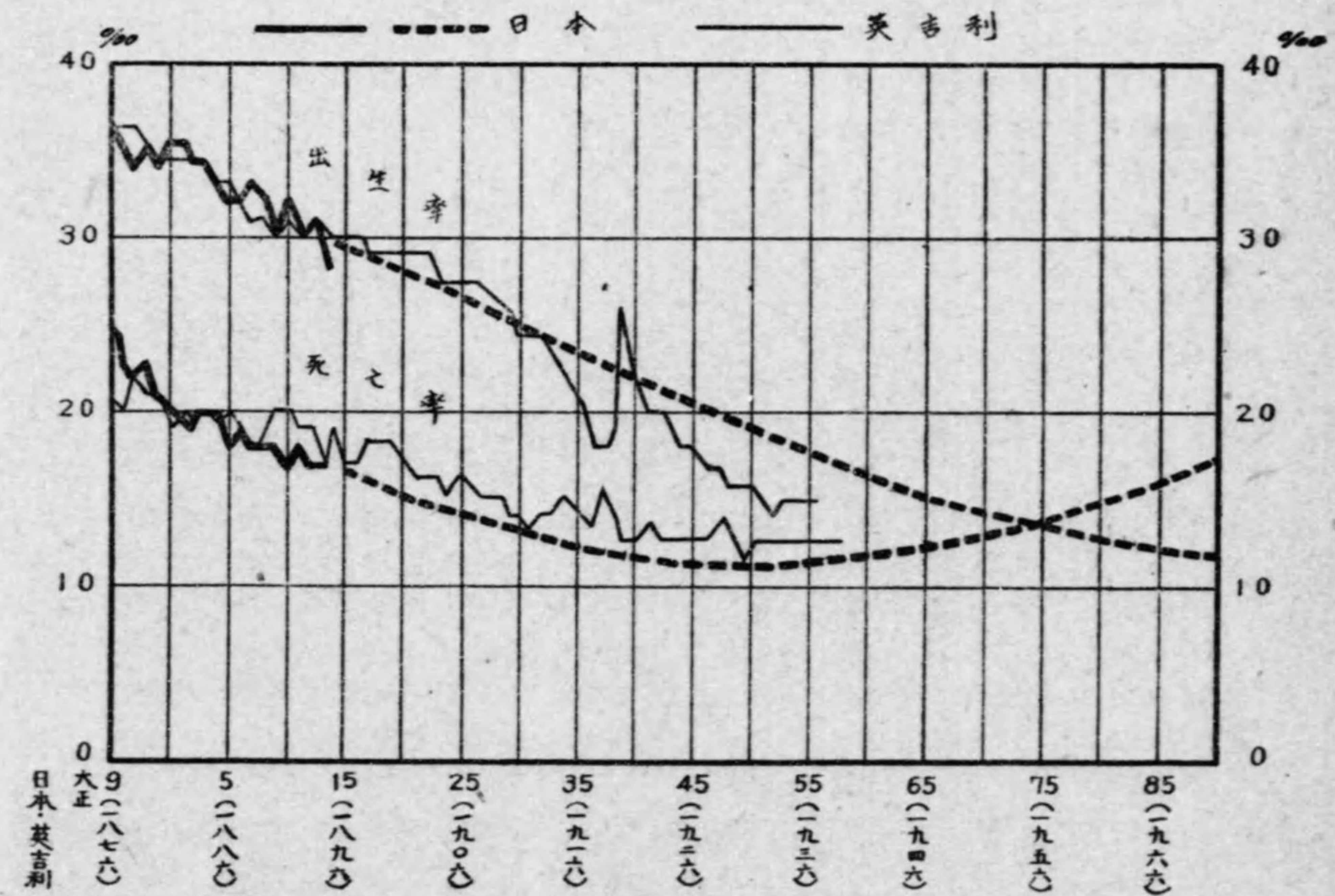
第2假定に於ては出生率の低下に對抗して死亡率の低下がある爲、人口は第1假定の場合同様昭和35年と同40年との間に於て1億に達する。併し其の勢は第1の場合に比して弱く、昭和75年の12,270萬を頂上として人口は減退し始め、昭和100年には昭和50年の人口と略々同数の人口に迄低減する。尙昭和75年を境として、従來女人口より多數であつた男人口が反對に女人口より少數となり、現在の歐洲諸國に見るが如き狀況となつて居る。

第2假定に於ける女子年齢別出生率及年齢別死亡率が昭和10年當時に至る最近の低下傾向を以て低下する場合、人口1,000に對するその總出生率及總死亡率を計算すれば次の如くであつて、圖示に依つても明らかなるが如く、英吉利の1876年以降に現はれた低下趨勢と非常に相似して居るのである。尙此の45年の間隔を有する日、英の出生率及死亡率の比較が相似を示して居るといふことは、之は若し此の出生率及死亡率の低下を放置すれば、40—50年後にはかうなるぞといふことを示して居るものと考へられるのである。

第38表 出生率及死亡率の趨勢 (人口1,000に付)

年次	出生率	死亡率	自然増加率
昭和 10	31.63	16.78	14.85
15	28.78	15.30	13.48
20	27.47	14.06	13.41
25	26.52	12.99	13.53
30	25.27	12.10	13.17
35	23.57	11.32	12.25
40	21.81	10.90	10.91
45	20.30	11.04	9.26
50	19.13	11.44	7.69
55	18.25	11.88	6.37
60	17.33	12.57	4.76
65	16.28	13.09	3.19
70	15.21	13.70	1.51
75	14.21	14.27	(-) 0.06
80	13.35	15.08	(-) 1.73
85	12.60	15.69	(-) 3.09
90	11.90	16.06	(-) 4.16
95	11.20	17.35	(-) 6.15

第32圖 出生率・死亡率ノ趨勢 (人口1,000=付)



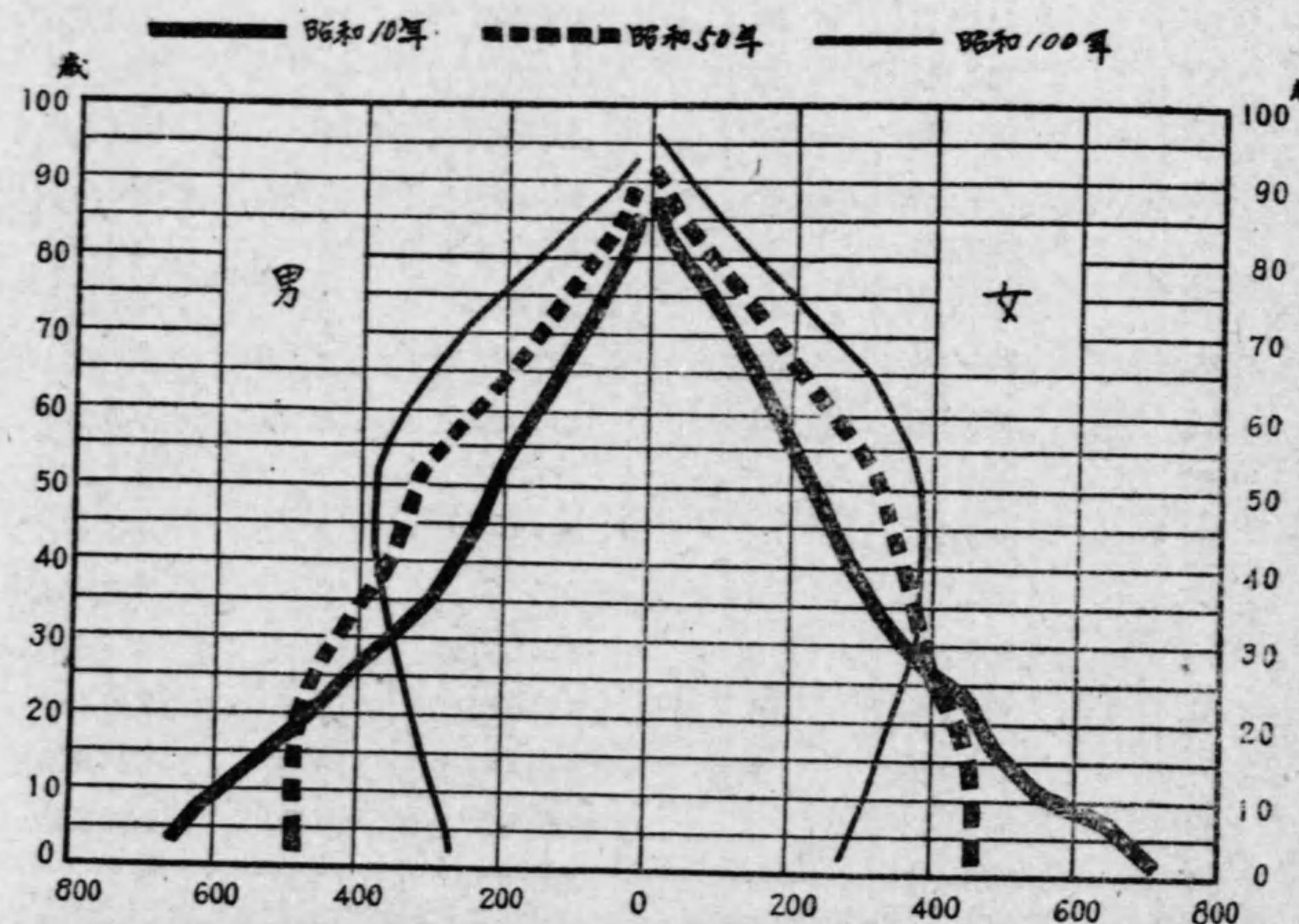
第2假定に依る将来人口の昭和10年、同50年及同100年の年齢構成状態を示せば次の如くである。

第39表 第2假定による将来人口の年齢構成

年齢階級	昭和10年			昭和50年			昭和100年		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
	實 數								
總 數	69,254	34,734	34,520	111,453	56,034	55,420	111,777	55,539	56,237
0—4	9,329	4,714	4,615	10,234	5,227	5,006	5,908	3,019	2,889
5—9	8,531	4,303	4,228	10,037	5,129	4,907	6,246	3,190	3,056
10—14	7,685	3,877	3,808	10,114	5,185	4,929	6,721	3,434	3,287
15—19	6,641	3,351	3,290	10,016	5,121	4,895	7,113	3,641	3,472
20—24	6,071	3,037	3,034	9,558	4,884	4,674	7,427	3,803	3,624
25—29	5,240	2,670	2,570	8,886	4,536	4,350	7,681	3,905	3,776
30—34	4,633	2,379	2,253	8,177	4,142	4,035	7,979	4,058	3,922
35—39	4,046	2,093	1,952	7,666	3,905	3,760	8,205	4,176	4,029
40—44	3,406	1,768	1,638	7,344	3,719	3,625	8,255	4,208	4,047
45—49	3,113	1,591	1,522	6,942	3,512	3,431	8,145	4,134	4,011
50—54	2,833	1,404	1,428	5,944	2,978	2,966	7,859	3,953	3,906
55—59	2,571	1,255	1,316	4,783	2,343	2,440	7,417	3,669	3,747
60—64	1,931	917	1,014	4,083	1,951	2,133	6,828	3,322	3,505
65—69	1,387	630	757	3,095	1,445	1,650	5,892	2,756	3,135
70—74	913	394	519	2,219	1,000	1,219	4,614	2,074	2,540
75—79	562	225	337	1,379	585	794	3,073	1,294	1,779
80—84	264	95	169	671	267	404	1,639	633	1,006
85—89	82	26	56	253	87	166	636	222	414
90—94	15	4	11	49	16	33	132	45	87
95以上	2	0	1	3	1	2	9	4	5
	割 合 (總人口 10,000に付)								
總 數	10,000	5,015	4,985	10,000	5,028	4,972	10,000	4,969	5,031
0—4	1,347	681	666	918	469	449	529	270	259
5—9	1,232	621	611	901	460	441	559	285	274
10—14	1,110	560	550	907	465	442	601	307	294
15—19	959	484	475	899	460	439	636	326	310
20—24	877	439	438	858	438	420	664	340	324
25—29	757	386	371	797	407	390	687	349	338
30—34	669	344	325	734	372	362	714	363	351
35—39	584	302	282	688	350	338	734	374	360
40—44	491	255	237	659	334	325	738	376	362
45—49	449	229	220	623	315	308	729	370	359

年齢階級	昭和10年			昭和50年			昭和100年		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
50—54	409	203	206	533	267	266	703	354	349
55—59	371	181	190	429	210	219	663	328	335
60—64	279	133	146	366	175	191	611	297	314
65—69	200	91	109	278	130	148	527	247	280
70—74	132	57	75	199	90	109	413	186	227
75—79	81	32	49	124	53	71	275	116	159
80—84	38	13	25	60	24	36	147	57	90
85—89	12	4	8	23	8	15	57	20	37
90—94	2	0	2	4	1	3	12	4	8
95以上	0	0	0	0	0	0	1	0	1

第33圖 第2假定に依る将来人口の年齢構成
(總數 10,000 = 付)



圖示に依つて明らかなるが如く、昭和10年のピラミッド型が昭和50年には第6回生命表に依る静止人口の年齢構成状態に類似するものとなつて居り、昭和100年には現在何れの國に於ても見るを得ぬが如き若年人口の少數、老年人口の多數なる年齢構成状態を示して居る。

21. 婚姻件数

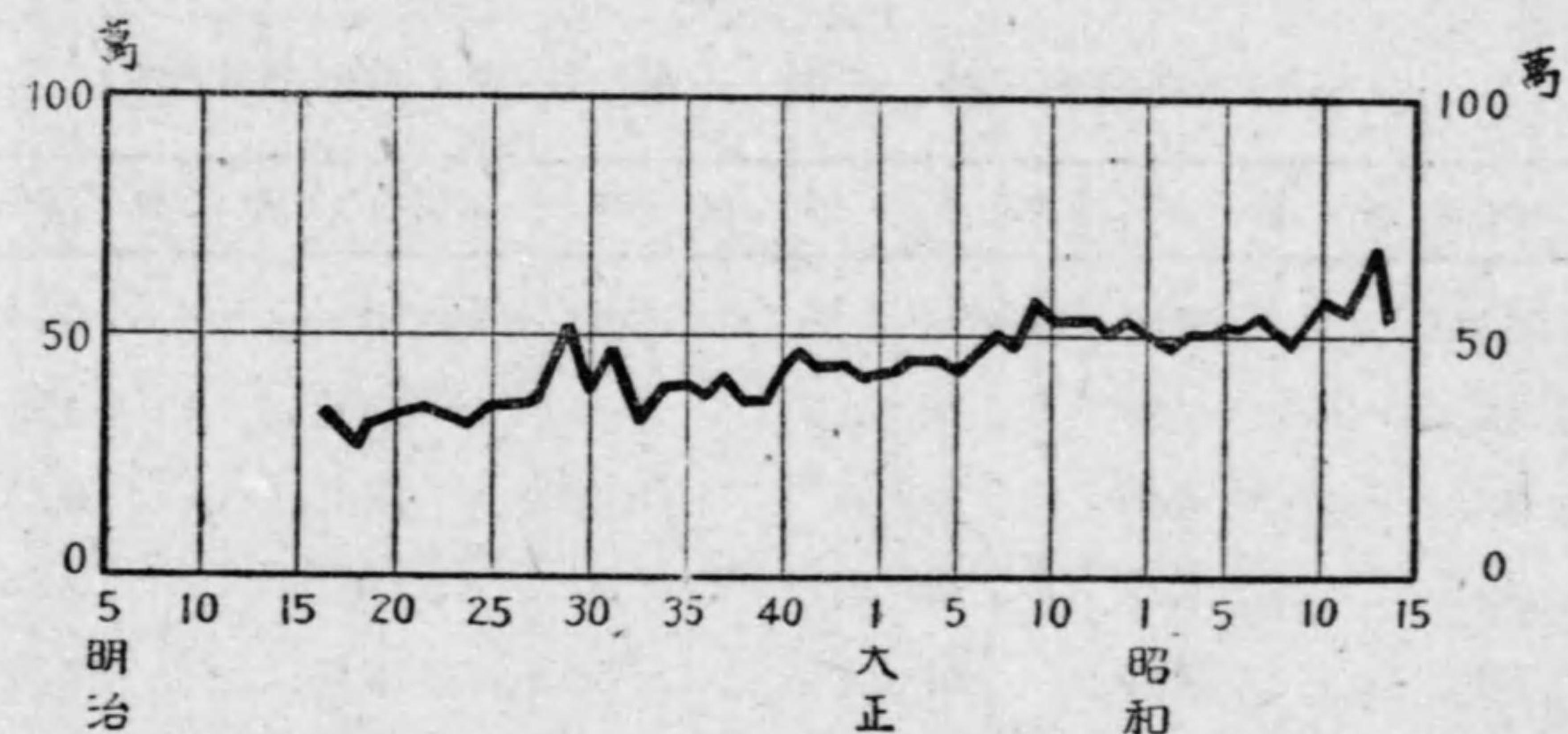
我が国内地に於ける一年間の婚姻件数は年によつて多少の高低はあつても、人口が徳川時代の停滞の状態から脱して明治、大正、昭和と急激なる増加を現はせるに伴つて増加し、明治の初期一年間30万件以下であつた婚姻件数が大正7年には50万件を突破するに至つたのである。

第40表 婚姻件数 (内地)

年次	婚姻数	年次	婚姻数	年次	婚姻数
明治16	337,456	明治35	394,165	大正10	519,217
17	287,842	36	370,961	11	515,916
18	259,497	37	398,930	12	512,689
19	315,311	38	350,898	13	513,130
20	334,149	39	352,857	14	521,438
21	330,246	40	432,949	昭和1	502,847
22	340,445	41	461,254	2	487,850
23	325,141	42	437,882	3	499,555
24	325,651	43	441,222	4	497,410
25	349,489	44	433,117	5	506,674
26	358,389	大正1	430,422	6	496,574
27	361,319	2	431,287	7	515,270
28	365,633	3	452,932	8	486,058
29	501,777	4	445,210	9	512,654
30	365,207	5	433,680	10	556,730
31	471,298	6	447,970	11	549,116
32	297,372	7	500,580	12	674,500
33	346,528	8	480,136	13	538,831
34	378,457	9	546,207		

之に依れば、我が國の婚姻件数は明治19—28年の間には人口増加に伴ひ秩序ある増加の状態を示したのであるが、日清戦争及戦後に於ては之に伴ひたる社會狀勢變化の影響を受けて變動し、明治29年には激増を示すに至つたのである。明治30年には平常の状態に復したやうに見られるのであるが同31年には法

第34圖 婚姻件数



律改正を氣構えたる見越の婚姻の増加の爲に又も増加し、同32年には戸籍法の規定が婚姻に關する手續を従前より繁雜ならしめたことが原因となり減少したるも以後同33—37年は平常の状態に復し、同38—39年には日露戦争の影響により減少し同40—41年はその反動にて増加し以後再び平常の状態に復し、大正7—9年には好景氣により増加したるも大正末期より今事變前迄はほゞ50萬臺を辿り續けたのである。昭和12年には事變の影響をうけて、從來内縁關係にあつたものが婚姻届出せること等も原因となり婚姻数の増加に拍車を加へ67萬件の多きに達したのであるが昭和13年には54萬件であり、昭和10年、昭和11年よりは却つて減少となつて居る。

22. 婚姻率

上記の如く我が國の婚姻数は年によつては多少の高低はあつても年々増加し來たつたのであるが、人口が多くなれば婚姻件数も當然増加するのであるから、婚姻の狀態が昨年に比して今年はどうであるか又は外國と比較してどうであるか等を見る場合には、婚姻率を計算してみなければ眞の比較は出來ない。この割合は普通人口1,000に付計算されて居る。

明治16年以降我が國內地の婚姻率の變遷を掲ぐれば次の如くである。

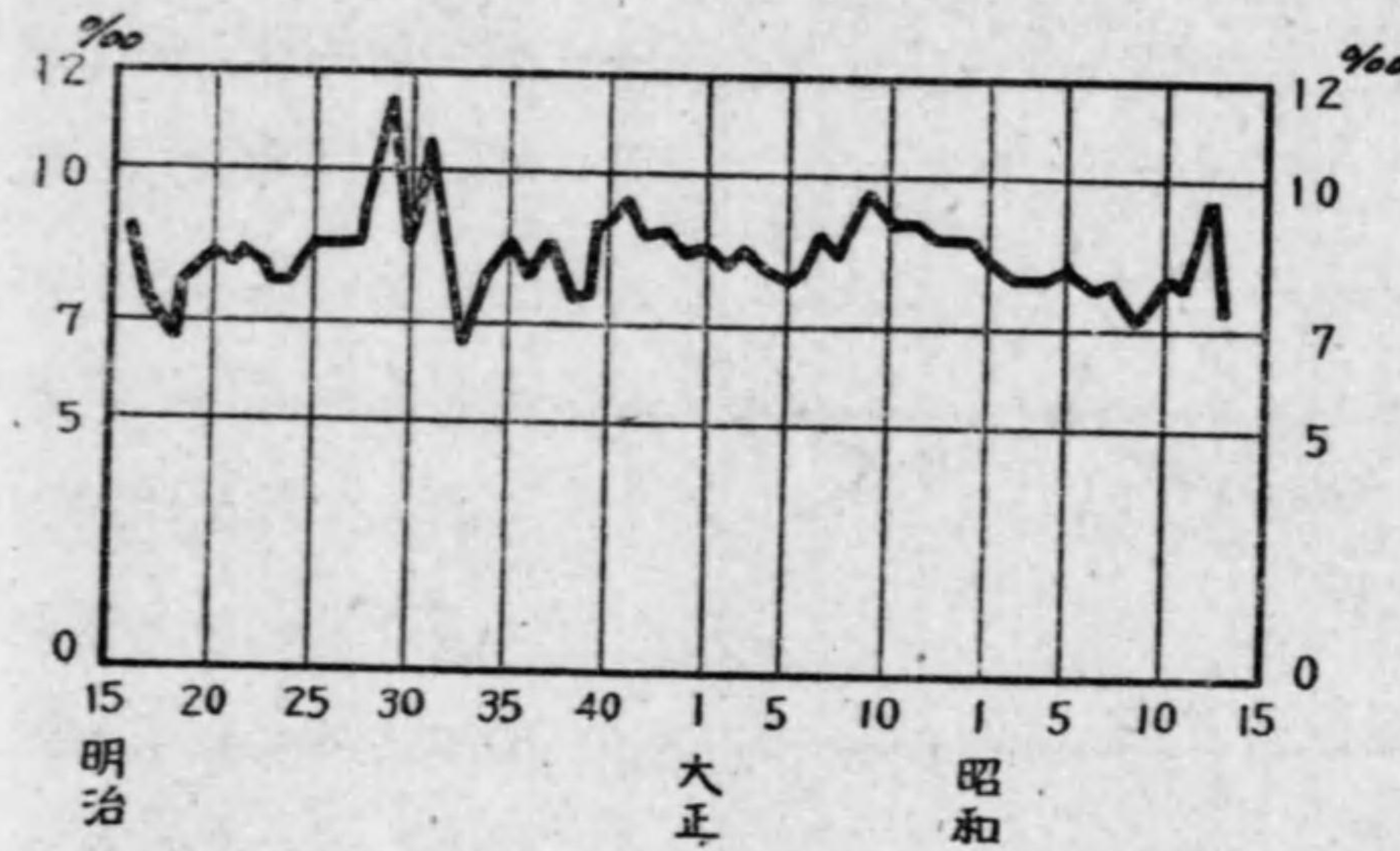
第41表 婚姻率 (人口 1,000に付)(内地)

年次	婚姻率	年次	婚姻率	年次	婚姻率
明治16	9.01	明治35	8.57	大正10	9.14
17	7.63	36	7.96	11	8.95
18	6.80	37	8.47	12	8.77
19	8.18	38	7.37	13	8.68
20	8.54	39	7.32	14	8.73
21	8.33	40	8.88	昭和1	8.31
22	8.49	41	9.35	2	7.96
23	8.03	42	8.77	3	8.04
24	7.99	43	8.74	4	7.90
25	8.50	44	8.42	5	7.86
26	8.65	大正1	8.25	6	7.60
27	8.66	2	8.15	7	7.77
28	8.65	3	8.44	8	7.23
29	11.76	4	8.18	9	7.52
30	8.45	5	7.85	10	8.04
31	10.78	6	7.99	11	7.82
32	6.72	7	8.99	12	9.47
33	7.73	8	8.54	13	7.46
34	8.34	9	9.76		

第42表 主要國の婚姻率 (昭和13年)(人口 1,000に付)

國名	婚姻率	國名	婚姻率
英吉利	8.6	佛蘭西	6.5
獨逸	9.7	伊太利	7.4

第35圖 婚姻率 (人口 1,000に付)



之に依れば、我が國に於ける婚姻率は明治以降昭和の現在まで大體人口 1,000に付 7乃至10見當のものとなつて居り、又戦争、法律改正、景氣の變動等が婚姻に影響をあたへるも

のであることが、婚姻件数だけについて見た場合よりも一層判然と示されて居るのである。特に大正9年以降今事變前に至る婚姻件数の50萬臺の停滞状態は之を婚姻率の側から見れば大正9年を頂上として低下し續くこととなつて現はれて居る。

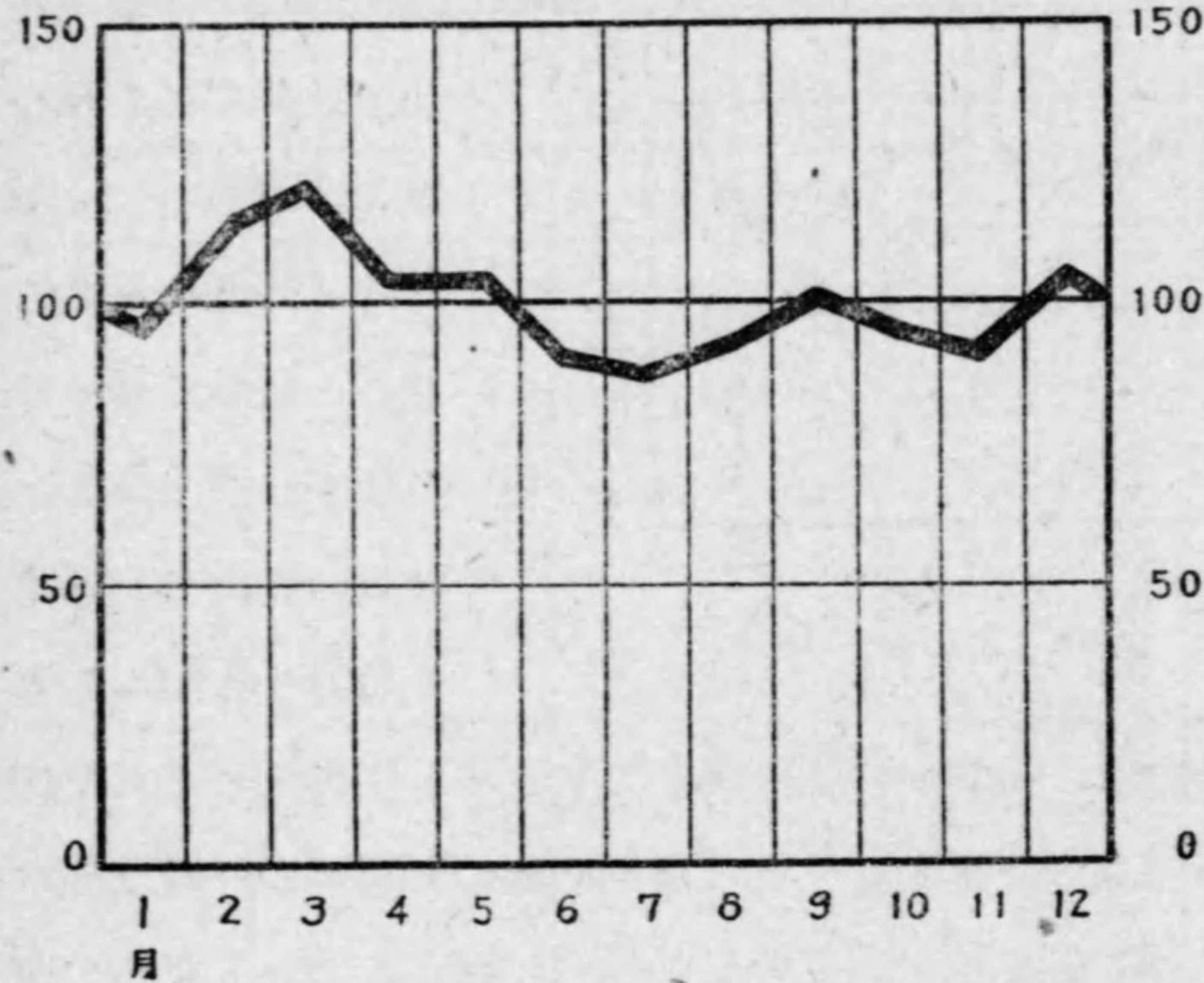
23. 婚姻の季節

婚姻が種々なる原因によつて年により相當の變動を示すものであることは既に述べたところであるが、季節的に見たる場合にどんな變動を示すものであるか、昭和13年の婚姻について觀察すれば次の如くである。

第43表 婚姻の月別 (昭和13年)(内地)

月別	婚姻数	1年平均1日婚姻 1,000に付 各月平均1日婚姻	月別	婚姻数	1年平均1日婚姻 1,000に付 各月平均1日婚姻
總數	538,831	1,000	7月	39,265	858
1月	44,501	972	8月	41,576	909
2月	48,651	1,177	9月	44,368	1,002
3月	56,182	1,228	10月	43,450	949
4月	46,038	1,046	11月	40,395	912
5月	47,372	1,035	12月	47,682	1,042
6月	39,351	889			

第36圖 婚姻ノ季節的變動



之に依れば、我が國の婚姻は3月を最高とし2月之に亞ぎ、7月又は6月が最低を示すのである。この變動は特別の事情のないかぎり何れの年に於ても變らないものである。此の如く夏季に婚姻の少いのは獨り我が國に於てばかりでは

なく、諸外國にも認められる所であつて、夏季が婚儀の舉行に不便なる等の事情によるものと思はれるのである。

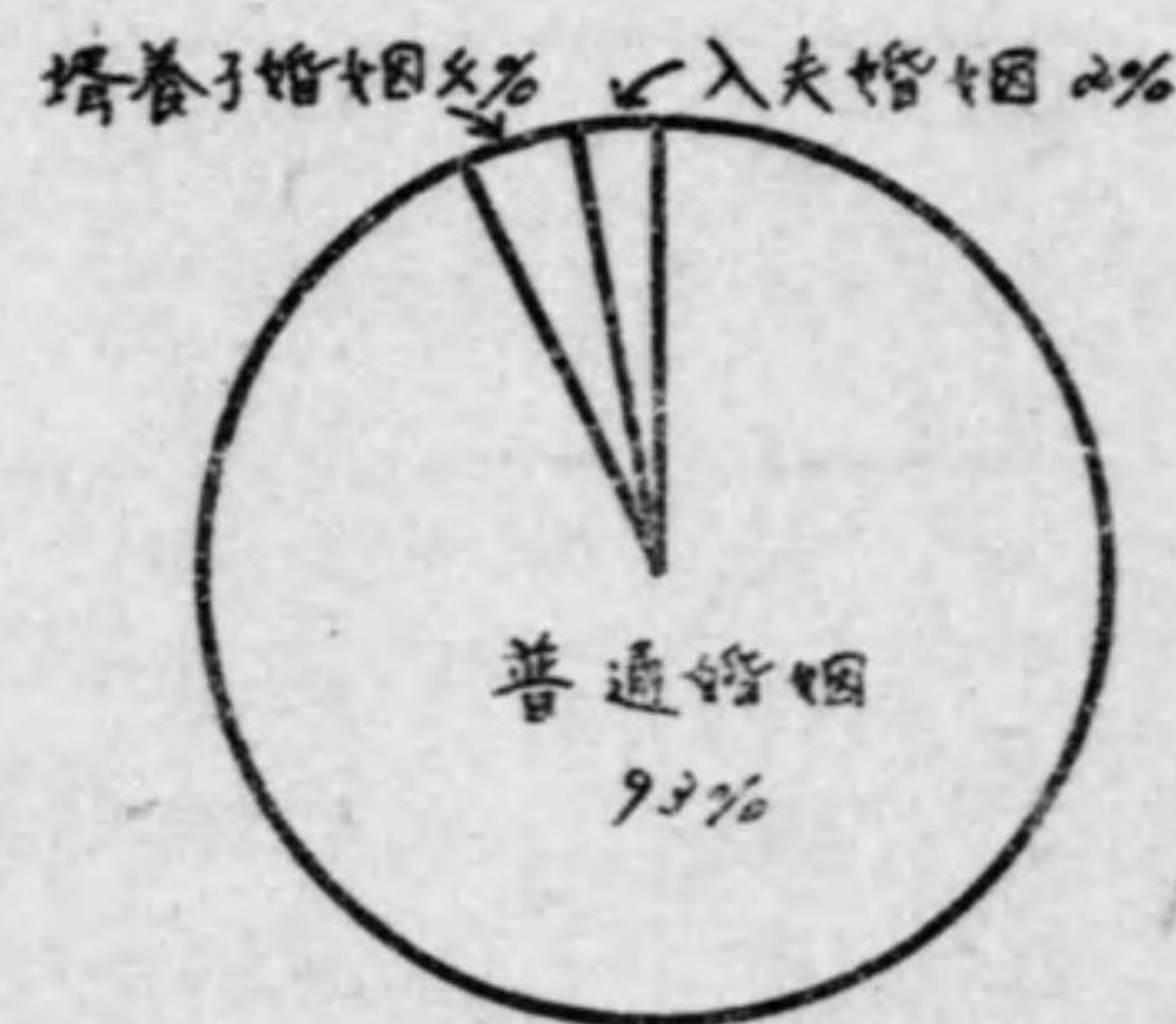
24. 婚姻の種類

婚姻には、普通婚姻、婿養子婚姻及入夫婚姻の三つの種類がある。この割合を昭和13年の婚姻について見ると次の如くである。

第44表 婚姻種類別 (昭和13年) (内地)

婚姻種類	婚姻数	總數100に對する割合
總數	538,831	100
普通婚姻	503,020	93
婿養子婚姻	23,245	4
入夫婚姻	12,566	2

第37圖 婚姻ノ種類 (昭和13年)



25. 婚姻年齢

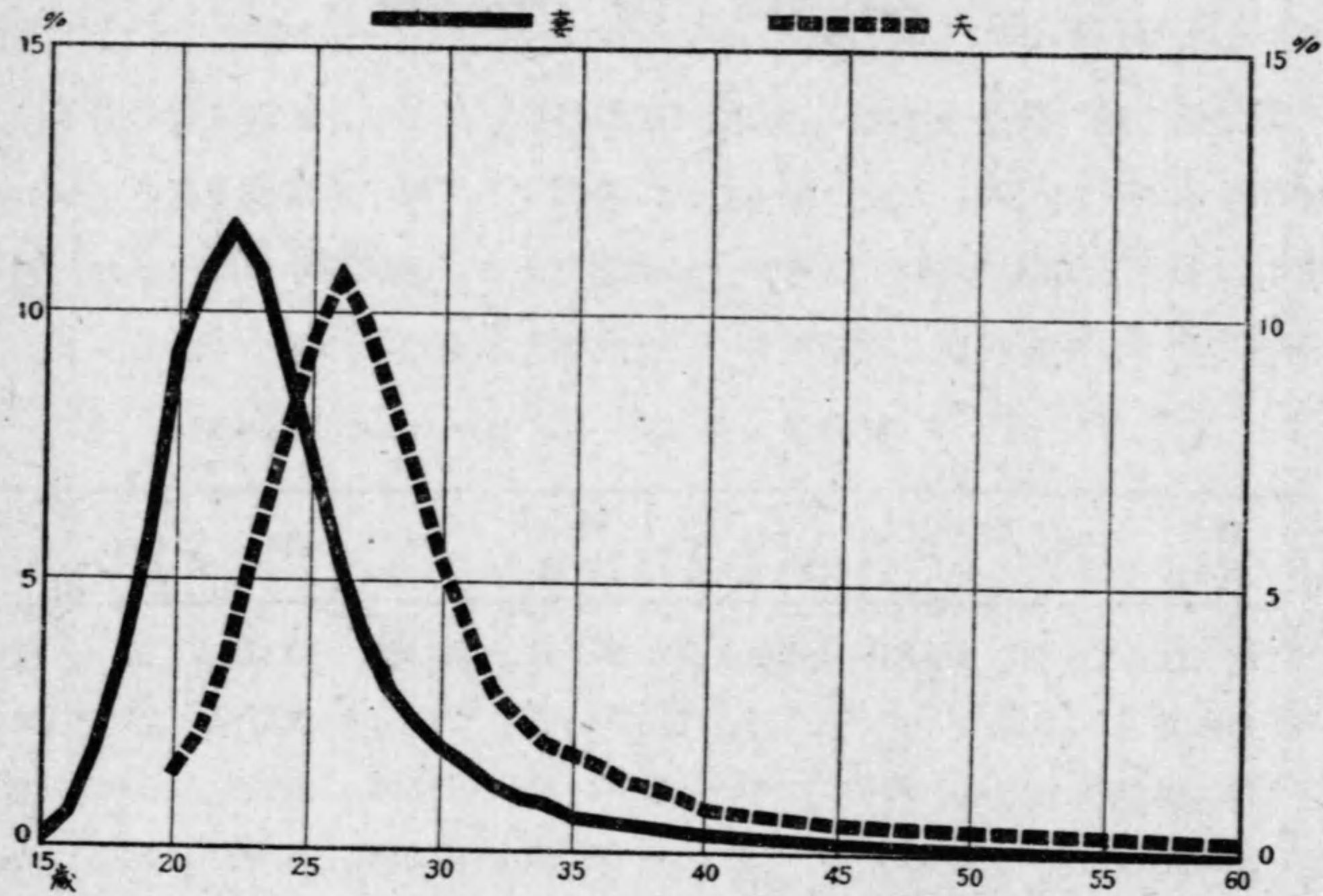
我が國內地の最近の婚姻統計に就て婚姻年齢を見るに、20歳未満の若年にて婚姻する者、或は40、50歳の高年齢にて婚姻する者等千差萬別ではあるが、男女共に20乃至30歳で婚姻する者が多い状態である。昭和13年中になされた婚姻全體に就て、夫妻各自の婚姻年齢の分布状態を示せば次の如くである。

第45表 婚姻年齢 (内地)(昭和13年)

婚姻年齢	夫		妻		婚姻年齢	夫		妻	
	總數	1,000に付	總數	1,000に付		總數	1,000に付	總數	1,000に付
總數	538,831	1,000	538,831	1,000	30歳	29,038	54	10,321	19
15未満			29	0	31歳	21,311	40	8,577	16
15歳			924	2	32歳	15,504	29	6,439	12
16歳	4,514	8	3,498	6	33歳	12,975	24	5,399	10
17歳			9,962	18	34歳	10,960	20	4,837	9
18歳			19,538	36	35歳	9,968	18		
19歳			31,089	58	36歳	8,511	16		
20歳	7,514	14	50,136	93	37歳	7,201	13	17,711	33
21歳	11,337	21	57,605	107	38歳	6,291	12		
22歳	19,025	35	62,524	116	39歳	5,307	10		
23歳	30,652	57	58,321	108	40—44	19,547	36	10,489	19
24歳	40,827	76	48,430	90	45—49	12,606	23	6,452	12
25歳	51,136	95	38,144	71	50—54	8,379	16	4,132	8
26歳	57,731	107	28,937	54	55—59	5,680	11	2,704	5
27歳	53,511	99	21,503	40	60—64	3,555	7	1,396	3
28歳	45,429	84	16,300	30	65—69	1,674	3	453	1
29歳	37,602	70	12,761	24	70以上	1,046	2	220	0

之に依れば、婚姻全體を通じて婚姻年齢を見た場合には夫は26歳、妻は22歳の者が最も多く婚姻せることを示して居る。

第38圖 婚姻年齢ノ度数分布 (總數 100 = 付)



尙30歳未満で婚姻する夫は全體の6割7分、25歳未満で婚姻する妻は全體の6割3分を占めて居る。

26. 平均婚姻年齢

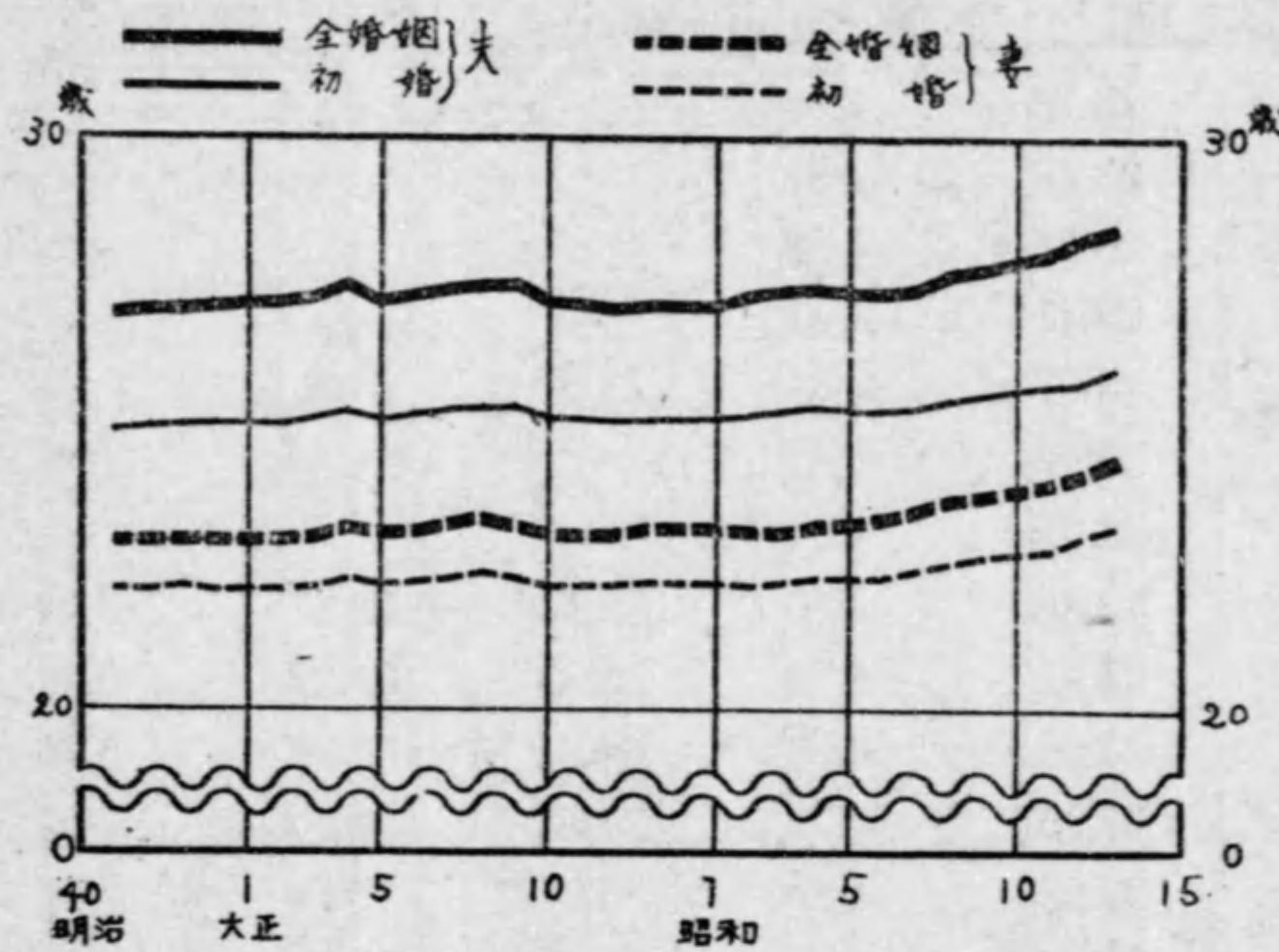
婚姻年齢が最近の状態に於ては、男子は26歳、女子は22歳を中心として居ることは既に述べた所であるが、夫妻の婚姻年齢は平均的に見て何歳であるか、夫妻の平均婚姻年齢差は何歳であるか、又明治時代と現在とでは之等がどう變化して居るかをみれば次の如くである。

第46表 平均婚姻年齢 (内地)

年次	婚姻者一般			初婚者		
	夫	妻	年齢差	夫	妻	年齢差
明治	32	27.58	22.98	4.60		
	33	27.66	23.06	4.60		

年次	婚姻者一般			初婚者				
	夫	妻	年齢差	夫	妻	年齢差		
明治	34	27.74	23.16	4.58				
	35	27.77	23.19	4.58				
	36	27.90	23.32	4.58				
	37	27.88	23.47	4.41				
	38	28.64	24.01	4.63				
	39	28.77	23.96	4.81				
	40	28.39	23.75	4.64				
	41	28.52	23.86	4.66	26.81	22.87	3.94	
	42	28.56	23.91	4.65	26.88	22.92	3.96	
	43	28.65	23.98	4.67	26.94	22.98	3.96	
	44	28.71	23.96	4.75	26.93	22.90	4.03	
	大正	1	28.74	23.95	4.79	26.98	22.88	4.10
		2	28.71	23.95	4.76	26.97	22.89	4.08
		3	28.71	23.99	4.72	27.09	22.98	4.11
4		29.11	24.29	4.82	27.35	23.19	4.16	
5		28.86	24.03	4.83	27.14	22.99	4.15	
6		28.92	24.10	4.82	27.20	23.05	4.15	
7		29.19	24.25	4.94	27.32	23.23	4.09	
8		29.22	24.34	4.88	27.43	23.30	4.13	
9		29.17	24.26	4.91	27.38	23.22	4.16	
10		28.85	23.99	4.86	27.09	22.99	4.10	
11		28.81	23.98	4.83	27.07	23.01	4.06	
12		28.69	23.93	4.76	26.99	23.02	3.97	
13		28.73	23.99	4.74	27.06	23.09	3.97	
14		28.76	24.02	4.74	27.09	23.12	3.97	
昭和	1	28.77	24.01	4.76	27.13	23.07	4.06	
	2	28.80	24.01	4.79	27.18	23.05	4.13	
	3	28.79	23.97	4.82	27.26	23.11	4.15	
	4	28.90	24.08	4.82	27.36	23.23	4.13	
	5	28.87	24.07	4.80	27.33	23.21	4.12	
	6	28.84	24.09	4.75	27.29	23.25	4.04	
	7	28.90	24.21	4.69	27.40	23.39	4.01	
	8	29.12	24.41	4.71	27.57	23.58	3.99	
	9	29.19	24.53	4.66	27.69	23.71	3.98	
	10	29.24	24.61	4.63	27.76	23.81	3.95	
	11	29.33	24.72	4.61	27.87	23.92	3.95	
	12	29.40	24.96	4.44	28.09	24.16	3.93	
	13	29.98	25.34	4.64	28.39	24.41	3.98	

第39圖 平均婚姻年齢



第46表について、先づ夫の平均婚姻年齢を見るに、必ずしも逐年増大はして居ないが、明治32年より昭和13年に至る39年間を通じて概観すれば、僅少ではあるが次第に高まりつつあることが認められる。即ち年平均0.062歳の増大を示した計算になる。妻の場合も夫の場合と全く同一の傾向を辿つて居り年平均0.061歳の増大を示した計算になる。

次に夫妻年齢差を比較するに、例外なく夫の平均婚姻年齢は妻の平均婚姻年齢よりも高いのであつて、平均4.7歳に及び然かも此の値は年々殆ど変化がないのである。

次に初婚者の平均婚姻年齢を見るに、夫妻共に一般婚姻者の平均婚姻年齢が逐年増大したのと全く同様な傾向を示して居るのである。夫妻年齢差も同様例外なく夫が高くその平均は4.1歳であつて初婚者は再婚者よりも夫妻年齢差が平均的に見た場合少なることを示して居る。

27. 職業別平均婚姻年齢

昭和11年中に於ける愛知縣の婚姻總數 22,270件中双方初婚者の 19,146件に就て夫の職業別に平均婚姻年齢を調査したる結果を示せば次の如くである。

之に依れば、初婚者の平均婚姻年齢は夫の職業別に見たる場合夫妻共に農業最も若く、夫は26.74歳、妻は22.55歳である。之に反し其の他の有業者は夫妻共に婚姻年齢最も高く、夫は30.13歳、妻は25.78歳である。

第47表 職業別平均婚姻(初婚)年齢 (愛知縣)(昭和11年)

職業	夫	妻	職業	夫	妻
平均	27.70	23.33	交通業	27.69	23.39
農業	26.74	22.55	銀行、會社員	28.41	23.43
漁業	26.91	23.67	公務、自由業	28.18	23.14
工業	27.60	23.56	其の他の有業者	30.13	25.78
商業	28.31	23.69	無業	29.01	24.51

28. 夫妻婚姻年齢差

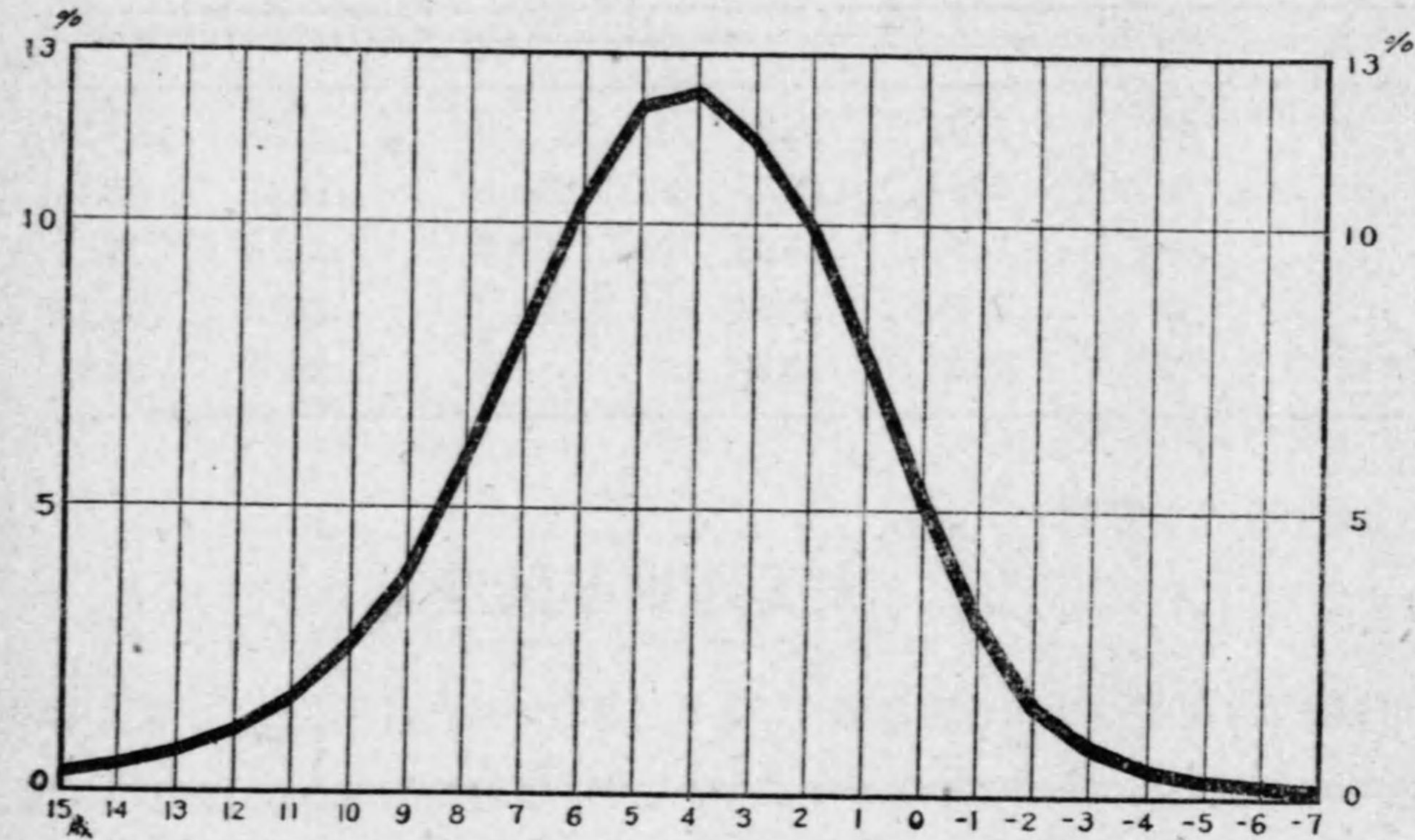
夫妻婚姻年齢差の分布状態を調べてみると著しい特色が示される。次は昭和13年中の婚姻全體に就て計算したものであるが、夫妻婚姻年齢の差が示す度数分布は4歳強を中心として略々正規的な度数分布をなして居る。而して夫婦同年齢より8歳差迄の婚姻件數は全體の8割3分を占め、妻の年齢が夫より高い婚姻件數は全體の7分弱を占めて居る。

第48表 夫婦婚姻年齢差の度数分布 (内地)(昭和13年)

年齢差	總數に100に	年齢差	總數に100に	年齢差	總數に100に
總數	100.00	8	5.75	-1	3.03
16以上	0.35	7	8.05	-2	1.57
15	0.25	6	10.36	-3	0.84
14	0.43	5	12.03	-4	0.47
13	0.67	4	12.28	-5	0.27
12	1.05	3	11.43	-6	0.16
11	1.64	2	10.02	-7	0.09
10	2.55	1	7.65	-8以上	0.11
9	3.78	0	5.17		

備考 一は妻の年齢超過

第40圖 夫妻婚姻年齢差ノ度数分布 (總數 100=付)



29. 早 婚

早婚と看做すべき年齢に付ては、幾多の論議がなされるであらうが、男子19歳未満で婚姻し、女子17歳未満で婚姻したる場合を假に早婚と看做せば、其の婚姻總數に對する割合は年と共に次の如く推移して居る。

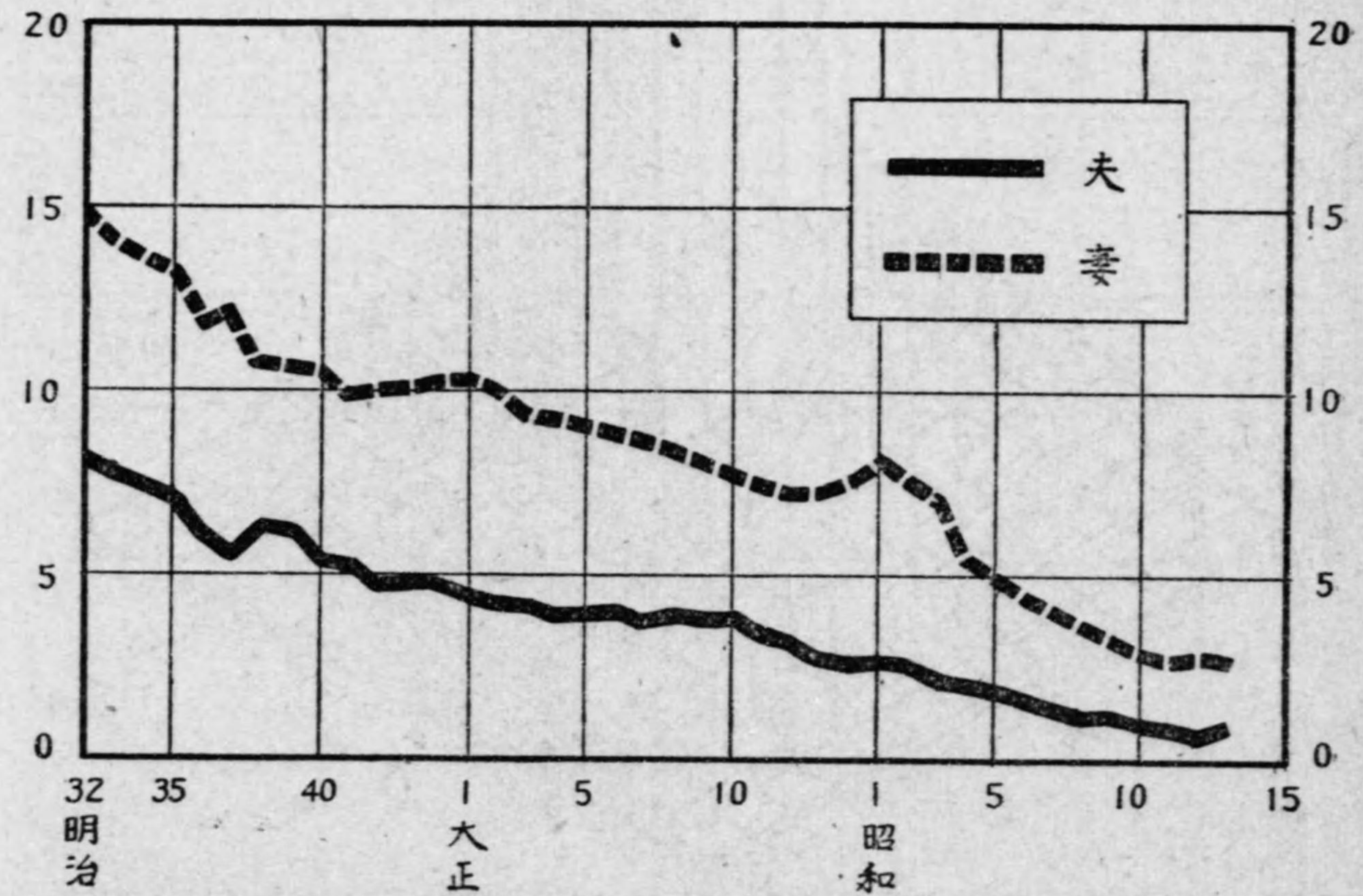
第49表 早婚者割合 (婚姻總數 100に付) (内地)

年次	夫 (19未満)	妻 (17未満)	年次	夫 (19未満)	妻 (17未満)
明治 32	8.15	14.75	明治 40	5.30	10.25
33	7.79	14.11	41	5.28	9.78
34	7.48	13.64	42	5.07	9.96
35	7.09	13.28	43	4.84	10.12
36	6.12	12.01	44	4.77	10.36
37	5.63	12.21	大正 1	4.75	10.35
38	6.29	10.78	2	4.66	10.05
39	6.17	10.67	3	4.31	9.30

年次	夫 (19未満)	妻 (17未満)	年次	夫 (19未満)	妻 (17未満)
大正 4	4.21	9.32	昭和 2	2.54	7.70
5	4.04	9.19	3	2.33	7.09
6	3.99	8.94	4	2.14	5.46
7	3.76	8.69	5	1.95	4.91
8	3.92	8.38	6	1.70	4.47
9	3.85	8.11	7	1.51	4.08
10	3.88	7.78	8	1.36	3.65
11	3.54	7.37	9	1.21	3.25
12	3.17	7.16	10	1.03	2.92
13	2.82	7.25	11	0.92	2.69
14	2.65	7.57	12	0.75	2.76
昭和 1	2.65	8.26	13	0.85	2.77

之に依れば、早婚者割合は殆ど例外なく年を追ふて次第に減少し、最近は明治32年當時に比し夫は10分の1、妻は5分の1程度に低下して居る。

第41圖 早婚者割合 (婚姻總數 1,000に付)

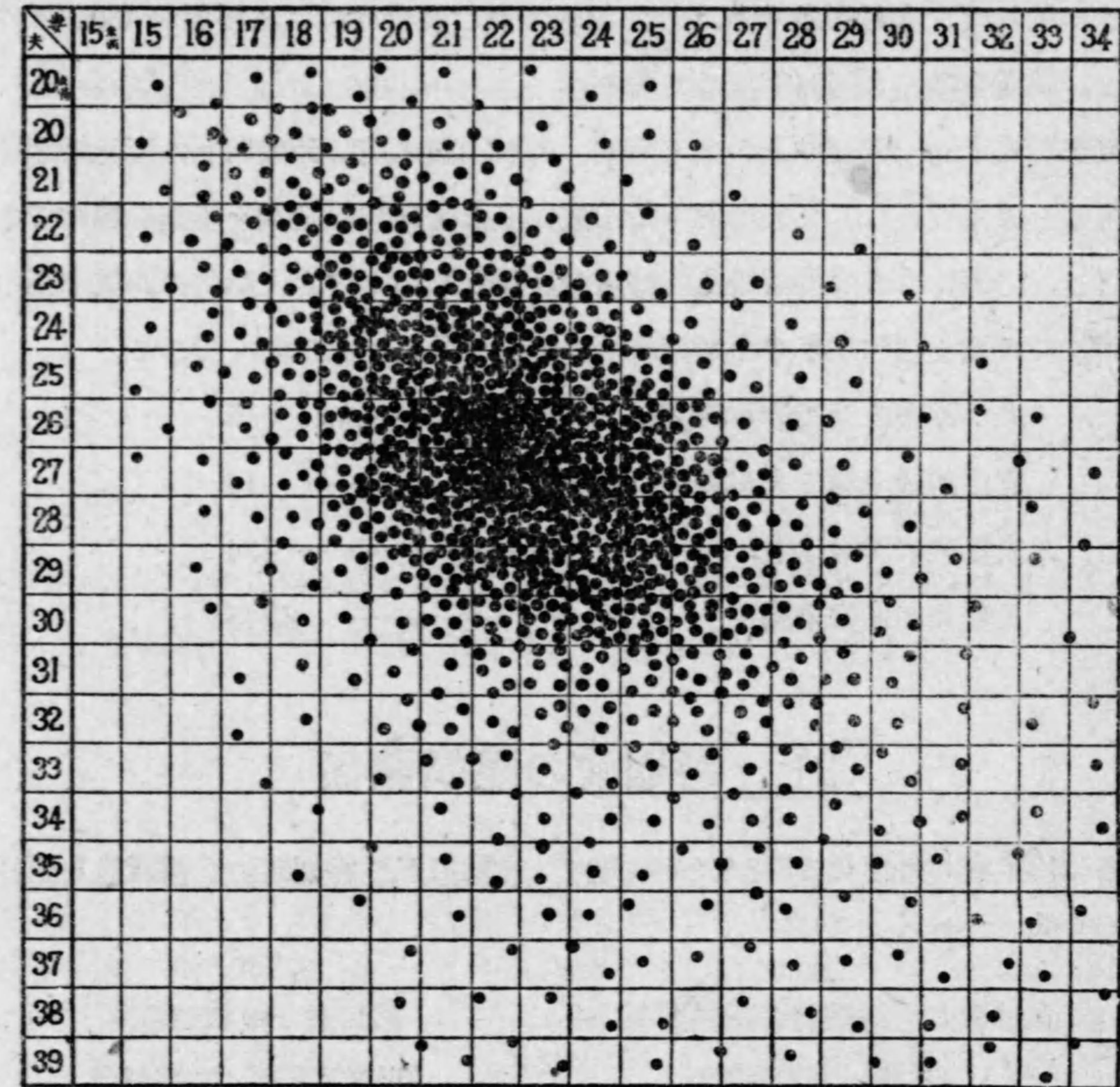
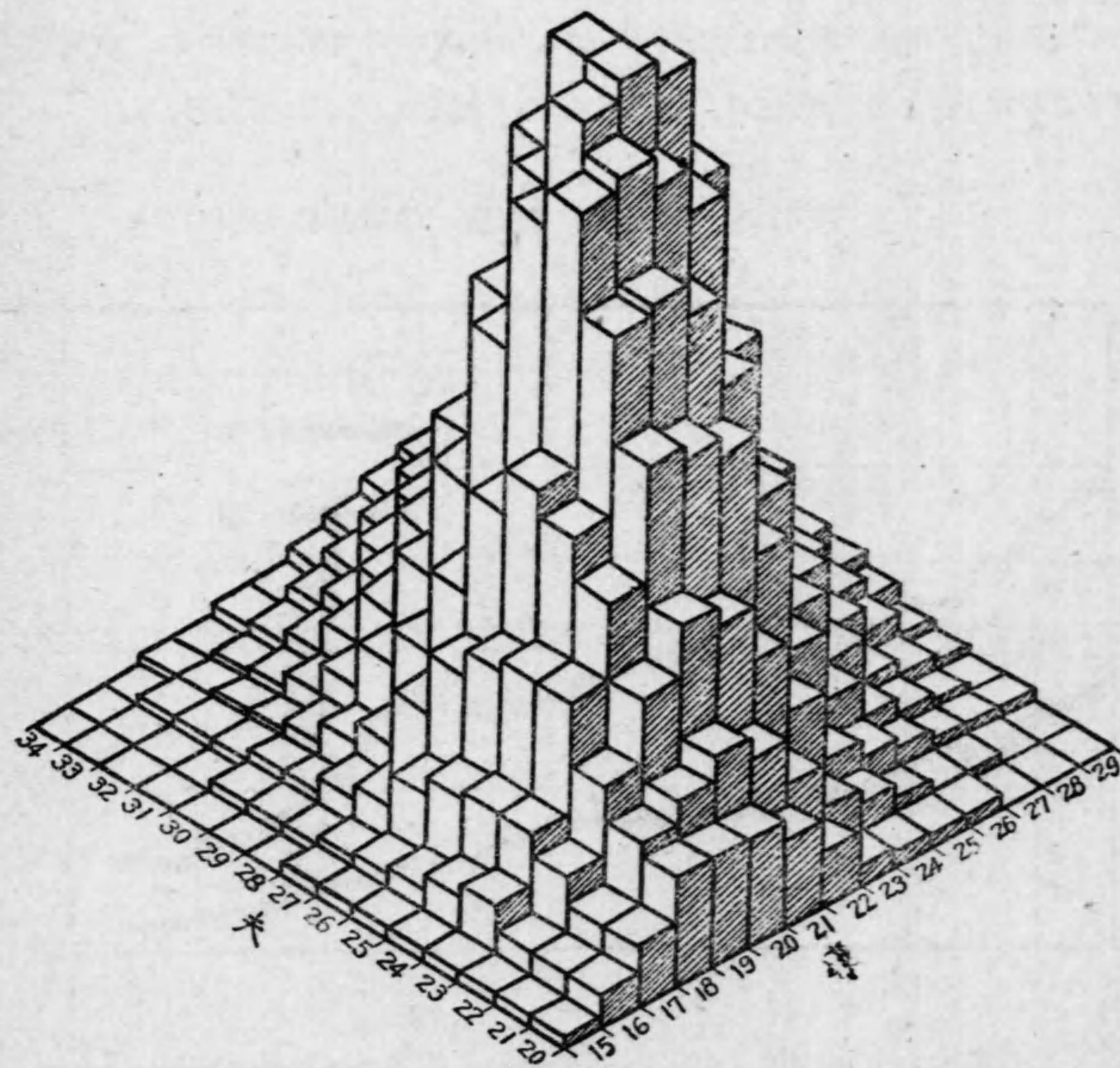


30. 夫妻年齢組合せより見たる婚姻

夫婦相互の婚姻年齢を観察した場合夫の平均婚姻年齢は、いづれの年に於ても例外なく、妻の平均婚姻年齢よりも常に高いことは前述した通りである。併しこのことは凡ての夫妻については言ひ得ないのであつて妻よりも若い夫も少くはないことも既に述べた所である。

昭和13年中の婚姻全體に就て夫妻年齢組合せを圖示すれば次の如くである。

第42圖 夫妻婚姻年齢組合せ (昭和13年)



第50表 夫妻婚姻年齢組合せ (内地)(昭和13年)

夫の年齢	妻の年齢								
	總數	15未満	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45以上
總數	538,831	29	65,011	277,016	117,645	35,573	17,711	10,489	15,357
20未満	4,514	2	2,743	1,649	104	14	2	—	—
20-24	109,355	15	31,741	69,564	7,284	620	111	15	5
25-29	245,409	12	26,792	162,665	51,055	4,025	674	136	50
30-34	89,788	—	3,153	35,508	38,147	10,309	1,983	518	170
35-39	37,278	—	439	5,725	14,353	10,523	4,510	1,266	462
40-44	19,547	—	104	1,352	4,557	5,788	4,606	2,227	913
45-49	12,606	—	25	350	1,443	2,677	3,076	2,784	2,251
50以上	20,334	—	14	203	702	1,617	2,749	3,543	11,506

之に依れば、妻が30歳未満、夫が35歳未満の組合せによる婚姻が430,434件あり、婚姻全体の8割弱を占めて居る。

妻が20歳未満で50歳以上の夫と婚姻、夫が30歳未満で50歳以上の妻と婚姻するものを異常婚とし、又夫妻共年齢70歳以上の者同志の婚姻を所謂慰藉婚であるとし、之等並にこの異常婚及慰藉婚の反対ともいふべき夫妻共に20歳未満の者同志の婚姻を昭和13年中の婚姻統計によつて見れば次の如くである。

夫が30歳未満で妻が50歳以上	5
妻が20歳未満で夫が50歳以上	14
夫妻共に70歳以上	134
夫妻共に20歳未満	2,745

31. 婚姻前の配偶関係

昭和13年中に婚姻せる538,831組に就て、夫妻相互の婚姻前の配偶関係を見れば次の如くである。

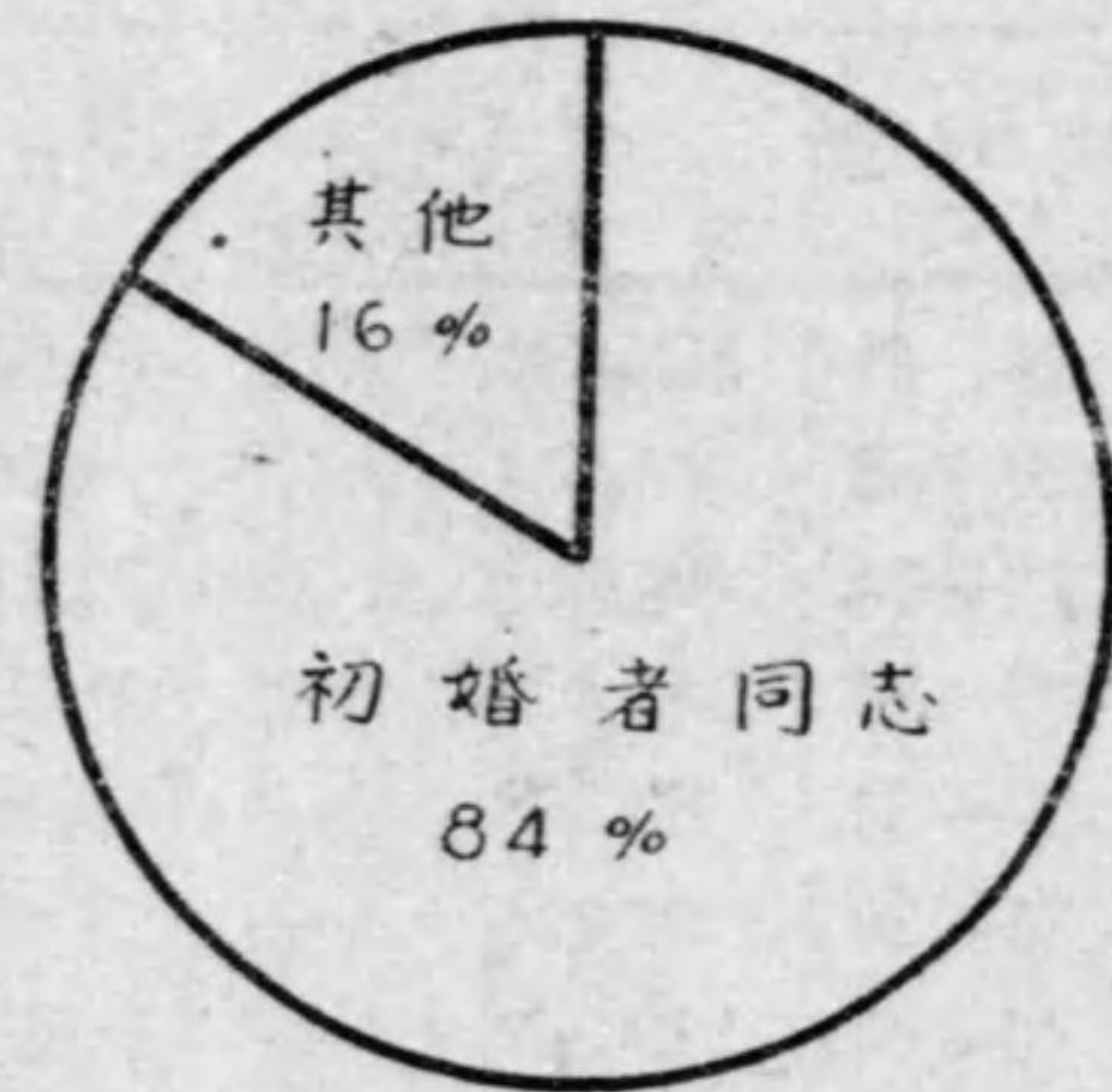
第51表 婚姻前の配偶関係
(内地)(昭和13年)
實 數

夫 \ 妻	實 數		
	總 數	初 婚	其 の 他
總 數	538,831	497,062	41,769
初 婚	468,647	454,222	14,425
其 の 他	70,184	42,840	27,344

比 例

夫 \ 妻	比 例		
	總 數	初 婚	其 の 他
總 數	1000.0	922.5	77.5
初 婚	869.7	843.0	26.7
其 の 他	130.3	79.5	50.8

第43圖 婚姻總數中
初婚者同志ノ婚姻割合
(昭和13年)



之に依れば全体の8割4分45萬組は夫妻共に初婚者同志の婚姻である。

更に初婚者同志以外の組合せに就て見るに、全体の5分にあたる3萬7千組は再婚者同志の婚姻であり、夫が初婚者で妻が再婚者の婚姻が1萬4千組なるに對し妻が初婚者で夫が再婚者の婚姻が4萬6千組もあり前者は後者の4分の1にしか當らない。

32. 初婚者の結婚費用

昭和15年10月1日乃至同12月31日の3ヶ月に於ける、東京市35區の内本所區、大森區、世田谷區、杉並區及荒川區五區の初婚者に就て標本調査したる結果に依れば、初婚者の職業及所得と結婚費との關係は次の如くである。

第52表 職業別による夫の平均月收入及平均結婚費用

夫 の 職 業	平均月收入	平均結婚費用	平均月収に對する平均結婚費用の割合
總 平 均	101.70	439.10	431.76
俸 給 生 活 者	114.20	599.00	524.52
自 由 業	126.40	495.20	391.77
中 小 商 工 業 者	126.90	537.80	423.80
工 場 勞 務 者	84.10	318.80	379.07
交 通 勞 務 者	95.20	259.70	272.79
日 備	71.40	295.10	413.31
其 の 他 の 勞 務 者	77.70	230.90	297.17

第53表 夫の職業別による妻の平均結婚費用

夫 の 職 業	妻の平均結婚費用	夫 の 職 業	妻の平均結婚費用
總 平 均	479.50	工 場 勞 務 者	244.50
俸 給 生 活 者	849.50	交 通 勞 務 者	182.90
自 由 業	863.60	日 備	179.20
中 小 商 工 業 者	428.80	其 の 他 の 勞 務 者	172.80

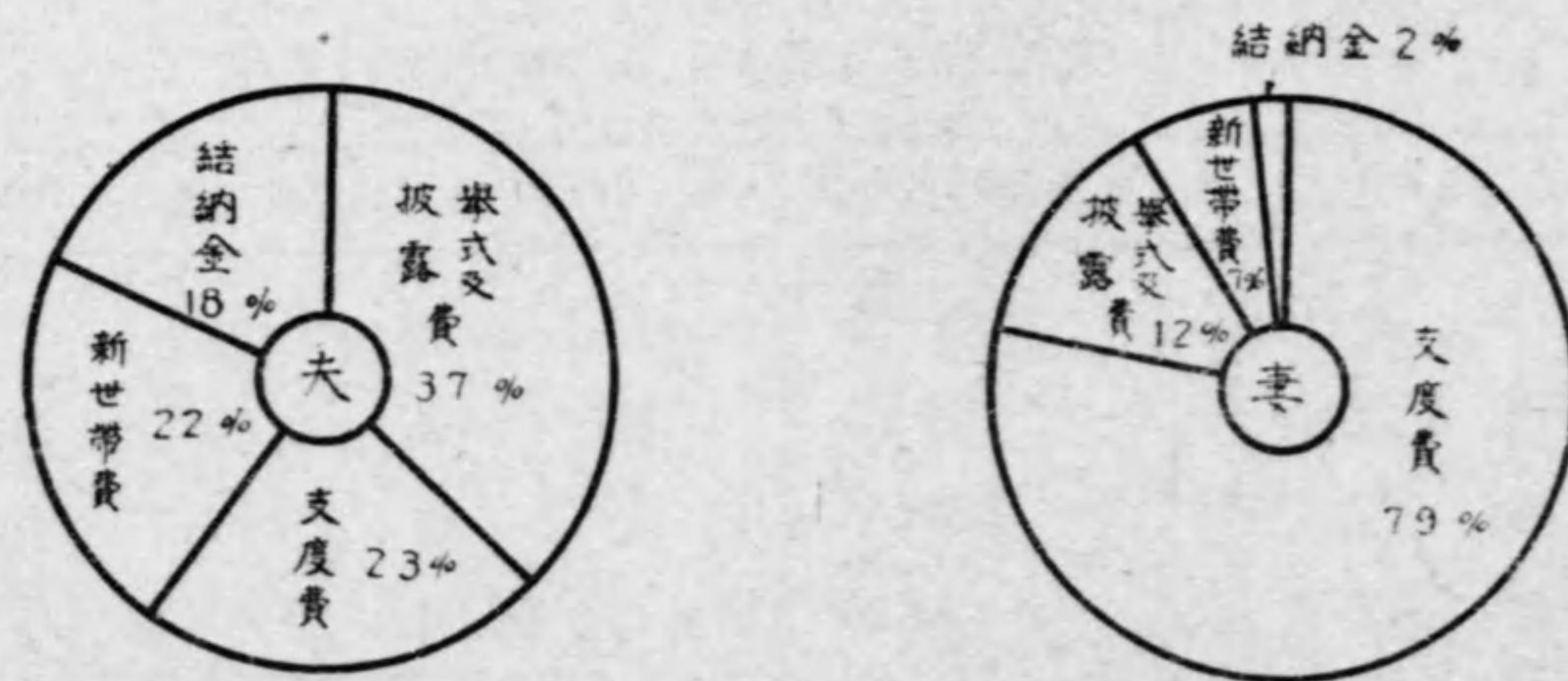
第54表 支出事項別による夫の結婚費用の百分比

夫の職業	結納金	結婚式及披露宴に要したる費用	支度費	世帯を持つに要したる費用	合計
總平均	18.31	37.23	22.34	22.12	100.00
俸給生活者	20.64	38.08	21.10	20.18	100.00
自由業	26.53	38.25	22.05	13.17	100.00
中小商工業者	14.50	37.62	20.10	27.78	100.00
工場勞務者	16.25	34.63	25.82	23.30	100.00
交通勞務者	17.10	38.01	21.29	23.60	100.09
日備	15.99	42.36	27.86	13.79	100.00
其の他の勞務者	17.93	39.06	24.99	18.02	100.00

第55表 支出事項別による妻の結婚費用の百分比

夫の職業	結納金	結婚式及披露宴に要したる費用	支度費	世帯を持つに要したる費用	合計
總平均	1.90	12.58	79.00	6.53	100.00
俸給生活者	2.14	12.63	79.27	5.96	100.00
自由業	3.31	10.50	81.77	4.41	100.00
中小商工業者	1.59	11.47	82.04	4.90	100.00
工場勞務者	1.19	12.88	74.60	11.33	100.00
交通勞務者	1.20	12.85	79.61	6.34	100.00
日備	—	14.73	85.27	—	100.00
其の他の勞務者	1.39	17.07	77.49	4.05	100.00

第44圖 結婚費用



之に依れば、初婚の夫の平均月收入101圓餘に對しその平均結婚費用は439圓餘で、月收入の4倍強を要して居る。妻の平均結婚費用は夫のそれよりも僅かに多く479圓餘である。

結婚費用の用途は夫がその3割7分を結婚式及披露宴の費用に、2割2分を支度費と同じく2割2分を新世帯費に用ひて居るに對し、妻は結婚費用の7割9分を支度費に用ひて居る。

33. 離婚件數及離婚率

我が國內地に於ける1年間の離婚件數は、明治の中頃より明治31年迄10萬乃至12萬程度あつたものが明治31年の戸籍法の改正により離婚件數も激減し、明治32年には6萬強に半減し、同年以降逐年明瞭な減少の傾向を示し、昭和8年には5萬を割る状態を示して居る。人口1,000に對する其の割合即ち離婚率に就て見るに、之は一層明らかであつて3から0.6~5分の1に低下して居る。

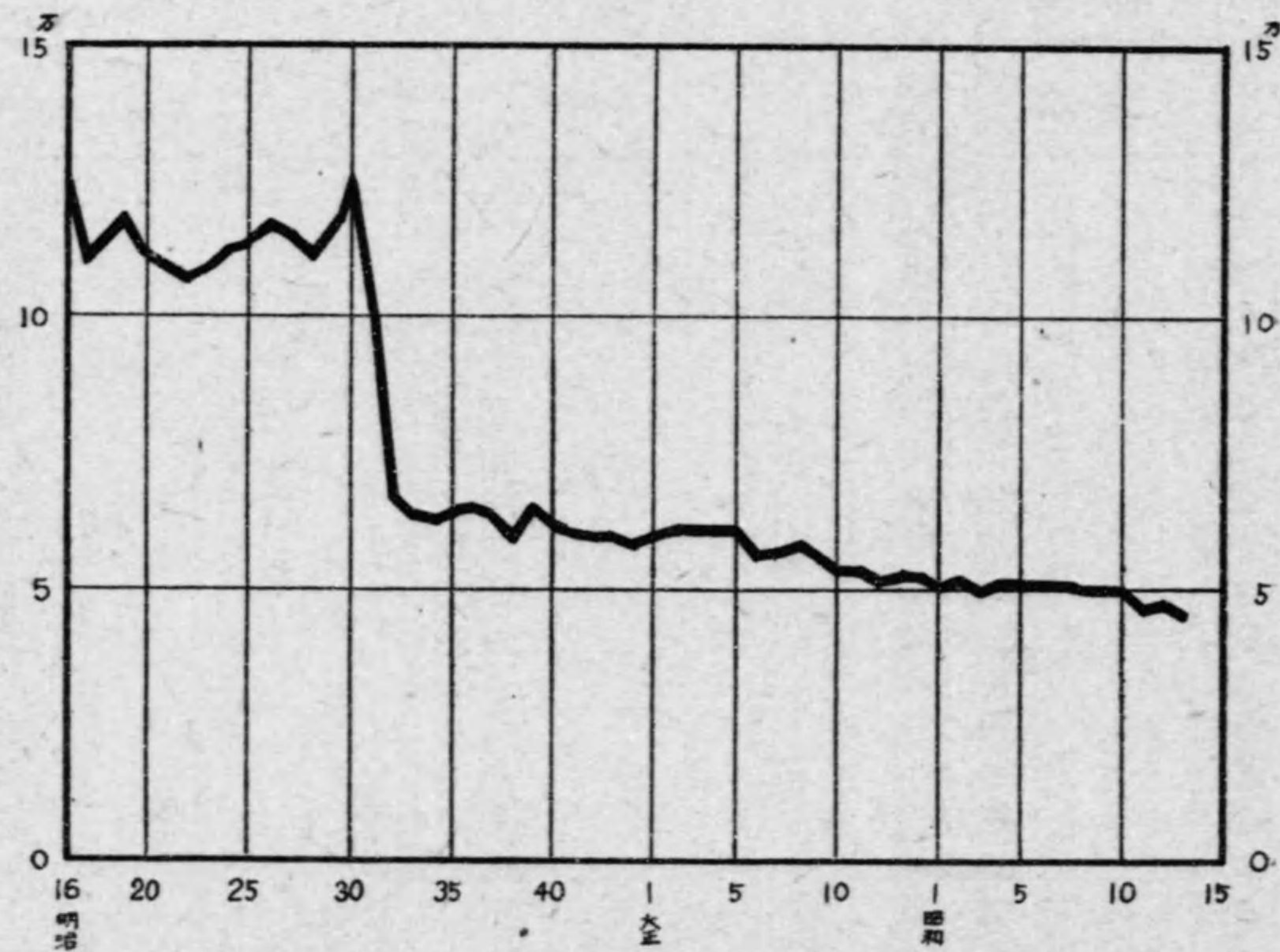
第56表 離婚件數 (内地)

年次	離婚數	年次	離婚數	年次	離婚數
明治 16	127,162	明治 35	64,139	大正 10	53,402
17	109,905	36	65,392	11	53,053
18	113,565	37	63,913	12	51,212
19	117,964	38	60,061	13	51,770
20	110,859	39	65,398	14	51,687
21	109,175	40	61,058	昭和 1	50,119
22	107,478	41	60,226	2	50,626
23	109,088	42	58,936	3	49,119
24	112,411	43	59,432	4	51,222
25	113,498	44	58,067	5	51,259
26	116,775	大正 1	59,143	6	50,609
27	114,436	2	59,536	7	51,437
28	110,838	3	59,992	8	49,282
29	115,654	4	59,943	9	48,610
30	124,075	5	60,254	10	48,528
31	99,464	6	55,812	11	46,167
32	66,545	7	56,474	12	46,500
33	63,828	8	56,812	13	44,656
34	63,442	9	55,511		

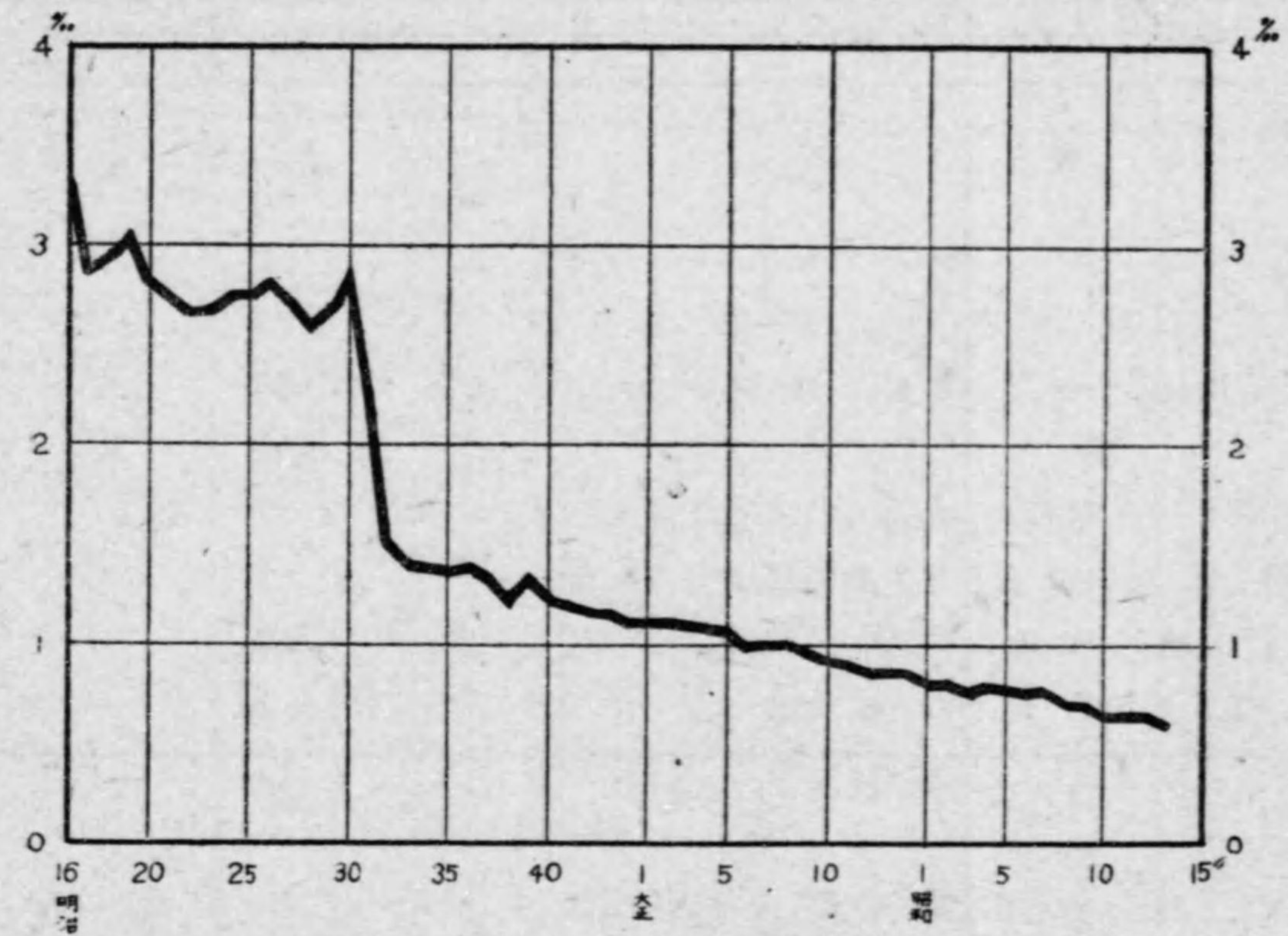
第57表 離婚率 (人口1,000に付) (内地)

年次	離婚率	年次	離婚率	年次	離婚率
明治 16	3.39	明治 35	1.39	大正 10	0.94
17	2.90	36	1.40	11	0.92
18	2.97	37	1.36	12	0.88
19	3.06	38	1.26	13	0.88
20	2.83	39	1.36	14	0.87
21	2.75	40	1.25	昭和 1	0.83
22	2.68	41	1.22	2	0.83
23	2.69	42	1.18	3	0.79
24	2.76	43	1.18	4	0.81
25	2.76	44	1.13	5	0.80
26	2.82	大正 1	1.13	6	0.77
27	2.73	2	1.13	7	0.78
28	2.62	3	1.12	8	0.73
29	2.70	4	1.10	9	0.71
30	2.87	5	1.09	10	0.70
31	2.27	6	1.00	11	0.66
32	1.50	7	1.01	12	0.65
33	1.42	8	1.01	13	0.62
34	1.40	9	0.99		

第45圖 離婚件数



第46圖 離婚率 (人口1,000に付)



34. 離婚の種類とその理由

昭和13年中の離婚 44,656件に就て、その種類を協議上と裁判上の離婚に分けて見れば次の如くである。

第58表 離婚の方法 (内地)(昭和13年)

種 類	離婚 数	總 数 100 中
總 数	44,656	100.0
協 議 上	44,312	99.2
裁 判 上	344	0.8

更に離婚の理由を見るに協議上の離婚にはその調査はないので、裁判上の離婚だけに就てその理由を示せば次の如くである。之に依れば、裁判上の離婚344件中263件(7割6分)は妻より提起せられたるものであり、その中約半数126件は夫より悪意の遺棄によるものである。

第59表 裁判上の離婚理由 (内地) (昭和13年)

理 由	總 數	夫より提起	妻より提起
總 數	344	81	263
重 婚	3	3	—
姦 通	20	19	1
破 廉 恥 罪 其 の 他 の 罪 に よ り 處 刑	38	2	36
同 居 に 堪 へ ざ る 虐 待 又 は 重 大 な る 侮 辱	56	10	46
惡 意 の 遺 棄	161	35	126
配 偶 者 の 直 系 尊 屬 よ り 虐 待 又 は 侮 辱 を 受 け た と き	1	—	1
配 偶 者 が 自 己 の 直 系 尊 屬 を 虐 待 又 は 侮 辱 し た と き	7	2	5
配 偶 者 生 死 不 明	56	10	46
婚 養 子 縁 組 の 離 縁 又 は 取 消	2	—	2

35. 夫婦関係継続期間別より見たる離婚

昭和13年中の離婚 44,656件に就て、夫婦関係継続期間別に其の割合を見れば次の如くである。

第60表 夫婦関係継続期間離婚 (内地) (昭和13年)

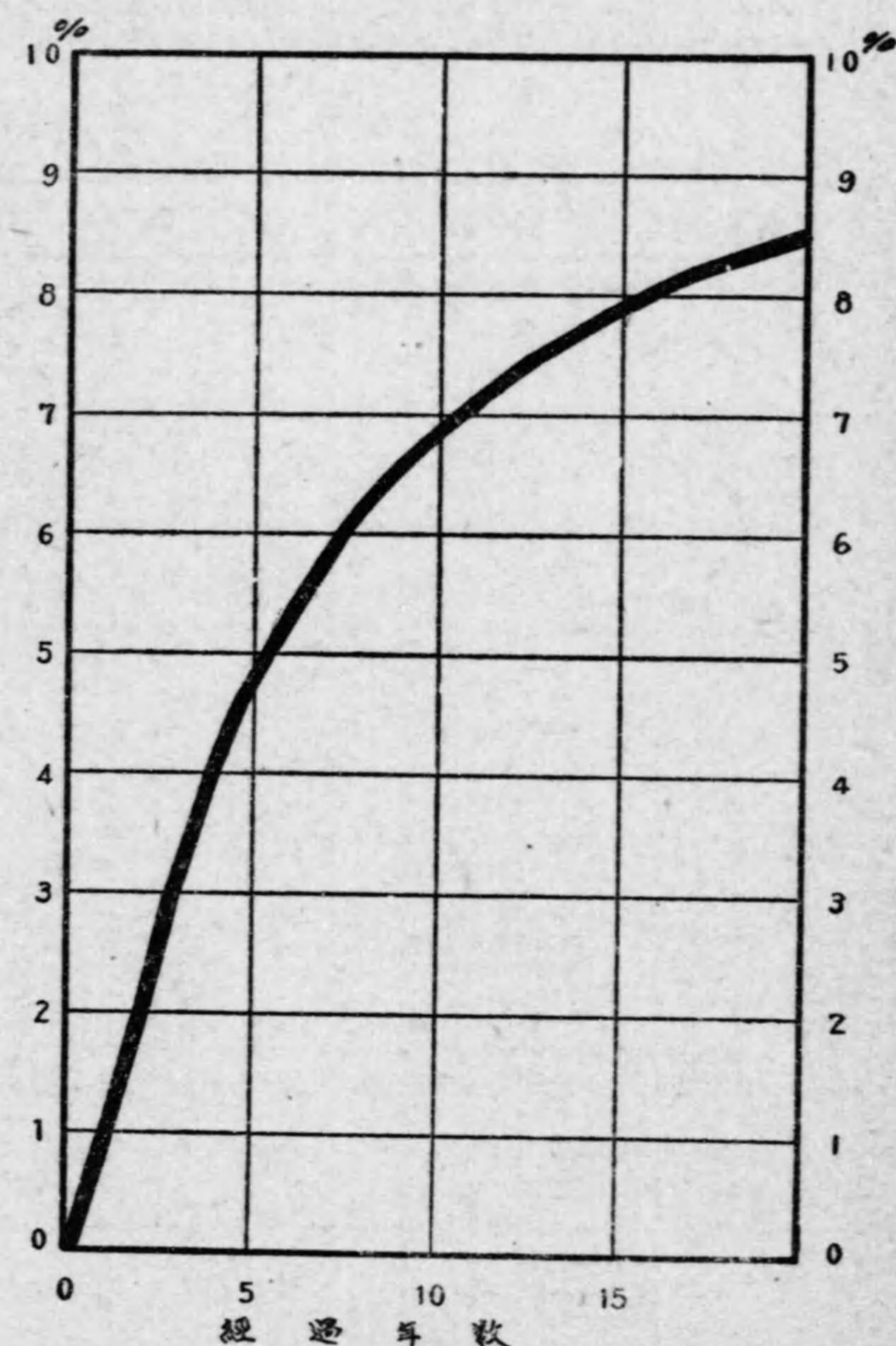
継続年数	離 婚 數	總 數 1,000 に 付	継続年数	離 婚 數	總 數 1,000 に 付
總 數	44,656	1,000.0	7 — 8年	1,749	39.2
1年未滿	7,049	157.9	8 — 9年	1,565	35.0
1 — 2年	7,046	157.8	9 — 10年	1,350	30.2
2 — 3年	4,901	109.8	10 — 11年	1,181	26.4
3 — 4年	3,773	84.5	11 — 12年	1,065	23.8
4 — 5年	2,837	63.5	12年以上	7,568	169.5
5 — 6年	2,401	53.8	年數不詳	27	0.6
6 — 7年	2,144	48.0			

離婚數を、之を生じたと推定せらるゝ過去の夫々の離婚數にて除し婚姻後年數經過に依つて生じ來るべき離婚の當初婚姻數に對する割合を計算すると次の如き値を得る。

第61表 婚姻後經過年數別離婚率

經過年數	割 合
1年未滿	0.0128
2 "	0.0252
3 "	0.0350
4 "	0.0428
5 "	0.0486
6 "	0.0541
7 "	0.0587
8 "	0.0627
9 "	0.0660
10 "	0.0691
11 "	0.0716
12 "	0.0738
13 "	0.0758
14 "	0.0776
15 "	0.0792
16 "	0.0806
17 "	0.0817
18 "	0.0828
19 "	0.0837
20 "	0.0846

第47圖 婚姻後ノ經過年數別離婚割合



20年以上は統計資料の關係上其の割合を計算するを得ないが、之は20年未滿のそれに比し微々たる増加を示すものと思料される。

36. 出生 數

人口増加の本體をなす我が國內地の出生數は、明治維新以降増加に増加を重ね、明治6年の80萬が明治16年には100萬、明治34年には150萬、大正9年には200萬を突破したのである。過去に於ける最高記録は昭和10年の219萬で、昭和

7年の218萬之に亞ぐ。昭和12年には昭和7年に略々等しい出生を見たのであるが、昭和13年には事變の影響を受け200萬を割る出生であつた。

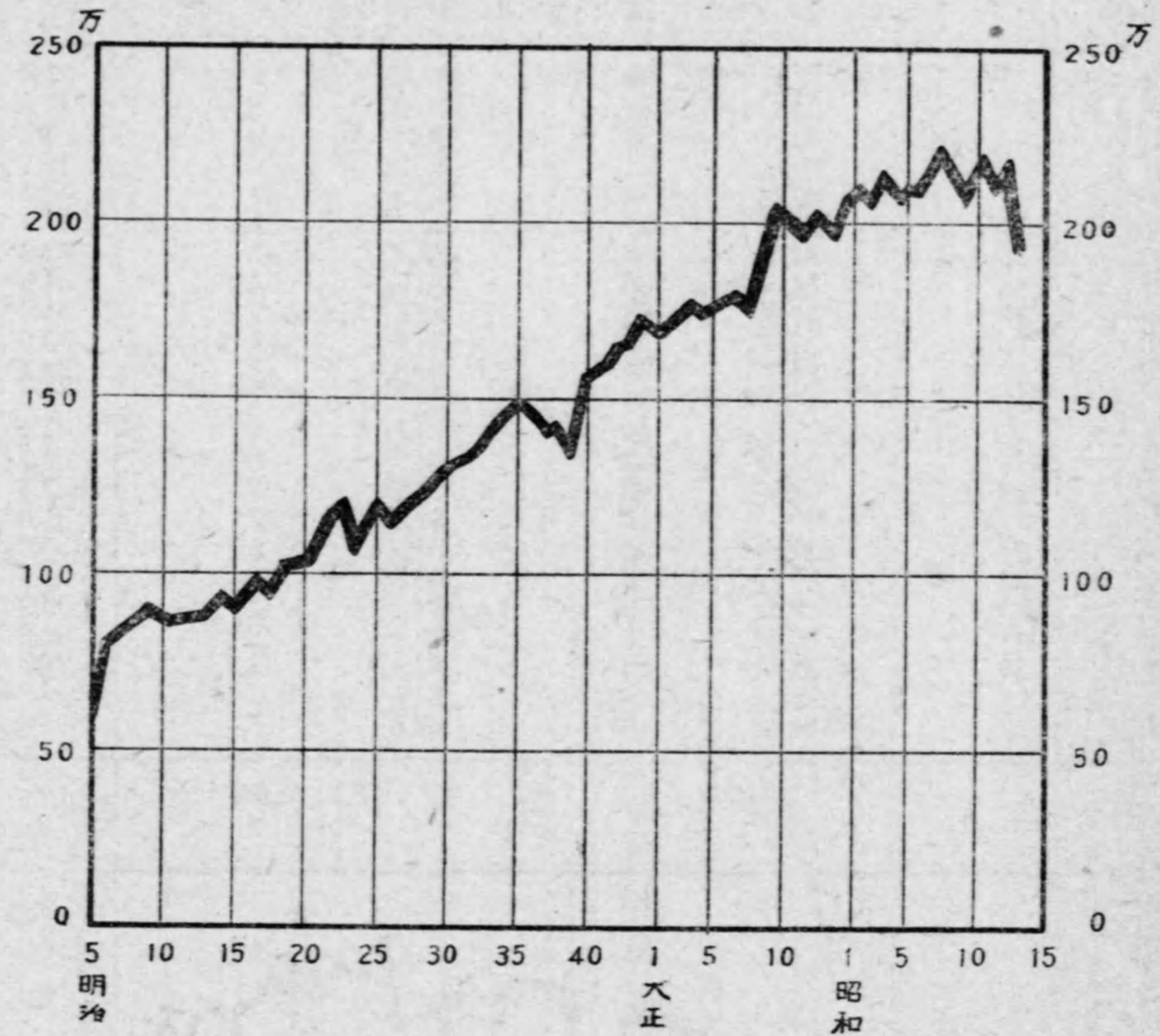
明治5年以降我が國內地の出生數の變遷を示せば次の如くである。

第62表 出生數 (内地)

年次	出生數	年次	出生數	年次	出生數
明治 5	569,034	明治 28	1,246,427	大正 7	1,791,992
6	809,487	29	1,282,178	8	1,778,685
7	836,113	30	1,334,125	9	2,025,564
8	869,126	31	1,369,638	10	1,990,876
9	902,946	32	1,386,981	11	1,969,314
10	890,518	33	1,420,534	12	2,043,297
11	874,883	34	1,501,591	13	1,998,520
12	876,719	35	1,510,835	14	2,086,091
13	883,584	36	1,489,816	昭和 1	2,104,405
14	941,343	37	1,440,371	2	2,060,737
15	922,715	38	1,452,770	3	2,135,852
16	1,004,989	39	1,394,295	4	2,077,026
17	975,252	40	1,614,472	5	2,085,101
18	1,024,574	41	1,662,815	6	2,102,784
19	1,050,617	42	1,693,850	7	2,182,742
20	1,058,137	43	1,712,857	8	2,121,253
21	1,172,729	44	1,747,803	9	2,043,783
22	1,209,910	大正 1	1,737,674	10	2,190,704
23	1,145,374	2	1,757,441	11	2,101,969
24	1,086,775	3	1,808,402	12	2,180,734
25	1,207,034	4	1,799,326	13	1,928,321
26	1,178,428	5	1,804,822		
27	1,208,983	6	1,812,413		

備考 明治5年は正月29日乃至12月末日の出生數

第48圖 出生數



37. 出生率

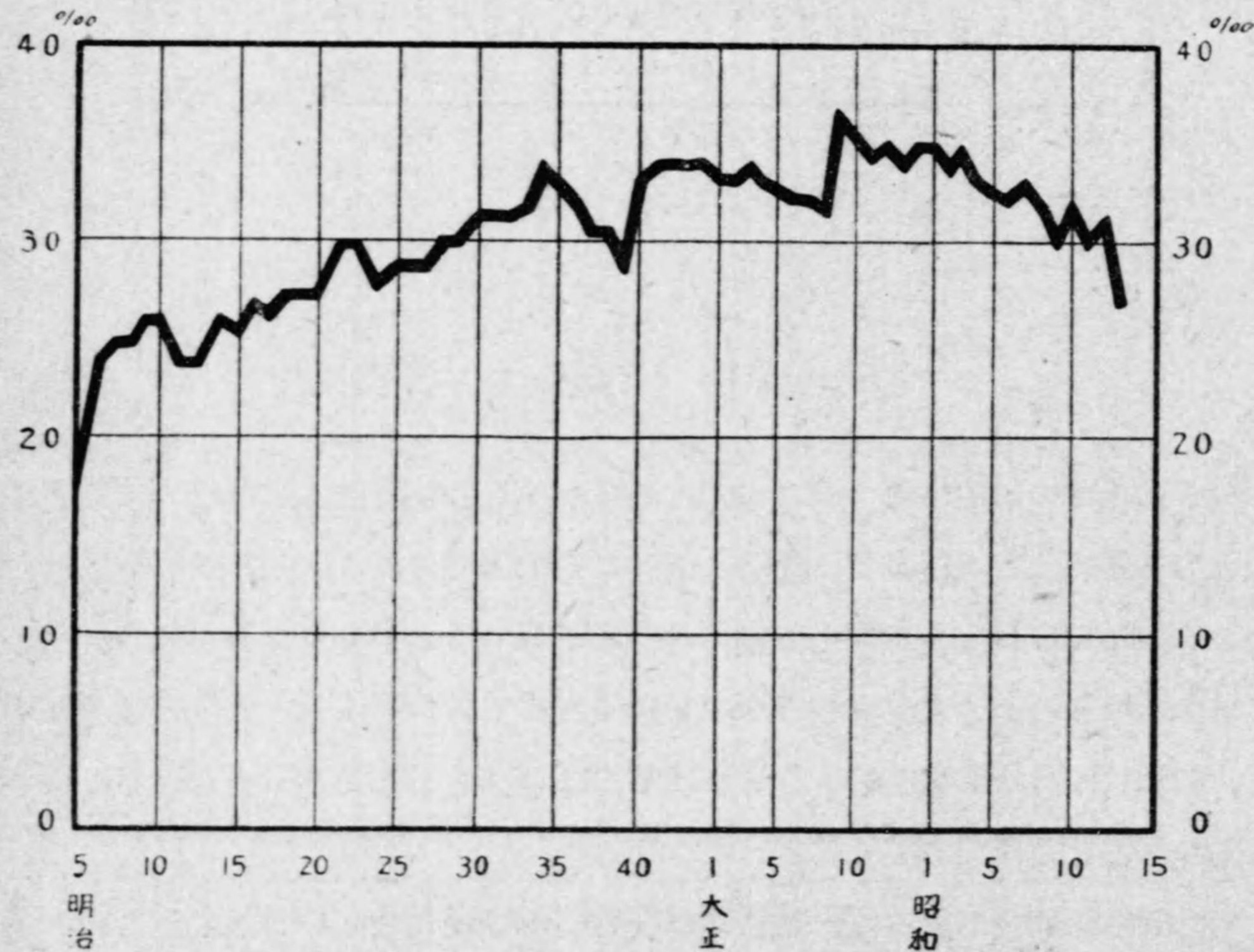
我が國內地の出生率即ち人口1,000に對する出生の割合は、明治の初期より大正の初期に至る逐年多少の高低（例へば明治34年の33.1から同39年の28.9へ、大正3年の33.7から大正8年の31.6への低下等）はあつても上昇の傾向を示して居たのであるが、大正9年の36.2を絶頂として其の後は漸次低下の傾向を示し、昭和11年には30臺を割り、昭和12年には30.6を示したが、昭和13年には今事變の影響を受けて26.7に低下したのである。

明治5年以降我が國內地の出生率の趨勢を示せば次の如くである。

第63表 出生率 (人口1,000に付)(内地)

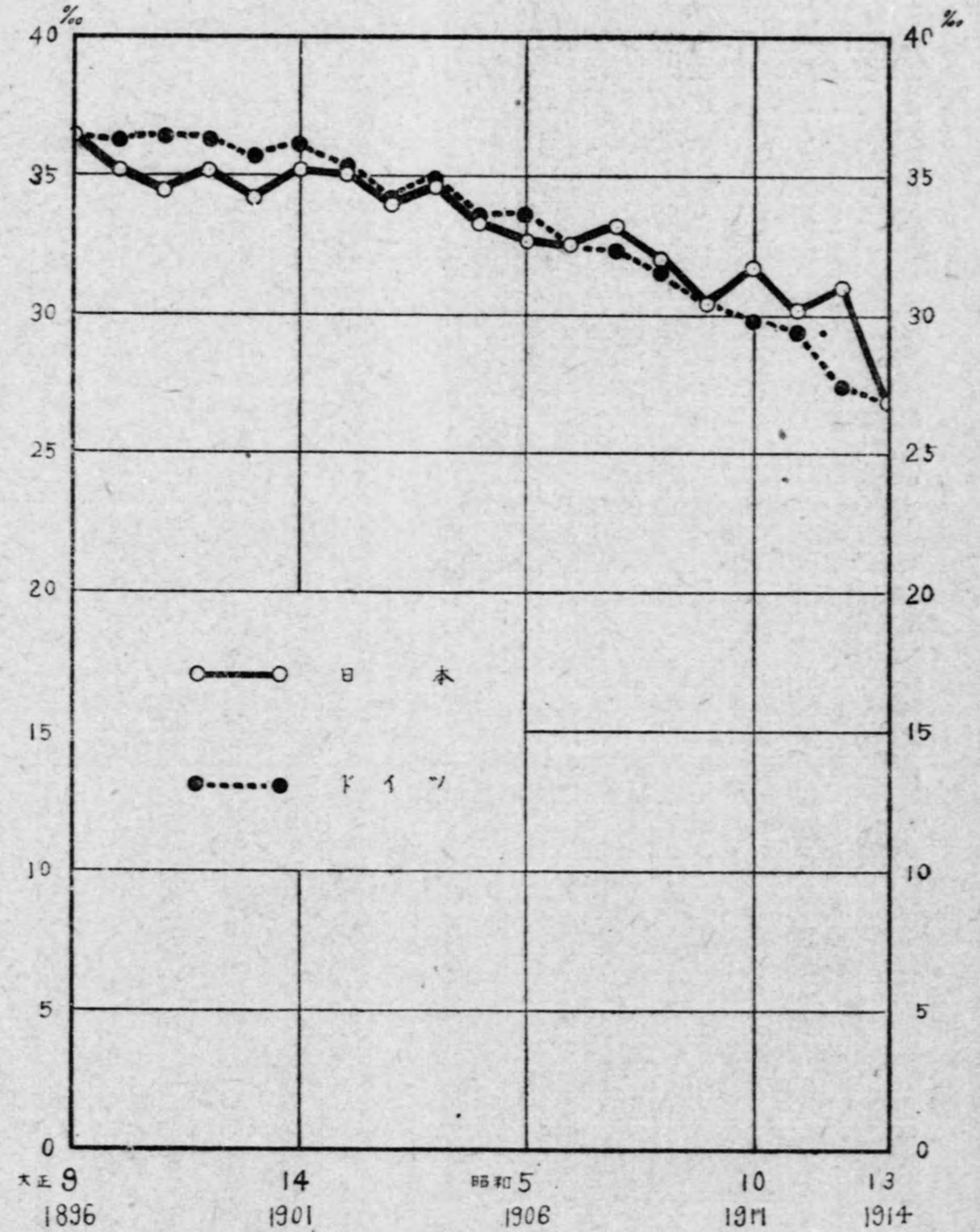
年次	出生率	年次	出生率	年次	出生率
明治 5	17.1	明治 28	29.5	大正 7	32.2
6	24.1	29	30.0	8	31.6
7	24.6	30	30.9	9	36.2
8	25.3	31	31.3	10	35.1
9	26.1	32	31.3	11	34.2
10	25.5	33	31.7	12	34.9
11	24.5	34	33.1	13	33.8
12	24.4	35	32.9	14	34.9
13	24.3	36	32.0	昭和 1	34.8
14	25.6	37	30.6	2	33.6
15	24.9	38	30.5	3	34.4
16	26.8	39	28.9	4	33.0
17	25.8	40	33.1	5	32.4
18	26.9	41	33.7	6	32.2
19	27.3	42	33.9	7	32.9
20	27.1	43	33.9	8	31.6
21	29.6	44	34.0	9	30.0
22	30.2	大正 1	33.3	10	31.6
23	28.3	2	33.2	11	29.9
24	26.7	3	33.7	12	30.6
25	29.4	4	33.1	13	26.7
26	28.5	5	32.7		
27	28.9	6	32.3		

第49圖 出生率 (人口1,000=付)



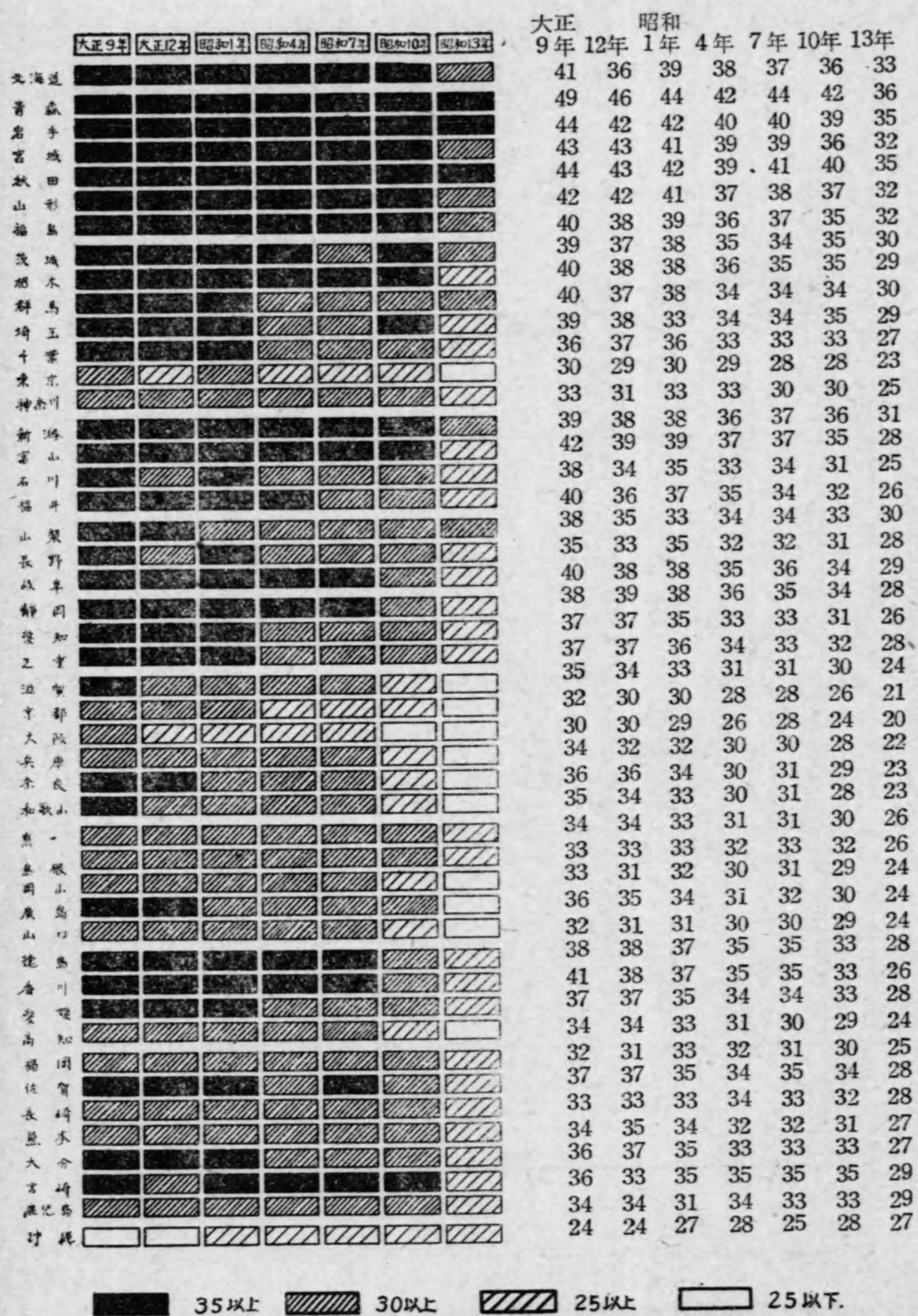
大正9年以降我が国内地の出生率の低下傾向は、第1次世界大戦前の英吉利の1876年以降又は獨逸の1896年以降の状態と頗る類似して居る。

第50圖 日・獨出生率低下傾向ノ比較 (人口1,000=付)



大正9年以降府縣別出生率の變遷を圖示すれば次の如くである。

第51圖 道府縣別出生率 (人口1,000=付)



現在我が國の出生率が他の諸國即ち伊太利の23、獨逸の19、米國の17、英、佛の15に比べれば相當に高率であることは幸ひなことではあるが、之は決してこの出生率低下の傾向を樂觀すべき理由とはならない。出生率の低下傾向を自然のまゝに放任するに於ては、將來に於ける我が大和民族は衰退する危険がある。大東亞共榮圈内の諸民族の出生率は、世界人口の5分の1を占める支那民族に於ては少くとも40以上であると推定され、2億に垂んとする人口を擁するソ聯の出生率も40に近いと推測することが出来るのである。又3億5千萬の人口を包含する印度は35、フィリッピンは37、海峽植民地は38といづれも高率を示して居るに對し我が國出生率の現状を顧みれば、之が如何に重大問題であるかが痛感されるのである。

38. 女子の年齢別特殊出生率

大正14年及昭和12年の兩年に於ける15乃至49歳の女子の年齢別出生率を示せば次の如くである。

第64表 女子の年齢別特殊出生率 (各年齢人口1,000に付)

年 齡	昭和12年	大正14年	年 齡	昭和12年	大正14年
總 數	129.17	147.85	27 歳	246.95	261.49
15 歳	0.96	3.90	28 歳	235.64	256.58
16 歳	4.23	12.78	29 歳	237.15	253.74
17 歳	11.18	34.92	30 歳	218.57	244.38
18 歳	28.17	64.82	31 歳	220.36	285.03
19 歳	56.00	115.75	32 歳	204.55	233.15
20 歳	100.21	172.50	33 歳	201.15	213.10
21 歳	141.90	215.81	34 歳	189.41	215.43
22 歳	183.92	238.95	35 歳	177.33	205.82
23 歳	216.72	257.36	36 歳	163.43	187.04
24 歳	234.66	257.61	37 歳	150.86	172.39
25 歳	243.86	259.32	38 歳	141.60	159.64
26 歳	251.57	267.64	39 歳	118.58	141.92

年 齢	昭和12年	大正14年	年 齢	昭和12年	大正14年
40 歳	104.20	120.44	45 歳	16.36	20.59
41 歳	84.18	95.93	46 歳	9.40	12.13
42 歳	62.16	74.13	47 歳	5.57	7.60
43 歳	43.71	52.14	48 歳	3.97	5.51
44 歳	28.50	33.65	49 歳	3.15	3.57

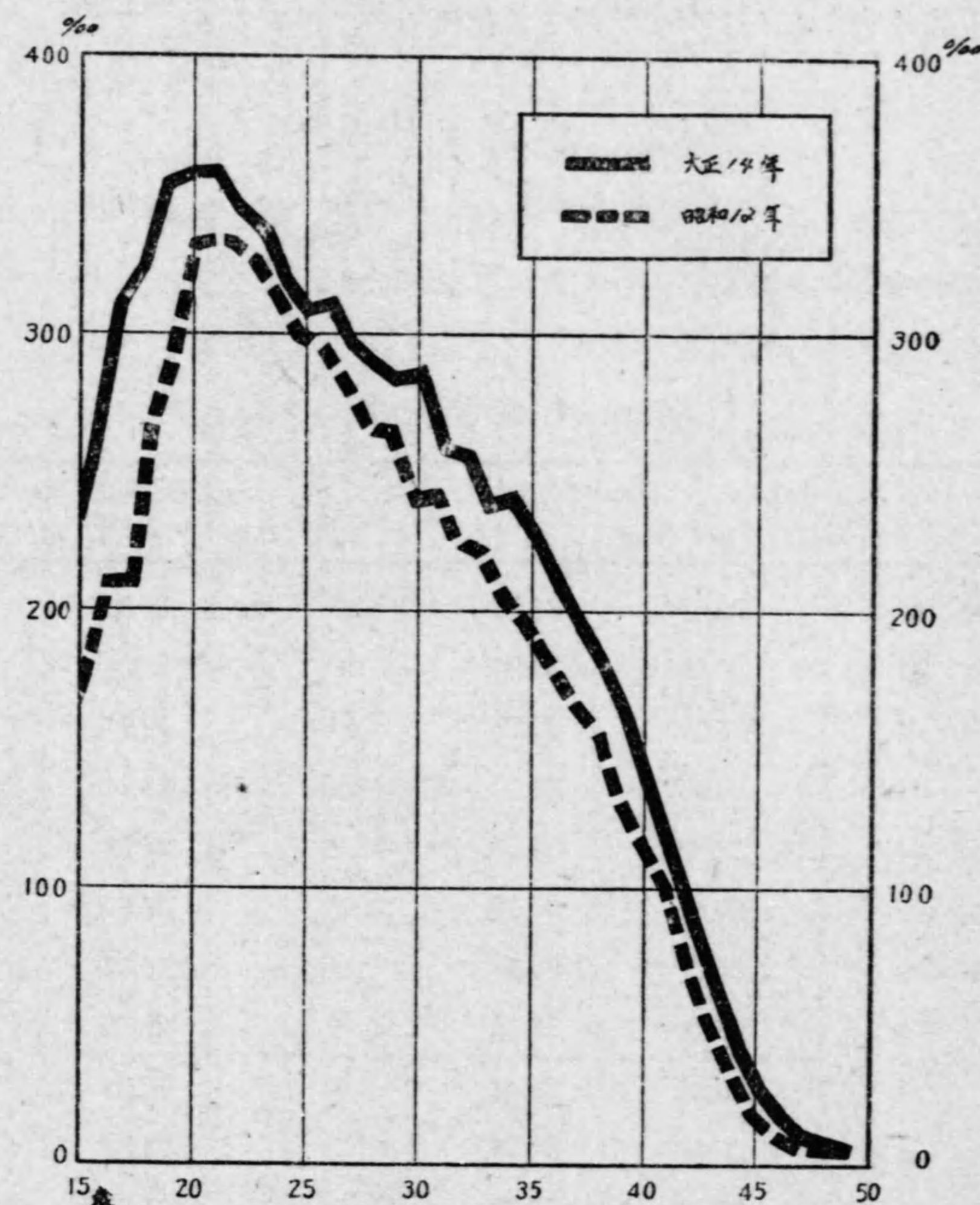
39. 有配偶女子の年齢別特殊出生率

大正14年及昭和12年の兩年に於ける15乃至49歳の有配偶女子の年齢別出生率を示せば次の如くである。

第65表 有配偶女子の年齢別特殊出生率 (各年齢人口 1,000に付)

母の年齢	昭和12年	大正14年	母の年齢	昭和12年	大正14年
總 數	201.34	217.42	32 歳	226.40	257.00
15 歳	175.86	234.18	33 歳	222.64	235.77
16 歳	211.81	257.95	34 歳	209.74	239.25
17 歳	211.83	310.01	35 歳	196.96	229.14
18 歳	268.62	323.49	36 歳	181.95	208.98
19 歳	292.68	351.98	37 歳	169.16	193.49
20 歳	332.03	357.25	38 歳	159.80	180.51
21 歳	334.30	358.01	39 歳	134.48	162.17
22 歳	332.77	344.14	40 歳	119.26	138.64
23 歳	327.65	336.00	41 歳	100.66	111.56
24 歳	314.34	317.28	42 歳	72.56	87.05
25 歳	303.82	306.23	43 歳	51.69	62.10
26 歳	299.80	308.04	44 歳	34.19	40.70
27 歳	286.54	297.13	45 歳	19.91	25.27
28 歳	269.52	288.04	46 歳	11.59	15.09
29 歳	268.94	282.34	47 歳	6.98	9.61
30 歳	243.84	270.47	48 歳	5.07	7.09
31 歳	244.62	259.90	49 歳	4.13	4.69

第52圖 年齢別有配偶女子ノ出生率 (總數 1,000 = 付)



之に依れば、昭和12年の有配偶女子の年齢別出生率は何れの年齢に於ても例外なしに大正14年の出生率よりも低下して居る。

此の出生率の低下の状態を具体的に示さんが爲、昭和12年の出生率を大正14年の出生率に置換へ昭和12年の出生数を計算して見ると次に示す如きものとなり約19萬多く生れなければならなかつた勘定となるのである。

昭和12年實際の出生數……………2,180,734

大正14年の出生率を用ひた場合の昭和12年の推定出生數……………2,365,834

尙20歳以下の若い有配偶女子の出生率が比較的低いのは、之等に婚姻後間もない女子を多く含むことが興つて居ると認められるのである。

40. 都鄙別出生率

我が国内地の出生率を都鄙に分つて観察すれば、常に都市に於ける率低く、共に多少の高低はあるが最近明白な低下の傾向を示して居る。

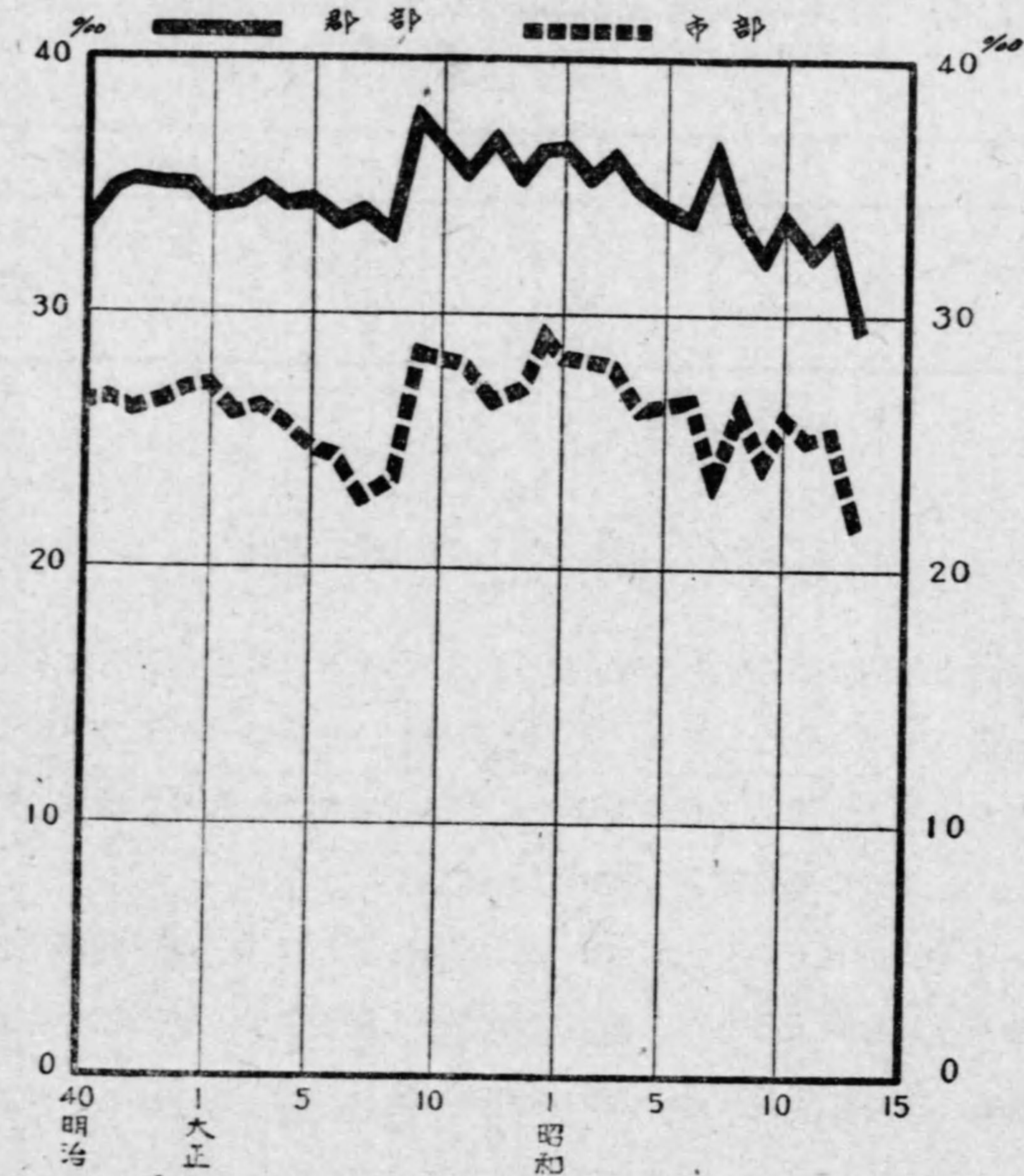
明治40年以降我が国内地の都鄙別出生率を示せば次の如くである。

第66表 都鄙別出生率 (内地)

年次	出生率(人口1,000に付)		年次	出生率(人口1,000に付)	
	市部	郡部		市部	郡部
明治 40	26.66	33.96	大正 12	26.81	37.07
41	26.85	34.91	13	27.04	35.54
42	26.55	35.27	14	29.27	36.52
43	26.96	35.19	昭和 1	28.26	36.61
44	27.32	35.15	2	27.28	35.47
大正 1	27.41	34.37	3	27.90	36.36
2	26.32	34.48	4	26.46	35.08
3	26.76	35.00	5	26.50	34.20
4	25.85	34.43	6	26.74	33.93
5	25.42	34.09	7	24.24	36.59
6	25.10	33.79	8	26.58	33.74
7	23.78	34.04	9	24.96	32.29
8	24.44	33.26	10	26.57	34.09
9	28.50	37.89	11	25.07	32.36
10	28.26	36.64	12	25.13	33.49
11	28.08	35.70	13	21.94	29.36

之に依れば、我が国内地の出生率が36.2といふ最高率を示した大正9年は、之を都鄙別に見た場合郡部は37.9市部は28.5で、市部は昭和13年の今事變の影響を受けて低下した郡部の29.4にも及ばない低率である。

第53圖 都鄙別出生率 (人口 1,000=付)



併し都鄙の出生率を比較するに當つて極めて重要な問題は、各々其の人口の體性及年齢構成状態を異にすることである。例へば農村に於ては青壯年人口の割合少く、都市に於ては反對に之が多い。この様な状態に於ては、都鄙間に出産力に相違がないとしても出生の割合は等しいものとはならないのである。そこで都鄙の眞の出生率を相互に比較する爲には先づ體性及年齢構成状態の差異を除去する必要がある。その方法の一つとして特定の正常なる體性及年齢構成状態を持つ人口1、即ち標準人口を假定し、都鄙の出生が此の標準人口に就て發生したる場合を考察すれば、都鄙の持つ特殊の人口構成を除去した比較可能

な出生率を求めることが出来る。此の方法が所謂標準化の方法である。

この方法に依る我が國內地の都鄙別標準化出生率を示せば次の如くである。

第67表 都鄙別標準化出生率 (内地)

年次	市部	郡部	年次	市部	郡部
大正 9	27.00	38.05	昭和 5	25.67	36.05
14	27.39	37.16	10	26.36	40.03

41. 出生の季節

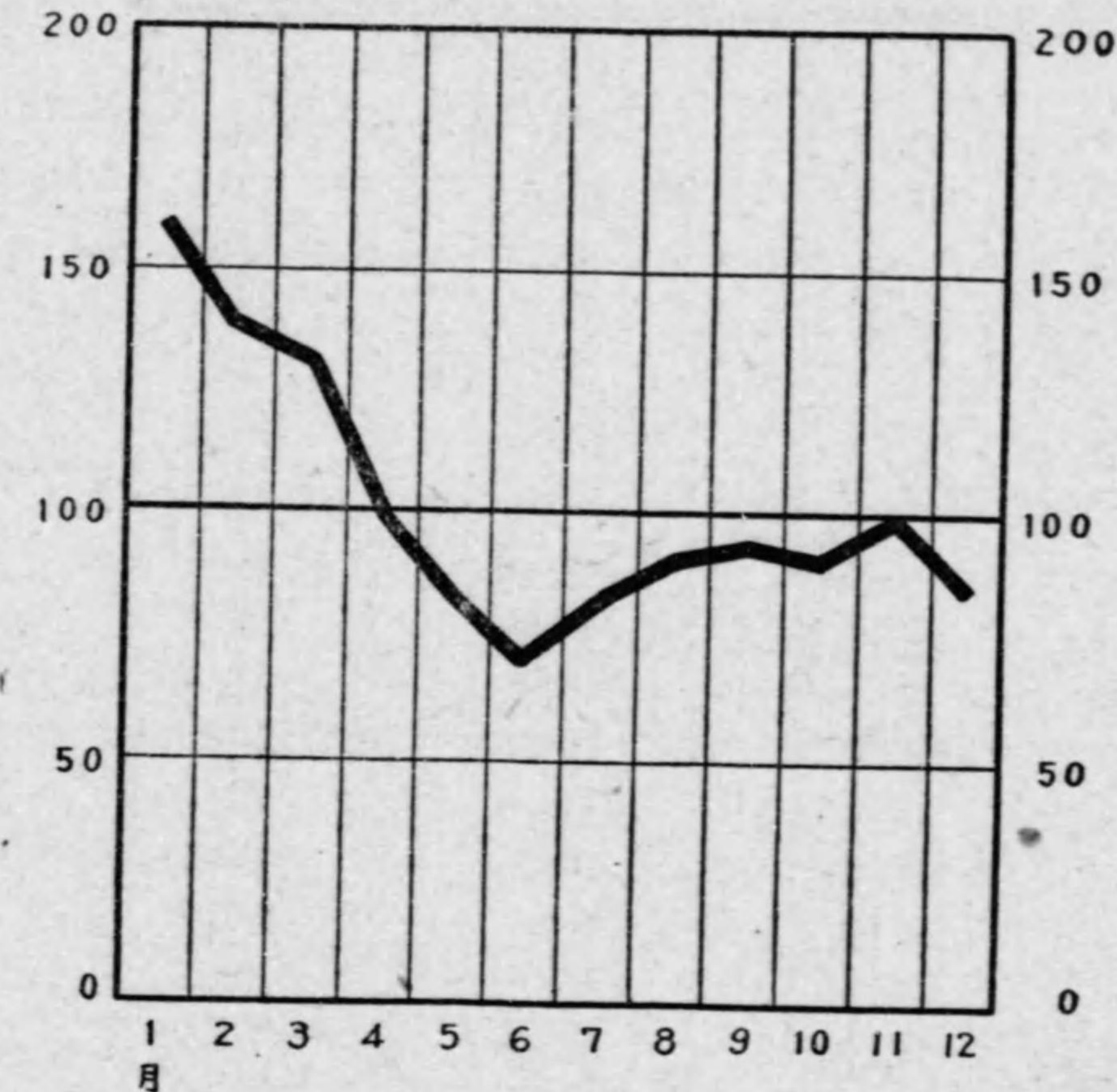
我が國の1年間の出生数を季節的に見るに、1月、2月及3月に多く1月又は3月が最多の月となつて居り、4月は急減し、更に5月、6月と減少し6月が最少の月となつて居る。6月を過ぐれば逐次増加するが此の増加は11月に於て停止し、12月は少きを例とするのである。

3月と4月、12月と1月が共に大きい差を示すのは一方は學齡關係の爲4月生れが3月生れに繰上げられ、他方は年齢を1歳若くせんが爲12月生れを1月生れに繰延べて届出る爲であるといはれて居る。

第68表 月別出生 (内地)(昭和13年)

月次	出生數	1年平均1日出生 1,000に付 各月平均1日出生	月次	出生數	1年平均1日出生 1,000に付 各月平均1日出生
總數	1,928,321	1,000.0	7月	132,427	808.6
1月	267,970	1,636.2	8月	139,849	853.9
2月	201,904	1,364.9	9月	139,865	882.5
3月	215,162	1,313.8	10月	144,890	884.7
4月	156,958	990.3	11月	151,548	956.2
5月	134,631	822.0	12月	126,492	772.4
6月	116,625	735.8			

第54圖 出生ノ季節的變動



42. 出生兒の男女割合

世界中、洋の東西、國の如何を問はず、女兒が100人生れるとすれば、男兒は平均104人から106人位の割合で生れるのである。

我が國內地の明治32年以降の男女出生割合を、他の主要國と比較表章すれば次の如くである。

第69表 出生兒の男女比 (女100に付男)

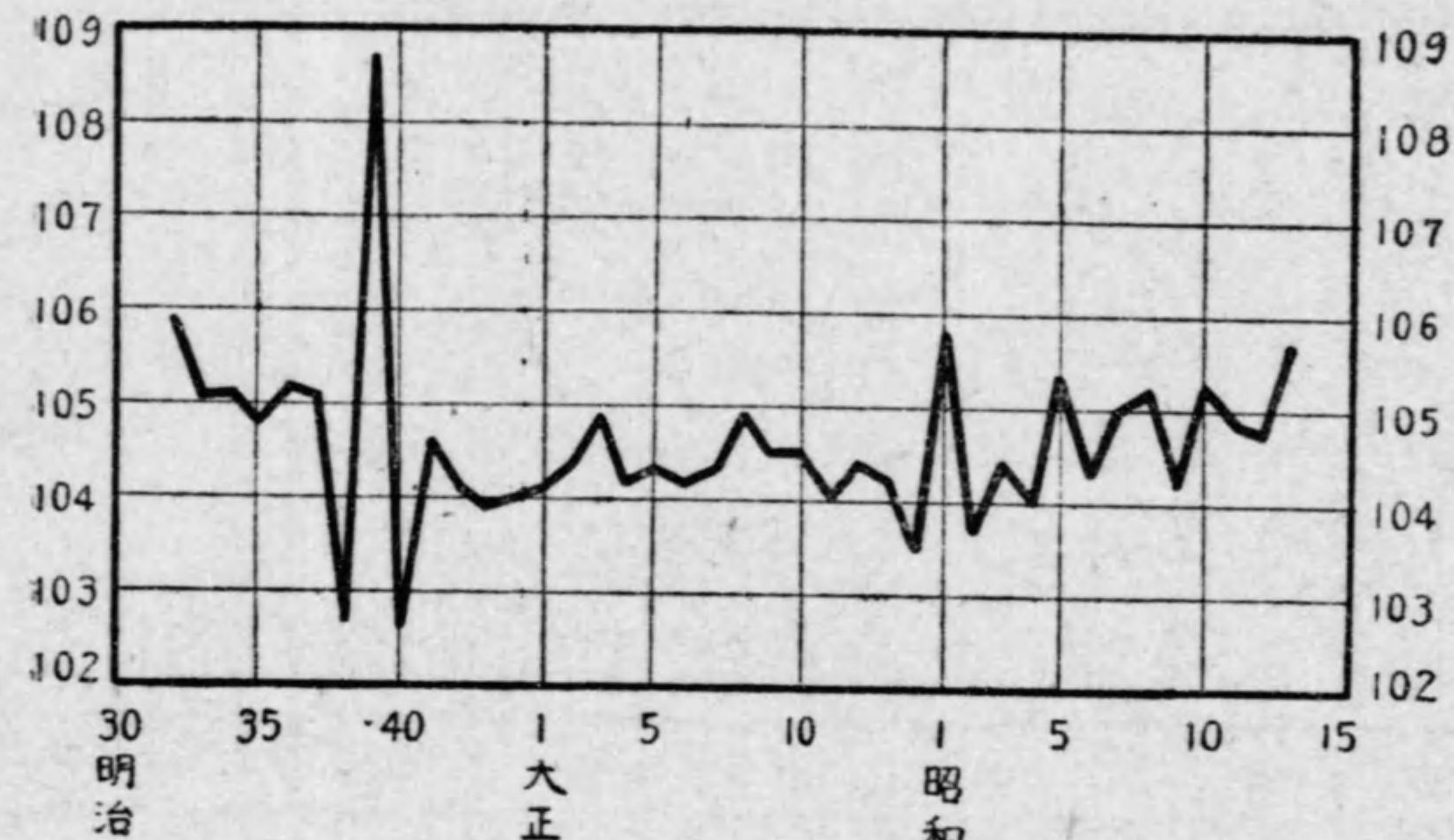
年次	日本(内地)	英吉利	佛蘭西	獨逸
明治 32	105.9	103.9	104.1	105.3
33	105.1	103.3	104.2	105.5
34	105.1	104.0	103.9	105.5
35	104.8	103.9	104.1	105.2
36	105.2	103.5	103.9	105.2

年次	日本(内地)	英吉利	佛蘭西	獨逸
明治 37	105.1	103.7	103.8	105.5
38	102.7	103.6	104.2	105.6
39	108.7	104.1	104.0	105.4
40	102.7	103.9	104.6	105.7
41	104.6	103.6	104.8	105.4
42	104.1	104.1	104.4	105.3
43	103.9	104.0	104.5	105.3
44	104.0	103.9	104.1	105.5
大正 1	104.1	104.0	104.8	105.9
2	104.4	103.8	104.7	105.4
3	104.9	103.5	103.8	105.6
4	104.2	104.0	104.6	105.5
5	104.3	104.9	104.9	106.5
6	104.2	104.4	104.7	106.9
7	104.3	104.8	106.5	107.3
8	104.9	106.0	105.9	108.0
9	104.5	105.2	106.2	107.2
10	104.5	105.1	104.9	107.3
11	104.0	104.9	104.9	106.9
12	104.4	104.4	105.3	106.8
13	104.2	104.7	104.6	106.8
14	103.5	104.5	105.0	106.5
昭和 1	105.8	104.1	104.4	106.2
2	103.7	104.2	104.2	106.0
3	104.4	104.4	104.9	106.1
4	104.0	104.3	104.5	106.2
5	105.3	104.4	103.9	106.1
6	104.3	104.9	104.3	106.2
7	105.0	105.0	104.4	106.3
8	105.2	104.6	103.9	106.5
9	104.2	105.5	104.1	106.9
10	105.2	105.6	103.9	106.7
11	104.9	105.4	103.5	106.4
12	104.8	105.6		
13	105.7	105.1		

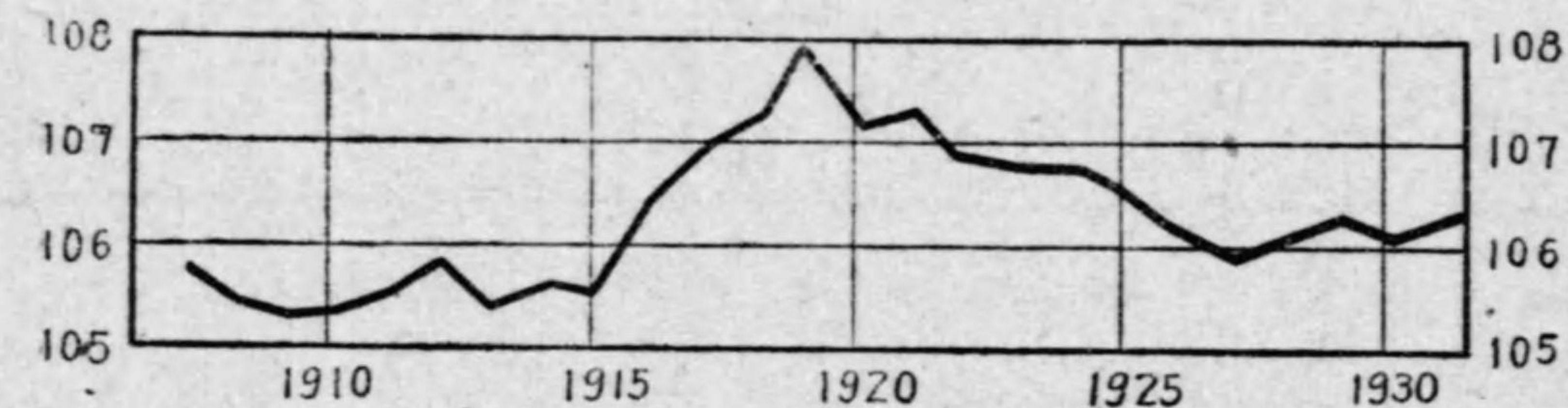
之に依つて見れば、戦争中又は戦後に於て男児の生れる割合が目立つて高くなつて居る。その理由は種々挙げられては居るが、今日の處未だ完全に説明さ

第55圖 出生兒ノ男子割合 (女 100=付)

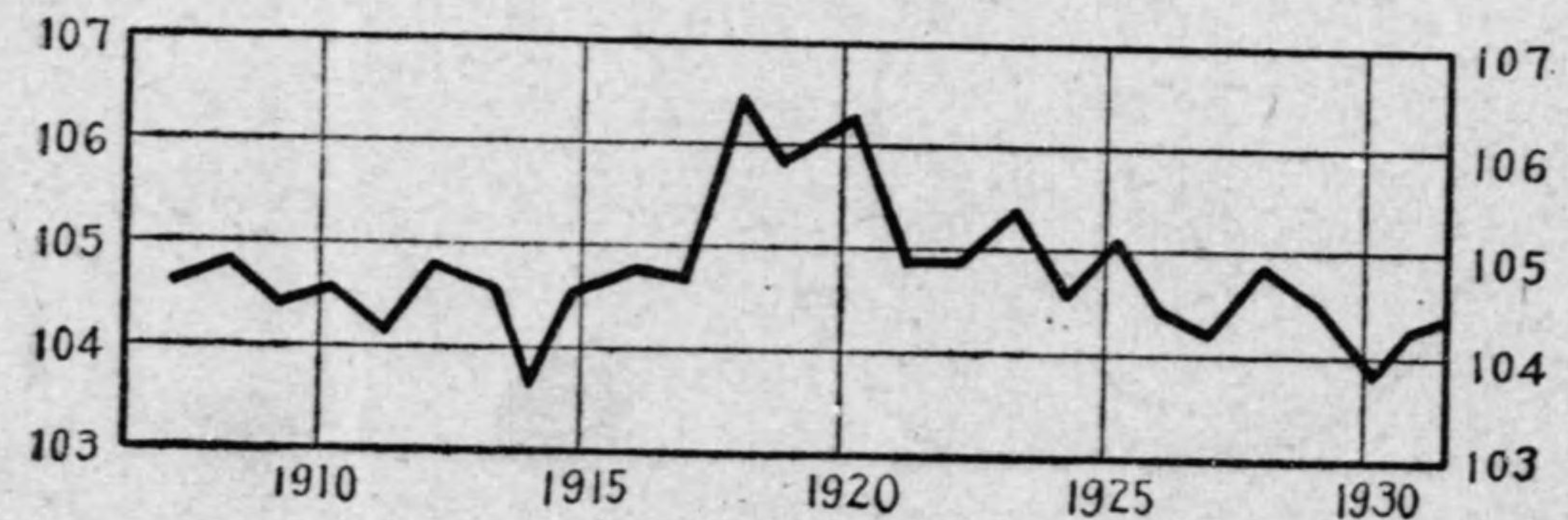
1. 日本



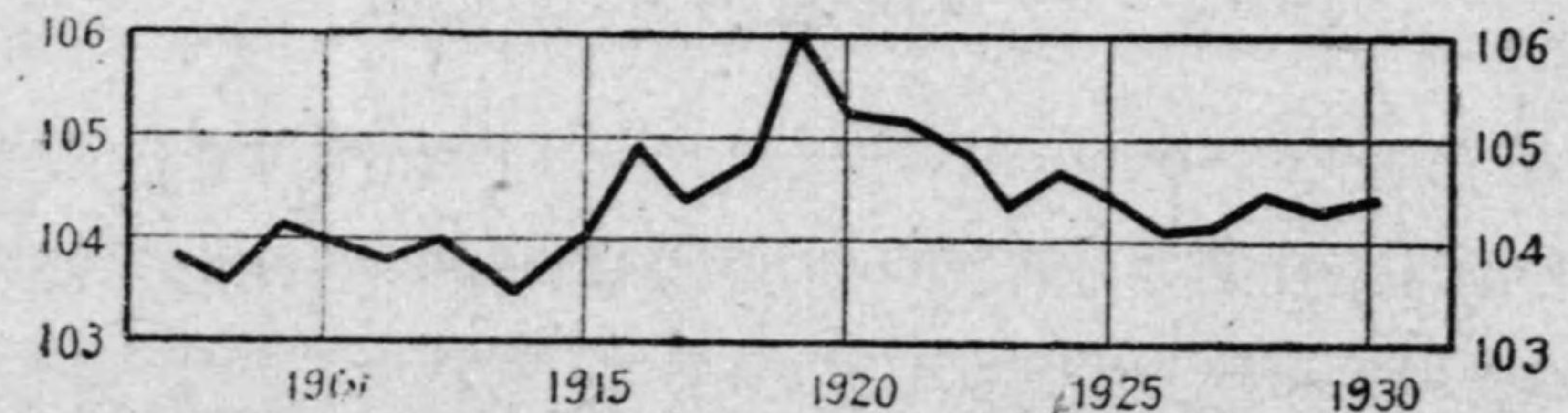
2. 獨逸



3. 佛蘭西



4. 英吉利



れる迄には至つて居ない。但し我が國が明治39年に著しい男兒超過を示して居るのは同年が丙午に當つた關係から同年生れの女兒を前年生れに繰上げたり、翌年生れに繰延べて届出た爲であると云はれて居る。

43. 出生兒の身分

出生には正式な婚姻關係により生れる嫡出子と其の他の關係により生れる私生子と私生子中父に認知され父の戸籍に入つた庶子の三種類がある。昭和13年中の出生兒を身分別に示せば次の如くである。

第70表 出生兒の身分別 (内地)(昭和13年)

身分別	出生數	總數 100に對する割合
總數	1,928,321	100.0
嫡出子	1,833,851	95.1
私生子	33,217	1.7
庶子	61,253	3.2

第56圖 出生身分別 (昭和13年)



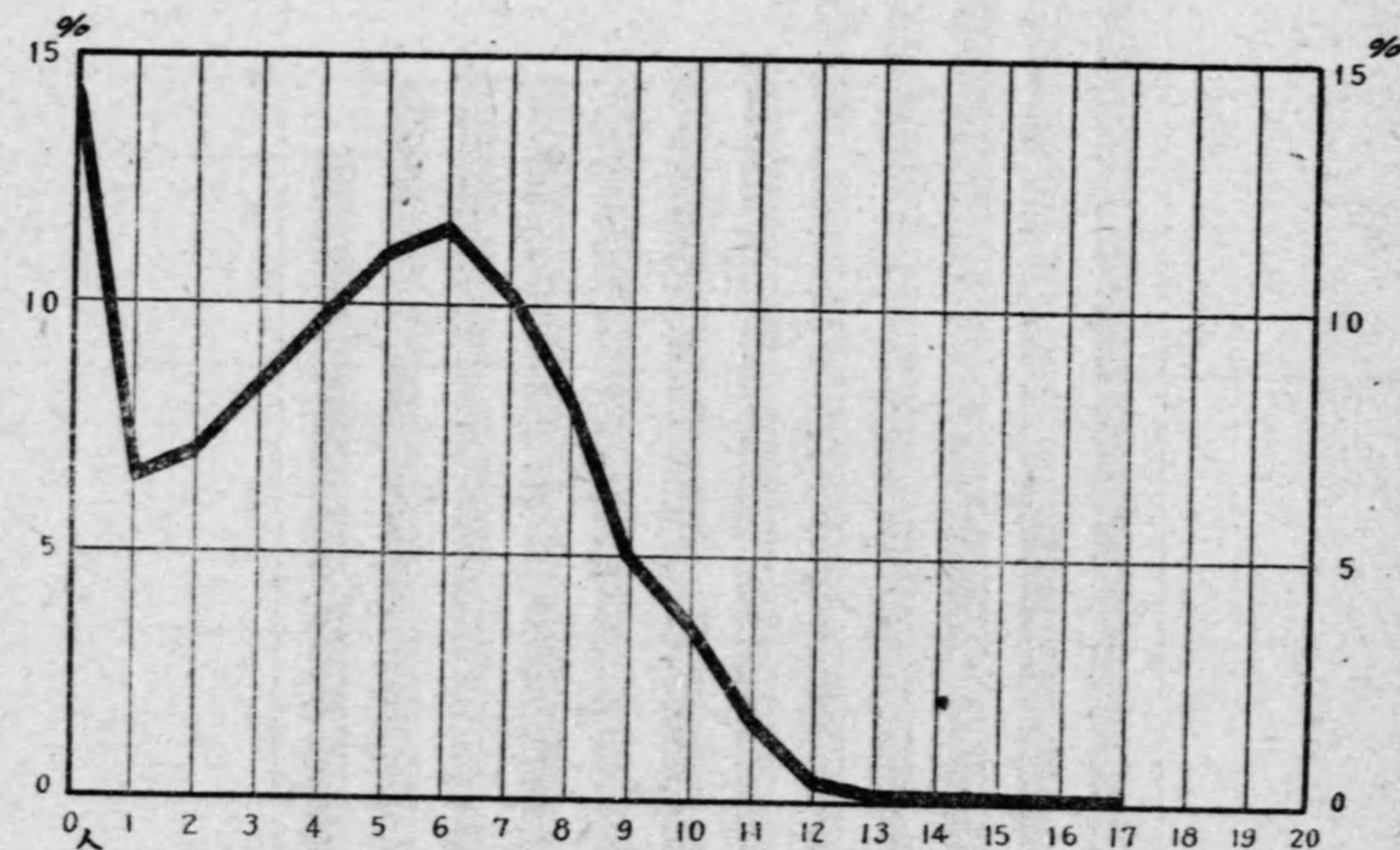
44. 一夫婦當り出生兒數

人口問題研究所の昭和15年1月20日現在で實施された出産力調査の結果に依れば、妊孕期間經過、即ち子供を生み上げた18,320組の夫婦の出生兒數別夫婦の生産度數分布は次の如くである。

第71表 出生兒數別夫婦の度數分布

出生兒數	夫婦の數	百分比	累加率	出生兒數	夫婦の數	百分比	累加率
0	2,665	14.55	14.55	10	684	3.73	97.96
1	1,238	6.76	21.31	11	239	1.30	99.26
2	1,292	7.05	28.36	12	98	0.53	99.79
3	1,567	8.55	36.91	13	25	0.14	99.93
4	1,854	10.12	47.03	14	10	0.05	99.98
5	2,035	11.11	58.14	15	1	0.01	99.99
6	2,127	11.61	69.75	16	—	—	99.99
7	1,883	10.28	80.03	17	1	0.01	100.00
8	1,529	8.35	88.38	合計	18,320	100.00	
9	1,072	5.85	94.23				

第57圖 出生兒數別夫婦ノ度數分布 (夫妻總數 100 = 付)



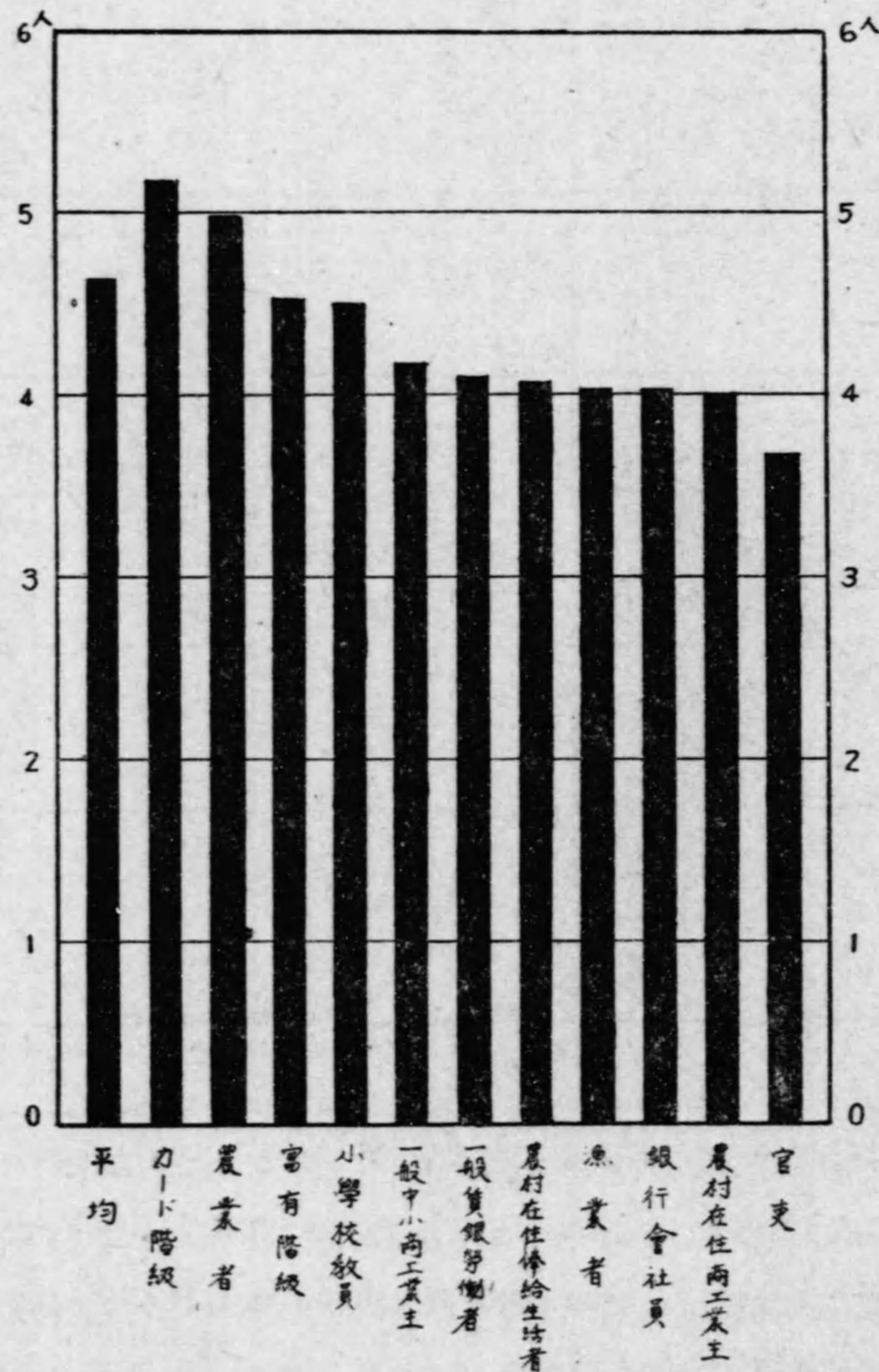
夫婦總數 18,320 組中 2,665 組 (1 割 5 分) は 1 兒もなく、1 兒だけを持つ夫婦は 1,238 組 (7 分) であり、10 兒以上を持つ夫婦は 1,058 組 (6 分) である。

之に依つて、1 夫婦當り平均出生兒數を計算すれば 4.64 人である。之を更に夫の職業別に見れば次の如くである。

第72表 職業別妊孕期間經過後の1夫婦當り平均出生兒數

職業別	出生兒數	職業別	出生兒數
平均	4.64	一般賃銀労働者	4.10
カド階級	5.18	農村在住俸給生活者	4.06
農業者	4.98	漁業者	4.04
富有階級	4.53	銀行會社員	4.03
小學校教員	4.50	農村在住商工業主	4.00
一般中小商工業主	4.17	官吏	3.67

第58圖 妊孕期間經過後ノ1夫婦當り平均出生兒數



尙是等の夫婦について、經濟的地位別に一夫婦當り平均出生兒數を示せば次の如くである。

第73表 妊孕期間經過後の夫婦の夫の収入階級別1夫婦當り平均出生兒數

収入階級	一般俸給生活者	農村在住俸給生活者	一般賃銀労働者	農村在住賃銀労働者	合計
50 圓 未 滿	4.50	4.01	4.04	4.36	4.28
50圓以上 100圓未滿	4.20	4.13	3.95	4.28	4.04
100圓以上150圓未滿	3.92	3.90	4.40	6.33	4.26
150圓以上200圓未滿	3.92	4.43	4.21	8.00	4.06
200圓以上300圓未滿	3.98	4.24	5.33	8.00	4.06
300 圓 以 上	4.26	3.90	—	—	4.19

第74表 農業者に於ける耕作段別妊孕期間經過後の夫婦の1夫婦當り平均出生兒數

耕作段別	出生兒數	耕作段別	出生兒數
5 段 未 滿	4.32	2町以上3町未滿	5.96
5段以上1町未滿	4.92	3 町 以 上	6.18
1町以上2町未滿	5.47		

第75表 國稅營業收益稅納稅額別妊孕期間經過後の夫婦の1夫婦當り平均出生兒數

納稅額別	一般中小商工業主	農村在住商工業主	合計
免 稅 者	4.02	3.85	3.88
25 圓 未 滿	3.88	4.09	3.99
25圓以上50圓未滿	4.38	3.90	4.23
50 圓 以 上	4.19	4.67	4.24

以上に依れば、俸給生活者にあつては、中間の収入階級に於て出産力が低く、賃銀労働者及農業者にあつては収入又は耕作段別の増加に伴つて出産力も高く、中小工業者にあつては經濟的地位の區分を國稅營業收益稅に見た場合には、出産力は納稅額と密接なる關係を持たず、又地域的にも一定した關係なき

ものと認められる。

更に農業者のみに就て、地域別に一夫婦當り平均出生兒數を見れば次の如くであつて、一般出生率が高い東北地方が多く、出生率の低い中國、四國等に少いといふ當然の結果を示して居るのである。

第76表 農業者の地域別妊孕期間經過後の一夫婦當り平均出生兒數

地 方	出 生 兒 數	地 方	出 生 兒 數
平 均	4.98	九 州	4.52
北 海 道、東 北	5.78	近 畿	4.41
中 部	5.33	中 國	4.32
關 東	5.35	四 國	4.03

45. 婚 姻 と 出 生

1 婚姻から平均何人の出生があるかといふことは、婚姻及び出生に關して1 定の狀況が前提されるならば、之を豫め計算することが出来る。此の婚姻及び出生に關する一定の狀況といふのは、各年齢の女子が如何なる割合で結婚し、其の後如何なる割合で夫と共に生存且つ婚姻を持続するかとの狀況及び此の夫と共に生存且つ婚姻を持続する期間内の各年齢に於ける女子の出生狀況である。

此の狀況を大體昭和10年頃の我が國に於ける人口動態統計に現はれたる所にとり、此の如き狀況の繼續下に於て期待せらるる1 婚姻當りの出生兒數を計算すれば次の如き値を得る。

- (1) 昭和10年頃の人口動態の狀況下に於ては、1 婚姻當り出生兒數は 3.55で其の平均婚姻繼續年數は19.35年である。
- (2) (1)の場合妻が49歳迄殘存せる婚姻に付て、其の1 婚姻當り出生兒數を求めれば、4.15となる。
- (3) (1)に於ける女子婚姻者の婚姻年齢分布を大正9年當時のものに置換へ、他は同様とする場合に於ける1 婚姻當り出生兒數は 3.66、此の場合に於て

其の妻が49歳迄殘存する婚姻の1 婚姻當り出生兒數は 4.28である。

- (4) (1)に於ける女子年齢別出生率を大正14年當時のものに置換へ、他は同様とする場合に於ける妻が49歳迄殘存する婚姻の1 婚姻當り出生兒數は 4.53である。
- (5) (1)に於ける女子婚姻者の婚姻年齢分布を大正9年當時のものに置換へ、更に其の女子年齢別出生率を大正14年當時のものに置換へ、其の他は同様とする場合に於ける妻が49歳迄殘存する婚姻の1 婚姻當り出生兒數は 4.68である。
- (6) 女子初婚者の最高婚姻年齢は25歳、女子再婚者の婚姻年齢は之に應じて低下するも、他の事情は(1)の場合と同様とする場合に期待せらるべき1 婚姻當り出生兒數は 3.91、妻が49歳迄殘存する婚姻の1 婚姻當り出生兒數は 4.67である。

46. 複 産

大正12年一昭和13年の16年間に於ける平均に依れば、出産10萬回中、双兒は344回、三ツ兒は2.5回生れる勘定になる。

複産は外國には非常に多く、出産10萬回中の複産割合は次の如くである。

第77表 複 産 (出産10萬中)

國 名	双 兒	3 ツ 兒	國 名	双 兒	3 ツ 兒
日 本	344	2.49	獨 逸	1,206	12.39
伊 太 利	1,345	15.70	米 國	1,173	12.02

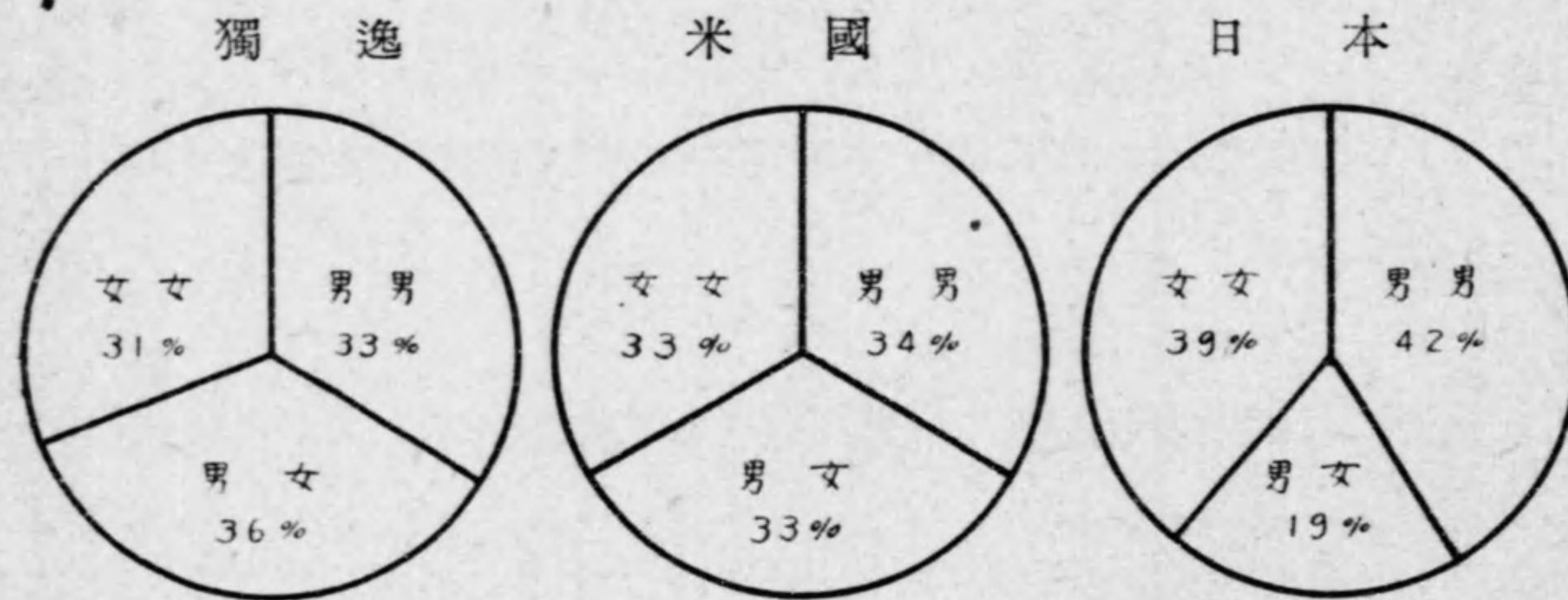
此の如く複産は外國に特に多く我が國には少ないといふことは真相ではなく、我が國に於ては昔から複産は畜生孕み又は狗兒とも呼ばれ一般に忌み嫌はれて居る結果複産があつても、別々に出生したことにすることがあつたりする爲、外國に比して少いのではないかと想像されるのである。尤も我が國複産の男女組合せ中異性同志の複産割合が外國に比して少ないのは、特に注目に價す

る。主要國の複産の男女組合せ割合を示せば次の如くである。

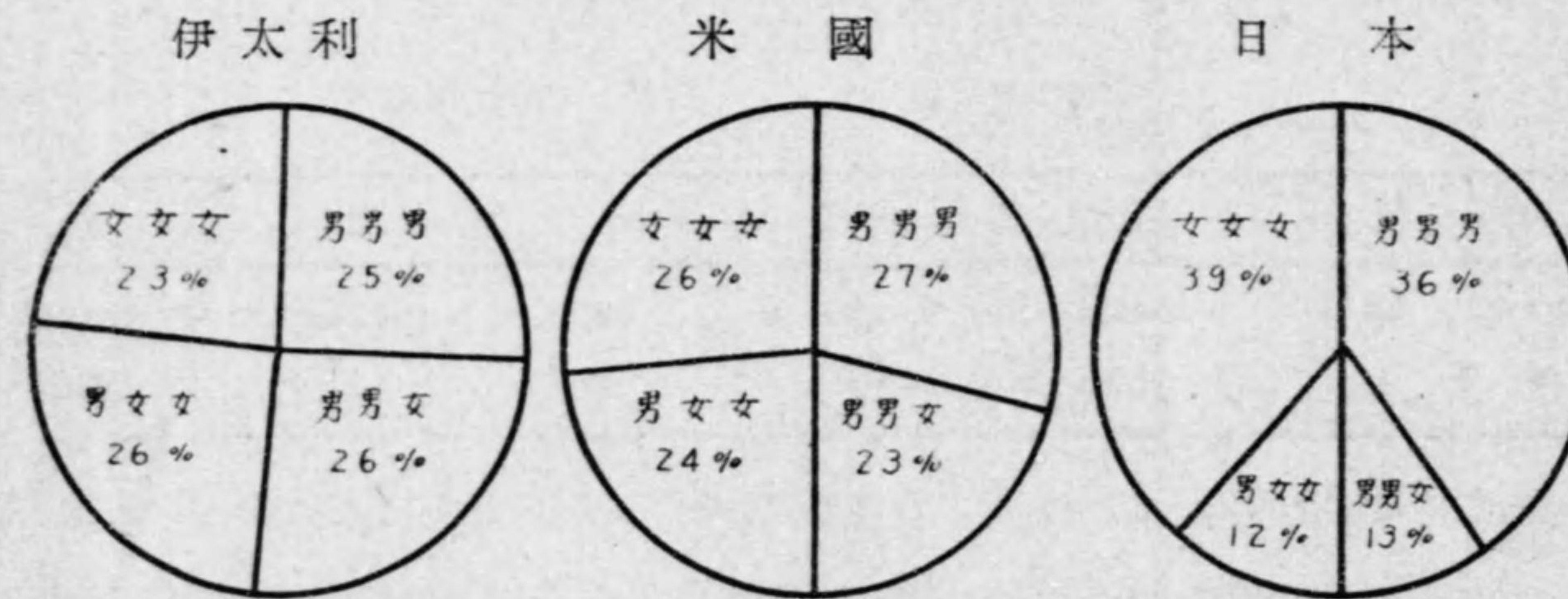
第78表 複産の男女組合せ (總數 100に付)

國 別	双 兒			3 つ 兒			
	2人共男	2人共女	1男1女	3人共男	3人共女	2男1女	1男2女
日 本	41.6	39.2	19.2	36.0	39.2	12.6	12.2
米 國	34.1	32.5	33.3	26.6	25.8	23.3	24.4
獨 逸	33.4	31.0	35.6	22.5	28.4	24.3	24.9
伊 太 利	33.1	31.5	35.5	24.9	23.4	25.6	26.1

第59圖 双兒ノ男女組合セ割合



第60圖 3ツ兒ノ男女組合セ割合



尙我が國內地の4つ兒の出産件數は、大正12年—昭和13年の16年間に於ける人口動態統計に現はれたるところに依れば僅かに7件で、出産500萬回中1回生れる勘定になるが7件とも總て死産兒のみであつた。

47. 死産件數及死産率

我が國內地に於ける1年間の死産件數は明治32年の13萬件餘から明治41年の16萬件餘に増加したのを頂上として以降減少の傾向を示し昭和12年には11萬件餘に同13年には10萬件を割る減少を示して居る。之を死産率即ち出産100に對する割合で見ると、9から5に低下したのである。

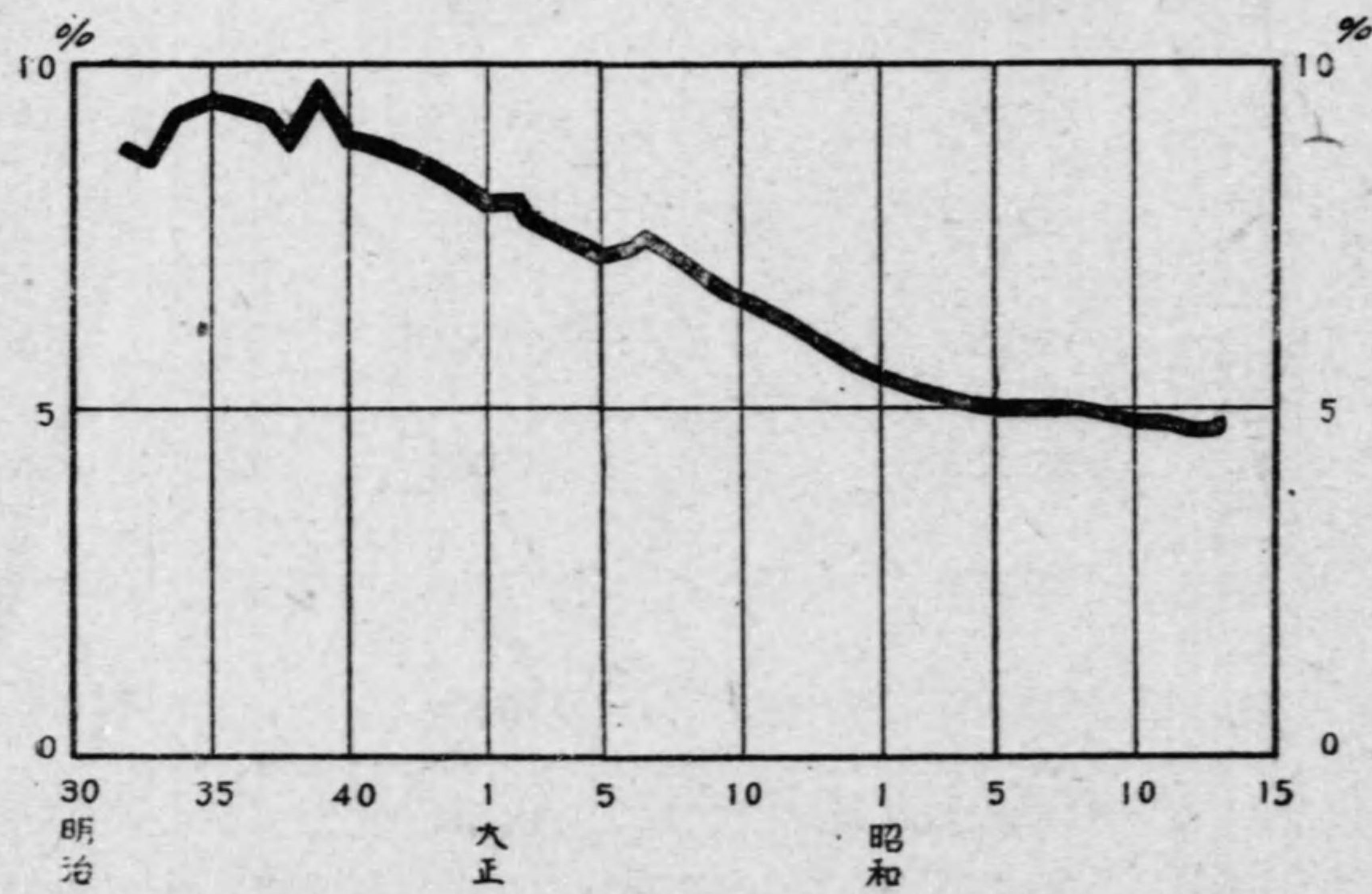
第79表 死産件數 (内地)

年 次	死 産 數	年 次	死 産 數	年 次	死 産 數
明治 32	135,727	大正 2	147,769	昭和 2	116,922
33	137,987	3	145,692	3	120,191
34	155,489	4	141,301	4	116,971
35	157,708	5	139,998	5	117,730
36	153,920	6	140,328	6	116,509
37	147,058	7	142,507	7	119,579
38	142,092	8	132,939	8	114,138
39	149,731	9	144,038	9	113,043
40	158,814	10	138,301	10	115,593
41	162,676	11	132,244	11	111,056
42	161,576	12	133,863	12	111,485
43	157,392	13	125,839	13	99,528
44	155,319	14	124,403		
大正 1	147,545	昭和 1	124,038		

第80表 死産率 (出産100に付)(内地)

年次	死産率	年次	死産率	年次	死産率
明治 32	8.9	大正 2	7.8	昭和 2	5.4
33	8.9	3	7.5	3	5.3
34	9.4	4	7.3	4	5.3
35	9.5	5	7.2	5	5.3
36	9.4	6	7.2	6	5.2
37	9.3	7	7.4	7	5.2
38	8.9	8	7.0	8	5.1
39	9.7	9	6.6	9	5.2
40	9.0	10	6.5	10	5.0
41	8.9	11	6.3	11	5.0
42	8.7	12	6.1	12	4.9
43	8.4	13	5.9	13	4.9
44	8.2	14	5.6		
大正 1	7.8	昭和 1	5.6		

第61圖 死産率 (出産100=付)



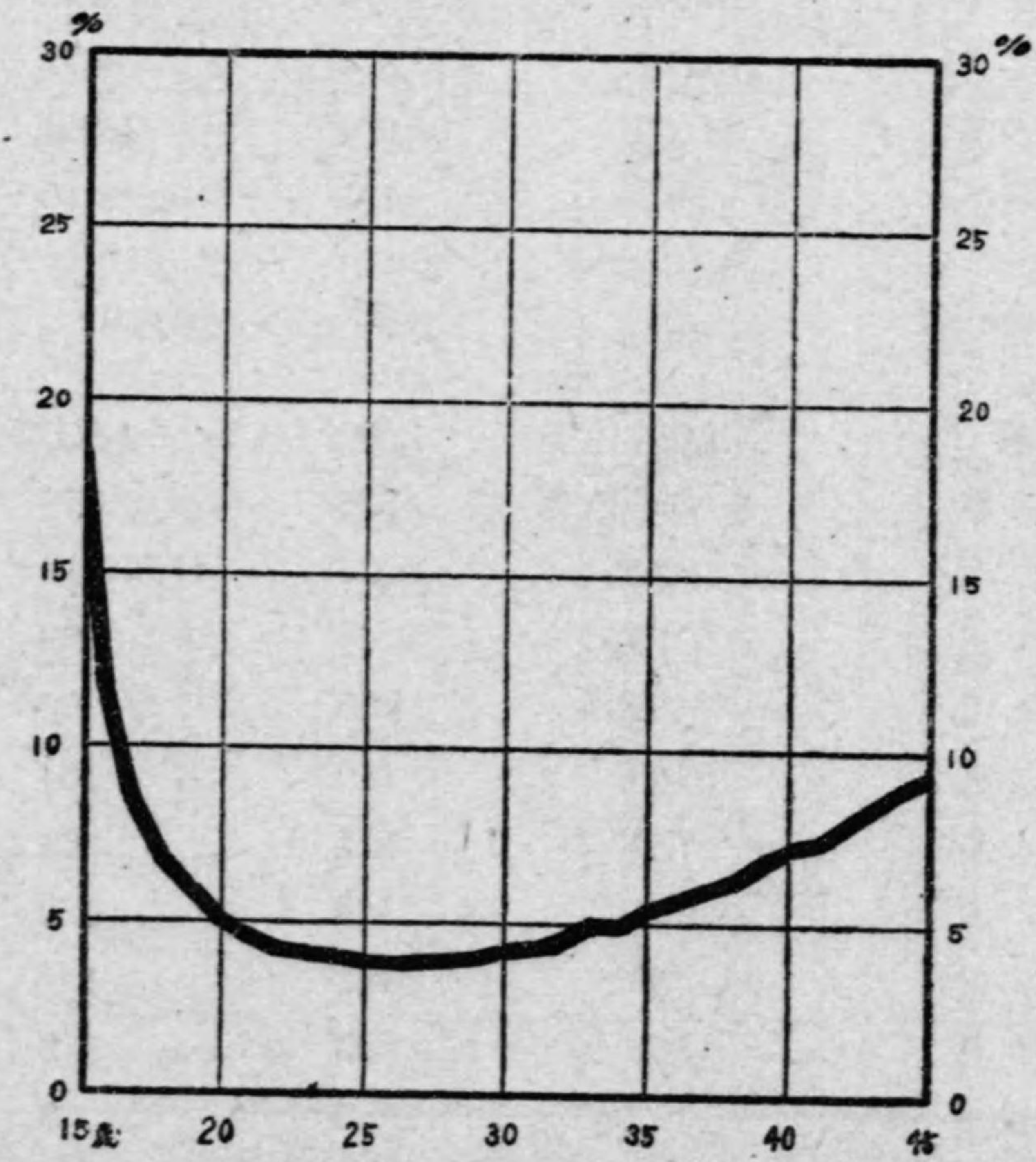
48. 母の年齢別特殊死産率

昭和13年中の死産に就て、母の年齢別に出産100に對する死産の割合を見れば次の如くである。之に依れば、20乃至35歳の若い年齢の母に死産率が低いことが明らかに現はれて居る。

第81表 母の年齢別特殊死産率 (出産100に付)(内地)(昭和13年)

母の年齢	死産率	母の年齢	死産率	母の年齢	死産率	母の年齢	死産率
15未滿	27.3	23歳	4.3	32歳	4.7	41歳	7.5
15歳	18.6	24歳	4.2	33歳	5.1	42歳	8.0
16歳	11.7	25歳	4.0	34歳	5.0	43歳	8.5
17歳	8.6	26歳	3.9	35歳	5.5	44歳	9.1
18歳	7.0	27歳	4.0	36歳	5.8	45歳	9.4
19歳	6.0	28歳	4.0	37歳	6.1	46歳	9.1
20歳	5.2	29歳	4.1	38歳	6.4	47歳	7.6
21歳	4.8	30歳	4.3	39歳	6.9	48歳	6.0
22歳	4.4	31歳	4.4	40歳	7.3	49歳	6.0

第62圖 母ノ年齢別死産率 (出産100=付)(昭和13年)



49. 胎児の月數に依り分ちたる死産

昭和13年中の我が國內地の死産に就て、産兒の身分別に胎児の月數を見れば次の如くである。(身分及月數不詳は總數にのみ含む)

第82表 胎児の月數別死産數 (内地)(昭和13年)

胎児の月數		總 數	嫡 出 子	庶 子	私 生 子
		實 數			
總 數		99,528	82,799	3,053	13,651
7 箇月未満	總 數	33,434	26,984	1,033	5,402
	3 箇月	2,409	1,949	57	398
	4 箇月	7,120	5,691	180	1,244
	5 箇月	9,805	7,844	296	1,662
	6 箇月	14,100	11,500	500	2,098
7 箇月以上	總 數	66,086	55,810	2,020	8,247
	7 箇月	15,002	12,274	518	2,208
	8 箇月	15,842	13,324	491	2,026
	9 箇月	35,077	30,074	1,001	3,996
	10箇月以上	165	138	10	17
		比 例			
總 數		1,000	1,000	1,000	1,000
7 箇月未満	總 數	336	326	338	396
	3 箇月	24	24	19	29
	4 箇月	72	69	59	91
	5 箇月	99	95	97	122
	6 箇月	142	139	164	154
7 箇月以上	總 數	664	674	662	604
	7 箇月	151	148	170	162
	8 箇月	159	161	161	148
	9 箇月	352	363	328	293
	10箇月以上	2	2	3	1

50. 死 亡 數

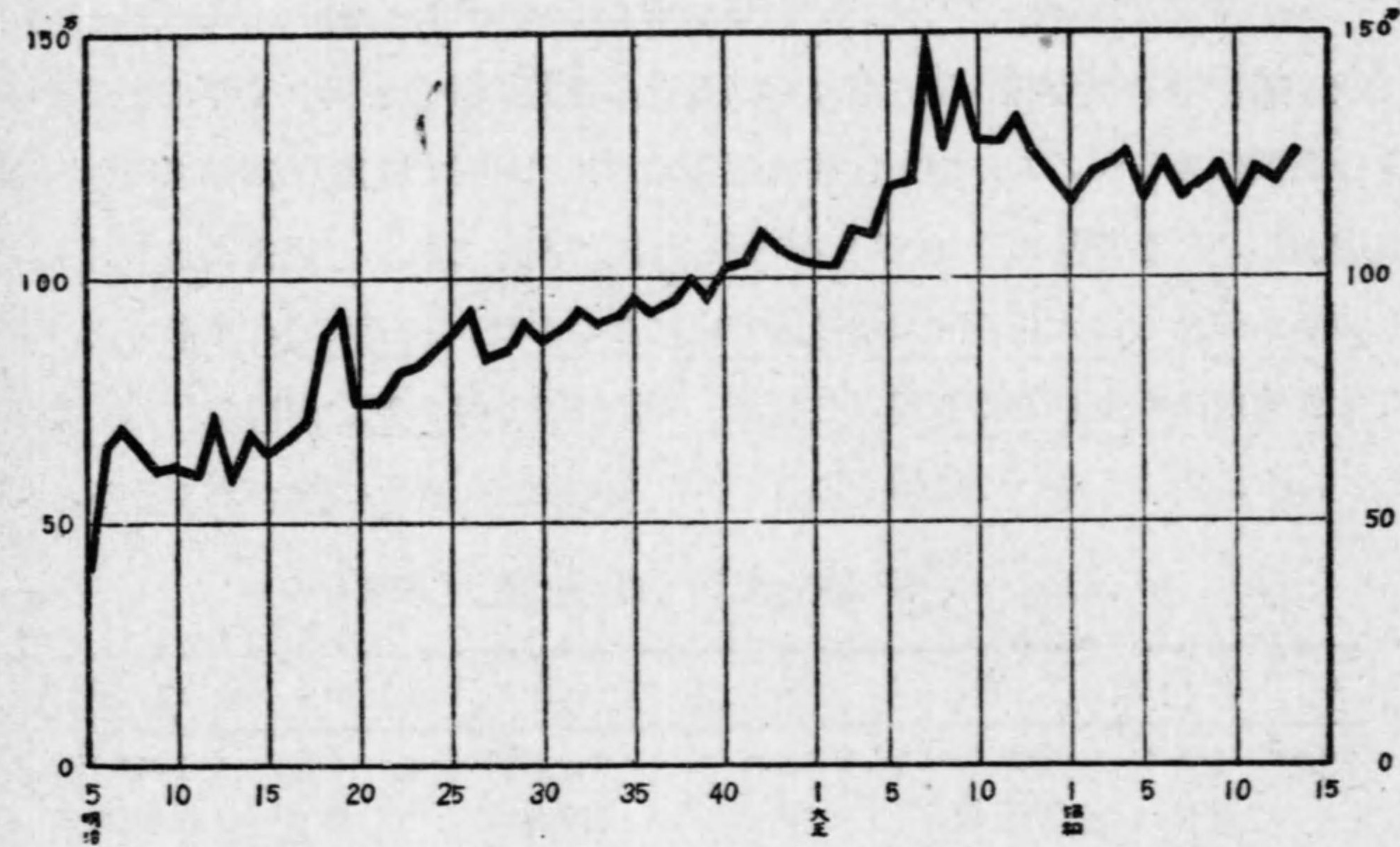
我が國內地の1年間の死亡數は婚姻數及出生數の場合と同じく年によつて多少の高低はあるが、人口増加と共に逐年増加し、明治の初期60萬餘の死亡が漸次増加し、明治38年には100萬を突破最近は120萬臺である。過去に於て最も死亡の多かつたのは大正7年の149萬餘で之に亞ぐのは大正9年の142萬餘であり共に世界的な流行性感冒に原因して居る。明治18及19年の死亡が同時代のものに比し特に目立つて多いのは同年にコレラによる死亡が多かつたが爲である。

第83表 死 亡 數 (内地)

年 次	死 亡 數	年 次	死 亡 數	年 次	死 亡 數
明治 5	405,404	明治 28	852,422	大正 7	1,493,162
6	660,694	29	912,822	8	1,281,965
7	696,653	30	876,837	9	1,422,096
8	654,562	31	894,524	10	1,288,570
9	613,022	32	932,087	11	1,286,941
10	620,306	33	910,744	12	1,332,485
11	603,277	34	925,810	13	1,254,946
12	721,147	35	959,126	14	1,210,706
13	603,055	36	931,008	昭和 1	1,160,734
14	686,064	37	955,400	2	1,214,323
15	668,342	38	1,004,661	3	1,236,711
16	676,369	39	955,256	4	1,261,228
17	705,126	40	1,016,798	5	1,170,867
18	886,824	41	1,029,447	6	1,240,891
19	938,343	42	1,091,264	7	1,175,344
20	753,456	43	1,064,234	8	1,193,987
21	752,834	44	1,043,906	9	1,234,684
22	808,680	大正 1	1,037,016	10	1,161,936
23	823,718	2	1,027,257	11	1,230,278
24	853,139	3	1,101,815	12	1,207,899
25	886,988	4	1,093,793	13	1,259,805
26	937,644	5	1,187,832		
27	840,768	6	1,199,669		

備考 明治5年は正月29日乃至12月末日の死亡數

第63圖 死亡數



51. 死亡率

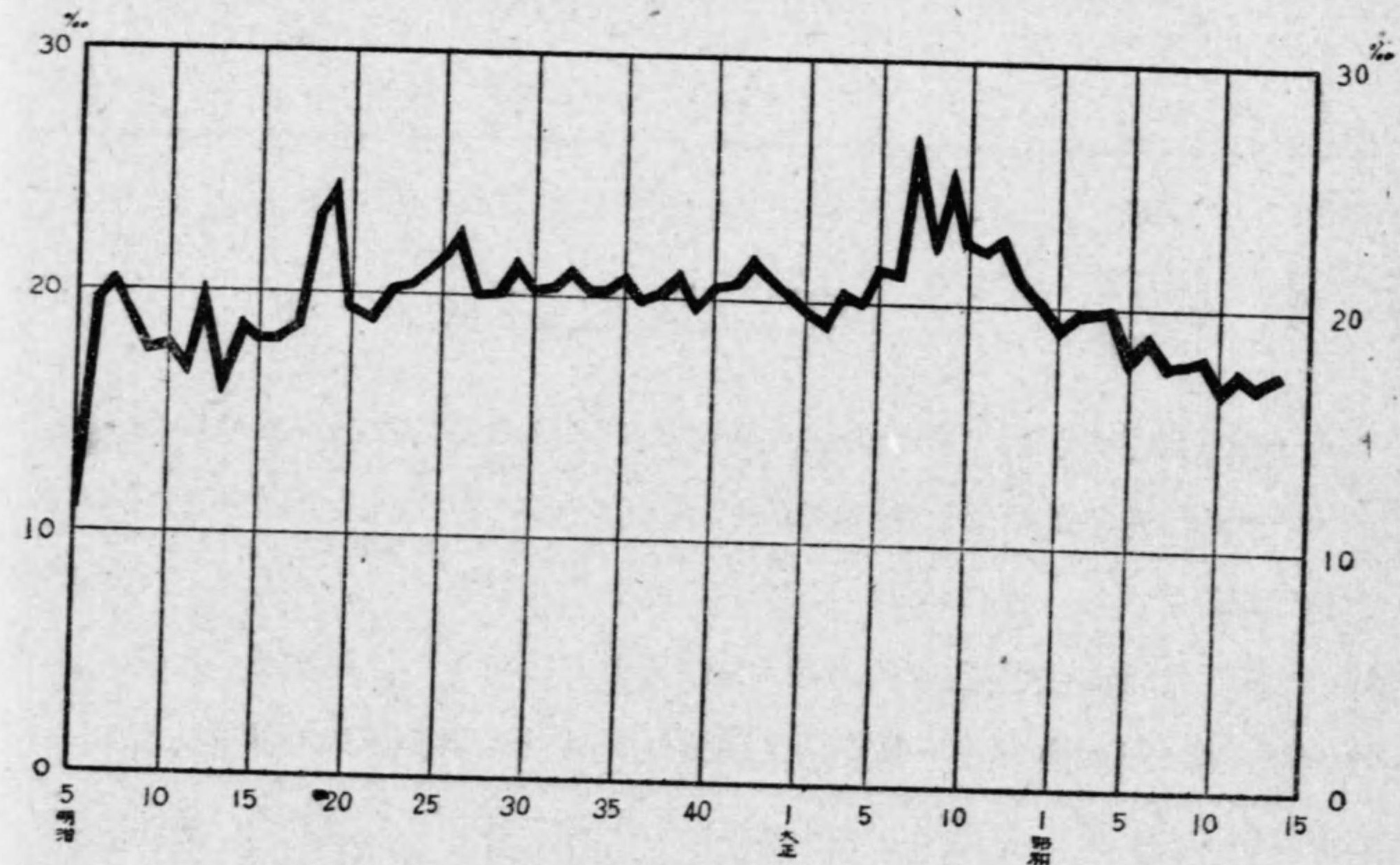
明治5年以降我が國內地の死亡率即ち人口1,000に對する死亡の割合を示せば次の如くである。

第84表 死亡率 (人口 1,000に付)(内地)

年次	死亡率	年次	死亡率	年次	死亡率
明治 5	12.2	明治 14	18.7	明治 23	20.4
6	19.6	15	18.1	24	21.0
7	20.5	16	18.1	25	21.6
8	19.1	17	18.6	26	22.7
9	17.7	18	23.2	27	20.1
10	17.8	19	24.4	28	20.2
11	16.9	20	19.3	29	21.4
12	20.1	21	19.0	30	20.3
13	16.6	22	20.2	31	20.4

年次	死亡率	年次	死亡率	年次	死亡率
明治 32	21.1	大正 2	19.4	昭和 2	19.8
33	20.3	3	20.5	3	19.9
34	20.4	4	20.1	4	20.0
35	20.9	5	21.5	5	18.2
36	20.0	6	21.4	6	19.0
37	20.3	7	26.8	7	17.7
38	21.1	8	22.8	8	17.8
39	19.8	9	25.4	9	18.1
40	20.9	10	22.7	10	16.8
41	20.9	11	22.3	11	17.5
42	21.9	12	22.8	12	17.0
43	21.1	13	21.2	13	17.4
44	20.3	14	20.3		
大正 1	19.9	昭和 1	19.2		

第64圖 死亡率 (人口 1,000に付)



之に依れば、明治の初期以降同26年迄の死亡率は、明治18—19年のコレラにより高められた高死亡率を除外しても、相當の高低はあつたが略々増加の傾向を示したのである。此の期間を過ぎ大正6年迄は人口1,000に付20臺を僅かに上

下する殆んど不動の状態にあつたが、大正7年及大正9年には流行性感冒猖獗の影響を受けて26.8及25.4の高死亡率に上昇した。大正10年以降は漸落の傾向をとり昭和13年には17.4に低下したのである。

主要國に於ける死亡率の現状と我が國のそれとを比較してみるに、米國は人口1,000に付11、獨逸及英吉利は12、伊太利は14、佛蘭西は15で何れも我が國の17よりは低率である。

第85表 主要國の死亡率 (人口1,000に付)

國名	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
日本(内地)	18.1	16.8	17.5	17.0	17.4
英吉利	12.0	12.0	12.3	12.6	11.8
佛蘭西	15.0	15.7	15.3	15.0	15.4
伊太利	13.3	13.9	13.7	14.0	14.0
獨逸	10.9	11.8	11.8	11.7	11.9
米國	11.0	10.9	11.5	11.4	11.1
濠洲	9.3	9.5	9.4	9.4	9.6
新西蘭	8.5	8.2	8.7	9.1	9.7

52. 死因別死亡數

我が國の死亡率が第二次流行性感冒によつて高められた大正9年を除けば、第一次流行性感冒に原因した大正7年の人口1,000に付26.8を頂上として著しい低下の傾向を示し、昭和13年には17.4に達したのであるが、併しなほ他の主要國に比較して我が國の死亡率が高いのは何故であらうか。死因の側からすれば之は我が國に於て乳幼兒では先天性弱質及先天性畸形、下痢及腸炎、肺炎、小兒傳染病による死亡が高く、少年期には腦膜炎、結核、赤痢が高く、青壯年では結核性疾患が著しく高く、壯年及老年期では腦溢血、消化器疾患、腎臟炎等が高い爲であるといふことに歸着するのである。

昭和13年中の死亡を主要死因別に示せば次の如くである。

第86表 死因別死亡數 (内地)(昭和13年)

死因別	總數	男	女
總數	1,259,805	652,936	606,869
腦出血、腦栓塞及腦血栓	126,861	69,991	56,870
肺炎	118,153	64,435	53,718
呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	107,442	57,147	50,295
老衰	98,772	40,136	58,636
先天性弱質(1歳未満)	60,568	33,034	27,534
下痢及腸炎(2歳未満)	58,465	30,767	27,698
腎臟炎	61,996	30,679	31,317
癌、其の他の悪性腫瘍	50,447	25,505	24,942
下痢、腸炎及腸潰瘍(2歳以上)	58,491	25,635	32,856
腦膜炎(結核性を除く)	36,748	19,159	17,589
其の他の結核	41,385	18,214	23,171
不明の診断及不詳の原因	36,283	18,891	17,392
不慮の傷害	31,541	22,547	8,994
氣管支炎	26,178	13,720	12,458
慢性心臟内膜炎及心臟弁膜の障碍	24,744	11,237	13,507
肋膜炎	20,980	11,117	9,863
赤痢及疫痢	21,966	10,438	11,528
ビタミン缺乏症	13,113	7,944	5,169
自殺	12,223	7,585	4,638
其の他の呼吸器の疾患(結核性を除く)	16,198	10,195	6,003
胃及十二指腸の潰瘍	13,279	9,218	4,061
其の他の死因	223,972	115,342	108,630

53. 年齢別死亡數及年齢別死亡率

昭和13年中の死亡を年齢別に示せば次の如くである。

第87表 年齢別死亡数 (内地)(昭和13年)

年齢階級	總數	男	女	總數1,000に付
總數	1,259,805	652,936	606,869	1000.0
0 — 4歳	365,852	194,906	170,946	290.4
5 — 9歳	36,552	18,373	18,179	29.0
10 — 14歳	27,172	11,590	15,582	21.6
15 — 19歳	62,117	29,359	32,758	49.3
20 — 24歳	60,499	30,319	30,180	48.0
25 — 29歳	49,478	24,708	24,770	39.3
30 — 34歳	37,599	18,435	19,164	29.8
35 — 39歳	37,195	18,481	18,714	29.5
40 — 44歳	36,303	19,628	16,675	28.8
45 — 49歳	39,265	22,880	16,385	31.2
50 — 54歳	48,967	29,099	19,868	38.9
55 — 59歳	64,697	38,508	26,189	51.4
60 — 64歳	77,977	45,575	32,402	61.9
65 — 69歳	77,043	42,827	34,216	61.2
70 — 79歳	154,290	75,260	79,030	122.5
80 — 89歳	77,874	30,883	46,991	61.8
90歳以上	6,867	2,072	4,795	5.5
年齢不詳	58	33	25	0.0

之に依れば、總死亡の2割9分は0乃至4歳の若年齢にて死亡するのである。併し茲に示した總死亡に對する各年齢層の死亡割合のみを以つては各年齢層に於ける人口は等しくない故、眞に死亡の多少を示すものとはならない。男女別に各年齢に屬する人口1萬に對する死亡率を計算すれば次の如くである。

第88表 年齢別死亡率 (各年齢階級人口10,000に付)

年齢階級	總數	男	女
總數	174.82	180.70	168.91
0 — 4歳	393.79	415.18	371.95
5 — 9歳	42.04	41.87	42.21
10 — 14歳	33.17	28.04	38.41
15 — 19歳	86.54	80.83	92.39

年齢階級	總數	男	女
20 — 24歳	98.20	98.16	98.23
25 — 29歳	87.32	86.67	87.98
30 — 34歳	79.62	76.14	83.29
35 — 39歳	85.22	82.03	88.62
40 — 44歳	97.70	101.87	93.21
45 — 49歳	123.90	140.41	106.43
50 — 54歳	174.56	206.74	142.14
55 — 59歳	250.42	307.09	196.97
60 — 64歳	360.10	444.52	284.19
65 — 69歳	535.85	657.24	435.23
70 — 74歳	830.42	989.37	711.46
75 — 79歳	1,329.37	1,541.41	1,190.29
80 — 84歳	1,980.84	2,277.53	1,812.54
85 — 89歳	3,061.76	3,312.49	2,940.84
90歳以上	5,093.84	5,097.17	5,092.40

54. 所得階級別死亡率

醫學の進歩、社會衛生状態の改善、生活の改善等は死亡率を低下せしめ、これに反し社會衛生状態の悪化、生活の悪化、悪疫の流行等は死亡率を上昇せしめる。總ゆる社會層を通じて生活様式は一樣ではなく、特に相距る階層間に於ては著しい差異を示すのである。此の如き生活様式の相違が是等の死亡率上昇或は低下の原因にも差異を生じて死亡率の上にも影響すべきことは豫め考へられる所である。

昭和14年中の死亡に就て、標本的に調査した結果に現はれた所得額の相違による死亡率を示せば第89表の如くである。

尙本調査は次の14都市に關するものである。

青森市、市川市、沼津市、宇部市、大牟田市、盛岡市、金澤市、四日市市、松山市、延岡市、秋田市、甲府市、松江市、新居濱市

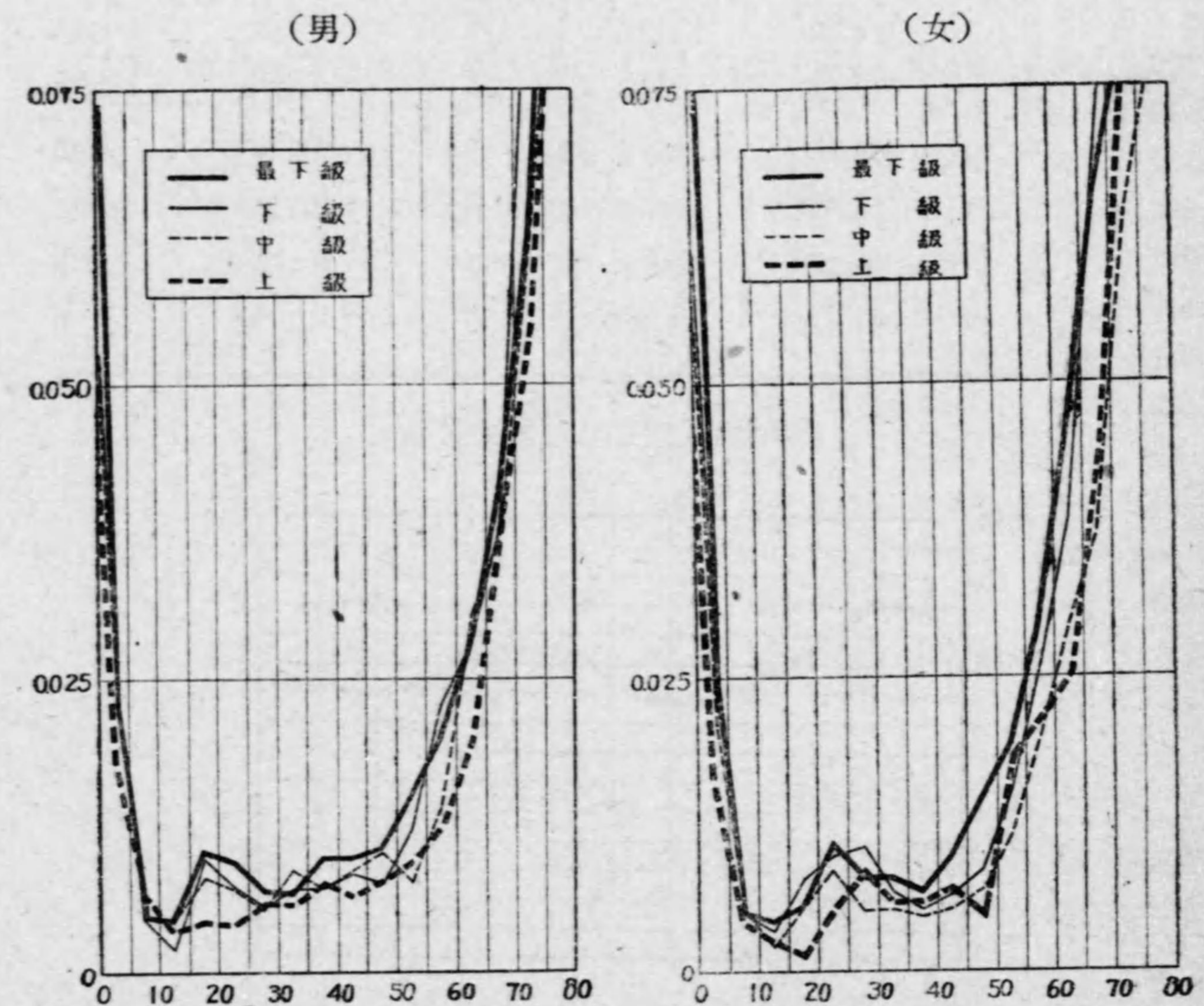
第89表 所得階級別死亡率 (各年齢階級人口10,000に付)

年齢階級	最下級		下級		中級		上級	
	男	女	男	女	男	女	男	女
總數	157.6	137.5	148.9	139.2	116.2	126.5	115.4	121.7
0	877.7	739.0	610.8	526.6	545.4	501.3	459.9	469.3
1—4	242.3	227.7	255.9	248.5	212.0	244.3	164.0	179.8
5—9	50.2	48.0	50.8	47.3	52.7	47.5	45.4	72.1
10—14	43.7	43.2	34.1	21.3	21.6	43.1	27.3	36.9
15—19	55.0	100.3	79.3	96.5	54.0	80.2	17.2	43.7
20—24	108.5	94.0	99.8	74.4	87.8	72.5	58.8	43.2
25—29	78.7	68.8	107.9	57.1	51.2	54.6	88.5	60.3
30—34	78.6	67.9	68.1	70.2	52.8	87.2	62.1	60.4
35—39	66.5	95.6	51.0	71.2	46.0	73.0	62.6	77.1
40—44	98.8	95.6	65.3	85.0	52.8	79.8	73.1	67.7
45—49	147.4	106.4	87.3	77.3	68.4	102.8	51.6	78.2
50—54	194.4	149.4	153.7	124.3	118.0	78.7	185.5	97.4
55—59	291.5	199.6	259.2	228.5	195.2	141.8	217.0	126.7
60—64	459.9	280.7	384.1	282.1	292.7	305.5	254.0	201.8
65—69	659.6	413.9	694.6	388.8	374.3	376.4	444.1	387.6
70—74	787.7	627.7	1,026.7	893.8	645.6	616.2	795.5	552.2
75—79	784.2	1,046.5	1,058.7	938.0	783.5	933.7	1,159.5	1,084.9
80以上	1,147.8	1,921.4	1,844.6	2,237.6	1,666.8	2,123.7	1,356.0	4,241.4

之に依れば、どの所得階級に於ても我が國の死亡率曲線が示す零歳に高く、年齢の進むに従つて急角度に下降して、7、8歳より著しく低くなり、11乃至12歳に於て生涯中の死亡率の最低位に達し又漸次上昇し、20歳前後に於て著しく高くなり死亡率曲線に一つの大きな隆起を作り以後再び下降し、30乃至32歳頃を低位とし以後年齢の高まるに従つて上昇し續くるの状態が見られるのである。但し上級の女に15乃至24歳の年齢層に於て日本人特異の死亡率曲線像といはれて居る隆起が現はれて居ない。併しこれを以て上級の女に例外なく妥當する一般則とすることは出来ないやうに思はれる。それは本調査結果に含まれた上級に屬する人口が他の階級に比して極めて少數となつて居る爲である。

更に各年齢層に於ける、所得の相違に依る死亡率の差異を見れば、多少の例外はあるが所得の多いほど死亡率は低く、特に乳兒に於てその差が大である。

第65圖 所得階級別死亡率



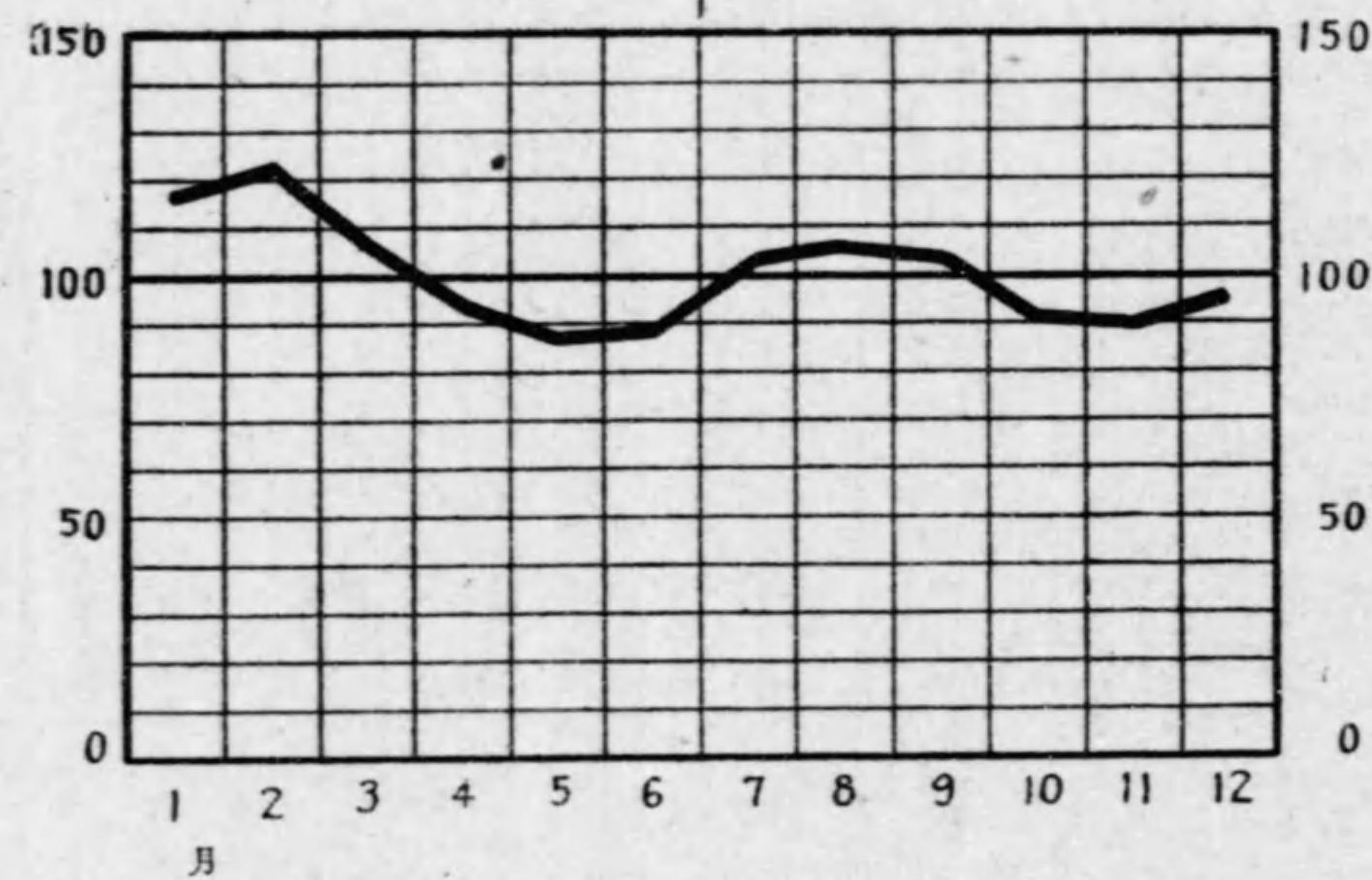
55. 死亡の季節

我が國最近の1年間の死亡數を季節別に見ると、例年冬季に最も多く、夏季之に亞ぎ、春季は少々少く、秋季に最も少くなつて居る。大正7、8、9年には流行性感冒に依る死亡増加の爲死亡は特に冬季に最も多く、大正12年には大震災による死亡増加の爲死亡は9月に最も多かつた例外は存在するのである。尙大正12年以前に於ては死亡の最も少い季節は秋季よりも寧ろ春季になつて居る。昭和13年の死亡の季節的變動状態を示せば次の如くである。

第90表 月別死亡 (内地)(昭和13年)

月次	死亡数	1年平均1日死亡 1,000に付各月 平均1日死亡	月次	死亡数	1年平均1日死亡 1,000に付各月 平均1日死亡
總數	1,259,805	1,000.0	7月	109,073	1,019.4
1月	124,325	1,162.0	8月	112,877	1,055.0
2月	118,292	1,224.0	9月	106,658	1,030.1
3月	114,592	1,071.0	10月	97,744	913.5
4月	96,900	935.8	11月	93,207	900.2
5月	92,825	867.6	12月	101,990	953.2
6月	91,306	881.8	不詳	16	0

第66圖 死亡ノ季節的變動



更に一つ一つの死因に就て死亡の季節を見るに、季節的にあまり變動のないもの、冬季に多く夏季に少いもの、夏季に多く冬季に少いもの等種々雑多である。主要死因中特色ある季節的變動を示すもの數種に就て、その變動状態を示せば第91表の如くである。之に依れば肺結核に依る死亡は1年を通じて特に多い季節といふものはなく、腦出血もほゞ同様ではあるが冬季に僅かに多い。流行性感冒及肺炎は2、3月の嚴寒の候に最も多く、夏季にはほとんどなく、麻疹は春季、自殺も春季に多い。赤痢、下痢及腸炎は夏季に多く、腸チフスは夏から秋にかけて、脚氣は秋季に多い。

第91表 死因別月別死亡 (内地)(昭和13年)

月次	肺結核	腦出血	流行性感冒	肺炎	麻疹	自殺	赤痢	下痢腸炎 (2歳未満)	腸チフス	脚氣 (乳兒脚氣を除く)
死 亡 數										
總數	104,995	123,598	7,646	118,153	4,997	12,223	5,550	58,465	7,819	6,282
1月	8,597	12,689	1,490	17,671	321	799	120	3,647	439	284
2月	7,842	11,515	2,508	18,953	309	818	101	2,926	359	237
3月	8,733	11,081	1,872	18,031	445	1,134	136	2,995	350	228
4月	8,407	9,824	641	12,325	512	1,267	172	2,949	371	264
5月	8,798	9,281	289	9,457	923	1,385	234	3,962	495	316
6月	8,539	8,738	108	6,470	851	1,167	372	6,112	549	383
7月	9,321	8,991	55	5,055	639	1,159	914	9,475	765	553
8月	9,353	9,205	57	3,919	287	1,179	1,253	9,392	1,038	886
9月	9,236	10,833	84	4,010	125	944	1,024	6,426	1,164	1,098
10月	9,047	10,136	84	4,900	118	881	652	4,296	942	955
11月	8,551	10,237	113	6,481	187	745	336	3,191	767	657
12月	8,570	11,068	345	10,881	280	738	236	3,094	580	421
不詳	1	—	—	—	—	7	—	—	—	—
割 合 (年平均1日死亡 1,000に付 月平均1日死亡割合)										
總數	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1月	964	1,209	2,301	1,761	759	727	257	734	664	535
2月	974	1,215	4,287	2,091	803	823	237	652	598	494
3月	979	1,056	2,890	1,797	1,051	1,031	290	603	528	430
4月	974	967	1,024	1,269	1,248	1,189	375	614	579	512
5月	986	884	445	943	2,175	1,259	493	798	748	593
6月	989	860	172	555	2,073	1,096	816	1,272	855	744
7月	1,045	856	86	504	1,504	1,110	1,941	1,908	1,154	1,035
8月	1,049	877	86	390	679	1,070	2,658	1,891	1,565	1,663
9月	1,070	1,066	134	413	307	887	2,243	1,337	1,813	2,128
10月	1,014	966	129	488	277	800	1,382	865	1,421	1,791
11月	991	1,008	182	667	453	699	737	644	1,196	1,273
12月	961	1,054	531	1,084	657	670	500	623	874	791
不詳	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—

第67圖 主要死因ノ季節

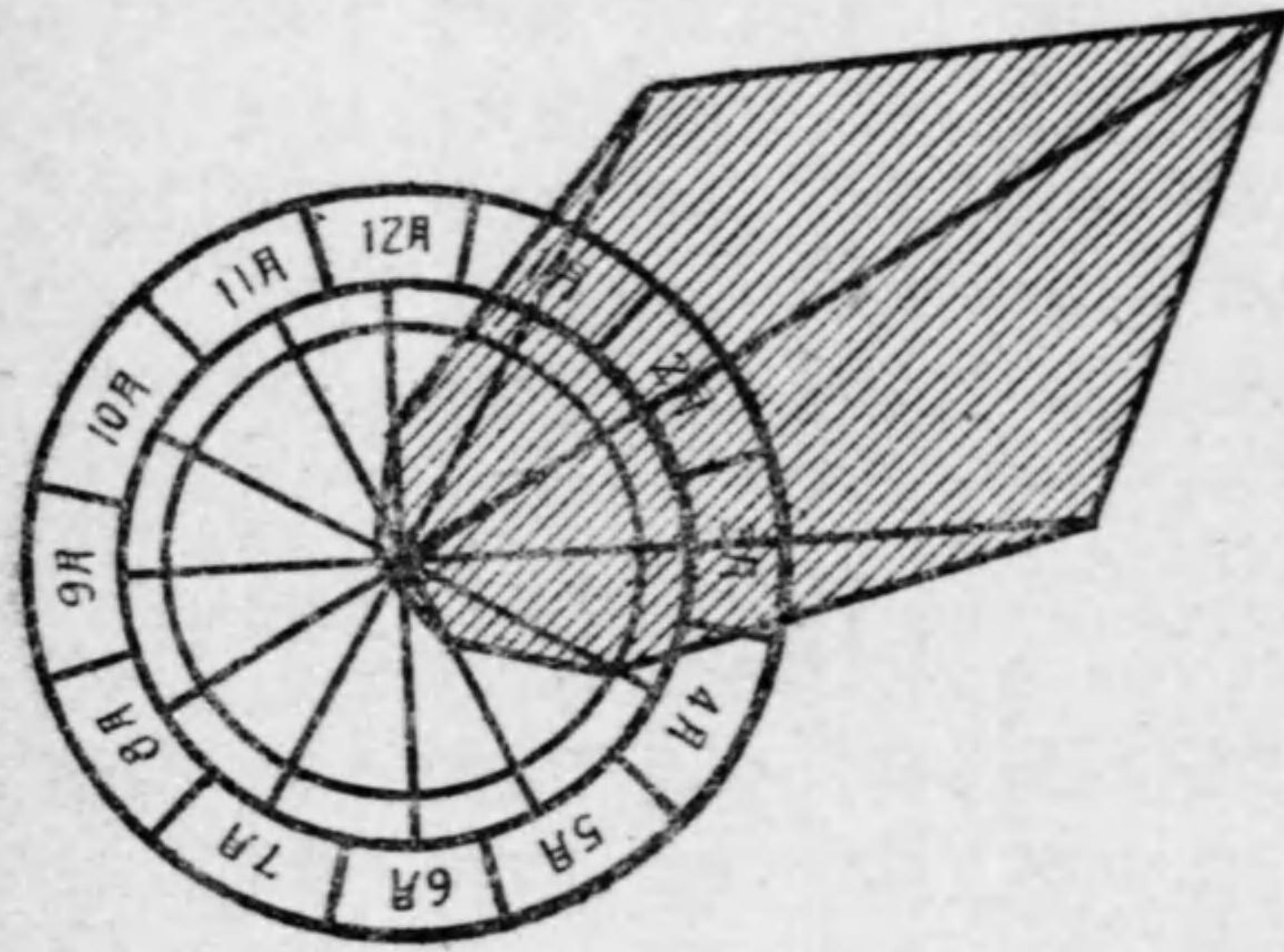
1 肺結核



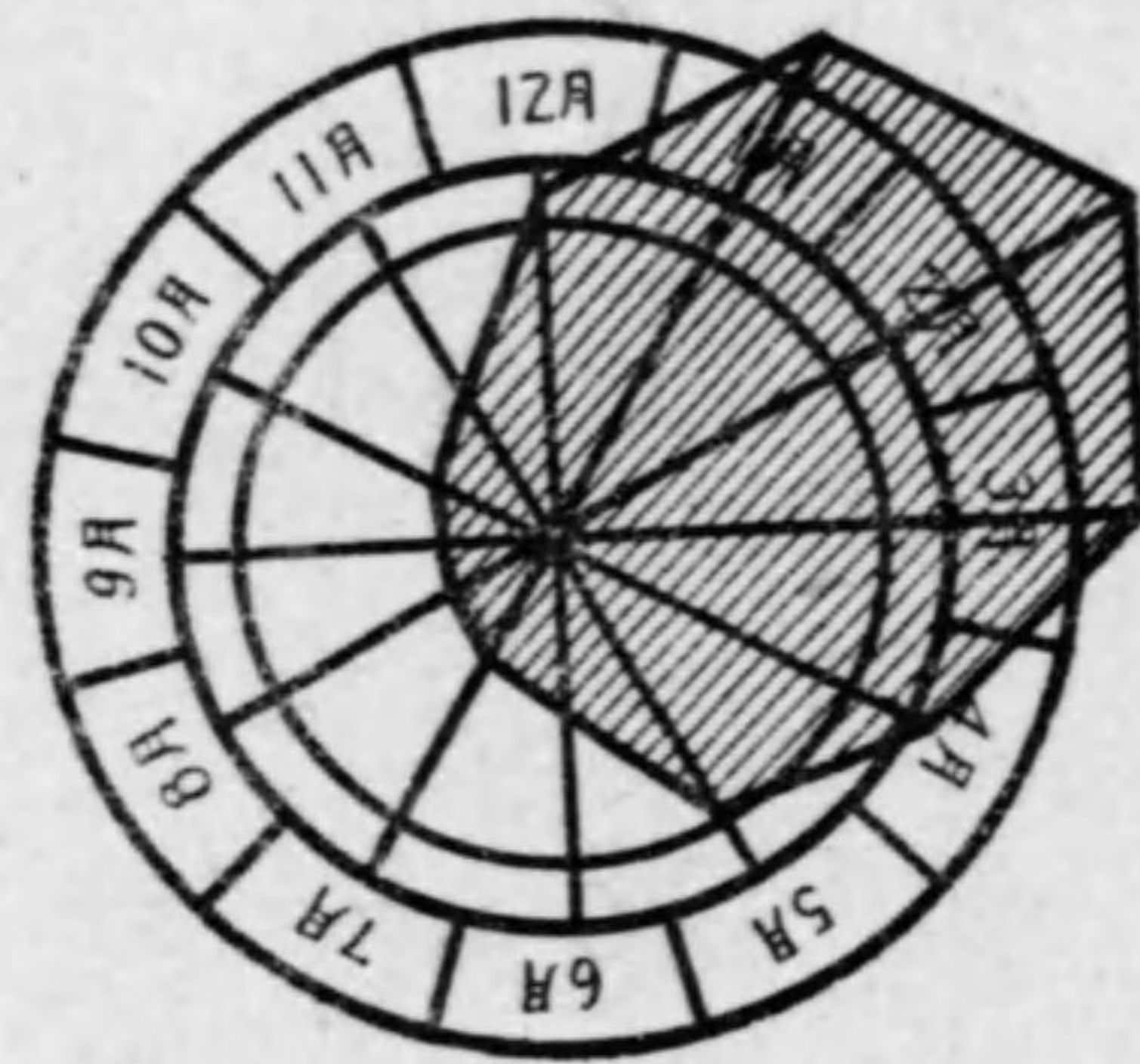
2 腦出血



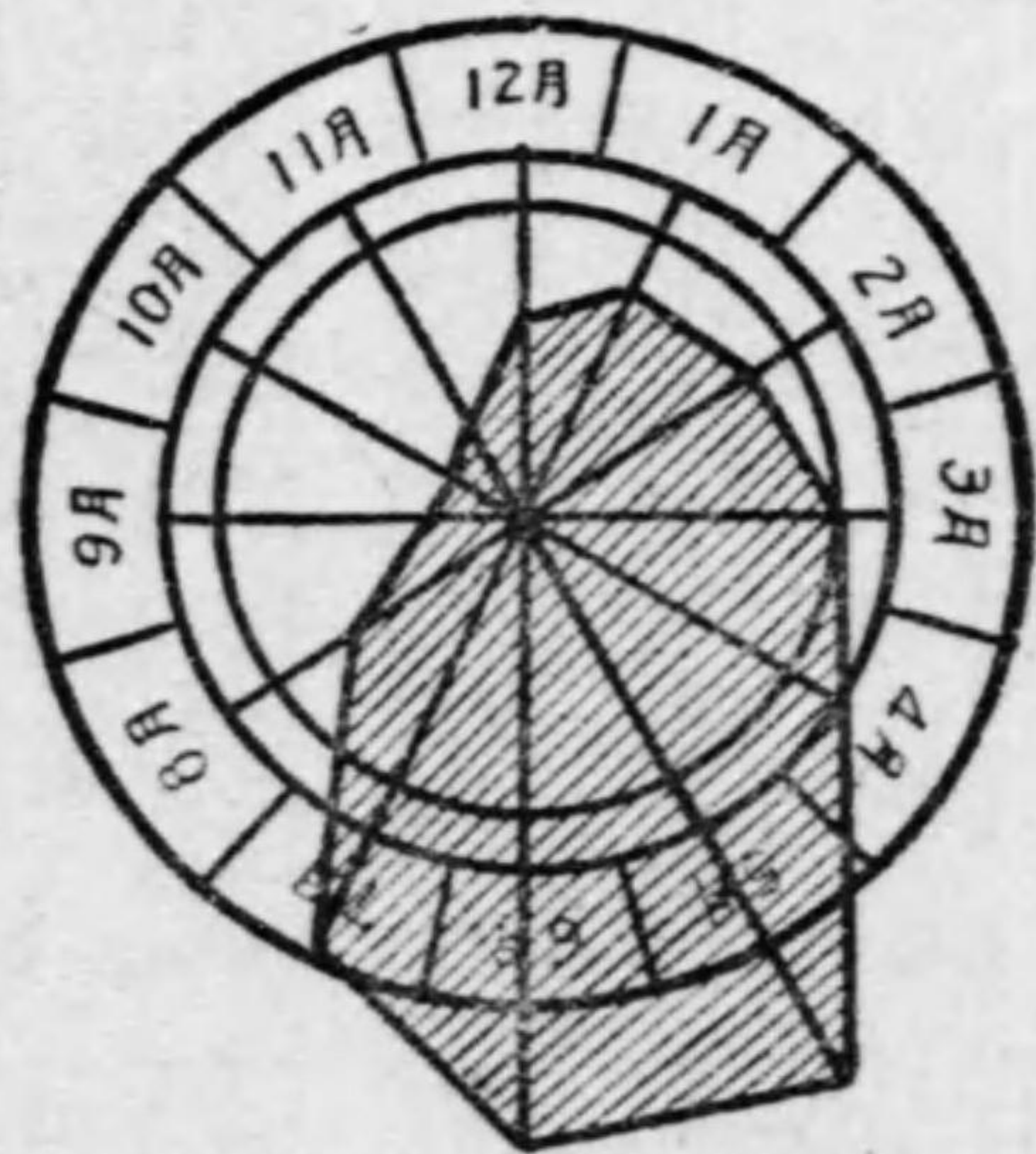
3 流行性感胃



4 肺炎



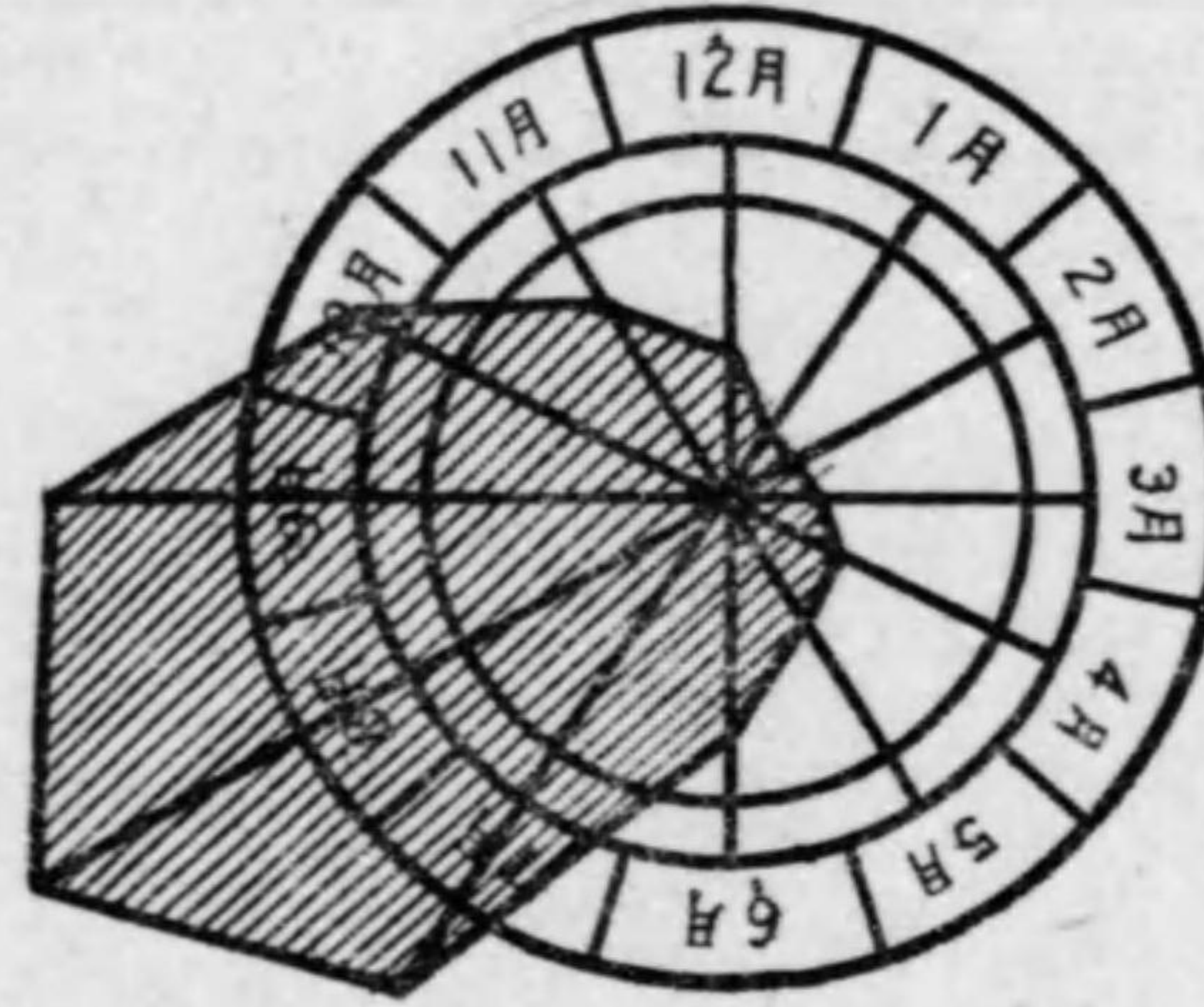
5 麻疹



6 自殺



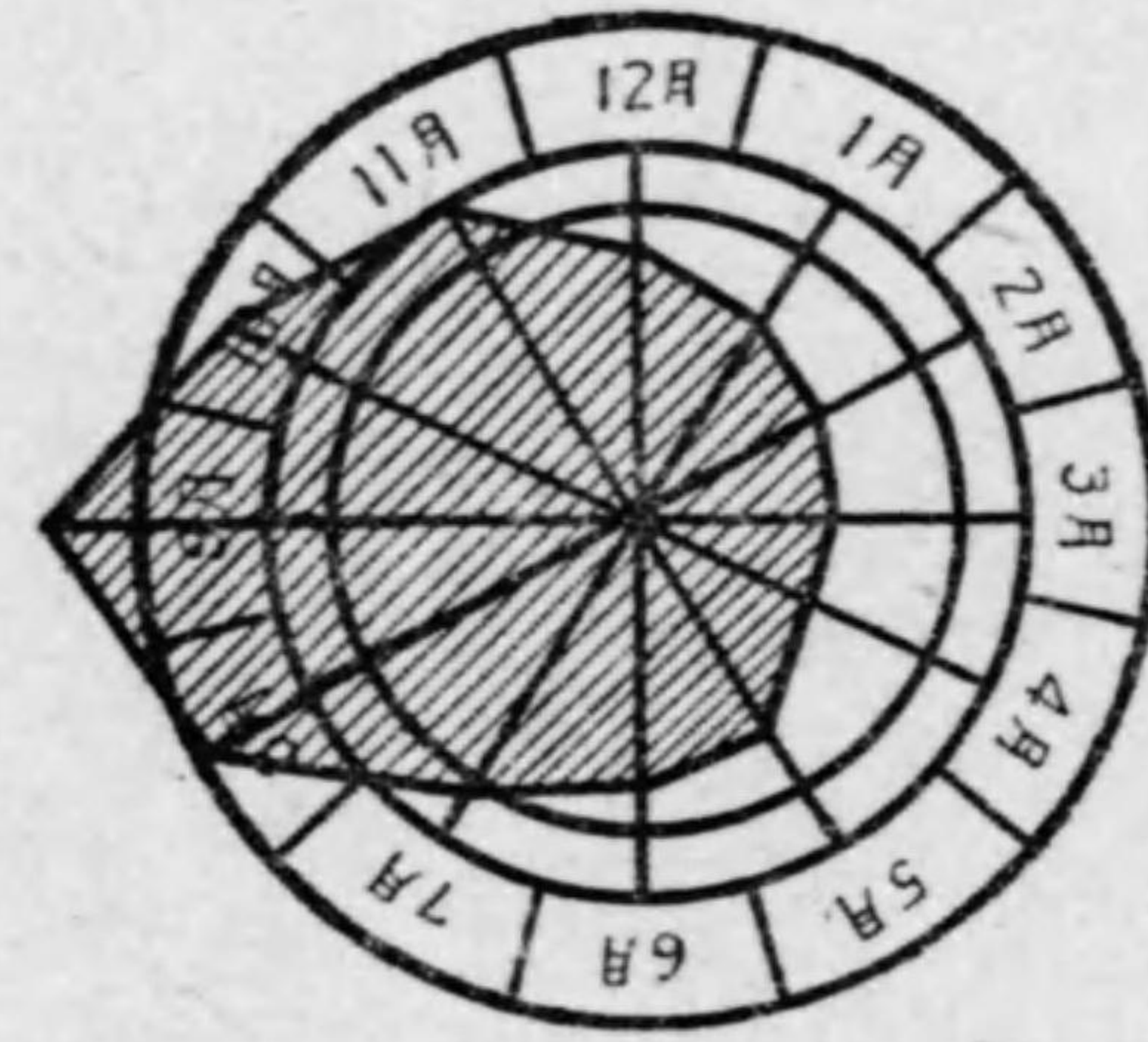
7 赤痢



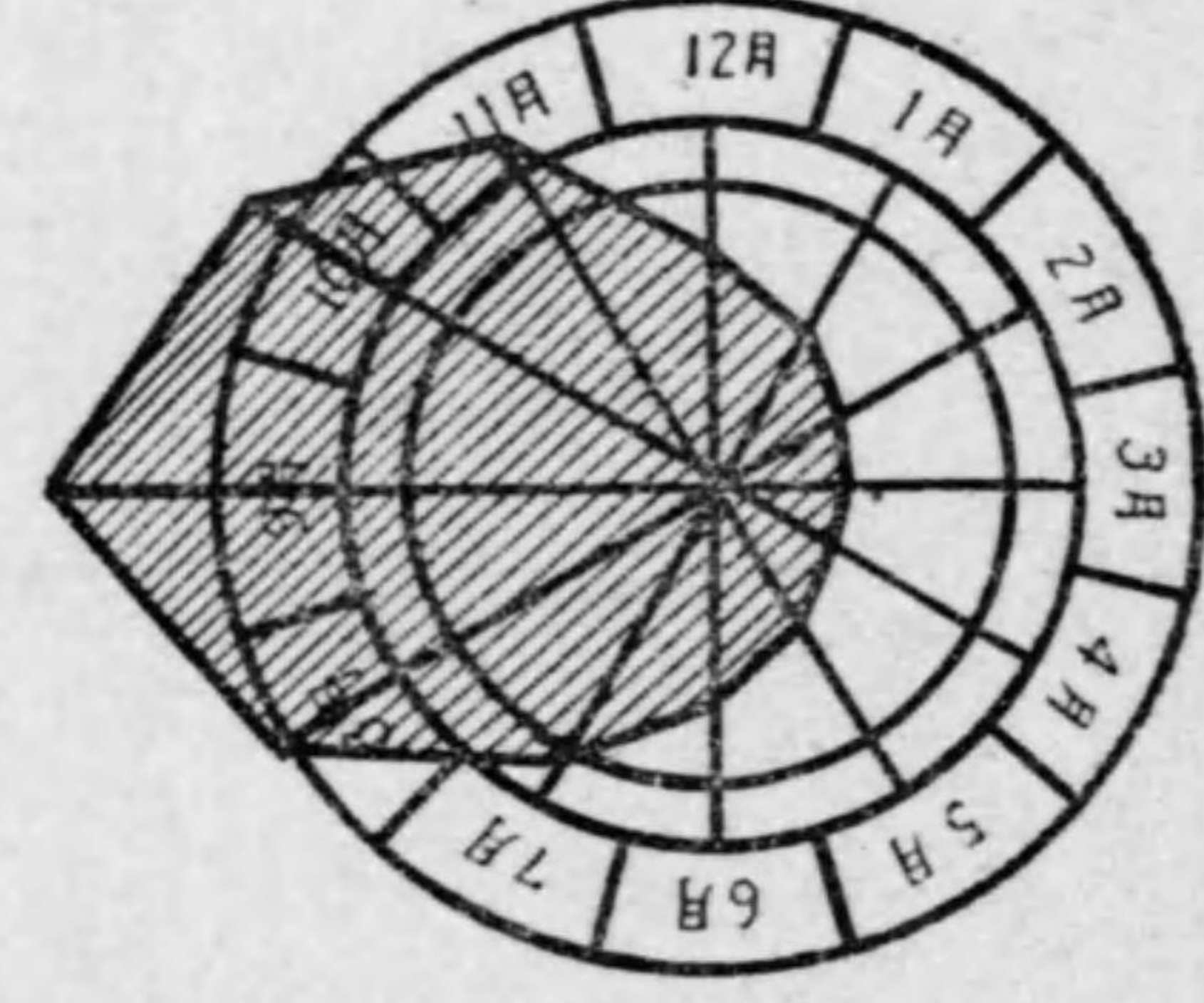
8 下痢及腸炎



9 腸チフス



10 脚氣 (乳兒脚氣ヲ含マズ)



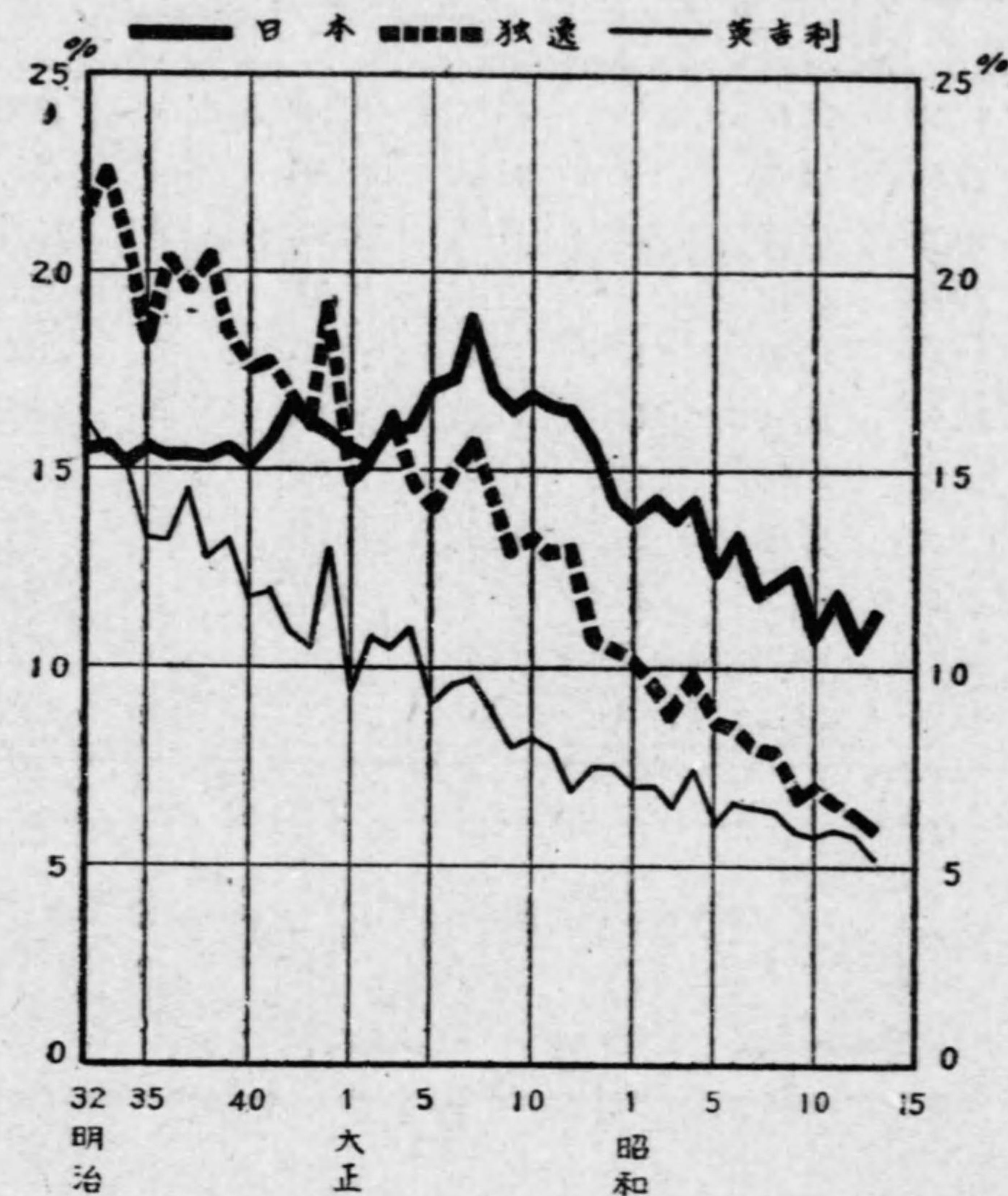
56. 乳兒死亡率

我が國內地の乳兒死亡率即ち出生 100 に對する乳兒 (1 歳未満) 死亡の割合は明治 32 年以降大正 13 年迄出生 100 に付 15 以上 (但し明治 34 年は 14.99 で僅かに低い) であるが、最も高かつた大正 7 年の 18.86 を頂上として近年低下の傾向を示し、昭和 12 年には 10.58、同 13 年には僅かに上昇して 11.44 の乳兒死亡率即ち出生兒の 1 割 1 分 4 厘が 1 歳未満で死亡して居る状態である。併しこれを獨逸の 6.0、英吉利の 5.2、(何れも昭和 13 年) 等に比較するとまだ 2 倍の高率となつて居りまだまだ改善の餘地のあることが示されるのである。

第92表 乳兒死亡率 (出生 100に付)

年	次	日 本(内地)	英 吉 利	獨 逸
明 治	32	15.38	16.3	21.3
	33	15.50	15.4	22.6
	34	14.99	15.1	20.7
	35	15.40	13.3	18.3
	36	15.24	13.2	20.4
	37	15.19	14.5	19.6
	38	15.17	12.8	20.5
	39	15.36	13.2	18.5
	40	15.13	11.8	17.6
	41	15.80	12.0	17.8
	42	16.73	10.9	17.0
	43	16.12	10.5	16.2
	44	15.84	13.0	19.2
大 正	1	15.42	9.5	14.7
	2	15.21	10.8	15.1
	3	15.85	10.5	16.4
	4	16.04	11.0	14.8
	5	17.03	9.1	14.0
	6	17.32	9.6	14.9
	7	18.86	9.7	15.8
	8	17.05	8.9	14.5
	9	16.57	8.0	13.1
	10	16.83	8.3	13.4
	11	16.64	7.8	13.0
	12	16.34	6.9	13.1
	13	15.62	7.5	10.8
	14	14.24	7.5	10.5
昭 和	1	13.75	7.0	10.2
	2	14.17	7.0	9.7
	3	13.76	6.5	8.9
	4	14.21	7.4	9.7
	5	12.41	6.0	8.5
	6	13.15	6.6	8.3
	7	11.75	6.5	7.9
	8	12.13	6.4	7.7
	9	12.48	5.9	6.6
	10	10.67	5.7	6.9
	11	11.67	5.9	6.6
	12	10.58	5.8	6.4
	13	11.44	5.2	6.0

第68圖 乳兒死亡率 (出生 100=付)



この様に現在我が國乳兒死亡率の半ばしかない獨逸の乳兒死亡率も大正の初期に於ては我が國にほぼ等しく、それ以前には我が國よりも高く、例へば明治32年には我が國が15.38であつたに對し獨逸は21.3の高率であつたのである。又獨逸よりも常に低率である英吉利でさへ明治32年には16.3で、我が國よりも高かつたのである。従つて我が國の乳兒死亡率の低下速度は獨逸、英吉利に比して問題とならぬほど鈍かつたことが判る。

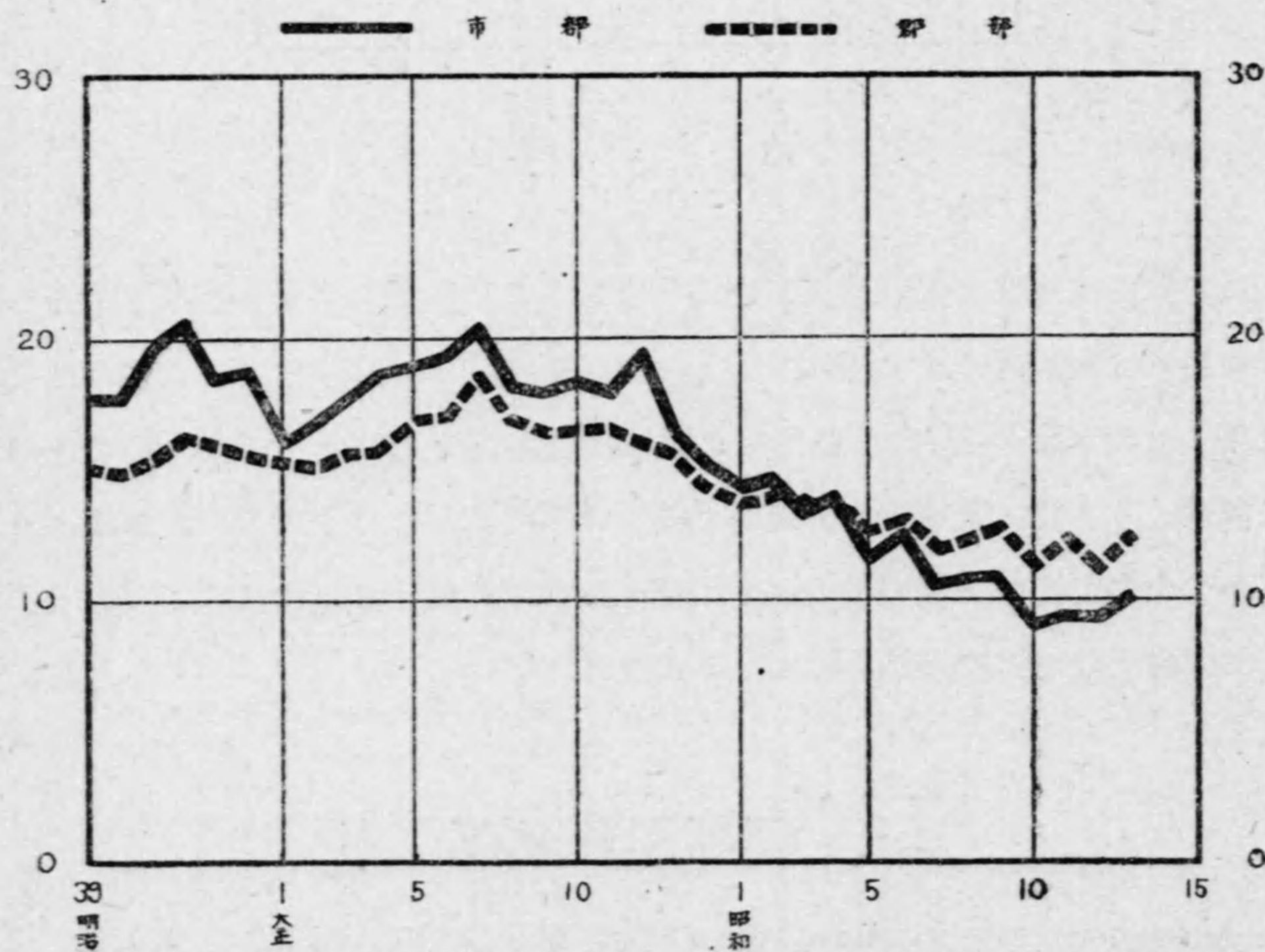
57. 都鄙別乳兒死亡率

明治39年以降我が國內地の乳兒死亡率を都鄙別に示せば次の如くである。

第93表 都鄙別乳児死亡率 (内地)(出生100に付)

年次	市部	郡部	年次	市部	郡部	年次	市部	郡部
明治39	17.67	15.14	大正6	19.27	17.08	昭和3	13.46	13.80
40	17.59	14.87	7	20.64	18.64	4	14.12	14.23
41	19.72	15.39	8	17.99	16.91	5	11.69	12.51
42	20.60	16.32	9	17.94	16.38	6	12.69	13.23
43	18.43	15.87	10	18.42	16.60	7	10.60	11.97
44	18.91	15.50	11	17.77	16.45	8	10.77	12.45
大正1	16.22	15.34	12	19.35	16.02	9	11.03	12.83
2	16.83	15.03	13	16.27	15.56	10	9.14	11.05
3	17.64	15.64	14	15.09	14.13	11	9.64	12.23
4	18.71	15.73	昭和1	14.18	13.69	12	9.52	11.00
5	18.99	16.79	2	14.57	14.12	13	10.31	12.50

第69圖 都鄙別乳児死亡率 (出生100に付)



我が国内地の乳児死亡率が近年低下の傾向を示して居ることは既に述べた通りであり、都鄙別に見た場合も同様であるが、郡部の乳児死亡率の低下速度が遙かに市部に及ばないことを示して居る。即ち明治39年乃至昭和2年の間に於ては市部の乳児死亡率は郡部よりも常に高かつたのであるが、昭和3年以降は之と反対に市部の乳児死亡率は郡部よりも常に低くなつて現はれて居る。

58. 乳児死因別死亡

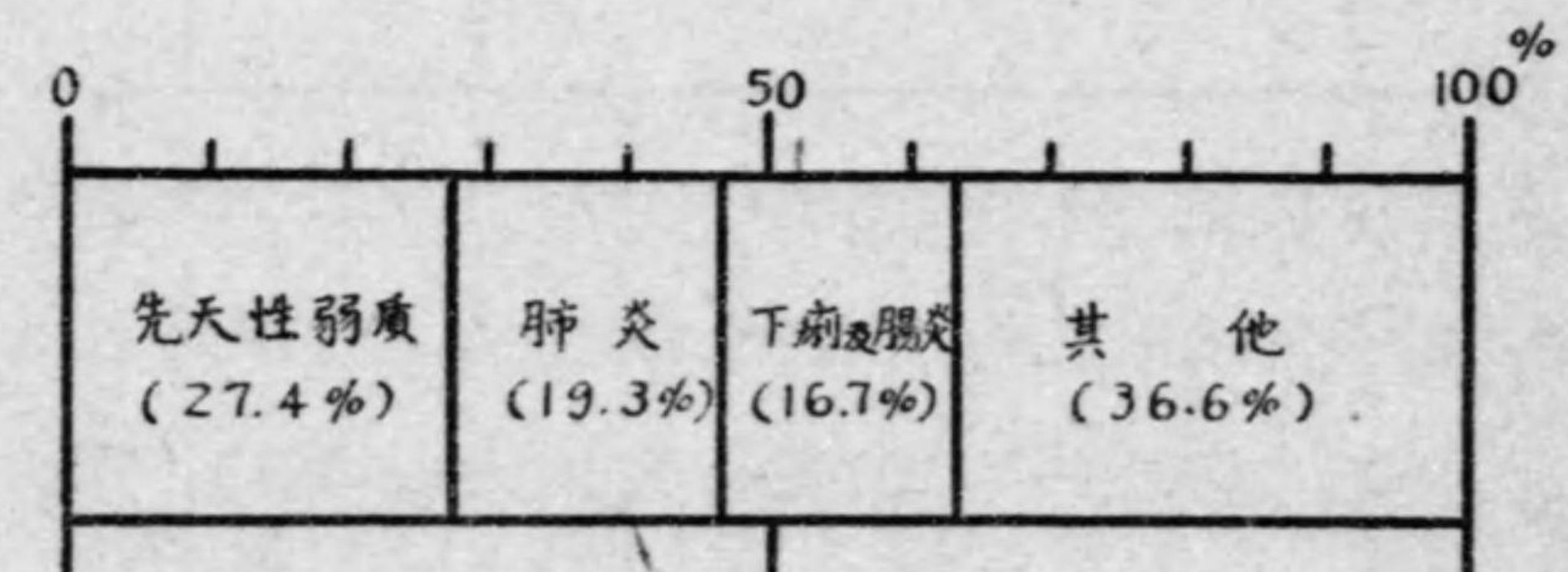
昭和13年中に於ける乳児死亡を主要死因別に示せば次の如くである。

第94表 乳児死因別死亡数 (内地)(昭和13年)

死因別	死亡数	總數 1.00に付	死因別	死亡数	總數 1.00に付
總數	220,695	1000.0	早産	5,410	24.5
先天性弱質	60,568	274.4	百日咳	4,752	21.5
肺炎	42,540	192.8	初生兒 黃疸及鞏皮症	4,048	18.3
下痢及腸炎	36,860	167.0	先天性畸形	3,122	14.1
腦膜炎	8,326	37.7	搐搦	2,423	11.0
氣管支炎	7,714	35.0	流行性感冒	2,093	9.5
乳児脚氣	6,430	29.1	其の他	36,409	165.0

之に依れば、乳児死亡總數中2割7分は先天性弱質、1割9分は肺炎、1割7分は下痢及腸炎による死亡である。この3大死因に依る乳児死亡は全體の6割5分を占めて居る。

第70圖 乳児死亡死因別割合 (昭和13年)(總數100に付)



更に我が国内地の乳児死亡の主要死因に就て死亡率を計算し、英吉利、獨逸

のそれと比較すれば次の如くである。

第95表 主要國乳兒主要死別死亡率 (出生 1,000に付)

死 因	日本(内地) (昭和13年)	英 國 (昭和13年)	獨 逸 (昭和11年)
總 數	114.45	52.68	66.17
先 天 性 弱 質	31.41	1.76	12.45
肺 炎	22.06	7.89	9.13
下 痢 及 腸 炎	19.12	4.86	6.47
初生兒黃疸症、肺膨脹不全、 メレナ、臍部疾	4.65	3.25	1.40
腦 膜 炎	4.32	0.35	0.61
氣 管 支 炎	4.00	1.57	1.21
乳 兒 脚 氣	3.33	—	—
早 産	2.81	15.64	12.92
百 日 咳	2.46	0.88	1.77
先 天 性 畸 形	1.62	5.99	3.47
搦 搦 (ひきつけ)	1.26	1.21	3.81
流 行 性 感 冒	1.09	0.21	1.17
先 天 性 微 毒	1.01	0.20	0.18
膿 毒 症 及 敗 血 症	0.97	0.07	0.23
麻 疹	0.90	0.63	0.50
丹 毒	0.85	0.07	0.25
腎 臟 炎	0.79	0.06	0.08
不 慮 の 傷 害	0.64	1.02	0.39
肋 膜 傷 炎	0.56	0.04	0.08
破 傷 風	0.53	—	0.07
結 核	0.53	0.61	0.63
其 の 他	9.55	6.36	9.35

之に依れば、我が國內地の乳兒死亡の三大死因である先天性弱質、肺炎、下痢及腸炎乳兒死亡率が何れも英吉利、獨逸のそれ等と比較にならぬほど高くなつて居る。即ち先天性弱質は英吉利の約18倍、獨逸の約3倍、肺炎は英吉利、獨逸の約3倍、下痢及腸炎は英吉利の約4倍、獨逸の約3倍の高い乳兒死亡率である。

59. 乳兒日齡別、月齡別死亡

昭和13年中の乳兒死亡を死亡の日齡及月齡別に示せば次の如くである。

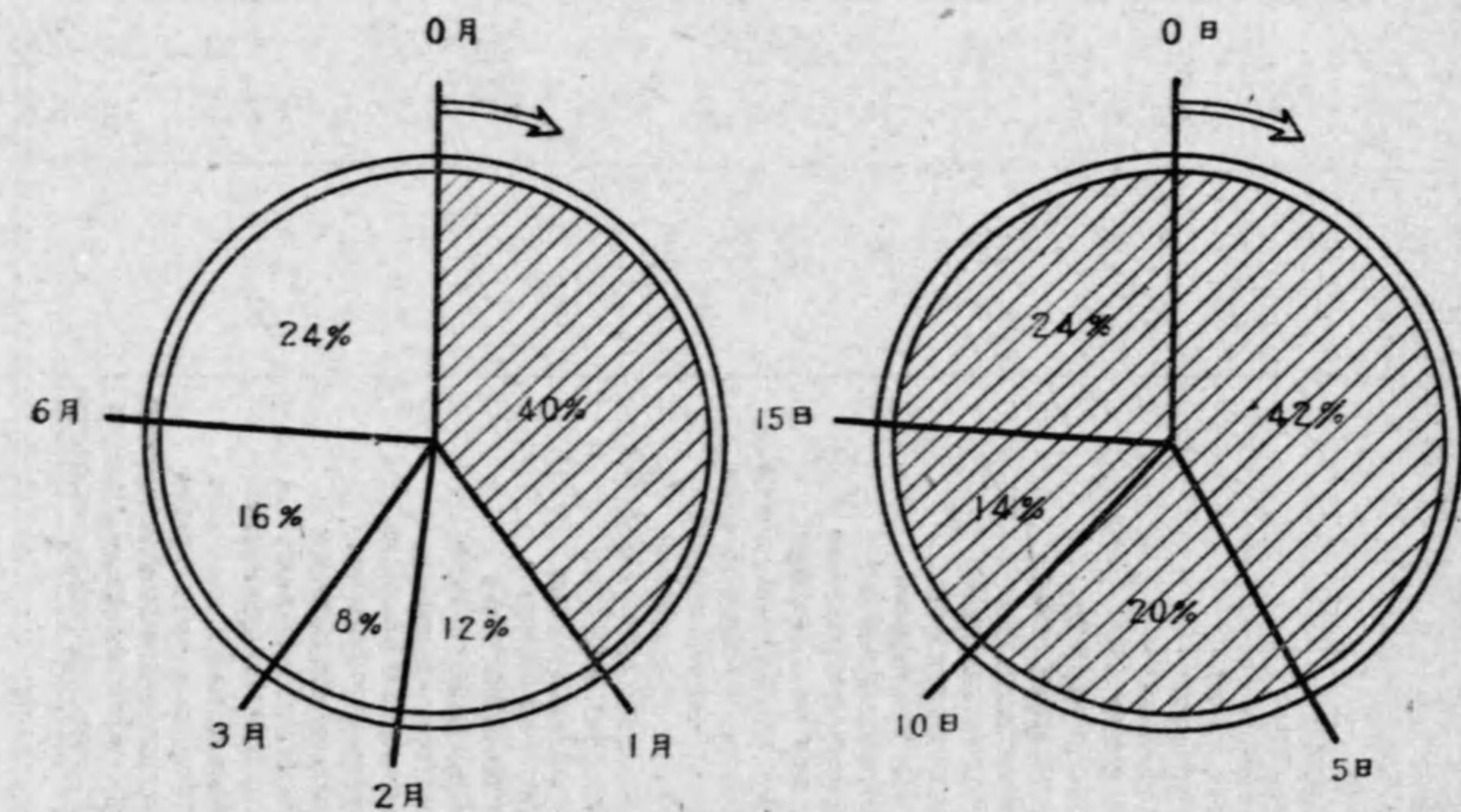
第96表 乳兒日齡月齡別死亡數 (内地)(昭和13年)

日齡、月齡	死亡數	總 數 1,000に付	日齡、月齡	死亡數	總 數 1,000に付
總 數	220,695	1,000.0	1—2箇月	25,843	117.1
5日未滿	37,740	171.0	2—3箇月	17,965	81.4
5—10日	17,463	79.1	3—6箇月	34,519	156.4
10—15日	12,626	57.2	6箇月以上	53,193	241.0
15日以上	21,320	96.6	不 詳	26	0.0

第71圖 乳兒死亡ノ日齡・月齡割合 (昭和13年)

1ヶ年未滿死亡ノ月齡別割合

1ヶ月未滿死亡ノ日齡別割合



之に依れば、第1回の誕生日も迎へずして死亡した昭和13年中の22萬の乳兒の中7割6分にあたる17萬の乳兒は半年を經過せぬ内に又4割にあたる9萬の乳兒は1ヶ月すら經過せずして死亡したのである。更にこの1ヶ月未滿で死亡した9萬の乳兒の中7割9分にあたる7萬の乳兒は半月を經過せぬ内に又4割2分にあたる4萬の乳兒は5日すら經過せずして死亡したのである。

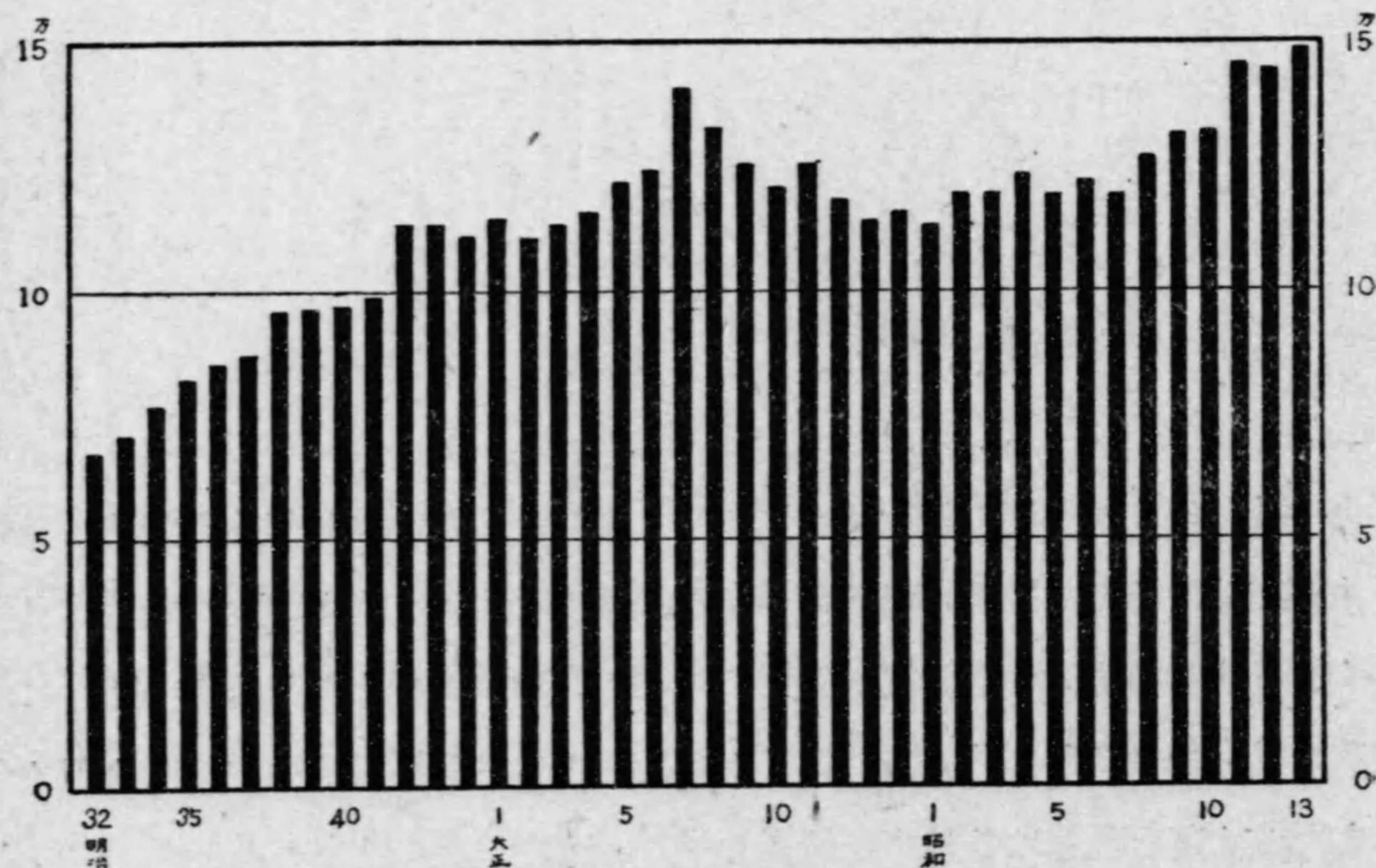
60. 結核死亡

明治32年以降我が国内地に於ける各年の結核による死亡者数を示せば次の如くである。

第97表 結核による死亡数 (内地)(昭和13年)

年次	結核死亡数	年次	結核死亡数	年次	結核死亡数	年次	結核死亡数
明治 32	67,599	明治 42	113,622	大正 8	132,565	昭和 4	123,490
33	71,771	43	113,203	9	125,165	5	119,635
34	76,614	44	110,722	10	120,719	6	121,875
35	82,559	大正 1	114,197	11	125,506	7	119,196
36	85,132	2	110,753	12	118,216	8	126,703
37	87,260	3	113,341	13	114,229	9	131,525
38	96,030	4	115,913	14	115,956	10	132,151
39	96,069	5	121,810	昭和 1	113,045	11	145,160
40	96,584	6	124,787	2	119,439	12	144,620
41	98,871	7	140,747	3	119,632	13	148,827

第72圖 結核死亡数



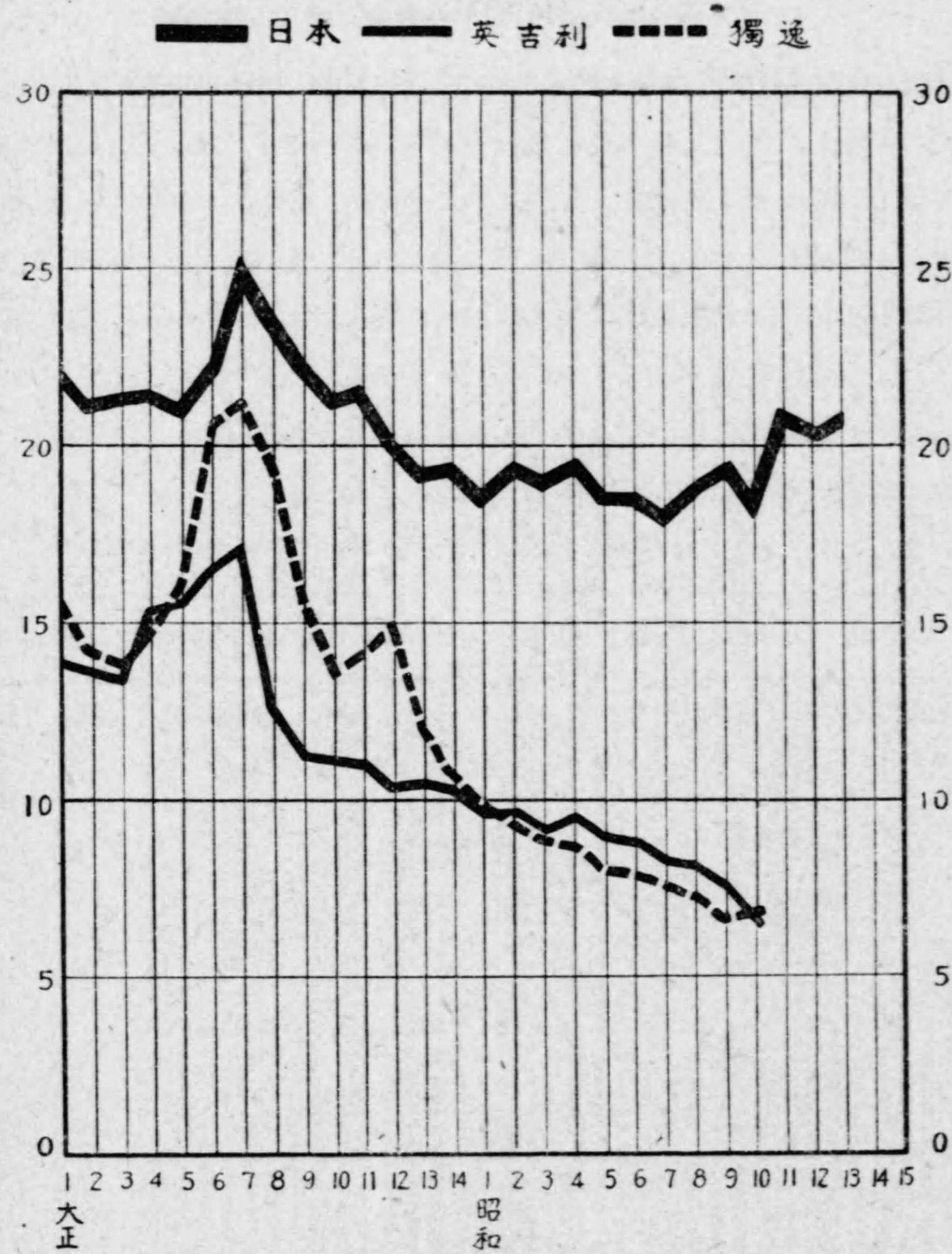
61. 結核死亡率

我が国内地の結核死亡率は昭和13年には人口1万に付20.6である。これを歐米諸國の結核死亡率と比較すれば格段の相違があるのである。例へば、獨逸(昭和10年)の7.4に比較すれば約3倍の高率である。この様に現在の我が國結核死亡率は歐米諸國のそれよりも著しく高いのみならず昭和7年の18.0を最低として近年上昇の傾向を示し昭和13年には20.6に迄上昇したのである。之は歐米諸國例へば、獨逸に於ける大正7年の23.0といふ我が国内地の大正7年の25.3にほぼ等しい高結核死亡率が年々低下し續け昭和10年には7.4と3分の1以下に低下したのに対し眞に憂慮される状態である。

第98表 結核死亡率 (人口10,000に付)

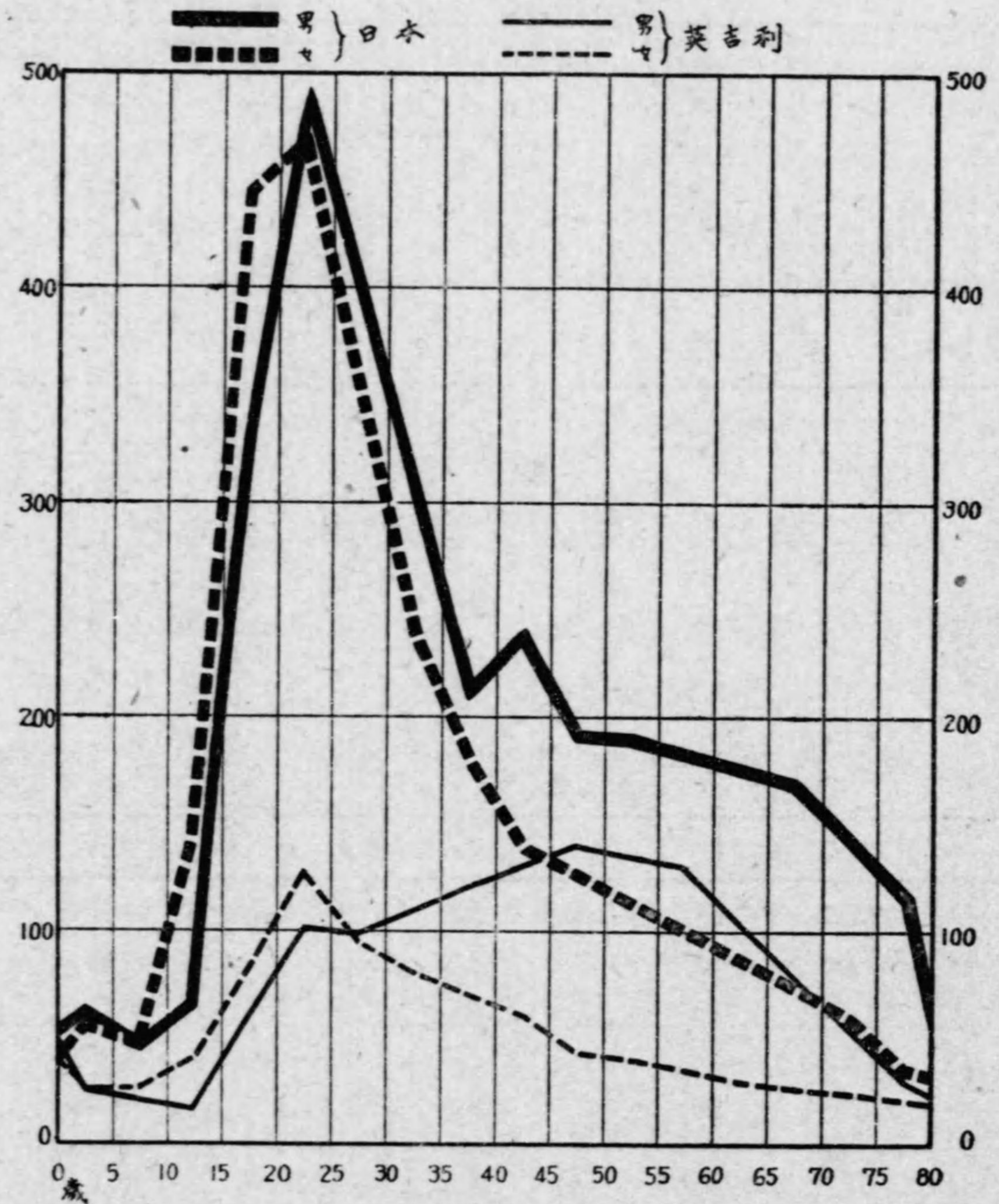
年次	日本(内地)	英吉利	佛蘭西	伊太利	獨逸	北米合衆國	和蘭	白耳義	丁抹
大正 1 (1912年)	21.9	13.8	21.1	14.9	15.6	15.0	14.4	11.9	13.6
2 (1913年)	21.0	13.5	21.2	14.9	14.2	14.8	14.2	...	12.6
3 (1914年)	21.2	13.6	21.6	14.5	13.9	14.7	14.0	...	13.1
4 (1915年)	21.3	15.4	21.8	15.8	14.8	14.6	14.4	...	12.5
5 (1916年)	21.1	15.6	21.5	16.6	16.2	14.2	16.7	...	13.8
6 (1917年)	22.2	16.6	22.1	17.5	20.6	14.7	18.2	...	15.7
7 (1918年)	25.3	17.3	21.7	20.9	23.0	15.0	20.3
8 (1919年)	23.6	12.6	20.6	17.3	21.1	12.6	17.3	14.4	...
9 (1920年)	22.4	11.3	17.0	16.0	15.4	11.4	14.7	11.4	10.6
10 (1921年)	21.3	11.3	19.2	14.2	13.6	9.9	12.7	11.1	9.7
11 (1922年)	21.7	11.2	...	14.0	14.1	9.7	11.4	11.2	9.5
12 (1923年)	20.1	10.6	...	14.2	15.0	9.4	10.5	10.6	...
13 (1924年)	19.3	10.6	...	15.4	12.0	9.0	10.6	10.4	10.0
14 (1925年)	19.4	10.4	15.9	15.0	10.6	8.7	9.9	10.1	9.2
昭和 1 (1926年)	18.7	9.6	16.4	14.4	9.8	8.7	9.6	9.6	8.1
2 (1927年)	19.5	9.7	17.4	13.4	9.3	8.1	9.4	9.7	7.8
3 (1928年)	19.2	9.2	16.5	12.5	8.8	7.9	8.4	9.3	7.4
4 (1929年)	19.7	9.6	16.7	12.2	8.7	7.5	8.6	9.7	7.4
5 (1930年)	18.6	9.0	16.1	11.2	7.9	7.2	7.5	9.1	7.1
6 (1931年)	18.6	8.9	15.2	10.8	7.9	6.8	7.3	9.5	6.9
7 (1932年)	18.0	8.4	13.9	10.4	7.6	6.2	6.4	8.3	6.9
8 (1933年)	18.8	8.2	13.1	9.9	7.3	6.0	6.0	7.9	5.8
9 (1934年)	19.3	7.6	...	9.2	7.2	5.7	5.4	7.4	5.5
10 (1935年)	19.1	7.2	...	8.9	7.4	5.5	5.2	7.4	5.2
11 (1936年)	20.7
12 (1937年)	20.3
13 (1938年)	20.6

第73圖 結核死亡率 (人口10,000=付)



我が国内地の結核死亡率を年齢別にみて之を英吉利の結核死亡率と比較圖示すれば第74圖の如くである。之に依れば我が国内地の結核死亡率はどの年齢層に於ても例外なく英吉利のそれよりも高いのであるが特に15乃至35歳の青壯年層に於ける結核死亡率が高くその中でも20乃至25歳の青年層の結核死亡率は4倍以上にも及んで居る。

第74圖 日・英年齢別結核死亡率ノ比較 (昭和10年)
(各歳人口100,000=付)



62. 結核死亡の内容

昭和13年中の我が国内地の結核に依る死亡に就て、その内容を見れば次の如くである。之に依れば約15萬の結核死亡の中7割2分に当たる約11萬は呼吸器の結核により斃れたのであり、1割8分に当たる約3萬は腸及腹膜の結核により斃れたのである。尙この結核死亡の7割2分を占める呼吸器の結核もその大部分即ち9割8分は肺結核によるものである。

第99表 結核(小分類)死亡數 (内地)(昭和13年)

	死亡數	總數 1,000に付		死亡數	總數 1,000に付
總數	148,827	1,000.0	脊椎の結核	2,770	18.6
呼吸器の結核	107,442	722.0	骨及關節の結核	655	4.4
肺結核	104,995	705.5	皮膚及皮下結締 組織の結核	32	0.2
喉頭結核	2,081	14.0	淋巴系の結核	333	2.2
其他結核	366	2.5	泌尿生殖器の結核	1,503	10.1
腦膜及中樞神經系 の結核	8,734	58.7	其他の臓器の結 核	63	0.4
腸及腹膜の結核	26,395	177.4	粟粒結核	900	6.0

63. 癌、其の他の悪性腫瘍による死亡

明治32年以降我が國內地に於ける、癌、其の他の悪性腫瘍に依る死亡數及人口10,000に對する死亡率を示せば次の如くである。

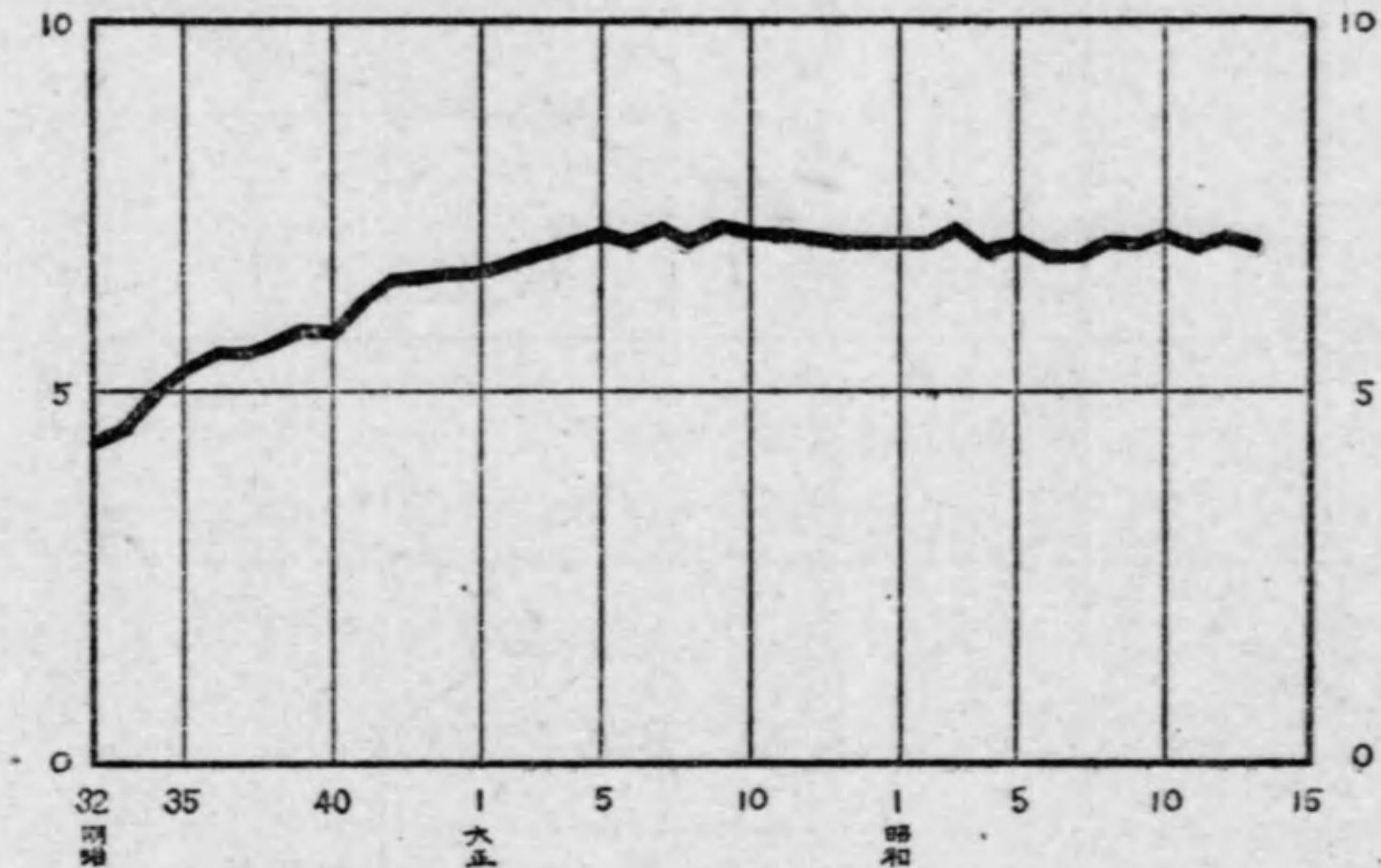
第100表 癌、其他の悪性腫瘍に依る死亡 (内地)(人口10,000に付)

年次	死亡數	死亡率	年次	死亡數	死亡率	年次	死亡數	死亡率
明治32	18,975	4.3	大正2	35,462	6.7	昭和2	42,835	7.0
33	20,334	4.5	3	36,652	6.8	3	44,534	7.2
34	22,149	4.9	4	37,494	6.9	4	43,734	6.9
35	24,598	5.3	5	39,059	7.1	5	44,902	7.0
36	25,550	5.5	6	39,068	7.0	6	44,541	6.8
37	25,993	5.5	7	40,257	7.2	7	45,258	6.8
38	26,668	5.6	8	39,161	7.0	8	46,879	7.0
39	27,863	5.8	9	40,328	7.2	9	47,972	7.0
40	28,451	5.8	10	40,578	7.1	10	49,111	7.1
41	30,440	6.2	11	40,813	7.1	11	49,212	7.0
42	32,543	6.5	12	41,810	7.1	12	50,648	7.1
43	32,741	6.5	13	41,312	7.0	13	50,447	7.0
44	33,888	6.6	14	41,744	7.0			
大正1	34,186	6.6	昭和1	42,588	7.0			

之に依れば、我が國內地の癌、其の他の悪性腫瘍に依る死亡率は明治32年以

降大正5年迄は逐年上昇の傾向を示したが、同年以降は人口10,000に付7臺を僅かに上下するほとんど不動の状態にある。

第75圖 癌、其ノ他ノ悪性腫瘍死亡率 (人口10,000=付)



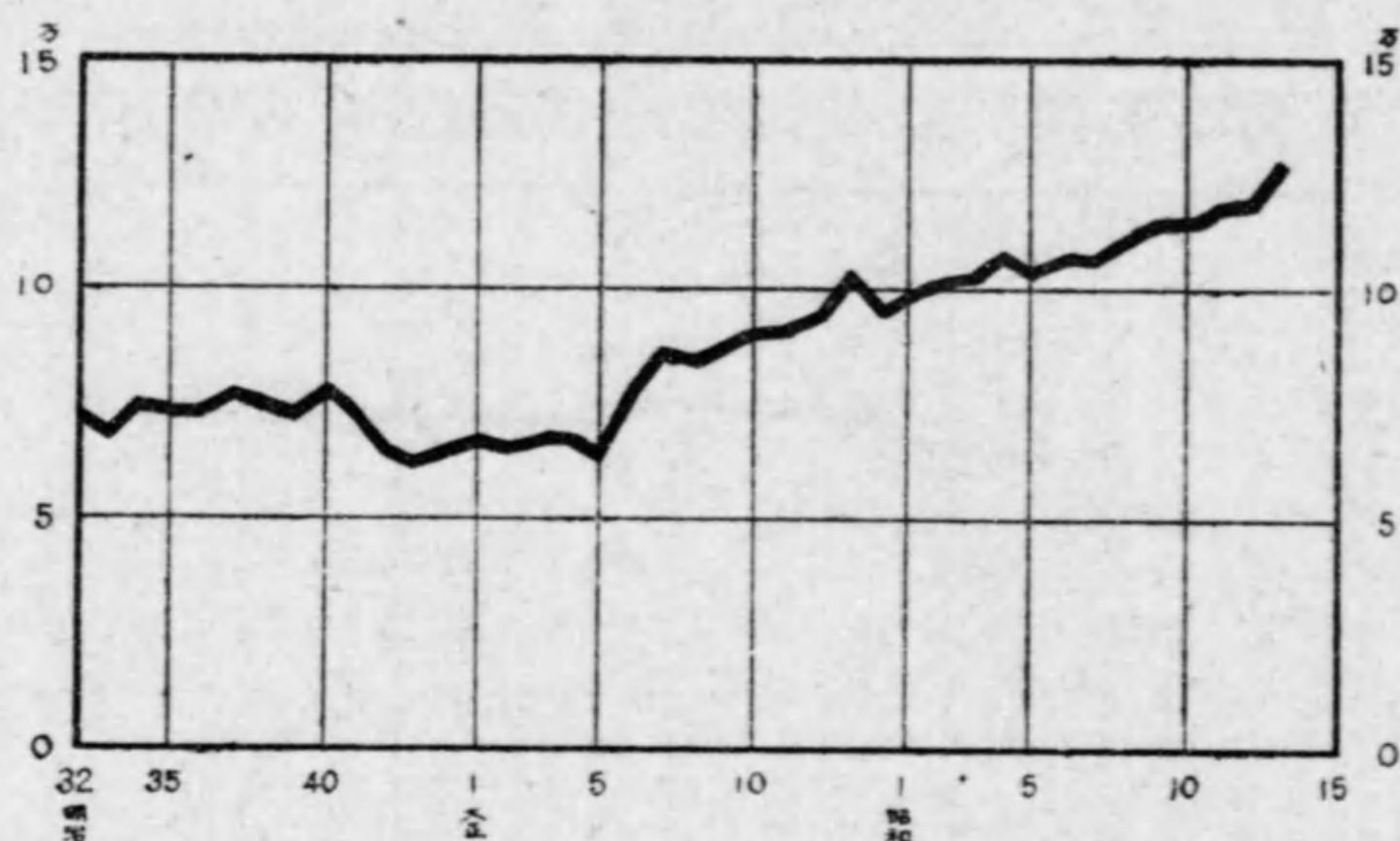
64. 腦出血、腦栓塞及腦血栓による死亡

明治32年以降我が國內地に於ける、腦出血、腦血栓及腦栓塞に依る死亡數を示せば次の如くである。

第101表 腦出血、腦栓塞及腦血栓に依る死亡數 (内地)

年次	死亡數	年次	死亡數	年次	死亡數	年次	死亡數
明治32	73,989	明治42	65,798	大正8	84,272	昭和4	108,251
33	69,799	43	63,034	9	88,061	5	104,735
34	75,250	44	65,280	10	90,405	6	107,178
35	74,935	大正1	67,274	11	91,306	7	107,148
36	73,939	2	66,556	12	94,466	8	110,719
37	77,588	3	68,347	13	102,666	9	114,447
38	76,169	4	67,733	14	96,156	10	114,554
39	73,449	5	73,654	昭和1	98,516	11	118,152
40	78,580	6	77,749	2	101,502	12	118,761
41	73,760	7	85,995	3	102,760	13	126,861

第76圖 脳出血、脳塞栓、脳血栓ニヨル死亡數



65. 流行性感冒による死亡

大正7年我が國內地の死亡率を人口1,000に付26.8、大正9年を25.4迄高めた流行性感冒が如何に猖獗を極めたものであつたかを示す爲之を明治32年以降の流行性感冒による死亡數と比較して見れば次の如くである。

第102表 流行性感冒に依る死亡 (内地)

年次	死亡數	年次	死亡數	年次	死亡數	年次	死亡數
明治32	1,263	明治42	2,803	大正8	41,986	昭和4	8,480
33	5,192	43	2,641	9	108,428	5	5,207
34	4,141	44	2,445	10	10,304	6	15,673
35	1,402	大正1	2,343	11	12,688	7	5,370
36	1,139	2	2,280	12	6,520	8	4,765
37	1,617	3	2,361	13	6,512	9	10,142
38	2,720	4	1,920	14	10,806	10	3,070
39	1,676	5	4,412	昭和1	4,610	11	8,670
40	4,319	6	2,390	2	8,151	12	2,991
41	2,304	7	69,824	3	9,669	13	7,646

之に依れば、大正7年に襲來した流行性感冒が大正8年、9年と猖獗を極め同

病で斃れた者3ケ年を合せて22萬餘、然も同病により續發した肺炎死の方が之よりも多かつたと云はれて居るのを思へば、その被つた惨害は非常なものであり、その斃れた者の多くは青壯年層の男女であつたことを思へば其の損害は實に多大であつたと言はねばならぬ。

66. 傳染病患者及死亡者

我が國の法定傳染病であるコレラ、赤痢及疫痢、腸チフス、パラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、チフテリア、流行性腦脊髄膜炎及ペストの10種の疾病による明治9年以降の患者數及死亡者數を示せば次の如くである。

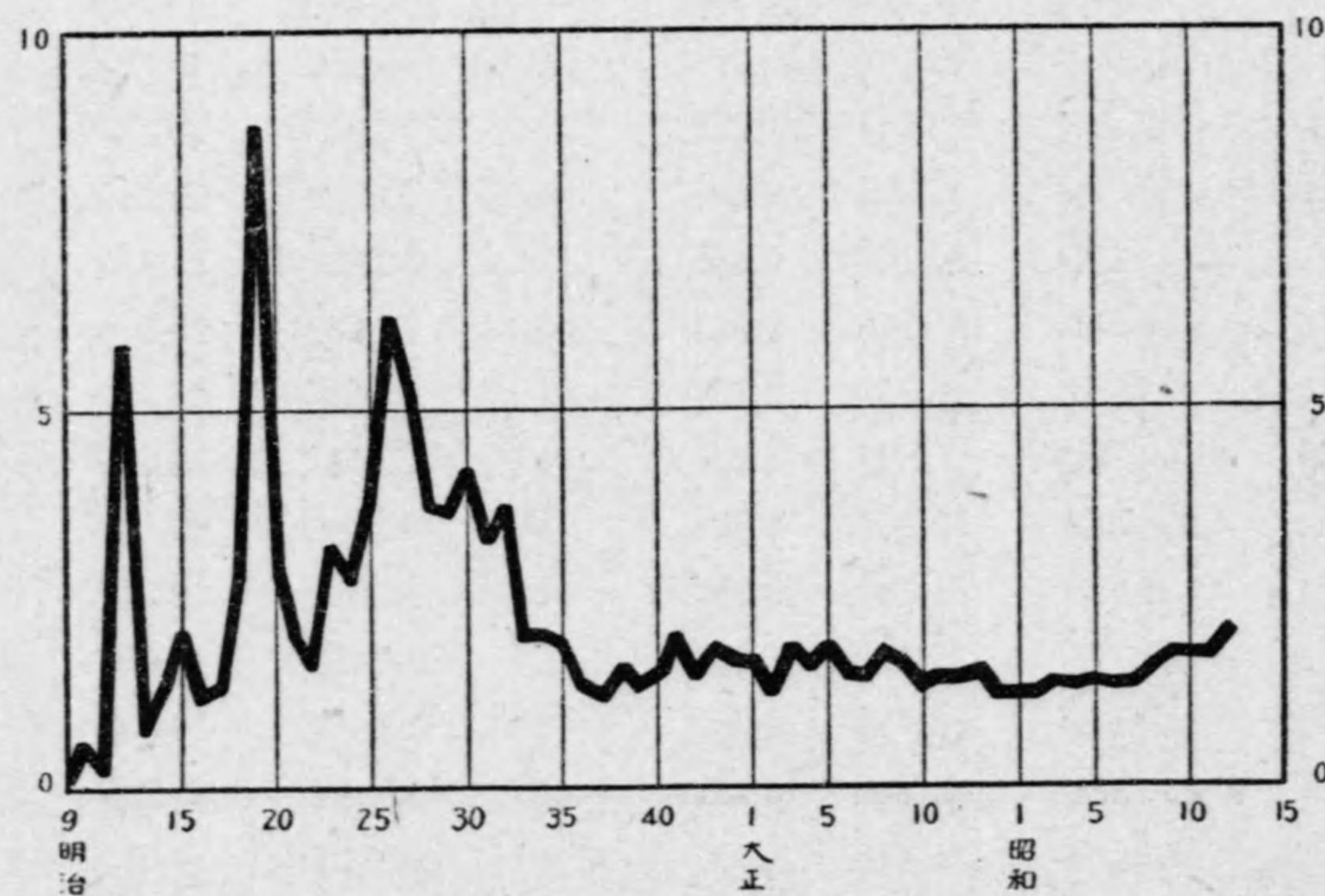
第103表 傳染病患者及死亡者 (内地)

年次	患者數	死亡數	死亡率	年次	患者數	死亡數	死亡率
明治9	2,320	356	0.153	明治29	149,271	39,150	0.262
10	20,156	9,051	0.449	30	176,425	47,399	0.269
11	8,909	1,822	0.205	31	138,487	35,300	0.255
12	189,278	113,228	0.598	32	159,670	37,678	0.236
13	29,639	7,928	0.267	33	88,792	21,599	0.243
14	46,360	15,798	0.341	34	88,891	21,070	0.237
15	77,803	41,503	0.533	35	86,664	26,820	0.309
16	44,900	12,189	0.271	36	63,303	15,839	0.250
17	49,238	14,014	0.284	37	56,333	13,765	0.243
18	105,708	31,407	0.297	38	74,823	18,059	0.241
19	331,300	150,769	0.455	39	62,896	15,758	0.251
20	109,833	26,568	0.242	40	71,533	19,586	0.274
21	78,991	18,757	0.237	41	95,037	24,766	0.261
22	63,766	16,935	0.266	42	73,587	18,329	0.249
23	126,383	53,927	0.427	43	91,789	22,184	0.242
24	109,698	31,480	0.287	44	85,381	18,547	0.217
25	145,771	29,312	0.201	大正I	84,438	19,062	0.226
26	249,859	64,942	0.260	2	69,021	14,808	0.215
27	210,218	52,740	0.251	3	95,971	19,205	0.200
28	152,443	64,856	0.425	4	86,028	17,040	0.198

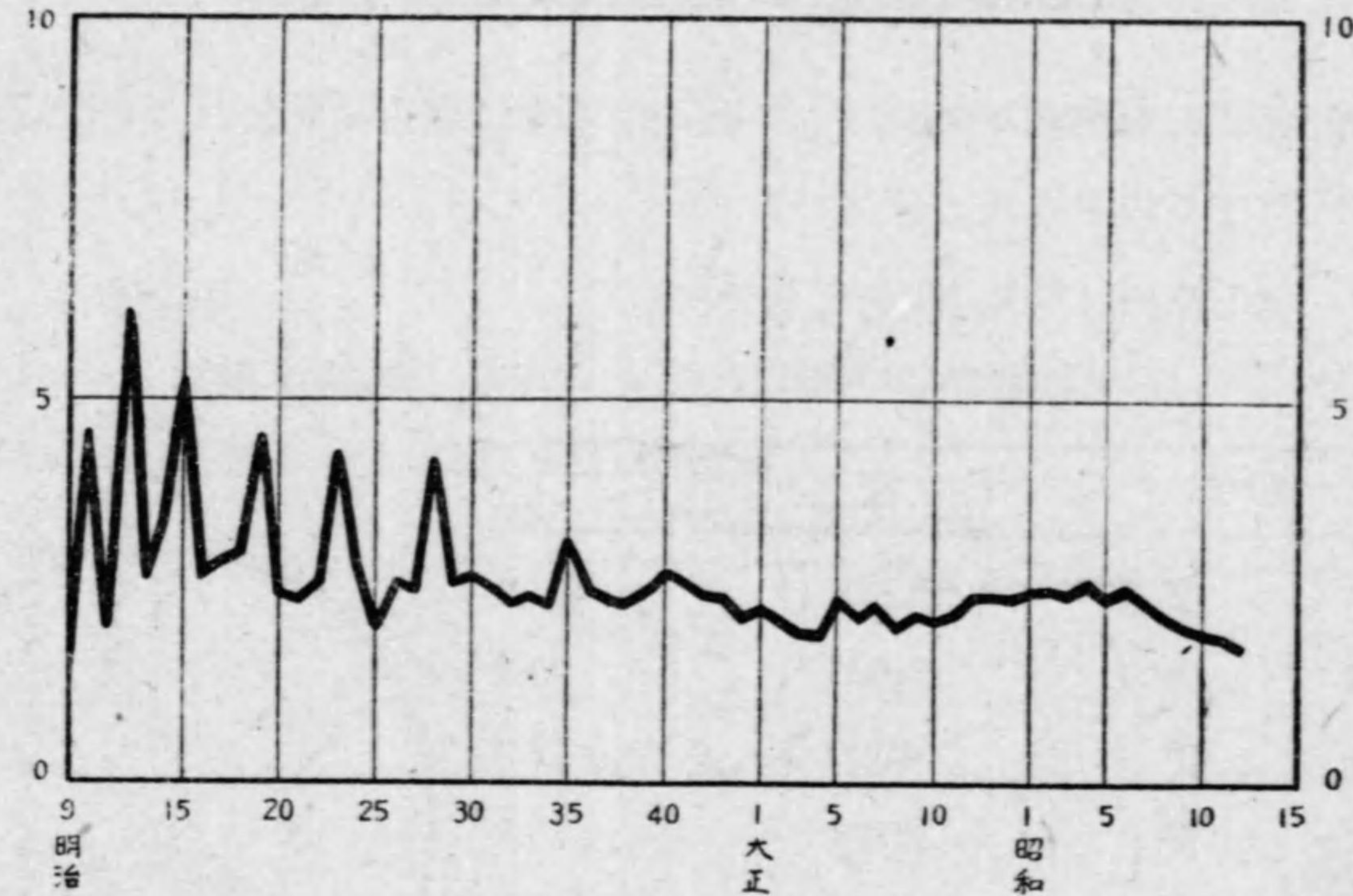
年次	患者数	死亡数	死亡率	年次	患者数	死亡数	死亡率
大正 5	99,775	24,187	0.242	昭和 2	83,751	21,538	0.257
6	80,875	17,319	0.214	3	96,511	24,492	0.254
7	82,459	19,307	0.234	4	97,893	25,656	0.262
8	107,294	21,687	0.202	5	100,509	24,871	0.247
9	100,122	22,144	0.221	6	99,881	25,145	0.252
10	86,664	18,613	0.215	7	103,265	24,666	0.239
11	92,510	20,553	0.222	8	123,797	27,770	0.224
12	95,200	23,391	0.246	9	138,359	29,156	0.211
13	100,426	24,898	0.248	10	137,676	27,820	0.202
14	83,517	20,573	0.246	11	139,911	27,825	0.199
昭和 1	84,247	21,128	0.251	12	168,023	30,382	0.181

之に依れば、我が国内地の傳染病患者数は明治33年以降はほとんど人口に比例して變化なき状態にあり、その人口 1,000 に対する割合は 1 乃至 2 程度で、患者に対する死亡者の割合も 2 割を僅かに上下して居る。併しこの期間以前に於ては、極めて變動多き状態にあり、例へば明治12、19年のコレラ、明治25乃至32年の赤痢等の流行により大きな變動を示して居る。

第77圖 傳染病患者 (人口 1,000=付)



第78圖 傳染病死亡率 (傳染病患者10=付)



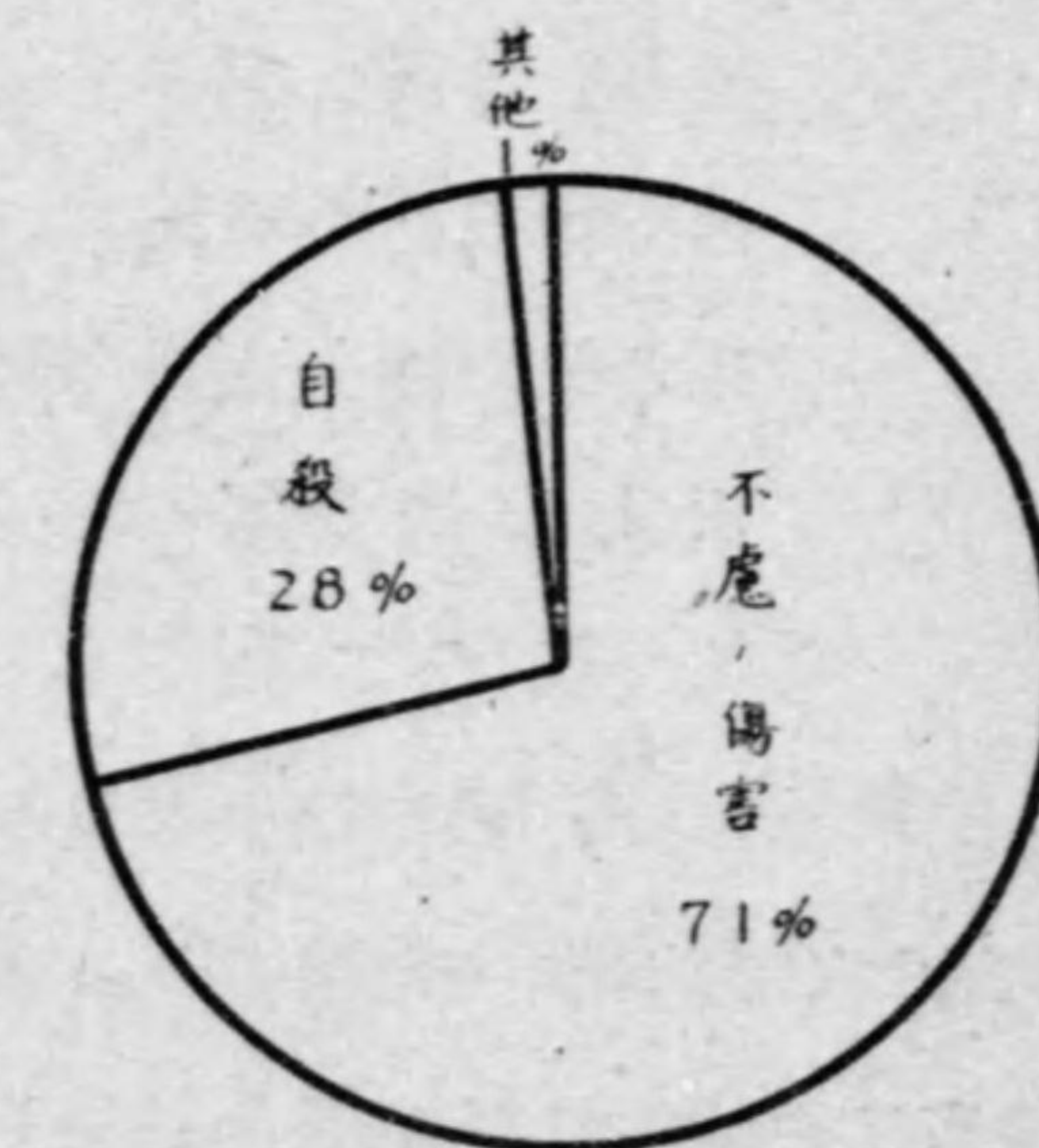
67. 外 因 死

昭和13年中の我が国内地の總死亡の3分5厘を占める外因死即ち病氣以外の原因に依る死亡者数を死因別示せば如くである。

第104表 病氣以外に依る死亡 (内地)
(昭和13年)

死 因	實 数	總數 100 に対 する 割合
總 数	44,311	100.0
不慮の傷害	31,541	71.2
自殺	12,223	27.6
他 殺	435	1.0
刑 死	16	0.0
原因不明の 外 因 死	96	0.2

第79圖
病氣以外ノ死亡ノ原因別割合
(昭和13年)



68. 不慮の傷害による死亡

昭和13年中の我國內地に於ける外因死中不慮の傷害に依る死亡者 31,541に就て、その原因を示せば次の如くである。

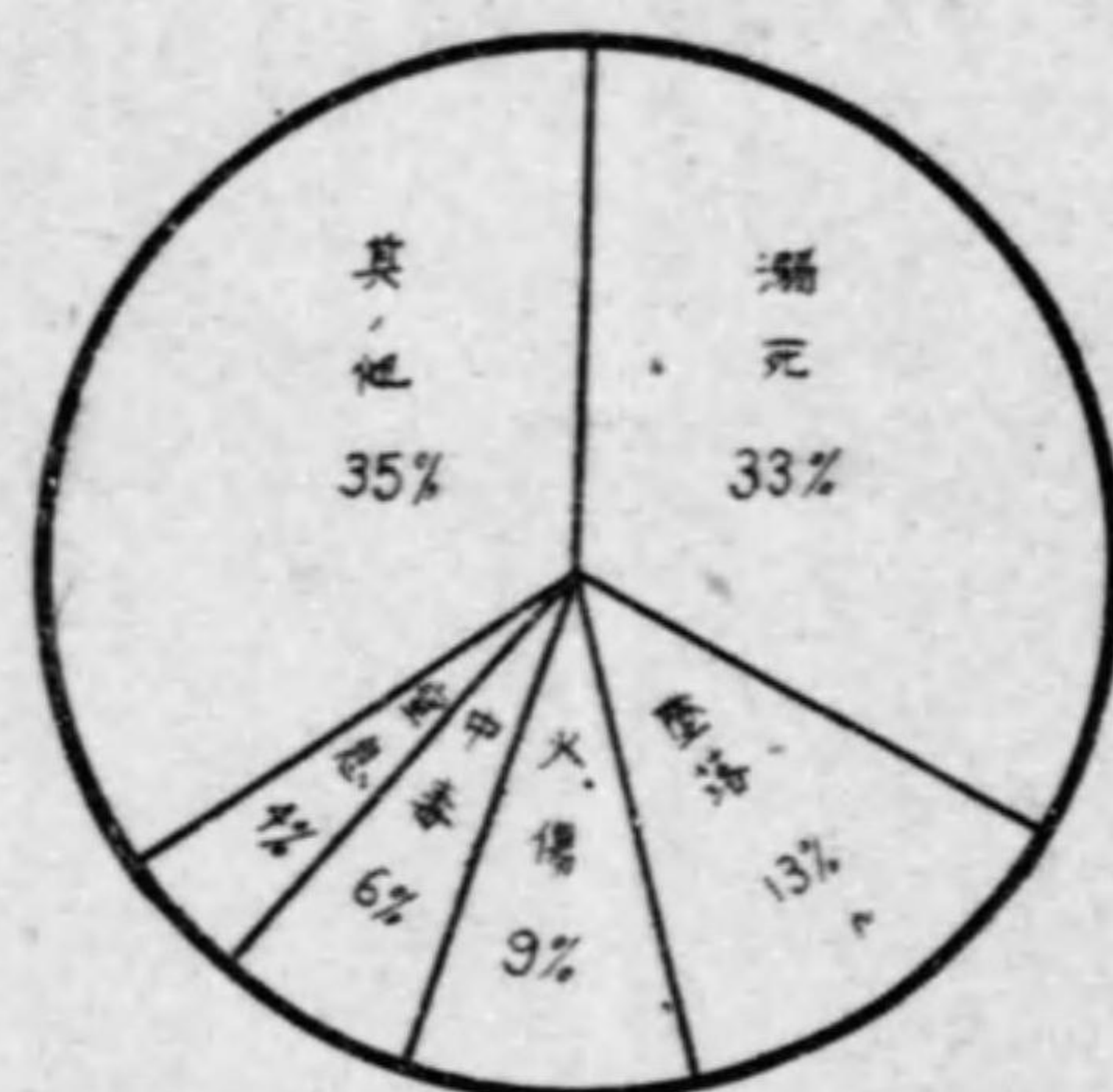
第105表 不慮の傷害に依る死亡

(昭和13年)(内地)

原因別	死亡数	總数100に対する割合
總数	31,541	100.0
溺死	10,505	33.3
墜落	4,020	12.7
火傷	2,774	8.8
中毒	1,848	5.9
窒息	1,384	4.4
その他	11,010	34.9

第80圖

不慮ノ傷害ニヨル死亡
(昭和13年)



不慮の傷害に依る死亡者を上述せる原因とは全く別の見地より觀察して、傷害の場所及手段に依り分類表章すれば次の如くである。

鑛山及採石場に於ける災害	1,454
機械に依る災害	69
交通機關に依る災害	2,388
鐵道及軌道	475
自動車及自動自轉車	397
其他の陸上交通機關	1,499
水上交通機關	1
航空機關	16

之に依れば、昭和13年中我が國內地に於ける交通機關に依る不慮の死亡者は 2,388 人で總死亡の2厘弱を占めて居り、人口に對する交通機關に依る死亡の危険率は平均的に見た場合一年を通じて10萬人に付3人の割合である。

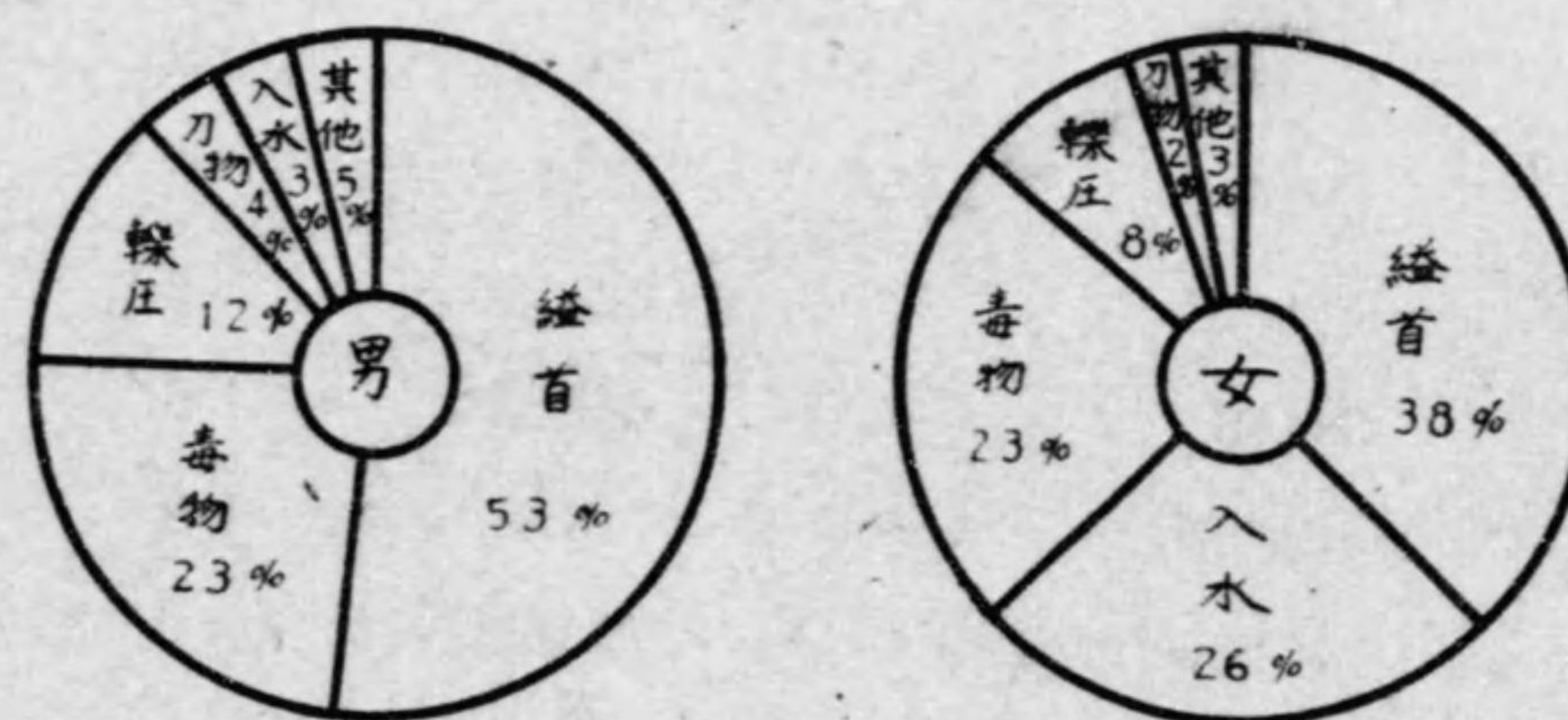
69. 自殺による死亡

昭和8年—13年を通じて我が國內地に於ける自殺に依る死亡者の手段別割合を男女別に計算しその相違を示せば次の如くである。

第106表 自殺による死亡者の手段別割合 (内地)

手段別	總数	男	女
總数	100.0	100.0	100.0
縊首	45.0	53.3	37.8
毒物	21.8	23.0	22.7
轢壓	10.0	12.0	8.2
刃物	3.2	4.2	2.2
入水	16.6	3.4	26.4
其他	3.4	4.1	2.7

第81圖 自殺ノ手段



之れに依れば、男女共縊首によるのが最も多く、毒物によるのは男女共同の割合であるが、女に入水による割合之よりも高く、男に轢壓による割合女より高く男女自殺の手段に相違を示して居る。

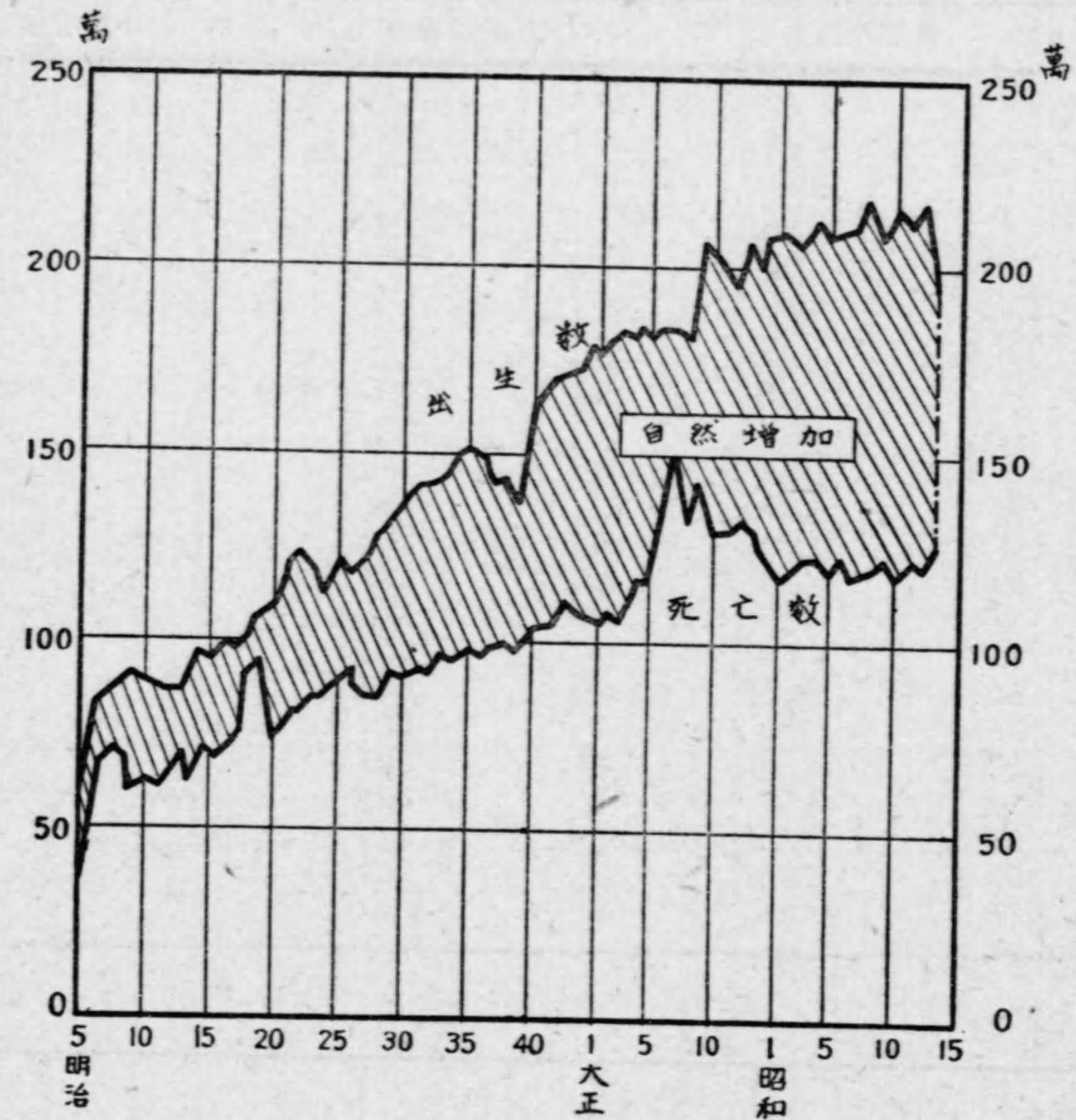
70. 人口自然増加數

明治5年以降我が國內地に於ける出生死亡の差増即ち人口の自然増加數を見れば次の如くである。

第107表 人口自然増加 (内地)

年次	自然増加數	年次	自然増加數	年次	自然増加數
明治 5	163,630	明治 28	394,005	大正 7	298,830
6	148,793	29	369,356	8	496,720
7	139,460	30	457,288	9	603,468
8	214,564	31	475,114	10	702,306
9	289,924	32	454,894	11	682,373
10	270,212	33	509,790	12	710,812
11	271,606	34	575,781	13	743,574
12	155,572	35	551,709	14	875,385
13	280,529	36	558,808	昭和 1	943,671
14	255,279	37	484,971	2	846,414
15	254,373	38	448,109	3	899,141
16	328,620	39	439,039	4	815,798
17	270,126	40	597,674	5	914,234
18	137,750	41	633,368	6	861,893
19	112,274	42	602,586	7	1,007,398
20	304,681	43	648,623	8	927,266
21	419,895	44	703,897	9	809,099
22	401,230	大正 1	700,658	10	1,028,768
23	321,656	2	730,184	11	871,691
24	233,636	3	706,587	12	972,835
25	320,046	4	705,533	13	668,516
26	240,784	5	616,990		
27	368,215	6	612,744		

第82圖 明治5年以降内地ノ自然増加



之に依れば、明治初期10乃至20萬の人口自然増加が、明治33年には50萬、昭和7年には實に100萬を突破したのである。昭和10年にも100萬を突破し我が國に於ける最高記録を示したのであるが、昭和13年には事變の影響を受けて70萬にも満たぬ憂慮すべき自然増加を示したのである。

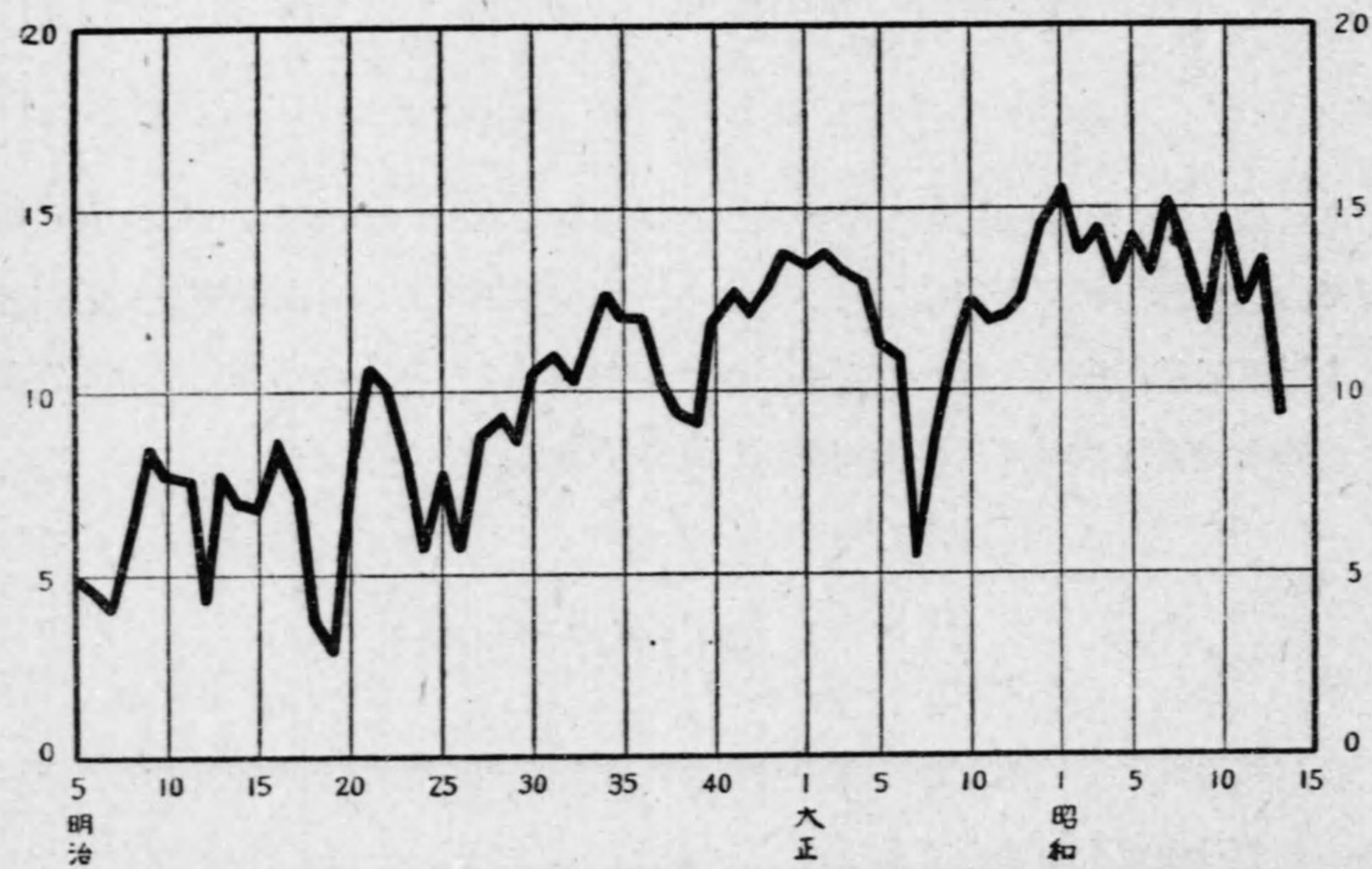
71. 人口自然増加率

我が國內地に於ける人口 1,000 に對する人口自然増加割合即ち出生率と死亡率の差を示せば次の如くである。

第108表 人口自然増加率 (内地)(人口 1,000に付)

年次	自然増加率	年次	自然増加率	年次	自然増加率
明治 5	4.9	明治 28	9.3	大正 7	5.4
6	4.5	29	8.6	8	8.8
7	4.1	30	10.6	9	10.8
8	6.2	31	10.9	10	12.4
9	8.4	32	10.3	11	11.8
10	7.7	33	11.4	12	12.2
11	7.6	34	12.7	13	12.6
12	4.3	35	12.0	14	14.7
13	7.7	36	12.0	昭和 1	15.6
14	6.9	37	10.3	2	13.8
15	6.8	38	9.4	3	14.5
16	8.7	39	9.1	4	13.0
17	7.2	40	12.3	5	14.2
18	3.7	41	12.8	6	13.2
19	2.9	42	12.1	7	15.2
20	7.8	43	12.8	8	13.8
21	10.6	44	13.7	9	11.9
22	10.0	大正 1	13.4	10	14.9
23	7.9	2	13.8	11	12.4
24	5.7	3	13.2	12	13.7
25	7.8	4	13.0	13	9.3
26	5.8	5	11.2		
27	8.8	6	10.9		

第83圖 人口自然増加率 (人口 1,000に付)



之に依れば、我が国内地の最近の自然増加率は今次事變の影響を受けた昭和13年を除けば、昭和1年の人口1,000に付15.6を頂上として僅かづつ低下の傾向にあるとはいへ常に10以上であつて、人口増加に何等心配する必要は無きものの様に見えるのであるが、之は表面だけに現はれた事柄に過ぎないことは前に將來人口の項に於て述べた所から察知せられるであらう。

72. 人口増加率

最近2回の國勢調査年次間に於ける我が國の出生、死亡の差による自然増加の外に來住、往住による所謂社會増加をも含む人口増加率を主要國のそれと比較表示すれば次の如くである。

第109表 人口増加率 (人口 1,000に付)

國名	最近2回の人口調査年次	同期間に於ける毎年平均實増加率	同期間に於ける毎年平均出生死亡差増率	實増加率と自然増加率との差(來往住に依る増加率)
帝國內地	昭和 5—10	14.5	13.8	0.7
朝鮮	5—10	16.4	11.1	5.3
臺灣	5—10	25.5	24.0	1.5
樺太	5—10	23.7	19.4	4.3
關東州及滿鐵附屬地	5—10	45.2	9.9	35.3
南洋委任統治區域	5—10	80.5	16.0	64.5
南アフリカ聯邦	昭和 6—11	18.5	14.1	4.4
カナダ	大正 10—昭和 6	16.8	14.4	2.4
ポロランド	大正 10—昭和 6	16.6	15.6	1.0
オーストラリア	大正 10—昭和 8	16.4	11.7	4.7
ギリシア	大正 9—昭和 3	16.0	9.6	6.4
アメリカ合衆國	大正 9—昭和 5	14.7	7.3	7.4
オランダ	大正 9—昭和 5	14.6	14.1	0.5
伊太利	昭和 6—昭和 11	6.2	9.6	(-) 3.4
獨逸	大正 14—昭和 8	5.5	6.0	(-) 0.5
英吉利	大正 10—昭和 6	4.6	6.1	(-) 1.5
佛蘭西	昭和 6—昭和 11	3.3	(-) 0.5	2.8

73. 人口の再生産

人口の自然的増減を左右するものは、出生と死亡であることは述べるまでもない所であるが、單に人口の自然増加率を算出するだけでは、人口増減の傾向を適確に見透すことは出来ないのである。何となれば、出生率と死亡率は一國人口の年齢構成の状態によつて大いに變化するからである。

先づ出生率について見れば、出生率は通常人口 1,000 に付何人と計算されるのであるが、出生に重大な關係を有するものは所謂妊孕年齢に在る婦人である。従つて人口の中に此の年齢の婦人が多くあれば、出生率は高くなり、之に反し少ければ出生率は低くなるのである。

次に死亡率について見れば、乳幼児時代の死亡率は高く特に乳兒の死亡率は最も高く、5、6歳以後年齢の進むに従つて急角度に低くなり11乃至12歳にて生涯中の最低死亡率に達し以後漸次上昇し20歳前後に於て著しく高くなり死亡率曲線に一つの大きな隆起を作る。以後再び低くなり、30乃至32歳頃を低位としその後は年齢の高まるに従つて死亡率も高まるのである(但し20歳前後に於て一時死亡率が高くなるのは英吉利、米國、獨逸、佛蘭西、伊太利等の歐米諸國の外國人にはほとんどその例を見ない。)から一國人口中に幼年又は老年の者が多ければ、人口1,000に對する死亡率は當然高く、之に反し中年の者が多ければ死亡率も當然低くなるのである。

こゝで人口の自然的増減の傾向を精密に計算せんとするものに、人口再生産の理論がある。

此の理論は、要するに人口の新陳代謝に當つて何程の出生があつたならば、現在の人口が新しき世代により充分に置きかへられるかを與へんとするものである。即ち問題とする所は當面の出生數が死亡數を超過してゐるか否かではなく、現在の出生力と死亡力とは現在の世代が死滅してしまふ迄に新しき世代を以て之に置きかへ得る様な均衡状態にあるかどうかといふことなのである。

この理論によつて計算されたるものに次に示す總再生産率と純再生産率との

二種がある。

74. 總再生産率

女子の年齢別女兒出生率を合計したものを總再生産率と云ふ。これが1未滿となれば、その國の人口は假令死亡率が如何に改善されようとも出生率が高くならぬ限りは早晚絶對的な人口減少は免れ得ないわけである。蓋し此の率が1未滿なれば總ての新しく出生した女兒が夭折することなく妊孕年齢を經過するとしても、1人の婦人は平均してその生涯に自己に代つて次代の母たるべき1人の女兒を産み得ないこととなるからである。

第110表 總再生産率

國名	年次	總再生産率	國名	年次	總再生産率
日本	1937	2.145	獨逸	1936	1.063
ポルトガル	1930—31	1.868	濠洲	1938	1.069
南阿聯邦	1938	1.482	丁抹	1939	1.041
伊太利	1935—37	1.425	佛蘭西	1936	1.010
カナダ	1938	1.281	白耳義	1936	0.958
和蘭	1937	1.236	ノルウエー	1938	0.914
新西蘭	1939	1.160	英吉利	1937	0.883
米國	1938	1.091	瑞典	1937	0.847

75. 純再生産率

總再生産率が1以上となつただけでは人口の再生産にはならない。總ての出生女兒はその全妊孕年齢を完全に生存し通し得るものではなく、その一部は死亡率が零にならぬ限りは夭折して行くことは當然なことである。この出生女兒の夭折を見込んで計算されたものを人口の純再生産率といふ。これが尙且1以上にある場合には、1人の婦人は平均してその生涯に自己に代つて次代の母た

るべき1人以上の女兒を産み得ることを示しその國の人口は將來現在以上の人口増加を見るのである。

第111表

國名	年次	純再生産率
日本	1925	1.56
"	1930	1.53
"	1937	1.49
ポルトガル	1930—31	1.334
南阿聯邦	1938	1.304
伊太利	1935—37	1.131
和蘭	1937	1.119
カナダ	1938	1.094
新西蘭	1939	1.07
米國	1937	0.965
"	1938	1.003
獨逸	1937	0.904
"	1938	0.945
"	1939	0.982
濠洲	1938	0.98
丁抹	1939	0.919
佛蘭西	1937	0.87
ノルウエ	1938	0.834
白耳義	1936	0.831
瑞西	1939	0.793
英吉利	1937	0.782
瑞典	1937	0.761

第84圖 純再生産率



76. 生命表

生命表は國民の壽命に關して、統計上算出せられたる諸種の年齢別の値即ち生存數、死亡數、生存率、死亡率、平均餘命等を男女別に表章したものである。生命表に於ける國語及記號は保險數學に慣用する下記の如きものによる。

年 齡	x
生 存 數	l_x
死 亡 數	d_x
生 存 率	p_x
死 亡 率	q_x
死 力	μ_x
平 均 餘 命	e_x

生存數

生れた者が或る年齢に達した數をその年の生存數とし、生命表に於ては出生を10萬として計算するのである。

死亡數

或る年齢に達したる者の中、次の年齢に達せずして死亡する者の數をいふ。

$$d_x = l_x - l_{x+1}$$

生存率

或る年齢に達したる者の中、次の年齢に達する者の割合を其の年齢の生存率といふ。

$$p_x = \frac{l_{x+1}}{l_x}$$

死亡率

或る年齢に達したる者の中、次の年齢に達せずして死亡する者の割合を其の年齢の死亡率といふ。

$$q_x = \frac{d_x}{l_x}$$

死亡率は1より生存率を減じたるものに相当し死亡率と生存率とは互に餘數の關係にあり。

$$q_x = \frac{l_x - l_{x+1}}{l_x} = 1 - \frac{l_{x+1}}{l_x} = 1 - p_x$$

死力

或る年齢に達した時に於ける瞬間の死亡率を1年間の率として表したるものを死力といふ。

$$\mu_x = \lim_{\Delta x \rightarrow 0} \left(-\frac{1}{l_x} \frac{\Delta l_x}{\Delta x} \right) = -\frac{1}{l_x} \frac{dl_x}{dx}$$

平均餘命

或る年齢の生存者が全部死亡する迄に各人が生存したる年數を合計し、之を當初の生存數にて除したる年數、即ち或る年齢者の爾後生存し得べき平均年數を平均餘命といふのである。

$$\begin{aligned} e_x &= \frac{1}{l_x} \left\{ \frac{1}{2} d_x + \left(1 + \frac{1}{2}\right) d_{x+1} + \left(2 + \frac{1}{2}\right) d_{x+2} + \dots \right. \\ &\quad \left. \dots + \left(i + \frac{1}{2}\right) d_{x+i} + \dots \right\} \\ &= \frac{1}{l_x} \left\{ \frac{1}{2} l_x + l_{x+1} + l_{x+2} + \dots + l_{\omega} \right\} \\ &= \frac{1}{2} + \frac{l_{x+1} + l_{x+2} + l_{x+3} + \dots + l_{\omega}}{l_x} \end{aligned}$$

生命表は以上に述べたるが如く、國民の壽命に關するものであつて、廣く人口問題研究の基礎資料たるばかりではなく、恩給、年金、生命保險等の方面にも利用せられるのである。

我が國の生命表は明治35年以降既に6回に亘り作成されて居る。第6回生命表は昭和10年4月1日より同11年3月31日に亘る1年間に於ける内地に現在する内地人口に付き人口動態統計（昭和10年4月乃至同11年3月男女及年齢別死亡數・昭和9年4月乃至同11年3月男女及月別出生數・昭和10年4月乃至同11年3月男女及月齡別死亡數）並に昭和10年國勢調査結果（昭和10年10月1日現在内地人男女及年齢別人口）に基き作成されたものである。

第112表 第6回生命表（昭和10年4月—昭和11年3月）

年 齡	生 存 數		生 存 率		死 亡 率		平 均 餘 命	
	男	女	男	女	男	女	男	女
0 歳	100,000	100,000	0.88697	0.90083	0.11303	0.09917	46.92	49.63
1 歳	88,697	90,083	0.96301	0.96473	0.03699	0.03527	51.95	54.07
2 歳	85,416	86,906	0.97955	0.98004	0.02045	0.01996	52.92	55.02
3 歳	83,669	85,171	0.98651	0.98639	0.01349	0.01361	53.02	55.13
4 歳	82,540	84,012	0.99089	0.99068	0.00911	0.00932	52.74	54.89
5 歳	81,788	83,229	0.99352	0.99343	0.00648	0.00657	52.22	54.40
6 歳	81,258	82,682	0.99540	0.99545	0.00460	0.00455	51.85	53.76
7 歳	80,834	82,306	0.99639	0.99649	0.00361	0.00351	50.79	53.00
8 歳	80,592	82,017	0.99700	0.99707	0.00300	0.00293	49.97	52.18
9 歳	80,350	81,777	0.99739	0.99740	0.00261	0.00260	49.12	51.34
10 歳	80,141	81,564	0.99760	0.99746	0.00240	0.00254	48.25	50.47
11 歳	79,949	81,357	0.99774	0.99732	0.00226	0.00268	47.36	49.60
12 歳	79,768	81,139	0.99766	0.99684	0.00234	0.00316	46.47	48.73
13 歳	79,581	80,883	0.99737	0.99594	0.00263	0.00406	45.58	47.83
14 歳	79,372	80,555	0.99657	0.99456	0.00343	0.00544	44.69	47.07
15 歳	79,100	80,117	0.99521	0.99305	0.00479	0.00695	43.85	46.33
16 歳	78,721	79,560	0.99365	0.99193	0.00635	0.00807	43.06	45.65
17 歳	78,221	78,918	0.99218	0.99126	0.00782	0.00874	42.33	45.02
18 歳	77,609	78,228	0.99112	0.99090	0.00888	0.00910	41.66	44.41
19 歳	76,920	77,516	0.99050	0.99066	0.00950	0.00934	41.03	43.81
20 歳	76,189	76,792	0.99004	0.99040	0.00996	0.00960	40.41	43.22
25 歳	72,486	73,179	0.99078	0.99094	0.00922	0.00906	37.35	40.23
30 歳	69,441	70,130	0.99231	0.99194	0.00769	0.00806	33.89	36.88
35 歳	66,849	67,346	0.99240	0.99176	0.00760	0.00824	30.10	33.30
40 歳	64,242	64,515	0.99109	0.99099	0.00891	0.00901	26.22	29.65
45 歳	61,113	61,645	0.98815	0.99051	0.01185	0.00949	22.43	25.91
50 歳	57,034	58,537	0.98275	0.98789	0.01725	0.01211	18.85	22.15
60 歳	44,712	49,862	0.96446	0.97726	0.03554	0.02274	12.55	15.07
70 歳	26,434	35,328	0.92332	0.94667	0.07668	0.05333	7.62	9.04
80 歳	8,071	14,564	0.83385	0.86247	0.16615	0.13753	4.20	4.67
90 歳	531	1,235	0.65725	0.65668	0.34275	0.34332	2.14	2.09
100 歳	0.985	1.03	0.37868	0.23709	0.62132	0.70291	1.07	0.89

77. 生命表より見たる日本人の壽命

第6回生命表に依れば、日本人は生れて國民學校に入る迄に約2割、20歳に達する迄に約2割5分は死亡してしまひ、60歳に達する者は5割にも満たず、80歳に達する者僅かに約1割といふ状態である。

歐米各國人と以上の状態を比較して、日本人が如何に短命であるかを示せば次の如くである。

第113表 出生100萬中20歳に達する人數

	日 本	英 吉 利	米 國	獨 逸	佛 蘭 西	伊 太 利
男	76	87	89	87	85	80
女	77	89	91	89	87	81

第114表 出生100萬中滿1歳に達せずして死亡する人數

	日 本	英 吉 利	米 國	獨 逸	佛 蘭 西	伊 太 利
男	11	7	6	9	9	12
女	10	5	5	7	7	10

第115表

60年間今後毎年同じやうに男女共各々100萬人の出生があると假定したる場合、15—59歳の60年後の將來の生産年齢人口

	總 數	男	女
日 本	58,994	29,242	29,752
英 吉 利	73,776	36,175	37,601
米 國	74,244	36,413	37,831
獨 逸	74,313	36,525	37,788
佛 蘭 西	69,187	33,733	35,454
伊 太 利	66,079	32,635	33,444

第116表 零歳の平均餘命

	日 本	英 吉 利	米 國	獨 逸	佛 蘭 西	伊 太 利
男	46.9	58.7	59.1	59.9	54.3	53.8
女	49.6	62.9	62.7	62.8	59.0	56.0

第117表 20歳の平均餘命

	日 本	英 吉 利	米 國	獨 逸	佛 蘭 西	伊 太 利
男	40.4	46.8	46.0	48.2	43.3	46.8
女	43.2	49.9	48.5	49.8	47.4	48.5

第118表 30歳の平均餘命

	日 本	英 吉 利	米 國	獨 逸	佛 蘭 西	伊 太 利
男	33.9	38.2	37.5	39.5	35.4	33.6
女	36.9	41.2	40.0	41.1	39.5	40.4

備考 日 本 昭和10—11年
 英吉利 昭和5—7年
 米 國 昭和4—6年
 獨 逸 昭和7—9年
 佛蘭西 昭和3—8年
 伊太利 昭和5—7年

以上の例に依つて明らかなる如く實に日本人は歐米人に較べて短命である。茲に一言注意して置きたいことは、普通壽命といふ場合は零歳の平均餘命を指すのであるが、日本の男子は生れ落ちた處で平均47年弱の餘命即ち壽命があり、女子は49年強の餘命即ち壽命があるからと云つて、20歳になつたら男子はあと27年弱、女子はあと29年強の壽命だなどと早合點してはならぬことである。20歳の男子の平均餘命は40年強、女子のそれは43年強である。何故かと云ふに、年齢別の死亡率には變動があり例へば生後2、3年ほど経つと死亡率が低くなるから平均餘命は却つて長くなるのである。最も長い平均餘命を示す年齢は、男女共に3歳であつて、男は53.02歳、女は55.13歳である。

附 録

1. 明治前の全國人口

我國中世以前の史乘には、人口に関する記載乏しく、殊に計數的のものは絶無に近い。勿論上古以來調役の賦課上、地方的には人口を校し、全國的に戸籍を編成したる事蹟がない譯ではないが、いつしか之も廢絶した。又全國人口に就ては當時勅命あるにあらざれば調査せざる方針であつたから、其大數を窺知することも至難に屬する。降て中世武家時代に入つては、全國的の人口調査は勿論、統一的なる戸籍の編成すら行はれたことがなかつたから、其趨勢を察することも目下の所全く不可能である。世上往々上古、中古、中世の全國人口として傳ふるものがないではない。例へば聖德太子の御傳記と稱する二三の書、行基菩薩に関する書、或は日蓮の遺文録と稱するもの等に記載する若くは記載すると稱する計數が之であつて、徳川期乃至明治初期の學者中之を引用する者が少なくない。其計數は諸書大同小異であるが、聖德太子に関するものは四百九十何萬とするもの多く(崇峻・推古兩朝)、行基菩薩に関するものは或は四百五十何萬とし、或は八百六十何萬とし(聖武天皇御代)、又日蓮に関するものは略々聖德太子に関するものと同じい(後宇多天皇御代)。而して其男女別の判明するものは、悉く女子人口が超過し、或は二倍或は三倍に上つてゐる。此等は要するに單なる傳説に過ぎず、而も其原典も遙か後世の僞撰なるもの多く、其計數の到底信憑に値せざるは論を俟たない所である。

所傳の計數を不可として之を排し、尙且中世以前の全國人口を索めんには、勢ひ史上に散見する斷片的資料に依り、推計を試みるより外ない。然し乍ら此事も餘りに資料が乏しい爲め甚しく困難なるを免れない。明治初期以降三四の學者が試みた全國人口の推計も、概して根據薄弱且つ推計の方法が素朴なる爲め、得たる結果も價值高きものと云ふを得ない様である。唯先年澤田吾一學士

が、奈良朝時代の戸籍計帳及輸租帳の残簡を基礎として、若干地方に於ける人口の男女別比率、年齢構成、男口と課口との比率、一戸當平均人員等を算出し、之より發して郷別の人口を求め、更に國別並に全國人口に及ばれたのは、従前諸學者の試みに比して一段の進歩をなしたものと云へよう。而して氏の推計に依れば、奈良朝時代の「良民總口は五百萬と六百萬の間にあり」、良民以外の賤民、雜戶、私民を加ふるときは、「全國の總人口凡そ六百萬乃至七百萬」であらうと云ふことである。

次に時代は遙かに降り、中世末期戰國時代の全國人口を推計したものに、吉田東伍博士及竹越與三郎氏がある。吉田博士は、徳川時代の石高と人口とが大體正比例した關係（一石に付一人）に著目して、天正年間の石高が約千八百萬石であるから、當時の總人口は大約千八百萬人であらうと推測せられ、同様の考へ方に依り竹越氏も其少し前の時代の人口を千三百萬人と推算せられた。此種の方法は極めて漠然たるものであるけれども、又却て大要を得てゐるとも云ふことが出来よう。

降て徳川時代に入るや、吾々は始めて稍々根拠ある全國的の或は地方的の人口統計に接することが出来、又當時の人口状態を多少とも解明するに足る材料を得ることゝなつた。蓋し此時代の中期、享保年間から六年毎に全國的なる人口調査が實施せられ、其結果たる全國人口の概計も略々之を知ることを得るのみならず、他方現在の戸籍制度に相當すべき宗門改制度或は人別改制度が、徳川初期から年々村毎に行はれ、其帳簿も現在尙相當に残存して、地方的ながら人口の動態、靜態をも或程度察知することが出来るからである。

今、全國人口の調査に就て略説すれば、其濫觴は八代將軍吉宗が、享保六年に全國諸藩等に命じて、領内の人口を書上せしめたに在る。然し乍ら之は必ずしも當年の人口を特別に調査せしめたものではなくして、既存の調査があれば前年分にも差支へないものとした。其後享保十一年に至り、改めて諸藩、旗本、代官等に人口調査を命じたときに、始めて當該年の調査たるべきものとし、爾後子年及丑年即ち六年毎に大體同様の方法に依つて全國人口の調査を行ひ、

以て幕末に至つた。其調査方法は主要次の如くであるが、とに角かゝる調査の行ひ得られた所以は、徳川初期から公私領、都鄙を問はず、全國津々浦々迄年々宗門改或は人別改の制度が行はれ、其帳簿が編成されてゐたからに外ならない。

- (一) 幕府領は代官、私領は領主より、夫々子午年の春より十一月迄に調査の結果を提出せしめ、十二月中に之を國別に集計して一冊に編纂す。
- (二) 右以外の地、例へば社寺領並に江戸、京都、大阪、長崎の如き奉行支配の市街地人口も、右國別人口に編入す。
- (三) 調査人口は百姓町人、社人、男女僧尼其他であつて武家及其家從を除外す。
- (四) 十五歳未満の年齢階級は、藩の慣行に従ひ、採否自由とす。

斯くの如く全國人口の調査と稱するも、其方法は現今の國勢調査とは異なり、地方に依つて調査期日を區々にするのみならず、調査の客體も一定せず、或は數へ年一歳以上を採り或は二歳以上とし、或は十五歳以下を除外する等のこともあり、殊に武家及其從屬者が全部調査の範圍外となり、又脱籍、無籍者が調査に入らなかつたのは勿論である。更に又上の命令は幕府直轄地、大名旗本領等のみに效力を有したのであつて、皇室直轄地及皇族御料、公卿領に及ばなかつたと認めらるるから、此等の土地の人民は、之亦調査外であつたであらう。従て其計數は決して當時の全國人口を網羅したものではないことは云ふ迄もない。

右の如くして六年毎に調査せられた全國人口中、現在知られ居るものは下の十六回分であるが(享保六年分を入れるれば十七回)、此等計數中には出所を幕府の公的記録と覺しきものに有するものもあるが、其曖昧なるものもないではない。又年代に明確を缺き異説の立てらるゝものもあり、其他書寫の誤謬か、當初よりの誤か内譯と合計との一致しないものも少なくない。何れにしても尙吟味を要する點があるやうであるが、姑く之を下に掲げよう。

年 號	皇 紀	男	女	合 計	出 典
享保 6	2381	—	—	26,065,425	小宮山綏介氏説
" 11	2386	—	—	26,548,998	吹塵録
" 17	2392	14,407,107	12,514,709	26,921,816	吹塵録

年 號	皇 紀	男	女	合 計	出 典
延享元	2404	—	—	26,153,450	官中秘策
寬延 3	2410	13,818,654	12,099,176	25,917,830	官中秘策、吹塵錄
寶曆 6	2416	13,833,311	12,228,919	26,061,830	官中秘策
" 13	2422	13,785,400	12,136,058	25,921,458	吹塵錄
明和 5	2428	—	—	26,252,057	吹塵錄
安永 3	2434	—	—	25,990,451	吹塵錄
" 9	2440	—	—	26,010,600	吹塵錄
天明 6	2446	13,230,656	11,855,810	25,086,466	吹塵錄、天明寛政人 數帳
寛政 4	2452	—	—	24,891,441	吹塵錄
" 10	2458	—	—	25,471,033	吹塵錄
文化元	2464	13,427,249	12,194,708	25,621,957	吹塵錄、天明寛政人 數帳
天保 5	2494	14,053,455	13,010,452	27,063,907	小宮山綏介氏説
弘化 3	2506	13,854,043	13,053,582	26,907,625	吹塵錄
嘉永 5	2512	14,160,736	13,040,064	27,201,400	井上瑞枝氏説

備考 小宮山綏介氏の説は「近代の人口と天時との關係」(國史論纂)、井上瑞枝氏の説は「大日本古來人口考」(統計學雜誌第十九卷)に依る。但し嘉永五年の分を小宮山氏は文政11年の分に充つ。

右全國人口は先に述べたやうに、全人口を網羅したるものではない。今試に其除外せられた者の中、最大部分を占むべき公卿及武士階級並に其等の從屬者及奉公人等を明治初年の調査に基づき約二百三十萬皇室御料及公卿領等の人民を約二十萬と見積るときは、前掲全國人口に約二百五十萬を加ふることとなる。而して年齢の關係及脱籍無籍の爲め除外せられた數は、到底之を推知することが出来ないが、此等除外せられたものを全部合計して三百萬乃至三百五十萬とすることは、中らずと雖も遠からざるべく、畢竟するに徳川時代後半期の全國總人口は大約二千八百萬人乃至三千萬人の間を上下したものと見て大過ないであらう。之を稍々信頼に値する明治五年の全國人口三千三百餘萬人に對比しても、其妥當なるを思はしむるのである。

次に地方的人口の多寡増減を見るために、國別人口の判明する寛延三年以後六回分に就き、試みに之を明治以後の慣例に従つて下の十地方に區別して表示すれば次の如くである。

地 域	寛 延 3 年	天 明 6 年	文 化 元 年
近 畿 地 方	4,448,801	4,420,791	4,336,934
東 海 地 方	2,373,803	2,307,949	2,340,929
關 東 地 方	5,047,356	4,375,736	4,295,684
東 北 地 方	2,682,389	2,368,641	2,473,097
東 山 地 方	1,603,262	1,663,333	1,694,168
北 陸 地 方	2,160,541	2,108,387	2,307,745
山 陰 地 方	739,143	787,647	844,253
山 陽 地 方	2,037,582	2,139,958	2,223,509
四 國 地 方	1,562,283	1,661,501	1,760,526
九 州 地 方	3,165,370	3,226,255	3,299,697

地 域	天 保 5 年	弘 化 3 年	嘉 永 5 年
近 畿 地 方	4,470,692	4,366,456	4,531,450
東 海 地 方	2,474,591	2,483,265	2,476,024
關 東 地 方	4,171,388	4,438,478	4,343,872
東 北 地 方	2,631,438	2,520,333	2,626,021
東 山 地 方	1,827,581	1,774,446	1,889,418
北 陸 地 方	2,640,834	2,534,477	2,598,219
山 陰 地 方	933,309	877,994	913,711
山 陽 地 方	2,464,624	2,433,799	2,425,217
四 國 地 方	1,932,849	1,943,146	1,896,948
九 州 地 方	3,449,732	3,468,045	3,422,274

之に依つて見れば、近畿地方、關東地方及東北地方に於ては、人口は減退或は停滯を示し、其他の地方に於ては漸増したことが知られる。而して全國總人口に於て殆んど増減を示さないのは、上記三地方就中關東地方の減退が著しいのに由るのである。斯くの如く全體的に見て人口が停滯或は減退してゐるのは、屢々起つた天災凶荒に原因する飢饉、或は頻發した疫癘に因る死亡者が多數に上つたこと、農民等の生活が一般的に窮乏を極め、其ため人口制限が廣汎に行はれた結果であると認められる。然し乍ら前記のやうに當時の全國人口が全部を網羅したものでないのみならず、調査自體が不完全であり、且又其方法も前後一貫したとは云へないであらうから、漫然と時代或は地域を比較して其趨勢を云爲しても、正鵠を得てゐるかどうか疑問であらう。

2. 世界の面積及人口

	面積 (方 軒)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方軒に付)
世界 總 數	134,793,000	1938年頃	2,169,400,000	16
亞 細 亞 洲	41,645,000	1938 "	1,192,000,000	29
歐 羅 巴 洲	11,413,000	1938 "	530,000,000	46
北 亞 米 利 加 洲	24,600,000	1938 "	182,300,000	7
南 亞 米 利 加 洲	18,218,000	1938 "	90,900,000	5
阿 弗 利 加 洲	30,340,000	1938 "	160,600,000	5
大 洋 洲	8,558,000	1938 "	10,800,000	1
1) 極 地	10,000,000			
亞 細 亞 洲				
帝 國	681,011	1940.10. 1	105,226,101	155
內 地	382,561	"	73,114,308	191
朝 鮮	220,788	"	24,326,327	110
臺 灣	35,961	"	5,872,084	163
樺 太	36,090	"	414,891	11
關 東 州	3,462	"	1,367,334	395
南 洋 群 島	2,149	"	131,157	61
滿 洲 國	1,303,143	1940.10. 1	43,233,954	33
吉 林 省	83,925	"	5,865,024	66
龍 江 省	67,482	"	2,087,092	31
北 安 省	76,183	"	2,318,053	30
黑 河 省	118,899	"	149,679	1
三 江 省	90,418	"	1,417,888	16
東 安 省	41,397	"	522,833	13
濱 江 省	63,860	"	4,236,410	66
牡 丹 江 省	32,975	"	689,113	21
間 島 省	30,134	"	848,819	28
安 東 省	26,506	"	2,232,284	84
奉 天 省	74,860	"	10,325,530	138
錦 州 省	40,162	"	4,323,239	108
熱 河 省	103,062	"	4,557,676	44
新 京 特 別 市	438	"	554,202	1,266

	面積 (方 軒)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方軒に付)
通 化 省	31,705	1940.10. 1	982,942	31
興 安 西 省	73,934	"	763,804	10
興 安 南 省	76,866	"	1,026,235	13
興 安 東 省	109,107	"	200,654	2
興 安 北 省	156,230	"	132,477	1
中 國 本 部	10,361,604	1936.12.31	446,605,017	43
中 國 本 部	3,782,105	"	418,659,321	111
四 川 省	431,309	"	51,367,141	119
山 東 省	180,559	"	37,610,188	208
江 蘇 省	109,829	"	40,048,971	365
河 南 省	172,736	"	34,290,148	199
廣 東 省	217,404	"	33,202,093	153
河 北 省	154,440	"	31,174,903	202
湖 南 省	273,231	"	31,300,820	115
湖 北 省	207,692	"	25,122,072	121
安 徽 省	134,426	"	22,536,711	168
浙 江 省	103,058	"	21,652,687	210
河 西 省	200,209	"	16,869,651	84
廣 西 省	217,578	"	11,331,618	52
雲 南 省	320,051	"	11,660,444	36
福 建 省	158,702	"	9,982,744	63
山 西 省	155,935	"	11,669,274	110
陝 西 省	187,409	"	12,006,216	64
貴 州 省	179,478	"	10,552,105	59
甘 肅 省	378,059	"	6,281,535	17
內 蒙 古 省	845,299	"	5,789,612	7
察 哈 爾 省	278,957	"	2,100,205	8
綏 遠 省	291,432	"	2,321,604	8
寧 夏 省	274,910	"	1,367,803	5
青 海 省	697,194	"	6,195,057	9
西 康 省	371,599	"	8,906,430	24
新 疆 省	1,828,418	"	2,567,640	1
外 蒙 古 省	1,621,201	"	764,946	0.5
西 藏	1,215,788	"	3,722,011	3

	面積 (方 軒)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方軒に付)
2) ソヴェト連邦(亞細亞の部)	15,191,500	1939. 1.17	41,236,718	3
トルコ	762,736	1938. 1. 1	16,800,000	22
トルコ(亞細亞の部)	738,761	"	15,480,000	21
タイ	529,036	1938. 7.11	14,976,000	28
イラン(ペルシア)	1,645,000	1933	15,055,000	9
アフガニスタン	650,000	1935	7,000,000	11
ネパール	140,000	1931	5,600,000	40
3) スード・アラビア	1,107,900	1934	5,250,000	5
イラク	301,982	1938. 1. 1	3,670,000	12
3) エメーン	62,000	1930	1,000,000	16
3) オーマン	215,000	1932	500,000	2
3) ブータン	50,000	1935	250,000	5
3) トルシヤ	...	1916	80,000	...
3) コーウエート	50,000	1931	50,000	1
3) クアタル	22,000		25,000	1
3) ハードラマウト	109,000
英吉利屬領(亞細亞の部)	5,108,263	1938	389,427,000	76
英領印度	4,079,370	1938. 1. 1	360,000,000	88
直轄地	2,234,045	1931. 2.26	256,808,309	115
王侯領	1,845,325	"	81,310,845	44
ビルマ	604,721	1938. 1. 1	15,797,000	26
錫 倫	65,906	"	5,792,000	88
英領馬來	132,023	1938.12.31	5,254,000	40
馬來聯邦	71,328	"	2,104,000	29
聯邦外諸邦	57,187	"	1,805,000	32
海峽植民地	3,512	"	1,344,000	383
香 港	1,013	1938. 1. 1	1,010,000	997
英領 ボルネオ	211,251	"	935,000	4
サイプラス(キプロス)島	9,282	1939. 1. 1	375,000	40
バレーン諸島	552	1937	120,000	217
マルヂヴ諸島	298	1937	80,000	268
ア デ ン	207	1931. 2.26	51,478	249
ソコトラ島	3,579	1931	12,000	3
4) クリア・ムリア諸島	57	1937	2,200	39

	面積 (方 軒)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方軒に付)
英吉利委任統治區域(亞細亞の部)	68,319	1936—38	1,809,000	26
パレスティン	26,319	1939.10. 1	1,477,000	56
トランスジヨルタン	42,000	1936. 1. 1	332,000	8
佛蘭西屬領(亞細亞の部)	743,377	1938	25,823,000	35
佛領印度支那	740,400	1938. 1. 1	25,300,000	34
安 南	147,600	1936. 7. 1	5,656,000	38
カンボチャ	181,000	"	3,046,000	17
交趾支那	64,700	"	4,616,000	71
ラオス	231,400	"	1,012,000	4
東 京	115,700	"	8,700,000	75
佛領印度	513	1938. 1. 1	300,000	585
ボンデシエリ	...	1936	179,890	...
カリカル	...	"	62,453	...
シヤンデルナゴル	...	"	31,853	...
マ へ	...	"	13,162	...
ヤナオン	...	"	5,397	...
廣 州 灣(租借地)	842	1938. 1. 1	222,000	264
シエーク・シエード	1,622	1931	1,000	0.6
佛蘭西委任統治區域(亞細亞の部)				
シリア及リベノン	197,000	1939	3,778,536	19
伊太利屬領(亞細亞の部)				
エーゲ諸島	2,682	1936. 4.21	148,801	56
和 蘭 屬 領(亞細亞の部)				
蘭領印度	1,904,159	1938. 1. 1	67,400,000	35
ポルトガル領(亞細亞の部)	22,813	1937	1,231,000	54
5) ポルトガル領印度	3,806	1931	579,969	152
ポルトガル領チモール	18,989	1934	460,655	24
澳 門	18	1935	159,121	8,840
北米合衆國領(亞細亞の部)				
比 律 賓	296,285	1939. 1. 1	15,984,247	54
歐 羅 巴 洲				
ソヴェト連邦	21,174,900	1939. 1.17	170,467,186	8
ロシア共和國	16,510,200	"	109,278,614	7
ウクライナ共和國	445,300	"	30,960,221	70

	面積 (方 軒)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方軒に付)
白ロシア共和國	126,800	1939. 1.17	5,567,976	44
アゼルバイジャン共和國	86,000	"	3,209,727	37
ジョルジア共和國	69,600	"	3,542,289	51
アルメニア共和國	30,000	"	1,281,599	43
トルクメン共和國	443,600	"	1,253,985	3
ウズベック共和國	378,300	"	6,282,446	17
タジック共和國	143,900	"	1,485,091	10
カザック共和國	2,744,500	"	6,145,937	2
キルギーズ共和國	196,700	"	1,459,301	7
2) ソヴェエト聯邦(歐羅巴の部)	5,983,500	1939. 1.17	129,230,468	22
6) 獨 逸	583,408	1939. 5.17	79,364,408	136
獨逸(ザール地方を除く)	468,801	1933. 6.16	65,218,461	139
獨逸(埃地利及ザールを含む)	554,700	1939. 5.17	74,826,000	135
7) 英 吉 利(屬領及委任統治區域を含む)	31,906,914	1938	522,815,000	16
英 吉 利(本國)	243,980	1938. 7. 1	47,485,000	195
大ブリテン	229,866	1931. 4.26	44,795,357	195
イングランド及ウエールス	151,105	1938. 7. 1	41,215,000	273
スコットランド	78,761	1939. 7. 1	5,011,000	64
北部愛蘭	14,114	"	1,295,000	92
7) 英吉利屬領	29,444,104	1938	465,975,000	16
英吉利屬領(歐羅巴の部)	71,370	1938	3,363,000	47
愛蘭自由國	70,283	1939. 7. 1	2,934,000	42
マルタ島	316	1938. 1. 1	265,000	838
海峽群島	194	1937.12.31	94,810	489
ジェルセイ島	116	"	50,500	435
ゲルンセイ島	65	1931. 4.27	40,634	625
アルダネイ島	8	"	1,521	190
其の他の諸島	1	"	579	579
マン島	572	1931. 4.27	49,308	86
ジブラルタル	5	1939. 1. 1	20,000	4000
英吉利委任統治區域	2,218,830	1938	9,355,000	4
佛 蘭 西(屬領及委任統治區域を含む)	12,650,947	1938	114,322,784	9
佛 蘭 西(本國)	550,986	1938. 7. 1	41,980,000	76
(コルシカ島)	(8,722)	1936. 3. 8	(322,854)	(37)

	面積 (方 軒)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方軒に付)
佛 蘭 西 屬 領	11,424,461	1938	65,264,784	5
佛蘭西委任統治區域	675,500	1938	7,078,000	9
伊 太 利(屬領を含む)	3,780,412	1938	52,085,612	14
伊 太 利(本國)	310,190	1940. 1. 1	44,413,000	143
(シシリー島)	(25,709)	1936. 4.21	(3,970,988)	(154)
(サルディニア島)	(24,089)	"	(1,036,170)	(43)
伊 太 利 屬 領	3,470,222	1938	8,605,000	2
ポ ー ラ ン ド	388,390	1938.12.31	35,090,000	90
西 班 牙(屬領を含む)	840,479	1938	26,000,000	31
西 班 牙(本國)	504,902	1938. 1. 1	25,000,000	50
(バlear諸島)	(5,014)	1933.12.31	(373,553)	(75)
(カナリア諸島)	(7,495)	"	(584,879)	(78)
西 班 牙 屬 領	335,577	1938	1,000,000	3
ル ー マ ニ ア	295,049	1939. 1. 1	19,852,000	67
ス ロ ヴ ァ キ ヤ	38,116	1940. 1. 1	2,691,000	71
ユーゴスラヴィア	247,542	1940. 1. 1	15,703,000	63
ハンガリー	117,146	1939. 7.15	10,822,000	92
白 耳 義(屬領及委任統治區域を含む)	2,421,571	1938	23,116,000	10
白 耳 義(本國)	30,507	1940. 1. 1	8,396,000	275
白耳義屬領	2,336,892	1937. 1. 1	11,000,000	5
白耳義委任統治區域	54,172	1938	3,720,000	69
和 蘭(屬領を含む)	2,080,762	1938	69,716,103	34
和 蘭(本國)	35,038	1940. 1. 1	8,829,000	252
和 蘭 屬 領	2,045,854	1938	67,672,000	33
ポルトガル(屬領を含む)	2,173,948	1938	17,714,000	7
8) ポルトガル(本國)	91,767	1939. 1. 1	7,460,000	81
ポルトガル屬領	2,081,791	1938	10,254,000	4
希 臘	129,880	1939. 1. 1	7,107,000	55
瑞 典	448,953	1939. 1. 1	6,310,000	14
ブルガリア	103,146	1939. 1. 1	6,371,000	62
瑞 西	41,295	1939. 1. 1	4,187,000	101
フィンランド	382,801	1938. 1. 1	3,835,000	10
丁 抹(屬領を含む)	2,219,328	1938	3,837,000	2
丁 抹(本國)	42,929	1939. 1. 1	3,793,000	88

	面積 (方 軒)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方軒に付)
丁 抹 屬 領	2,176,399	1938	44,000	0.02
丁 抹 屬 領(歐羅巴の部)				
フエーウアネ(フェロール)	1,399	1938. 1. 1	26,000	19
諾 威(屬領を含む)	385,891	1930.12. 1	2,814,748	7
諾 威(本國)	322,599	1939. 1. 1	2,921,000	9
諾 威 屬 領	63,292	1930.12. 1	554	0.009
スヴァルバルト(スヒツツ ベルゲン)	62,920	1930.12. 1	550	0.009
ヤンマエン	372	1930.12. 1	4	0.01
リスアニア	59,478	1940. 1. 1	2,879,000	48
ラトヴィア	65,791	1939. 1. 1	1,981,000	30
トルコ(歐羅巴の部)	23,975	1938. 1. 1	1,320,000	55
エストニア	47,549	1940. 1. 1	1,122,000	24
アルバニア	27,538	1940. 1. 1	1,063,000	39
ダンチヒ自由市	1,894	1937. 6.30	405,000	214
ルクセンブルグ	2,586	1938. 1. 1	301,000	116
アイスランド	102,846	1939. 1. 1	119,000	1
モナコ	2	1938. 1. 1	23,956	15,971
サン・マリノ	61	1938. 1. 1	14,000	236
リヒテンシュタイン	159	1937. 1. 1	12,000	76
アンドラ	453	1934	6,000	14
ヴァティカン市	0.4	1933. 1.31	1,044	2,373
北 亞 米 利 加 洲				
北米合衆國(屬領を含む)	9,682,401	1638	148,579,000	15
北米合衆國(本國)	7,839,348	1938. 7. 1	130,215,000	17
ニューイングランド地方	172,037	1937. 6.30	8,597,000	50
中央大西洋沿岸地方	265,614	1937. 6.30	27,478,000	103
東北中部地方	642,589	1935. 6.30	25,841,000	40
西北中部地方	1,342,595	"	13,819,000	10
南大西洋沿岸地方	732,734	"	17,260,000	24
東南中部地方	470,039	"	10,731,000	23
西南中部地方	1,133,881	"	12,900,000	11
山嶽地方	2,240,384	"	3,792,000	2
太平洋沿岸地方	839,475	"	8,839,000	11
北米合衆國屬領	1,843,053	1936—38	18,364,247	10

	面積 (方 軒)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方軒に付)
北米合衆國屬領(北亞米利 加の部)	1,529,379	1936—40	1,933,000	1
ポート・リコ	8,896	1938. 7. 1	1,806,000	203
アラスカ	1,518,717	"	63,000	0.04
パナマ運河地帯	1,422	1937. 7. 1	42,000	30
ヴァージン群島	344	1936. 7. 1	22,000	64
メキシコ	1,969,365	1940. 3. 6	21,000,000	11
キューバ	114,524	1938. 1. 1	4,165,000	36
ハイチ	27,844	1936. 1. 1	3,003,000	108
グアテマラ	109,724	1939	3,045,000	28
サルヴァドル	34,126	1939. 1. 1	1,704,000	50
ドミニカ	50,070	1938. 1. 1	1,587,000	32
ホンジュラス	153,226	1938. 1. 1	1,000,000	7
ニカラグア	118,453	1937	1,134,000	10
コスタリカ	49,827	1939. 1. 1	623,000	13
パナマ	74,010	1938	548,000	7
英吉利屬領(北亞米利加の部)	10,336,619	1938	13,824,000	1
カナダ	9,569,326	1938. 6. 1	11,209,000	1
英領西印度諸島	32,406	1938. 1. 1	2,233,000	69
ジャマイカ	11,525	"	1,152,528	100
トリニダード	4,828	"	427,995	89
バルバドス	430	"	190,939	444
リワード	1,883	"	142,000	75
グレナダ	344	"	88,000	256
バハマ	11,406	"	66,908	6
セント・ルシア	603	"	67,404	112
セント・ヴァインセント	388	"	57,526	148
トバゴ	300	"	28,011	93
ケイマン諸島	269	"	6,750	25
タークス及ケイコス諸島	430	"	5,300	12
ニュー・ファウンドランド	110,677	1938. 1. 1	289,000	3
英領ホンジュラス	22,268	1938. 1. 1	57,000	3
ベルムダ	49	1939. 1. 1	31,000	637
ラブラドル	601,893	1938. 1. 1	5,000	0.01
佛蘭西屬領(北亞米利加の部)	3,126	1938. 1. 1	569,000	182

	面積 (方 呎)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方呎に付)
グアドループ	1,780	1935. 7. 1	304,000	171
マルチニツク	1,106	1936. 7. 1	247,000	223
セントピエール及ミクロン	240	1936. 7. 1	4,000	17
和蘭屬領(北亞米利加の部)				
キユラサオ諸島	1,044	1939. 1. 1	101,000	97
丁抹屬領(北亞米利加の部)				
9) グリーンランド	2,175,000	1936	18,000	0.06
南 亞 米 利 加 洲				
ブラジル	8,511,189	1939. 1. 1	44,116,000	5
アルゼンティン	2,797,113	1939. 1. 1	12,958,000	5
コロンビア	1,139,000	1938. 7. 5	8,701,816	8
ペルー	1,249,049	1938. 1. 1	7,100,000	6
チリ	741,767	1939. 1. 1	4,635,000	6
ヴェネズエラ	912,050	1938. 1. 1	3,530,000	4
ボリヴェリア	1,332,808	"	3,300,000	3
エクアドル	441,618	1936	3,400,000	8
ウルグアイ	186,926	1939. 1. 1	2,120,000	11
パラグアイ	460,507	1938	950,000	2
英吉利屬領(南亞米利加の部)				
英領ギアナ	231,744	1938. 1. 1	337,000	2
フォークランド諸島	15,716	"	3,000	0.2
南ジョージア	2,590	1936	690	0.3
佛蘭西屬領(南亞米利加の部)				
佛領ギアナ	91,000	—	36,605	0.4
和蘭屬領(南亞米利加の部)				
蘭領ギアナ(スリナム)	140,651	1938. 1. 1	171,000	1
阿 弗 利 加 洲				
エジプト	1,000,000	1937. 3. 27	15,904,525	16
リベリア	120,000	1937.12.31	2,500,000	21
國際管理國タンヂール地帯	583	1937.12.31	80,000	137
英吉利及エジプトノ共同領域				
アングロ・エジプシアン・スーダン	2,611,000	1938. 1. 1	6,187,000	2
英吉利屬領(阿弗利加の部)				
ナイジェリア	876,922	1938. 1. 1	20,477,000	23
10) 南阿聯邦	1,223,857	"	9,887,000	8

	面積 (方 呎)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方呎に付)
ウガンダ	243,401	1938. 1. 1	3,712,000	15
ケニア	582,624	"	3,334,000	6
ゴールドコースト	204,089	1938. 1. 1	3,746,000	18
シエラ・レオネ	72,323	"	1,950,000	27
ナイアサランド	124,183	"	1,639,000	14
北ローデシア	751,908	1937. 1. 1	1,380,000	2
南ローデシア	389,347	1938. 1. 1	1,357,000	4
バスターランド	30,344	1936. 5. 1	562,311	19
モーリシアス	2,096	1938. 1. 1	414,000	197
英領ソマリーランド	176,113	"	347,000	2
ザンチバル	2,642	"	243,000	92
ベチユアナランド	712,247	1936. 5. 1	265,756	0.4
ガンビア	10,538	1938. 1. 1	193,000	18
スワジールランド	17,366	"	156,715	9
セーシエル	404	"	31,000	77
セント・ヘレナ	122	"	4,415	36
アツセンション	88	"	154	2
英吉利委任統治區域(阿弗利加の部)				
1,071,581	1937—39	6,450,000	6	
タンガニイカ	949,540	1939. 1. 1	5,258,000	6
カメルン	88,266	1938. 1. 1	831,000	9
トゴランド	33,775	1937. 7. 1	360,000	11
南阿聯邦委任統治區域				
西南阿弗利加	835,113	1938. 1. 1	365,000	0.4
佛蘭西屬領(阿弗利加の部)				
10,564,307	1938. 1. 1	38,733,000	4	
佛領西阿弗利加	4,701,575	"	14,750,000	3
アルジェリア	2,204,864	"	7,400,000	3
佛領モロッコ	398,627	"	6,430,000	16
マダガスカル	592,200	"	3,800,000	6
佛領赤道阿弗利加	2,487,000	1936. 7. 1	3,423,015	1
チュニス	155,830	1938. 1. 1	2,670,000	17
レユニオン(プールボン)	2,511	"	210,000	84
佛領ソマリーコースト	21,700	"	50,000	2
佛蘭西委任統治區域(阿弗利加の部)				
478,500	1936—38	3,298,000	7	
カメルン	422,000	1938. 1. 1	2,517,000	6

	面積 (方 軒)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方軒に付)
ト ー ゴ	56,500	1939. 1. 1	781,000	14
白耳義領(阿弗利加の部)				
白耳義コンゴ	2,336,892	1937. 1. 1	11,000,000	5
白耳義委任統治區域				
ルアンダ・ウルンディ	54,172	1938. 1. 1	3,720,000	69
ポルトガル屬領(阿弗利加の部)	2,058,979	1936—37	9,023,000	4
モザンビック	771,125	1937	4,896,000	6
アングウラ	1,246,700	"	3,485,000	3
ポルトガル領ギニア	36,125	"	420,000	12
ケープ・ヴェルデ	4,033	"	162,000	40
セントトマス及プリンセス	996	"	60,000	60
伊太利屬領(阿弗利加の部)	3,467,540	1936	8,456,000	2
エテイオピア	785,000	1936. 6.30	5,300,000	7
伊領ソマリランド	702,000	1936. 6.30	1,300,000	2
伊領リビア	1,759,540	1938. 4. 1	856,000	1
エリトリア	221,000	1936. 6.30	1,000,000	5
西班牙屬領(阿弗利加の部)	335,577	1937 *	1,000,000	3
西班牙領モロッコ	22,000	1936.12.31	750,000	34
リオ・デ・オロ	282,826	"	20,000	0.07
イフニ	2,499	"		
西班牙領ギニア	28,052	"	120,000	4
西班牙領北部阿弗利加	200	"	115,000	575
太 洋 洲				
英吉利及佛蘭西の共同領域				
ニュー・ヘブライズ	14,762	1938	53,000	4
英吉利屬領(太平洋の部)	8,257,189	1938. 1. 1	9,314,000	1
濠 洲(本土)	7,704,131	1939. 1. 1	6,930,000	1
ニュー・サウスウエールズ	801,425	1936. 6.30	2,669,191	3
ヴィクトリア	227,619	"	1,847,943	8
クキーンズランド	1,735,587	"	999,221	0.6
南オーストラリア	984,377	"	589,161	0.6
西オーストラリア	2,527,621	"	474,336	0.2
タスマニア	67,897	"	230,871	3
ノーザン・テリトリ	1,356,170	"	28,067	0.02

	面積 (方 軒)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方軒に付)
フェデラルキャピタル・テリトリ	2,435	1936. 6.30	9,765	4
濠洲屬領				
パプア	234,490	1938. 1. 1	300,000	1
ノーフォーク	34	1936. 7. 1	1,000	34
新西蘭(本土)	267,843	1939. 1. 1	1,619,000	6
北 島	114,687	1937. 4. 1	1,031,276	9
南 島	150,458	"	554,725	4
ステワード諸島	1,735	"	500	0.3
キヤスマム諸島	963	"	710	0.7
新西蘭屬領				
クック諸島	256	1930. 4.30	12,246	48
ニウ島	259	1936. 4.20	4,104	16
トケラウ(ユニオン)諸島	10	1936.11. 4	1,170	117
ケルマデック諸島	34	"	2	0.06
オークランド諸島	606	"	—	—
キャンベル島	114	"	—	—
アンティポデイス諸島	62	"	—	—
スリー・キングス諸島	8	"	—	—
スナレス諸島	3	"	—	—
ボウンティ諸島	1	"	—	—
ソランデル島	1	"	—	—
フィジー諸島	18,345	1937.12.31	205,397	11
英領ソロモン諸島	29,676	1937.12.31	94,066	3
トンガ諸島	647	"	33,544	52
ギルバート諸島	430	"	35,000	75
エリース諸島	36	"		
オーシャン島	...	"	2,791	...
ピチケイリン島	5	1936. 6.30	209	42
フアニング島	39	1936.12.31	175	4
ワシントン島	16	"	131	8
ボエニクス諸島	41	1936	59	1
ジャルゲイス島	4	"	30	8
クリスマス島	...	"	23	...
マルデン島	91	"	—	—

	面積 (方 呎)	調査年月日	人 口	人口密度 (1方呎に付)
スタルブク島	3	1936	—	—
バルミラ島	3	"	—	—
英吉利委任統治區域				
ナウル	22	1938. 4. 1	3,000	156
濠洲委任統治區域				
ニュー・ギニア	240,861	1938	670,000	3
新西蘭委任統治區域				
ウエスト・サモア	2,934	1938. 4. 1	58,000	20
佛 蘭 西 屬 領(太平洋の部)				
ニュー・カレドニア	18,653	1936. 7. 1	59,217	3
東部太平洋諸島	3,998	1936. 5. 3	43,962	11
北米合衆國屬領(太平洋の部)	17,389	1938. 7. 1	447,000	26
布 哇	16,658	1930. 4. 1	368,336	25
(オアフ島)	(1,549)	1930	(202,887)	(131)
(ハワイ島)	(10,399)	"	(73,325)	(7)
(マウイ島)	(1,886)	"	(48,756)	(26)
(カウアイ島)	(1,417)	"	(35,806)	(25)
(モロカイ島)	(676)	"	(5,032)	(7)
グアム島	534	1938. 7. 1	23,000	43
米領サモア	197	"	12,000	62
帝國委任統治區域				
南洋群島	2,149	1940.10. 1	131,157	61

- 備考 1) 總數中に含まず
2) 歐亞の地理的限界として東方に於てはウラル山脈並にオレンブルグ、カタリネンブルグ及チエルヤピンスク地方の東邊を、南方に於てはコーカサス山脈を採用す
3) 是等のアラビア諸國は殆ど英吉利の勢力下にあり面積、人口共に正確を期し難し
4) カラマン島を含む
5) 印度西海岸のチウ、ダマン、ゴアの3地方なり
6) 1939.5.17調査當時の領域による
7) アンダロ・エジプト・スーダン及ニュー・ヘブライズを含まず
8) アゾレス及マデイラ諸島を含む
9) 氷原地面積1,883,000方呎を含む
10) ウエルグイス・ベイを含む

3. 植民地及委任統治區域に於ける白人の分布

	調査年次	白人數		調査年次	白人數
アルジェリア	1936	858,909	シエラ・レオネ	1931	718
アンゴウラ	1935	30,000	佛領ソマリーコースト	1931	628
バストランド	1936	1,434	英領ソマリーランド	1931	68
ベチユアナランド	1936	1,899	伊領ソマリーランド	1931	1,500
ベルギー領コンゴ	1936	18,500	西南アフリカ	1936	31,049
英領カメルン	1935	354	西領ギニア	1935	1,500
佛領カメルン	1935	2,257	スーダン	1935	6,776
ケープベルデ諸島	1933	864	スワジールランド	1936	2,735
エリトリア	1931	4,000	タンガニカ	1935	8,455
佛領赤道アフリカ	1931	4,463	タンジール	1935	12,000
佛領西アフリカ	1936	19,061	英領トーゴランド	1931	43
ガンビア	1931	217	佛領トーゴランド	1935	418
ゴールドコースト	1935	2,800	チュニス	1936	191,885
ケニア	1935	17,997	ウガンダ	1935	1,994
リビア	1931	45,000	ザンジバル	1935	300
マダガスカル	1933	21,054	アラスカ	1929	28,640
モーリチアス	1935	700	グリーンランド	1934	334
佛領モロッコ	1936	194,696	ラブラドル	1935	4,000
西領モロッコ	1934	45,000	セント・ピエール	1931	4,321
モザンビック	1935	10,000	アンチグア	1935	1,000
ナイジェリア	1935	5,246	バハマ	1935	10,400
北部アフリカ	1935	90,000	バルバドス	1935	13,000
北ローデシア	1835	9,913	ベルムダ	1935	13,008
ナイアサランド	1935	1,781	英領ホンジュラス	1935	1,100
ポルトガル領ギニア	1935	500	ケイマン諸島	1935	600
レユニオン	1935	70,000	キュラサオ	1935	3,500
リオ・デ・オロ	1930	297	ドミニカ	1935	700
ルアンダ・ウルンデイ	1935	893	グレナダ	1935	1,050
セント・ヘレナ	1935	400	グアドループ	1935	21,600
セント・トマス及プリンス	1935	500	ジャマイカ	1935	19,000
セシエル	1935	500	マルチニク	1935	10,500

	調査年次	白人數		調査年次	白人數
モンチエレート	1935	107	パレスチナ	1935	355,142
パナマ運河地帯	1935	20,000	フィリッピン	1935	50,000
ポート・リコ	1935	1,280,000	葡領印度	1935	1,000
セント・キッツ	1935	1,200	サラワク	1935	390
セント・ルーシア	1935	1,000	ソコトラ	1935	50
セント・ヴァンセント	1935	2,500	海峽殖民地	1935	12,100
トリニダッド	1935	44,000	シリア及リバノン	1935	5,000
タークス諸島	1934	160	チモル	1935	500
英領ヴァージン諸島	1932	22	トランスジヨルダン	1935	2,000
米領ヴァージン諸島	1935	2,000	聯邦外マレー	1931	1,295
英領ギアナ	1935	2,186	ジブラルタル	1931	17,494
フォークランド諸島	1935	3,180	マルタ	1935	250,000
佛領ギアナ	1934	25,000	スピツベルゲン	1935	2,500
蘭領ギアナ	1935	1,938	米領サモア	1930	227
アデン及ペリム	1931	1,700	英領ソロモン諸島	1931	478
エーゲ海諸島	1931	10,000	クック諸島	1935	100
ボルネオ	1935	84	フィジー諸島	1936	4,028
セイロン	1935	10,100	佛領太平洋諸島	1931	5,882
サイプラス島	1935	250,000	ギルバート及エリス諸島	1935	280
マレー聯邦	1931	6,350	グアム	1930	1,205
佛領印度	1931	740	ハワイ	1936	88,193
佛領印度支那	1936	31,695	ナウル	1936	179
香港	1931	16,476	ニューカレドニア	1936	16,515
クリアムリア諸島	1935	—	ニューギニア	1935	4,176
廣州灣	1926	270	ニューヘブリッツ	1935	953
廣東	1935	50	ノルフォーク	1933	1,230
マカオ	1935	2,000	パプア	1933	1,148
マルチブ諸島	1921	—	トケラウ	1935	—
蘭領印度	1930	177,449	トンガ	1935	434
北ボルネオ	1931	362	ウエストサモア	1935	400

4. 道府縣別人口動態摘要

1. 婚姻

道府縣	婚姻件數	婚 姻 率 (人口1,000に付)				
		昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年
總數	538,831	7.46	9.47	7.82	8.04	7.52
北海道	25,433	7.88	8.58	7.19	7.45	6.82
青森	8,176	8.01	10.05	8.13	8.62	8.18
岩手	8,978	8.24	9.40	7.97	8.32	8.11
宮城	9,408	7.28	9.22	7.67	7.96	7.79
秋田	8,797	8.23	9.95	8.76	9.14	8.72
山形	9,022	7.92	9.73	8.06	8.72	8.20
福島	12,810	7.87	9.98	7.97	8.32	8.08
茨城	11,273	7.10	9.34	7.53	7.86	7.01
栃木	9,056	7.37	9.46	8.04	8.32	7.67
群馬	9,015	7.06	9.62	7.81	7.92	7.58
千葉	11,540	7.34	9.30	7.86	8.24	7.78
東京	11,423	7.17	9.30	7.62	8.22	7.55
神奈川	42,307	6.08	7.58	6.25	6.49	6.13
新潟	14,001	7.08	9.02	7.26	7.28	6.94
新潟	15,751	7.74	9.72	8.74	9.20	8.84
富山	6,858	8.45	12.30	9.57	10.18	9.30
石川	6,256	8.07	11.66	9.57	9.66	8.91
福井	5,039	7.59	11.58	9.31	9.74	8.93
山梨	5,206	7.93	10.13	8.28	8.22	8.04
長野	12,963	7.57	9.41	7.77	8.16	7.27
岐阜	9,457	7.53	10.81	8.45	8.64	8.22
静岡	14,111	6.96	9.35	8.17	8.42	8.10
愛知	20,040	6.58	9.49	7.62	7.80	7.43
三重	9,413	7.94	10.61	8.79	8.94	7.84
滋賀	5,080	7.02	10.32	8.80	9.13	8.47
京都	10,790	6.01	8.47	6.96	7.22	6.62
大阪	28,695	6.02	7.63	6.16	6.41	6.22
兵庫	21,475	6.94	9.17	7.34	7.54	6.89
奈良	5,364	8.44	11.63	8.73	8.87	8.56
和歌山	7,222	8.16	9.98	8.18	8.43	7.88
鳥取	4,209	8.57	10.40	8.57	8.62	7.44

道府縣	婚姻件數	婚 姻 率 (人口 1,000に付)				
		昭和13年	昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年
島根	6,178	8.22	10.18	8.36	8.66	7.59
岡山	11,263	8.27	10.89	8.78	8.58	7.73
廣島	15,134	8.07	10.37	8.91	9.01	8.30
山口	9,980	8.15	9.73	8.48	8.55	8.02
徳島	5,796	7.87	11.15	8.73	8.70	7.99
香川	6,494	8.56	11.80	9.49	9.22	8.25
愛媛	10,011	8.49	10.68	8.76	8.75	8.07
高知	5,974	8.38	10.84	8.16	8.53	7.39
福岡	22,106	7.63	9.32	7.82	7.84	7.39
佐賀	6,327	9.27	11.37	9.27	9.43	8.48
長崎	10,622	7.95	9.19	7.84	7.83	7.31
熊本	12,230	8.69	9.88	8.35	8.38	7.84
大分	8,684	8.67	10.30	8.83	8.93	8.07
宮崎	7,096	8.21	9.56	7.66	7.72	7.03
鹿兒島	15,040	9.32	10.67	8.43	8.46	7.73
沖繩	6,728	11.18	10.30	9.40	9.62	9.64

2. 初婚者の平均婚姻年齢

道府縣	昭和 13 年			昭和 12 年		
	夫	妻	年齢差	夫	妻	年齢差
總數	28.389	24.414	3.975	28.089	24.156	3.933
北海道	28.466	23.955	4.511	28.285	23.804	4.481
青森	25.960	23.485	2.475	25.984	21.524	4.460
岩手	25.624	23.291	2.333	25.792	21.700	4.092
宮城	27.276	23.200	4.076	27.185	23.042	4.143
秋田	26.611	23.028	3.583	26.504	21.833	4.671
山形	27.267	23.579	3.688	27.015	23.409	3.606
福島	27.010	23.684	3.326	26.974	23.609	3.365
茨城	27.902	24.473	3.429	27.692	24.327	3.365
栃木	27.744	24.384	3.360	27.537	24.202	3.335
群馬	28.077	25.099	2.978	27.713	24.897	2.816
埼玉	27.706	24.506	3.200	27.424	24.231	3.193
千葉	27.441	23.927	3.514	27.393	23.822	3.571
東京	29.907	25.612	4.295	29.726	25.441	4.285

道府縣	昭和 13 年			昭和 12 年		
	夫	妻	年齢差	夫	妻	年齢差
神奈川	29.218	25.174	4.044	29.087	25.163	3.924
新潟	26.838	23.719	3.119	26.705	23.682	3.023
富山	27.015	22.568	4.447	26.628	22.308	4.320
石川	27.518	23.102	4.416	27.395	22.937	4.458
福井	27.570	23.195	4.375	27.204	22.873	4.331
山梨	28.685	25.398	3.287	28.385	25.227	3.158
長野	28.651	25.389	3.262	28.484	25.202	3.282
岐阜	28.358	24.085	4.273	28.096	23.837	4.259
静岡	27.406	23.524	3.882	27.017	23.237	3.780
愛知	28.523	24.427	4.096	28.002	23.982	4.020
三重	28.337	24.318	4.019	27.958	23.987	3.971
滋賀	29.046	24.585	4.461	28.522	24.283	4.239
京都	29.378	25.093	4.285	28.984	24.837	4.147
大阪	30.039	25.905	4.134	29.555	25.549	4.006
兵庫	29.187	24.967	4.220	28.674	24.490	4.184
奈良	28.717	24.987	3.730	28.341	24.727	3.614
和歌山	28.959	24.638	4.321	28.312	24.101	4.211
鳥取	27.845	24.343	3.502	27.225	23.885	3.340
島根	28.141	24.203	3.938	27.838	23.817	4.021
岡山	28.602	24.542	4.060	28.182	24.220	3.962
廣島	28.370	23.898	4.472	27.967	23.578	4.389
山口	28.864	24.042	4.822	28.421	23.657	4.764
徳島	27.698	23.647	4.051	27.311	23.489	3.822
香川	28.506	24.355	4.151	28.137	24.115	4.022
愛媛	28.328	23.981	4.347	27.811	23.644	4.167
高知	28.241	24.172	4.069	27.933	23.973	3.960
福岡	28.808	24.822	3.986	28.621	24.593	4.028
佐賀	28.413	24.667	3.746	28.103	24.404	3.699
長崎	28.769	24.663	4.106	28.494	24.484	4.010
熊本	28.631	24.736	3.895	28.268	24.326	3.942
大分	28.261	24.071	4.190	27.849	23.658	4.191
宮崎	28.390	24.755	3.635	28.049	24.292	3.757
鹿兒島	28.962	25.429	3.533	28.667	25.094	3.573
沖繩	27.783	24.789	2.994	27.360	24.279	3.081

2. 離 婚

道府縣	離婚件數	離 婚 率 (人口1,000に付)				
	昭和13年	昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年
總 數	44,656	0.62	0.65	0.66	0.70	0.71
北 海 道	1,894	0.59	0.63	0.58	0.63	0.62
青 森	847	0.83	0.90	0.91	0.94	0.96
岩 手	783	0.72	0.72	0.75	0.78	0.80
宮 城	738	0.57	0.57	0.58	0.59	0.66
秋 田	956	0.89	0.97	0.99	1.05	1.10
山 形	757	0.66	0.72	0.73	0.79	0.78
福 島	893	0.55	0.61	0.62	0.66	0.69
茨 城	562	0.35	0.43	0.41	0.47	0.47
栃 木	595	0.48	0.54	0.47	0.60	0.57
群 馬	605	0.47	0.52	0.50	0.59	0.53
埼 玉	706	0.45	0.47	0.49	0.55	0.53
千 葉	806	0.51	0.55	0.60	0.61	0.61
東 京	3,496	0.50	0.54	0.54	0.57	0.57
神 奈 川	1,023	0.52	0.54	0.54	0.56	0.57
新 潟	1,580	0.78	0.87	0.93	0.97	1.02
富 山	632	0.78	0.88	0.82	0.88	1.02
石 川	643	0.83	0.86	0.92	1.01	1.00
福 井	531	0.80	0.92	0.85	0.98	1.08
山 梨	344	0.52	0.54	0.52	0.52	0.50
長 野	754	0.44	0.47	0.49	0.51	0.53
岐 阜	750	0.60	0.60	0.63	0.74	0.72
靜 岡	1,280	0.63	0.69	0.72	0.73	0.78
愛 知	1,748	0.57	0.61	0.63	0.68	0.68
三 重	694	0.59	0.65	0.62	0.61	0.65
滋 賀	375	0.52	0.55	0.53	0.58	0.56
京 都	907	0.51	0.52	0.52	0.58	0.57
大 阪	2,479	0.52	0.54	0.53	0.57	0.59
兵 庫	1,866	0.60	0.57	0.58	0.63	0.67
奈 良	362	0.57	0.68	0.57	0.67	0.70
和 歌 山	597	0.67	0.62	0.66	0.73	0.70
鳥 取	362	0.74	0.76	0.82	0.88	0.92

道府縣	離婚件數	離 婚 率 (人口1,000に付)				
	昭和13年	昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年
島 根	549	0.73	0.73	0.78	0.92	0.90
岡 山	888	0.65	0.67	0.67	0.70	0.71
廣 島	1,572	0.84	0.89	0.91	0.96	0.98
山 口	936	0.76	0.80	0.82	0.85	0.88
德 島	484	0.66	0.73	0.71	0.78	0.72
香 川	650	0.86	0.85	0.85	0.90	0.86
愛 媛	1,063	0.90	0.96	0.90	0.95	1.02
高 知	644	0.90	0.93	0.91	0.95	0.99
福 岡	1,908	0.66	0.68	0.69	0.70	0.66
佐 賀	515	0.75	0.72	0.79	0.72	0.75
長 崎	986	0.74	0.71	0.74	0.75	0.74
熊 本	849	0.60	0.64	0.70	0.73	0.74
大 分	697	0.70	0.72	0.78	0.83	0.87
宮 崎	484	0.56	0.66	0.69	0.67	0.72
鹿 兒 島	1,042	0.65	0.67	0.68	0.68	0.70
沖 繩	824	1.37	1.30	1.29	1.36	1.36

4. 出 生

道府縣	出生數	出 生 率 (人口1,000に付)				
	昭和13年	昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年
總 數	1,928,321	26.70	30.61	29.92	31.63	29.97
北 海 道	105,309	32.64	33.89	33.09	35.83	34.22
青 森	36,559	35.81	41.76	38.51	42.44	41.31
岩 手	38,628	35.45	38.00	38.08	38.65	38.24
宮 城	41,323	31.99	36.19	35.03	36.47	36.70
秋 田	37,470	35.06	37.47	38.86	40.20	38.31
山 形	36,442	31.98	35.67	34.87	36.78	35.15
福 島	51,421	31.61	35.11	33.22	35.45	34.32
茨 城	47,305	29.80	33.91	32.12	34.56	31.58
栃 木	36,107	29.40	33.79	32.94	34.98	33.17
群 馬	37,921	29.69	33.18	31.87	33.94	32.14
埼 玉	45,960	29.24	33.18	32.90	35.11	31.68
千 葉	43,178	27.10	32.21	31.54	32.93	30.95
東 京	157,466	22.61	25.43	25.97	27.61	25.08

道府縣	出生數	出生率 (人口1,000に付)				
	昭和13年	昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年
神奈川	50,026	25.31	28.53	28.59	30.11	27.41
新潟	63,459	31.19	34.69	34.82	35.73	33.04
富山	23,052	28.42	33.32	35.15	34.72	33.19
石川	19,664	25.35	29.57	31.64	31.18	30.37
福井	16,982	25.56	30.98	31.58	31.78	30.35
山梨	19,652	29.94	33.42	31.30	33.39	31.09
長野	47,859	27.95	30.72	29.70	31.11	28.74
岐阜	36,380	28.99	33.94	32.51	33.81	33.23
静岡	56,902	28.06	31.88	32.11	33.73	33.51
愛知	80,507	26.44	30.45	30.04	31.29	31.08
三重	32,627	27.53	31.63	31.19	32.18	30.42
滋賀	17,590	24.31	29.45	28.68	29.95	28.47
京都	36,982	20.60	24.73	24.86	26.11	24.63
大阪	95,184	19.98	23.06	23.15	24.48	24.10
兵庫	69,424	22.44	26.71	26.52	28.10	26.47
奈良	14,614	23.00	28.04	27.59	29.05	28.61
和歌山	20,519	23.19	27.49	26.86	28.34	26.68
鳥取	12,799	26.06	29.94	29.72	29.82	27.66
島根	19,489	25.92	31.58	29.77	32.15	29.50
岡山	32,051	23.52	28.77	27.84	28.89	26.00
広島	44,515	23.75	28.05	27.28	29.60	27.29
山口	28,794	23.51	28.11	26.66	28.76	27.29
徳島	20,594	27.97	33.99	32.15	33.46	31.81
香川	19,789	26.09	32.00	30.61	32.73	29.11
愛媛	32,674	27.71	33.21	31.07	32.94	30.40
高知	16,876	23.67	27.88	25.86	29.19	26.09
福岡	73,619	25.41	30.07	28.16	30.27	28.56
佐賀	19,050	27.90	34.01	30.96	33.58	31.52
長崎	37,924	28.38	31.65	30.44	31.90	30.37
熊本	38,179	27.13	31.51	29.45	31.31	30.09
大分	27,449	27.40	33.44	30.36	32.91	31.53
宮崎	25,172	29.13	34.21	31.94	34.51	31.98
鹿児島	46,480	28.82	33.41	30.69	32.92	31.09
沖縄	16,355	27.18	26.37	26.22	27.70	26.11

5. 死 産

道府縣	死産數	死産率 (人口1,000に付)				
	昭和13年	昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年
總數	99,528	1.38	1.56	1.58	1.67	1.66
北海道	4,442	1.38	1.47	1.44	1.54	1.53
青森	1,459	1.43	1.70	1.65	1.77	1.77
岩手	2,034	1.87	2.09	2.05	2.09	2.21
宮城	2,080	1.61	1.74	1.75	1.89	1.94
秋田	1,875	1.75	2.00	2.01	2.29	2.22
山形	1,677	1.47	1.72	1.70	1.84	1.76
福島	2,853	1.75	1.93	1.92	2.00	2.04
茨城	2,757	1.74	1.99	2.01	2.14	2.07
栃木	2,160	1.76	1.91	2.12	2.13	2.24
群馬	2,283	1.79	2.03	1.96	2.14	2.14
埼玉	2,780	1.77	2.07	2.04	2.29	2.12
千葉	2,269	1.42	1.66	1.71	1.82	1.80
東京	9,277	1.33	1.43	1.45	1.55	1.47
神奈川	3,065	1.55	1.64	1.74	1.80	1.72
新潟	2,934	1.44	1.53	1.57	1.62	1.60
富山	898	1.11	1.27	1.46	1.47	1.41
石川	1,001	1.29	1.49	1.57	1.52	1.63
福井	787	1.18	1.44	1.64	1.70	1.82
山梨	981	1.49	1.73	1.81	1.70	1.78
長野	2,525	1.47	1.64	1.61	1.72	1.76
岐阜	1,621	1.29	1.52	1.53	1.63	1.61
静岡	3,047	1.50	1.70	1.81	1.86	1.97
愛知	4,118	1.35	1.42	1.49	1.51	1.66
三重	1,418	1.20	1.38	1.53	1.43	1.51
滋賀	847	1.17	1.32	1.40	1.49	1.47
京都	2,026	1.13	1.40	1.41	1.52	1.45
大阪	6,973	1.46	1.75	1.70	1.85	1.89
兵庫	4,610	1.49	1.71	1.70	1.73	1.75
奈良	919	1.45	1.79	1.77	1.90	2.08
和歌山	1,104	1.25	1.39	1.42	1.66	1.51
鳥取	667	1.36	1.70	1.62	1.68	1.72

道府縣	死産數	死 産 率 (人口1,000に付)				
	昭和13年	昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年
島根	889	1.18	1.48	1.55	1.61	1.57
岡山	1,874	1.38	1.59	1.69	1.75	1.66
広島	2,289	1.22	1.45	1.43	1.47	1.50
山口	1,389	1.13	1.23	1.20	1.26	1.23
徳島	1,135	1.54	1.86	1.86	2.07	2.00
香川	873	1.15	1.44	1.36	1.51	1.39
愛媛	1,309	1.11	1.34	1.40	1.44	1.42
高知	786	1.10	1.32	1.40	1.53	1.32
福岡	4,355	1.50	1.74	1.70	1.76	1.71
佐賀	688	1.01	1.25	1.27	1.35	1.32
長崎	1,511	1.13	1.22	1.22	1.43	1.32
熊本	1,142	0.81	0.93	0.89	0.95	0.95
大分	1,078	1.08	1.20	1.29	1.41	1.42
宮崎	1,137	1.32	1.53	1.51	1.63	1.63
鹿兒島	1,585	0.98	1.17	1.11	1.13	1.07
沖縄	1	0.00	0.01	0.01	0.00	0.01

6. 死 亡

道府縣	死亡數	死 亡 率 (人口1,000に付)				
	昭和13年	昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年
總數	1,259,805	17.44	16.95	17.51	16.78	18.11
北海道	52,077	16.14	16.32	16.39	15.93	16.90
青森	19,415	19.02	19.01	22.04	18.86	20.74
岩手	21,375	19.62	20.10	20.25	18.35	20.39
宮城	20,826	16.12	16.43	16.75	16.67	17.01
秋田	19,580	18.32	18.77	19.49	18.82	19.61
山形	20,673	18.14	18.27	18.62	18.19	19.55
福島	28,549	17.55	17.03	17.15	16.73	18.06
茨城	29,725	18.73	17.36	17.91	17.61	18.79
栃木	21,315	17.36	16.67	16.87	16.41	18.10
群馬	22,465	17.59	17.42	16.81	16.40	18.11
埼玉	31,027	19.74	18.57	18.29	18.31	19.77
千葉	31,697	19.89	18.36	18.80	18.79	19.38
東京	94,202	13.53	12.91	12.98	12.90	13.69

道府縣	死亡數	死 亡 率 (人口1,000に付)				
	昭和13年	昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年
神奈川	30,776	15.57	14.74	14.84	15.15	15.98
新潟	38,299	18.83	18.73	19.40	18.23	20.84
富山	18,487	22.79	22.93	22.07	21.27	24.42
石川	18,168	23.42	23.70	24.77	23.03	26.28
福井	14,722	22.16	22.62	23.72	21.39	25.69
山梨	11,330	17.26	15.95	16.55	17.17	16.61
長野	28,532	16.66	16.19	16.80	16.00	16.32
岐阜	25,099	20.00	19.01	20.10	18.32	21.36
静岡	33,931	16.73	15.92	17.18	16.49	17.50
愛知	52,344	17.19	16.46	16.91	15.68	19.37
三重	24,413	20.60	18.89	19.82	18.39	20.30
滋賀	14,428	19.94	18.65	19.85	18.34	21.45
京都	28,604	15.94	15.26	16.91	15.43	17.33
大阪	66,409	13.94	14.27	14.32	14.79	16.39
兵庫	51,522	16.65	16.28	16.89	16.30	17.45
奈良	11,437	18.00	17.98	18.83	18.98	20.94
和歌山	14,554	16.45	15.93	16.79	17.63	17.41
鳥取	9,344	19.02	18.12	18.49	17.99	19.04
島根	16,430	21.85	19.89	21.32	19.88	21.15
岡山	25,458	18.68	17.76	18.85	17.50	18.62
広島	33,727	17.99	16.57	18.29	16.56	18.12
山口	24,198	19.76	18.54	19.50	18.20	18.69
徳島	14,755	20.04	19.91	19.98	19.60	20.51
香川	14,302	18.86	17.47	18.84	17.57	19.36
愛媛	21,057	17.86	17.55	18.19	17.28	18.06
高知	13,327	18.69	18.08	18.52	17.93	17.59
福岡	53,874	18.60	18.11	18.58	16.91	17.45
佐賀	13,601	19.92	19.47	21.32	18.37	19.52
長崎	25,258	18.90	18.17	18.65	16.97	17.50
熊本	25,542	18.15	17.79	18.04	17.11	18.03
大分	20,014	19.98	20.55	20.61	19.21	20.54
宮崎	14,351	16.61	16.34	16.85	16.45	16.16
鹿兒島	28,874	17.90	16.98	17.50	16.75	17.12
沖縄	9,712	16.14	15.87	17.22	16.14	15.64

7. 乳 兒 死 亡

道 府 縣	乳兒死亡數	乳 兒 死 亡 率 (出生 100 に付)				
		昭和 13 年	昭和 13 年	昭和 12 年	昭和 11 年	昭和 10 年
總 數	220,695	11.44	10.58	11.67	10.67	12.48
北 海 道	11,183	10.62	10.88	11.15	10.53	11.66
青 森	5,514	15.08	13.70	19.42	14.08	16.10
岩 手	5,690	14.73	14.15	15.24	13.36	14.31
宮 城	4,639	11.23	11.08	12.08	12.08	11.95
秋 田	4,929	13.15	13.62	14.39	13.56	14.84
山 形	4,569	12.54	12.58	13.63	13.02	14.18
福 島	5,682	11.05	10.38	11.39	10.68	12.18
茨 城	6,376	13.48	12.12	13.38	12.78	14.48
栃 木	3,810	10.55	9.51	10.35	9.76	11.33
群 馬	3,721	9.81	9.80	9.50	9.50	11.17
埼 玉	5,482	11.93	11.21	11.48	11.28	12.82
千 葉	6,087	14.10	12.62	13.01	13.11	13.81
東 京	13,343	8.47	7.97	7.88	7.94	9.42
神 奈 川	4,741	9.48	8.92	8.67	9.58	10.35
新 潟	6,809	10.73	10.39	11.42	10.52	13.32
富 山	3,829	16.61	15.88	15.05	15.22	18.63
石 川	3,226	16.41	15.54	16.91	14.67	19.28
福 井	2,813	16.56	14.95	16.66	14.20	18.63
山 梨	1,939	9.87	9.27	9.47	10.91	10.45
長 野	4,177	8.73	8.46	9.42	8.95	9.67
岐 阜	4,667	12.83	11.06	12.52	10.97	13.91
靜 岡	6,371	11.20	10.30	11.58	11.15	11.67
愛 知	9,682	12.03	10.98	11.95	10.11	14.49
三 重	4,500	13.79	12.03	13.71	11.90	15.10
滋 賀	2,440	13.87	11.75	13.21	11.07	14.46
京 都	4,172	11.28	9.67	12.06	9.80	12.79
大 阪	10,162	10.68	10.59	10.86	11.18	12.76
兵 庫	7,826	11.27	9.95	11.40	10.33	12.14
奈 良	2,076	14.21	12.48	13.62	13.45	15.14
和 歌 山	2,204	10.74	9.42	11.49	10.39	11.41
鳥 取	1,436	11.22	10.41	10.83	10.71	13.15

道 府 縣	乳兒死亡數	乳 兒 死 亡 率 (出生 100 に付)				
		昭和 13 年	昭和 13 年	昭和 12 年	昭和 11 年	昭和 10 年
島 根	2,457	12.61	11.16	13.39	11.72	13.59
岡 山	3,862	12.05	10.57	12.57	10.81	13.45
廣 島	5,000	11.23	9.31	11.82	9.33	11.90
山 口	3,098	10.76	9.42	11.00	10.03	10.72
德 島	2,573	12.49	11.06	12.10	11.14	13.02
香 川	2,590	13.09	10.56	13.47	10.71	13.85
愛 媛	3,358	10.28	9.54	11.03	9.52	11.30
高 知	2,189	12.97	11.40	13.18	11.34	13.04
福 岡	9,398	12.77	10.72	13.14	10.42	12.23
佐 賀	2,785	14.62	12.64	14.62	11.36	14.44
長 崎	4,277	11.28	10.37	11.37	9.70	11.29
熊 本	3,671	9.62	8.77	9.65	8.76	10.29
大 分	3,520	12.82	11.93	13.65	11.09	13.18
宮 崎	2,584	10.27	9.09	10.34	8.89	10.03
鹿 兒 島	4,486	9.65	8.21	9.18	8.64	9.78
沖 繩	752	4.60	5.00	5.12	5.39	5.49

8. 結 核 死 亡

道 府 縣	結核死亡數	結 核 死 亡 率 (人口 10,000 に付)				
		昭和 13 年	昭和 13 年	昭和 12 年	昭和 11 年	昭和 10 年
總 數	148,827	20.61	20.30	20.66	19.08	19.29
北 海 道	8,754	27.13	26.39	26.78	24.10	23.87
青 森	1,972	19.31	18.40	20.32	17.95	19.54
岩 手	1,524	13.99	14.14	14.38	12.78	13.89
宮 城	1,920	14.86	13.46	15.36	13.78	14.38
秋 田	1,524	14.26	13.89	13.99	12.87	13.04
山 形	1,503	13.19	12.90	13.03	12.21	12.97
福 島	2,317	14.24	13.69	14.14	12.97	14.32
茨 城	1,834	11.55	10.94	11.24	10.72	10.74
栃 木	1,669	13.59	14.31	14.48	12.41	13.30
群 馬	2,192	17.16	17.21	17.47	16.20	16.39
埼 玉	2,414	15.36	15.73	16.00	15.38	16.05
千 葉	2,137	13.41	13.00	13.62	12.37	13.29
東 京	17,666	25.37	23.77	24.16	21.87	23.01

道府縣	結核死亡數	結核死亡率(人口10,000に付)				
	昭和13年	昭和13年	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年
神奈川	4,640	23.48	21.74	22.94	20.73	21.84
新潟	3,751	18.44	18.24	18.52	17.73	18.71
富山	2,026	24.98	24.67	24.09	20.47	20.76
石川	2,606	33.60	34.40	34.89	31.27	30.23
福井	1,566	23.57	24.81	26.51	22.64	24.85
山梨	809	12.32	12.08	12.83	12.25	12.93
長野	2,629	15.36	15.26	15.27	14.53	14.50
岐阜	2,917	23.24	23.97	23.41	21.37	22.05
静岡	3,750	18.49	18.66	18.72	17.27	17.74
愛知	6,618	21.73	20.82	21.84	19.92	20.15
三重	2,302	19.42	20.25	19.91	19.24	18.60
滋賀	1,559	21.54	21.98	22.58	20.92	21.80
京都	4,697	26.17	25.66	26.81	25.89	25.66
大阪	12,143	25.48	24.81	26.79	24.81	25.03
兵庫	7,751	25.05	25.55	26.03	23.69	23.63
奈良	1,160	18.26	19.98	20.69	20.76	20.31
和歌山	1,684	19.03	19.75	19.56	19.47	18.44
鳥取	1,001	20.38	18.80	19.75	17.72	16.79
島根	1,619	21.53	20.73	20.46	20.25	19.97
岡山	2,411	17.69	16.84	17.18	16.07	16.23
広島	3,736	19.93	19.12	19.69	18.40	18.37
山口	2,780	22.70	22.93	21.24	19.64	19.84
徳島	1,705	23.16	23.43	21.87	20.99	19.11
香川	1,502	19.20	18.90	19.40	19.19	18.22
愛媛	2,554	21.66	21.59	21.61	20.61	20.08
高知	1,312	18.40	18.99	17.54	15.97	15.39
福岡	6,516	22.49	22.00	21.10	19.61	19.90
佐賀	1,332	19.51	17.91	18.70	16.66	16.65
長崎	2,586	19.35	19.84	20.98	19.25	19.84
熊本	2,228	15.83	17.82	17.75	16.20	16.60
大分	1,989	19.85	20.72	20.44	19.71	19.80
宮崎	1,289	14.92	16.10	16.10	14.86	13.57
鹿児島	3,091	19.16	20.02	18.62	17.78	16.63
沖縄	1,142	18.98	19.98	21.91	23.43	21.29

5. 人口政策確立要綱 (昭和十六年一月二十二日閣議決定)

第一 趣 旨

東亞共榮圈ヲ建設シテ其ノ悠久ニシテ健全ナル發展ヲ圖ルハ皇國ノ使命ナリ、之ガ達成ノ爲ニハ人口政策ヲ確立シテ我國人口ノ急激ニシテ且ツ永續的ナル發展増殖ト其ノ資質ノ飛躍的ナル向上トヲ圖ルト共ニ東亞ニ於ケル指導力ヲ確保スル爲其ノ配置ヲ適正ニスルコト特ニ喫緊ノ要務ナリ

第二 目 標

右ノ趣旨ニ基キ我國ノ人口政策ハ内地人人口ニ就キテハ左ノ目標ヲ達成スルコトヲ旨トシ差當リ昭和三十五年總人口一億ヲ目標トス、外地人人口ニ就キテハ別途之ヲ定ム

- 一、人口ノ永遠ノ發展性ヲ確保スルコト
- 二、増殖力及資質ニ於テ他國ヲ凌駕スルモノトスルコト
- 三、高度國防國家ニ於ケル兵力及勞力ノ必要ヲ確保スルコト
- 四、東亞諸民族ニ對スル指導力ヲ確保スル爲其ノ適正ナル配置ヲナスコト

第三 右ノ目的ヲ達成スル爲採ルベキ方策ハ左ノ精神ヲ確立スルコトヲ旨トシ之ヲ基本トシテ計畫ス

- 一、永遠ニ發展スベキ民族タルコトヲ自覺スルコト
- 二、個人ヲ基礎トスル世界觀ヲ排シテ家ト民族トヲ基礎トスル世界觀ノ確立、徹底ヲ圖ルコト
- 三、東亞共榮圈ノ確立、發展ノ指導者タルノ矜持ト責務トヲ自覺スルコト
- 四、皇國ノ使命達成ハ内地人人口ノ量的及質的ノ飛躍的發展ヲ基本條件トスルノ認識ヲ徹底スルコト

第四 人口増加ノ方策

人口ノ増加ハ永遠ノ發展ヲ確保スル爲出生ノ増加ヲ基調トスルモノトシ併セテ死亡ノ減少ヲ圖ルモノトス

一、出生増加ノ方策

出生ノ増加ハ今後ノ十年間ニ婚姻年齢ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ムルト共ニ一夫婦ノ出生數平均五兒ニ達スルコトヲ目標トシテ計畫ス之ガ爲採ルベキ方策概ネ左ノ如シ

- (イ) 人口増殖ノ基本的前提トシテ不健全ナル思想ノ排除ニ努ムルト共ニ健全ナル家族制度ノ維持強化ヲ圖ルコト
- (ロ) 團體又ハ公營ノ機關等ヲシテ積極的ニ結婚ノ紹介、斡旋、指導ヲナサシムルコト
- (ハ) 結婚費用ノ徹底的輕減ヲ圖ルト共ニ、婚資貸付制度ヲ創設スルコト
- (ニ) 現行學校制度ノ改革ニ就キテハ特ニ人口政策トノ關係ヲ考慮スルコト
- (ホ) 高等女學校及女子青年學校等ニ於テハ母性ノ國家的使命ヲ認識セシメ保育及保健ノ知識、技術ニ關スル教育ヲ強化徹底シテ健全ナル母性ノ育成ニ努ムルコトヲ旨トスルコト
- (ヘ) 女子ノ被傭者トシテノ就業ニ就キテハ二十歳ヲ超ユル者ノ就業ヲ可成抑制スル方針ヲ採ルト共ニ婚姻ヲ阻害スルガ如キ雇傭及就業條件ヲ緩和又ハ改善セシムル如ク措置スルコト
- (ト) 扶養家族多キ者ノ負擔ヲ輕減スルト共ニ獨身者ノ負擔ヲ加重スル等租稅政策ニ就キ人口政策トノ關係ヲ考慮スルコト
- (チ) 家族ノ醫療費、教育費其ノ他ノ扶養費ノ負擔輕減ヲ目的トスル家族手當制度ヲ確立スルコト
之ガ爲家族負擔調整金庫制度(假稱)ノ創設等ヲ考慮スルコト
- (リ) 多子家族ニ對シ物資ノ優先配給、表彰、其ノ他各種ノ適切ナル優遇ノ方法ヲ講ズルコト
- (ス) 妊産婦乳幼兒等ノ保護ニ關スル制度ヲ樹立シ産院及乳兒院ノ擴充、出産用衛生資材ノ配給確保、其ノ他之ニ必要ナル諸方策ヲ講ズルコト
- (ル) 避妊、墮胎等ノ人爲的産兒制限ヲ禁止防遏スルト共ニ、花柳病ノ絶

減ヲ期スルコト

二、死亡減少ノ方策

死亡減少ノ方策ハ當面ノ目標ヲ乳幼兒死亡率ノ改善ト結核ノ豫防トニ置キ一般死亡率ヲ現在ニ比シ二十年間ニ概ネ三割五分低下スルコトヲ目標トシテ計畫ス此ノ目的達成ノ爲採ルベキ方策概ネ次ノ如シ

- (イ) 保健所ヲ中心トスル保健指導網ヲ確立スルコト
- (ロ) 乳幼兒死亡率低下ノ中心目標ヲ下痢腸炎、肺炎及先天性弱質ニ依ル死亡ノ減少ニ置キ、之ガ爲都市農村ヲ通ジ母性及乳幼兒ノ保護指導ヲ目的トスル保健婦ヲ置クト共ニ保育所ノ設置、農村隣保施設ノ擴充、乳幼兒必需品ノ確保、育兒知識ノ普及ヲ圖リ併セテ乳幼兒死亡低下ノ運動ヲ行フコト
- (ハ) 結核ノ早期發見ニ努メ産業衛生竝ニ學校衛生ノ改善、豫防竝ニ早期治療ニ關スル指導保護ノ強化、療養施設ノ擴充等ヲナスト共ニ各廳連絡調整ノ機構ヲ整備シテ結核對策ノ確立徹底ヲ期スルコト
- (ニ) 健康保險制度ヲ擴充強化シテ之ヲ全國民ニ及ボスト共ニ醫療給付ノ外豫防ニ必要ナル諸般ノ給付ヲナサシムルコト
- (ホ) 環境衛生施設ノ改善、特ニ庶民住宅ノ改善ヲ圖ルコト
- (ヘ) 過勞ノ防止ヲ圖ル爲國民生活ヲ刷新シテ充分ナル休養ヲ採リ得ル如クスルコト
- (ト) 國民榮養ノ改善ヲ圖ル爲榮養知識ノ普及徹底ヲ圖ルト共ニ、榮養食ノ普及、團體給食ノ擴充ヲナスコト
- (チ) 醫育機關竝ニ醫療及豫防施設ノ擴充ヲナスト共ニ醫育ヲ刷新シ豫防醫學ノ研究及普及ヲ圖ルコト

第五 資質增強ノ方策

資質ノ增強ハ國防及勤勞ニ必要ナル精神的及肉體的ノ素質ノ增強ヲ目標トシテ計畫ス

- (イ) 國土計畫ノ遂行ニヨリ人口ノ構成及分布ノ合理化ヲ圖ルコト、特ニ大

都市ヲ疎開シ人口ノ分散ヲ圖ルコト

之ガ爲工場、學校等ハ極力之ヲ地方ニ分散セシムル如ク措置スルモノトス

(ロ) 農村ガ最モ優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タル現状ニ鑑ミ、内地農業人口ノ一定數ノ維持ヲ圖ルト共ニ日滿支ヲ通ジ内地人人口ノ四割ハ之ヲ農業ニ確保スル如ク措置スルコト

(ハ) 學校ニ於ケル青少年ノ精神的及肉體的鍊成ヲ圖ルコトヲ目的トシテ、教科ノ刷新ヲ行ヒ訓練ヲ強化シ、教育及訓練方法ヲ改革スルト共ニ體育施設ノ擴充ヲナスコト

(ニ) 都市人口激增ノ現状ニ鑑ミ特ニ都市ニ於ケル青少年ノ心身ノ鍊成ヲ強化シテ之ヲシテ優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タラシムルコト

(ホ) 青年男子ノ心身鍛鍊ノ爲一定期間義務的ニ特別ノ團體訓練ヲ受ケシムル制度ヲ創設スルコト

(ヘ) 各種厚生體育施設ヲ大量ニ増加スルト共ニ健全簡素ナル國民生活様式ヲ確立スルコト

(ト) 優生思想ノ普及ヲ圖リ、國民優生法ノ強化徹底ヲ期スルコト

第六 資料ノ整備

一、人口動態及靜態ニ關スル統計ヲ整備改善スルコト

二、國民體力法ノ適用範圍ヲ擴張シ其ノ内容ヲ充實スルト共ニ其ノ他ノ體力及保健ニ關スル資料ヲ整備充實スルコト

第七 機構ノ整備

一、人口問題ニ關スル統計、調査、研究ノ機構ヲ整備充實スルコト

二、人口政策ノ企畫、促進及實施ノ機構ヲ整備充實スルコト